主要国 ECA 及び地域開発金融機関の活動状況

2013 年 3 月

日本機械輸出組合

目次

1　欧米主要国の ECA 制度の実態と特定国・分野における支援実態等 1
1.1　米国：米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States：EXIM） 3
1.1.1　組織概要 3
1.1.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 6
1.1.3　国内企業支援の実施状況 14
1.2　カナダ：カナダ輸出開発公社（Export Development Canada：EDC） 17
1.2.1　組織概要 17
1.2.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 20
1.2.3　国内企業支援の実施状況 24
1.3　英国：英国輸出ファイナンス（UK Export Finance：UKEF）／英国輸出信用保証局（Exports Credits Guarantee Department：ECGD） 26
1.3.1　組織概要 26
1.3.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 29
1.3.3　国内企業支援の実施状況 33
1.4　ドイツ：ユーラーヘルメス社（Euler Hermes Kreditversicherungs-AG：Euler Hermes） 38
1.4.1　組織概要 38
1.4.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 46
1.4.3　国内企業支援の実施状況 51
1.5　フランス：フランス貿易保険会社（La Compagnie française d'assurances pour le commerce extérieur：Coface） 53
1.5.1　組織概要 53
1.5.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 56
1.5.3　国内企業支援の実施状況 59
1.6　イタリア：イタリア外国貿易保険株式会社（Servizi Assicurativi del Commercio Estero S.p.A.：SACE） 62
1.6.1　組織概要 62
1.6.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 64
1.6.3　国内企業支援の実施状況 72
1.7　スペイン：スペイン開発金融公庫（Instituto de Credito Oficial：ICO） 76
1.7.1　組織概要 76
1.7.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 81
1.7.3　国内企業支援の実施状況 87
1.8　デンマーク：デンマーク輸出信用基金（Eksport kredit Founden：EFK） 90
1.8.1　組織概要 90
1.8.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 93
1.8.3　国内企業支援の実施状況 101
1.9　ノルウェー：ノルウェー輸出信用保証協会（Garanti-Instituttet for Eksport Kreditt：GIEK） 103
1.9.1　組織概要 103

1.9.2 輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 106
1.9.3 国内企業支援の実施状況 111
1.10 オーストラリア：オーストラリア輸出金融保険公社（Export Finance and Insurance Coporation：EFIC） 114
1.10.1 組織概要 114
1.10.2 輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法 119
1.10.3 国内企業支援の実施状況 124

2 地域開発金融機関における制度の概要及び欧米企業の利用状況 127
2.1 グローバル：国際金融公社（International Finance Corporation：IFC） 129
2.1.1 組織概要 129
2.1.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要 139
2.2 米州：米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB） 145
2.2.1 組織概要 145
2.2.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要 151
2.3 欧州：欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development：EBRD） 158
2.3.1 組織概要 158
2.3.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要 169
2.4 イスラム：イスラム開発銀行（Islamic Development Bank：IDB） 173
2.4.1 組織概要 173
2.4.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要 182
2.5 アフリカ：アフリカ開発銀行（African Development Bank：AfDB） 187
2.5.1 組織概要 187
2.5.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要 194

図表目次

図 1　地域別エクスポージャーの割合（2012 年度）.....7
図 2　EXIM のターゲット市場（図中国名が明記されている部分）.....8
図 3　UKEF 執行委員会と組織概要.....27
図 4　2011-2012 年度の UKEF 支援の地域別割合.....30
図 5　輸出信用保証制度に関する組織図.....40
図 6　コミットメント総額推移（単位：100 万ユーロ）.....42
図 7　エクスポージャー額推移（単位：10 億ユーロ）.....43
図 8　年次決算推移（単位：100 万ユーロ）.....44
図 9　2011 年の商業リスクによる保険金の回収金額上位国（単位 100 万ユーロ）.....45
図 10　2011 年度商業リスクによる保険金の支払金額上位国（単位：100 万ユーロ）.....45
図 11　2011 年度単一取引額の業種別割合.....50
図 12　コファス社 2011 年度自己勘定貸借対照表（単位：1,000 ユーロ）.....55
図 13　2007 年～2011 年にコファス社が実施した再保険業務数.....57
図 14　2011 年度再保険業務の対象地域.....57
図 15　コファス社が評価を行ったプロジェクトのセクター別割合.....58
図 16　SACE グループ関係図.....62
図 17　SACE の地域別エクスポージャーの割合（2011 年 12 月末）.....65
図 18　2011 年度の新規契約締結の地域別割合.....65
図 19　2011 年度の SACE BT による保険提供地域.....66
図 20　ICO 投融資ポートフォリオ（2012 年 6 月 30 日現在）.....79
図 21　2011 年 ICO 資金調達総額における中・長期ファンドと短期ファンドの比率.....80
図 22　EKF 組織図.....91
図 23　2007 年度～2011 年度の EKF が管理するエクスポージャー額の推移.....93
図 24　2011 年度の EKF の地域別保証エクスポージャー.....94
図 25　2011 年度の EKF 保証エクスポージャー産業分野別割合.....94
図 26　保証ポートフォリオ（2012 年 6 月現在）.....108
図 27　EFIC 組織図概要.....115
図 28　産業別支援額（2011 年度）.....119
図 29　業界別支援件数（2011 年度）.....120
図 30　商用勘定における地域別エクスポージャー額（2011 年度）.....121
図 31　国益勘定における国別エクスポージャー額（2011 年度）.....121
図 32　金融商品別の支援額及び全体に占める割合（2011 年度）.....123
図 33　IFC 組織図.....131
図 34　産業分野別投資額割合.....137
図 35　IFC による主な地域別融資の割合.....138
図 36　IDB 組織図.....147
図 37　開発援助分野別融資額比率.....148
図 38　EBRD 組織図.....160
図 39　2011 年度セクター別 EBRD 投資額の割合.....163
図 40　IDB 組織図.....176
図 41　IDB によるこれまでの融資・援助分野内訳.....180

図 42　AfDB 組織図 189
図 43　援助対象地域別助成割合 192
図 44　2011 年度融資・グラント拠出のセクター別内訳 193

表 1　EXIM 理事会の構成 3
表 2　2008 年度～2013 年度の EXIM に割り当てられた予算及び経費上限額 5
表 3　2008 年度～2012 年度の融資承諾額（単位：100 万ドル） 6
表 4　地域別エクスポージャー額（単位：100 万ドル） 6
表 5　ターゲット市場への支援額（単位：100 万ドル） 8
表 6　産業別エクポージャー額及びその割合（単位：100 万ドル） 9
表 7　2007～2012 年における輸出企業別に見た EXIM による融資総額および当該支援に基づく輸出総額（単位：100 万ドル） 10
表 8　理事会構成メンバー 18
表 9　エグゼクティブ・マネジメント・チーム構成メンバー 18
表 10　2010 年度及び 2011 年度の EDC の貸借対照表（単位：100 万カナダドル） 19
表 11　自己勘定実績（単位：100 万カナダドル） 20
表 12　政府勘定実績（単位：100 万カナダドル） 20
表 13　地域別エクスポージャー額（単位：100 万カナダドル） 21
表 14　2011 年度主要市場別実績（単位：100 万カナダドル） 21
表 15　産業別エクスポージャー（単位：100 万カナダドル） 22
表 16　UKEF の貸借対照表（単位：1,000 ポンド） 28
表 17　UKEF の過去 5 年間の財務状況概要（単位：100 万ポンド） 29
表 18　UKEF による支援産業別割合（%） 29
表 19　2011-2012 年度の保証商品別支援額（単位：100 万ポンド） 32
表 20　2011-2012 年度の保証・保険発行対象リスト（単位：ポンド） 33
表 21　年次財務会計概要（単位 100 万ユーロ） 44
表 22　支払請求金額推移（単位：100 万ユーロ） 45
表 23　国別上限金額（単位：100 万ユーロ） 46
表 24　地域別保証金額（単位：100 万ユーロ） 47
表 25　国別新規保証金額（単位：100 万ユーロ） 47
表 26　国別リスク残高（単位：10 億ユーロ） 49
表 27　業種別単一取引額（単位：100 万ユーロ） 49
表 28　SACE 取締役会のメンバー 63
表 29　2010 年度及び 2011 年度の SACE 貸借対照表（単位：1,000 ユーロ） 64
表 30　2011 年～2012 年における SACE グループによる企業別支援一覧 66
表 31　ICO 運営審議会の構成 77
表 32　運営委員会の構成及び各部門主要部局長 77
表 33　2006～2011 年度の ICO の資金調達状況（単位：100 万ユーロ） 80
表 34　2006 年～2012 年第 3 四半期までの財務概要（単位：100 万ユーロ） 80
表 35　2010 年度と 2011 年度の ICO 直接融資対象地域（単位：100 万ユーロ） 82
表 36　2010 年度と 2011 年度の ICO セカンド・フロア融資対象地域（単位：100 万ユーロ） 82
表 37　セクター別直接投資額（2010～2011 年、単位：100 万ユーロ） 83

表 38　アクシス社が投資した企業例 83
表 39　EKF 理事会の構成 90
表 40　EKF 幹部メンバー 91
表 41　2010 年度及び 2011 年度　EKF 決算概要（単位：100 万デンマーククローネ） 92
表 42　EKF が支援した企業例 95
表 43　GIEK の理事会メンバー 103
表 44　2010 年度及び 2011 年度 GIEK の輸出信用に関する保証制度における損益計算表 105
表 45　2010 年度と 2011 年度の地域別輸出総額（単位：100 万ノルウェークローネ） 106
表 46　一般保証制度における保証債務総額（単位：100 万ノルウェークローネ） 106
表 47　一般保証制度における産業別保証債務額（単位：100 万ノルウェークローネ） 107
表 48　2012 年度に GIEK の支援を受けた主な企業とその事業分野 108
表 49　2010 年度及び 2011 年度の EFIC の貸借対照表（単位：100 万ドル） 118
表 50　2011 年度支援額最多企業 10 位（単位：100 万ドル） 120
表 51　EFIC 法に基づいて EFIC が提供する金融商品 123
表 52　IDB 加盟の借り入れ国 145
表 53　IDB 加盟の非借り入れ国 146
表 54　EBRD 開発援助対象国一覧 158
表 55　EBRD ドナー国・機構一覧 159
表 56　IDB 加盟国一覧 173
表 57　出資額上位 12 カ国の出資額と投票権数及びその割合 174
表 58　IDB グループを構成する組織・団体 177
表 59　IDB グループ機関別 1432H 年度（2011-2012 年）資本金内訳 181
表 60　AfDB 加盟国（アフリカ地域メンバー国） 188
表 61　アフリカ地域メンバー国以外の AfDB 加盟国 188

はじめに

本報告書は、欧米諸国の企業が他国への市場参入及び、製品・サービスの普及に向けて利用している輸出信用機関（Export Credit Agency：ECA）及び地域開発金融機関の概要と具体的な支援事業について調査した内容を取りまとめたものです。

1 章では、欧米主要国 10 カ国（米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、デンマーク、ノルウェー、オーストラリア）の輸出支援機関を調査対象とし、各機関の組織概要、輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法、国内企業支援の実施状況について紹介しています。そして 2 章では、地域開発金融機関 5 機関（国際金融公社、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、イスラム開発銀行、アフリカ開発銀行）の組織概要及び最近実施された欧米企業との共同事業の概要について取りまとめています。

特に、支援実施状況の事例調査においては、近年行われた機械類分野の輸出支援事例に関する情報を多く取り込みました。機械類分野における支援の具体的事例に関する公開情報がない機関については、どの分野での支援事業に力を入れているかを提示するなど、可能な限り日本企業の海外戦略の参考になるような具体例を盛り込むよう努めました。

本報告書が日本の PE 企業による海外インフラビジネス展開の一助となれば幸いです。

日 本 機 械 輸 出 組 合
プラント業務グループ

1　欧米主要国の ECA 制度の実態と特定国・分野における支援実態等

本章では、欧米主要国の輸出信用機関（Export Credit Agency：ECA）の概要と、各 ECA が自国内企業の海外展開に向けて行う支援について取りまとめることとする。本章で取り上げるのは、以下の ECA10 機関である。

- 米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States：EXIM）
- カナダ輸出開発公社（Export Development Canada：EDC）
- 英国輸出ファイナンス（UK Export Finance：UKEF）／英国輸出信用保証局（Exports Credits Guarantee Department：ECGD）
- ドイツ・ユーラーヘルメス社（Euler Hermes Kreditversicherungs-AG：Euler Hermes）
- フランス貿易保険会社（La Compagnie française d'assurances pour le commerce extérieur：Coface）
- イタリア外国貿易保険株式会社（Servizi Assicurativi del Commercio Estero S.p.A.：SACE）
- スペイン開発金融公庫（Instituto de Credito Oficial：ICO）
- デンマーク輸出信用基金（Eksport kredit Founden：EFK）
- ノルウェー輸出信用保証協会（Garanti-Instituttet for Eksport Kreditt：GIEK）
- オーストラリア輸出金融保険公社（Export Finance and Insurance Coporation：EFIC）

1.1　米国：米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States：EXIM）

米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States: EXIM）は、米国の財・サービスの輸出拡大によって雇用を維持・創出することをミッションとする連邦独立機関で、米国輸出入銀行憲章（1945 年輸出入銀行法、Export-Import Bank Act of 1945）に基づいて運営されている。活動期間（授権期間）の延長と与信限度額（融資、保証、保険残高の合計）の設定には連邦議会による再授権が必要となっており[1]、2012 年 5 月 30 日に成立した最新の EXIM 再授権法で、再授権期限は 2014 年 9 月 30 日まで、そして、与信限度額上限は 2012 年度は 1,200 億ドル、2013 年度は 1,300 億ドル、2014 年度は 1,400 億ドルとすることが決まった[2]。本部はワシントン DC にある。

1.1.1　組織概要

1.1.1.1　組織形態[3]

EXIM は、その運営と機能に必要な規約の修正、採択などを行う、総裁兼議長、副総裁兼副議長それぞれ 1 人ずつと 3 人の理事、そして、商務省（Department of Commerce）の長官及び米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative：USTR）の代表の合計 7 人で構成される理事会によって運営されている。商務長官と USTR 代表以外の 5 人の理事は、連邦議会上院の助言と同意に基づき、大統領が任命する。なお、理事の任期は 4 年となっており、5 人のうち 1 人は中小企業から選ばれる。総裁兼議長は、EXIM の理事会および理事を代表し、EXIM の事業全般に責任を負い、理事会が業務全般を熟知するよう努め、職員を監督する地位にある[4]。なお、理事会は EXIM の大型案件を承認する権限を持ち、スタッフの勧告を考慮に入れた上で、返済保証が合理的なものかどうか最終決定を行う。特に 1,000 万ドル以上のエクスポージャー（融資、保証、保険の合計残高）を提供する場合は、通常、理事会の承認を必要とする[5]。現在の EXIM 理事会の構成は以下の通り。

表 1　EXIM 理事会の構成

総裁兼議長	Fred P. Hochberg[6]
副総裁兼副議長	Wanda Felton
理事	Patricia M. Loui
	Sean Mulvaney
	Larry Walther
商務省ボードメンバー、指定職理事	Rebecca Blank[7]
米国通商代表部ボードメンバー、指定職理事	Ron Kirk[8]

出典：EXIM, About Us, http://www.exim.gov/about/whoweare/leadership/boardofdirectors/index.cfm

[1] http://www.exim.gov/about/whoweare/charterbylaws/　Charter の Section2(b)
[2] The Export-Import Bank Reauthorization Act (H.R.2072).
[3] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[4] http://www.exim.gov/about/whoweare/charterbylaws/　Charter の Section3
[5] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[6] 1999 年、クリントン政権時に中小企業庁（Small Business Administration：SBA）の副長官を務めた経歴を持つ。2008 年の大統領選挙の際、オバマ氏の選挙活動資金の調達を担当し、オバマ政権成立時にはトランジションチームの 1 員を務めた。2009 年 4 月に現職に就任。
[7] 商務省長官代理（Acting Secretary of Commerce and Deputy Secretary of Commerce）
[8] 米国通商代表部（USTR）代表。なお、カーク氏は 2013 年 2 月で USTR 代表を退職予定。

また、諮問委員会は環境、製造業、商業、金融、農業、労働団体、サービス業、州政府、繊維業界を代表する計 17 名で構成されており、年に 4 回開催される会合で EXIM のポリシーやプログラムの開発と実施について議論し、理事会に助言を行っている[9]。なお、諮問員会のメンバーのうち、最低 3 名は中小企業、最低 2 名は労働団体、最低 2 名は環境に関する非政府組織を代表する者でなければならず、委員は総裁の勧告に基づき理事会が任命することになっている。

1.1.1.2 事業内容

EXIM は、国際市場と同等の条件で輸出金融や輸出信用を提供し、米国の財・サービスが外国製品と対等に競争できるように支援しており、民間の金融機関と競合しないことを条件に、①直接融資、②融資保証、③運転資金保証、④輸出信用保険、⑤ファイナンスリース保証、⑥特別イニシアティブの 6 つの業務を行っている[10]。各業務については 1.1.2.4 で後述する。

1.1.1.3 予算

EXIM の元々の財源は、EXIM が設立された時に連邦政府から拠出された 10 億ドルの資本金である。2007 年度までの EXIM の運営メカニズムは、年度初めに財務省（Department of Treasury）から EXIM に対して当該年度の信用プログラム（credit program）の予想経費分の資金が歳出され、同時に EXIM は融資の返済金や利息収入などを利用して財務省からの歳出分を返済する形となっていた。また、財務省への返済を行った後に余剰が出た場合、その余剰は EXIM の内部留保とはならず、財務省の一般財源（General Fund）として連邦政府の歳入扱いとされていた[11]。

しかし、実際、EXIM が回収する返済金や利息収入は、EXIM プログラム経費をカバー可能であるのみならず、運営費（administrative costs）も十分に賄うことができていたことから、2008 年度以降は、EXIM の運営費に対する連邦予算からの歳出は行われていない。具体的に EXIM は、サービス手数料および融資の利息収入の合計から予想損失を差し引いた金額である相殺歳入と、2007 年度まで一般財源に戻されていた余剰金の一部を合わせたものを内部留保として EXIM の財源とし、運営費とプログラム経費をカバーする独立採算組織として運営されるようになっている[12]。また EXIM は、財務省から上限 60 億ドルまで直接借入ができる他、連邦資金調達銀行（Federal Financing Bank）から融資金（line of credit）[13]を借り入れることもできる[14]。

なお、2011 年度の EXIM の相殺歳入は 7 億 110 万ドルで、このうち 1 億 5,940 万ドルを運営費（9,130 万ドル）及びプログラム費（6,810 万ドル）に、2012 年度に関しては、相殺歳入は 10 億 160 万ドルで、このうち 1 億 6,240 万ドルを運営費（9,030 万ドル）とプログラム費（7,210 万ドル）に充てている[15]。相殺歳入から運営費・プログラム費分を引いた額の中から、歳出法で認

---

[9] http://www.exim.gov/about/whoweare/charterbylaws/ Charter の Section3(d)
[10] http://www.exim.gov/products/index.cfm
[11] http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf
http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[12] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[13] ただし 1997 年以降、EXIM は連邦資金調達銀行から借り入れを行っていない。
http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf
[14] 同上
[15] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf

められる金額[16]を EXIM の内部留保として繰り越し、EXIM の来年度のプログラム経費の財源に割り当てることとなる[17]。また、繰越金は上限を 4 年として EXIM が保有することが可能である[18]。

EXIM の運営資金は上記で述べた通り、連邦予算から配分されることはないが、EXIM の監察総監局（Office of Inspaector General：IOG）に対しては毎年、連邦予算から割り当てがあり、2012 年度は 400 万ドル、2013 年度は 440 万ドルが拠出されている[19]。また、独立採算制が取られているものの、EXIM が 1 年間で費やすことができる信用及び保険プログラム経費と運営費の上限額も歳出法の中に明記されている。2012 年度においては、信用及び保険プログラム経費として EXIM が利用できる上限額は 5,800 万ドルで、運営費の上限額は 8,990 万ドルと定められていた[20]。一方 2013 年度は、前者は 3,800 万ドル、後者は 9,490 万ドルとなっている[21]（表 2 参照）。

表 2　2008 年度～2013 年度の EXIM に割り当てられた予算及び経費上限額
（単位：100 万ドル）

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度予測	2013 年度確定
監察総監局室	1	1	2.5	2.5	4	4.4
信用・保険プログラム経費	68	41	58	58	58	38
運営費	78	82	84	84	90	94.9

出典：Shayerah Ilias, “Export-Import Bank: Background and Legislative Issues”
http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf
House Committee on Appropriariotns “State, Foreign Operations, and Related Programs Appropriation Bill 2013”, http://appropriations.house.gov/uploadedfiles/sfops-fy13-fullcommitteereport.pdf

表 3 は、2008 年度～2012 年度における EXIM の融資承諾額（Authorization）である。特に、民間セクターの流動性資産（liquidity）が不足していたことや米国の輸出が増加傾向にあったことから、2010 年度の融資承諾額は 2008 年度比で約 38％増となっており、さらに 2010 年度に EXIM の 5 年間戦略計画（1.1.2.2 に後述）が発表されたことを受けて、これ以降も融資承諾額が増額されている。

[16] 2012 年度の会計で EXIM に許可された内部留保金額の上限は 5,000 万ドルであった。5,000 万ドルを超えた余剰分は一般財源に戻されることになっている。
http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf
[17] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
2011 年度のプログラム経費の支払いには、前年度までの繰越金が使用されたと報告されている。
[18] http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf
[19] http://appropriations.house.gov/uploadedfiles/sfops-fy13-fullcommitteereport.pdf
[20] http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf
[21] http://appropriations.house.gov/uploadedfiles/sfops-fy13-fullcommitteereport.pdf
なお、2013 年度大統領予算教書では、前者は要求額通りであったが、後者の要求額は 1 億 390 万ドルであったことから、900 万ドル減額となっている。

表 3　2008 年度～2012 年度の融資承諾額（単位：100 万ドル）

	2008 年度	2009 年度	20010 年度	2011 年度	2012 年度
長期					
融資（loan）	356.0	3,025.5	4,255.5	6,315.0	11,751.7
保証（guarantees）	8,101.5	9,628.5	10,225.0	15,479.4	14,879.6
長期小計	8,457.5	12,654.0	14,480.5	21,794.4	26,631.3
中期					
融資（loan）	-	-	5.1	7.9	12.8
保証（guarantees）	697.0	315.2	702.5	693.0	186.8
保険（insurance）	228.0	237.3	312.9	238.8	165.0
中期小計	925.0	552.5	1,020.5	939.7	364.6
短期					
運転資金（working capital）	1,380.9	1,531.0	2,178.5	3,228.0	3,254.1
保険（insurance）	3,635.5	6,275.8	6,788.3	6,765.0	5,534.3
短期小計	5,016.4	7,806.8	8,966.8	9,993.0	8,788.4
使途指定金（tied aid）	-	7.8	-	-	-
融資承諾総額	**14,398.8**	**21,021.1**	**24,467.8**	**32,727.1**	**35.784.3**

出典：EXIM 2012 Annual Report,
http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf

1.1.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.1.2.1　対象地域

EXIM は 178 カ国にエクスポージャー（融資・保証・保険の総額）を持ち、2011 年度のエクスポージャー総額は 891 億 5,200 万ドルで、2012 年度は前年度比 19.6%増の 1,066 億 4,640 万ドルであった。エクスポージャーが最も多い地域はアジアで全体の約 40%を占め、次いでラテンアメリカ・カリビアン、欧州、北米、オセアニア、アフリカの順になっている[22]。下表 4 は、過去 5 年間における地域別エクスポージャー額を示したもので、図 1 は 2012 年度の金額を元に各地域のエクスポージャーが全体に占める割合を示したものである。なお、エクスポージャーの地域別割合は、過去 5 年間ほとんど変化はない。

表 4　地域別エクスポージャー額（単位：100 万ドル）

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
アジア	23,925.6	28,271.2	27,655.2	32,832.3	42,345.3
ラテンアメリカ・カリビアン	13,618.1	14,222.2	15,606.3	19,728.3	22,104.6
欧州	6,447.1	6,897.2	7,907.3	10,772.7	11,303.8
北米	5,152.2	6,136.1	7,773.9	9,352.9	10,579.3

[22] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf

	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
オセアニア	1,135.0	1,394.5	4,601.9	5,372.5	8,305.0
アフリカ	4,011.0	4,555.8	4,949.4	4,832.5	5,770.8
その他	4,183.8	6,510.8	6,719.9	6,260.8	6,237.6
合計	58,472.8	67,987.8	75,213.9	89,152.0	106,646.4

出典：同上

図 1　地域別エクスポージャーの割合（2012 年度）

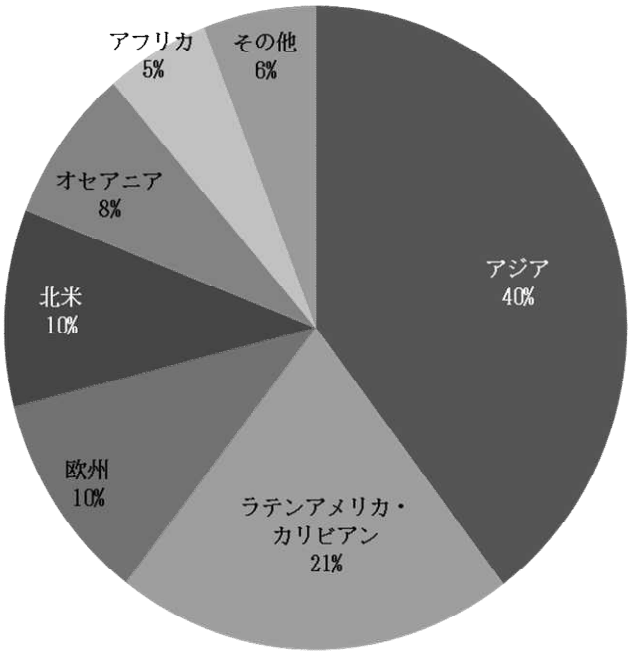

出典：EXIM, 2012 Annual Report
http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf
を元にワシントンコア作成。

1.1.2.2　主要市場

2010 年度に、EXIM の総裁兼議長は、EXIM 組織を強化し、より多くの米国企業に対して輸出支援を提供するため、そして議会からの要求に応えるために、①特定の事業分野の開発及び効果的なパートナーシップを通じて EXIM のサービスを拡大すること、②顧客に対するサービスを向上させること、③質の高いパフォーマンスとイノベーションを育成する環境を創出すること、の 3 つの目標を掲げた 5 年間に亘る戦略計画を発表した。また、この戦略計画には、ブラジル、コロンビア、インド、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、南アフリカ、トルコ、ベトナムの 9 つの新興市場（図 2）を、米国の財・サービスの積極的な輸出を目指すターゲット市場として位置付け、各市場に対する事業計画やアウトリーチ策を策定するとしている[23]。

[23] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf

図 2　EXIM のターゲット市場（図中国名が明記されている部分）

出典：EXIM, 2011 Annual Report
http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf

中でも、EXIM は 2010 年メキシコの国立公共事業銀行（National Bank of Public Works and Services）との間で、メキシコの「国家インフラ計画（National Infrastructure Program：NIP）[24]」を推進するため、10 億ドルを上限とする融資に関する合意覚書を締結したことを発表している。メキシコ政府はインフラ整備の遅れが同国の競争力低下を招いているとして、NIP の枠組みを利用して、運輸、交通、エネルギー、公共事業部門の民活・民営化と外資系企業の参入を奨励しており、今回の合意を元に、EXIM はメキシコ政府とともに、支援対象となるプロジェクトを選定する予定である[25]。

過去 5 年間における、上記 9 市場への支援額（Authorizations）は表 5 の通りである。

表 5　ターゲット市場への支援額（単位：100 万ドル）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
ブラジル	874.9	436.2	552.9	409.7	1,037.8
コロンビア	6.5	1.4	17.9	3,727.0	374.8
インド	1,004.7	2,201.3	53.2	2,876.8	209.2
インドネシア	5.2	279.5	328.3	550.7	19.9
メキシコ	1,436.1	1,693.2	2,234.4	1,707.7	2,836.6

[24] 2007 年 7 月にフェリペ・カルデロン大統領（Felipe Calderón Hinojosa）が打ち出した複数年に亘る国家インフラ投資計画である。インフラ整備の遅れがメキシコの競争力を低下させているとの認識のもと、2007 年～2012 年に亘り、当時の為替レートで総額約 2,260 億ドルを運輸、通信、上下水道、灌漑・治水、エネルギーといったインフラセクターに投資し、これらのセクターの強化を目指すとしていた。2007 年～2011 年のカルデロン政権下では、インフラ投資額は平均で GDP 比率 4.59%であったとのことで、2000 年～2006 年のフォックス前政権時での同比率 3.44%よりも 1 ポイント以上増加した。なお、カルデロン大統領は 2012 年 11 月末で任期を満了している。
http://www.jbic.go.jp/ja/report/reference/2012-026/jbic_RRJ_2012026.pdf
https://www.joi.or.jp/modules/downloads_open/index.php?page=visit&cid=13&lid=735

[25] http://www.exim.gov/newsandevents/releases/2010/ex-im-bank-banobras-sign-memorandum-to-support-up-to-1-billion-in-u-s-exports-to-back-mexicos-infrastructure.cfm

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
ナイジェリア	98.4	194.0	47.2	21.7	19.7
南アフリカ	0.4	2.0	1.8	937.4	129.6
トルコ	586.4	220.9	634.5	2,104.0	737.1
ベトナム	-	1.9	0.7	1.1	127.7
合計	**4,212.6**	**5,030.4**	**3,870.9**	**12,336.1**	**5,492.4**

出典：EXIM, 2011 Annual Report
http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf

1.1.2.3 対象企業

EXIM は、新興市場で増加しつつある中流階級の消費者のニーズに応えることが米国の財・サービスの輸出機会の拡大につながるとみて、航空産業、石油・ガス、再生可能エネルギーを含む発電事業、建設、農業関連、医療機器、鉱業といった産業分野の輸出支援に力を入れている。表 6 に示すように、最もエクスポージャーが高い産業分野は航空輸送（Air Transportation）産業で、2012 年度のエクスポージャー額は 494 億 1,960 万ドルと全体の 46.3％を占めている。航空輸送産業に次いでエクスポージャー額が高いのは、製造業、石油・ガス産業、発電事業、その他、の順になっている[26]。

表 6　産業別エクポージャー額及びその割合（単位：100 万ドル）

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
航空輸送	27,671.2 47.3%	33,203.0 48.8%	35,370.6 47.0%	43,014.5 48.2%	49,419.6 46.3%
製造業	4,915.9 8.4%	4,614.5 6.8%	8,904.7 11.8%	12,499.8 14.0%	18,091.0 17.0%
石油・ガス	7,482.6 12.8%	8,014.7 11.8%	10,408.5 13.8%	10,916.6 12.2%	13,938.7 13.1%
発電事業	3,830.1 6.6%	4,448.5 6.5%	4,599.1 6.1%	6,818.8 7.6%	8,649.2 8.15
その他	14,573.0 24.9%	17,707.1 26.1%	15,931.0 21.3%	15,902.3 18.0%	16,547.9 15.5%
合計	58,472.8 100.0%	67,987.8 100.0%	75,213.9 100.0%	89,152.0 100.0%	106,646.4 100.0%

出典：同上

なお、航空輸送産業の中に分類される「衛星事業」は、米国製の衛星に対する需要が世界的に拡大していることを反映して、近年輸出支援額が伸びている。2010 年度より以前の過去 15 年間に亘っては、EXIM による衛星関連の輸出支援額は年間約 5,000 万ドル程度に過ぎなかったものの、2010 年度はこれが 4 億ドル、そして 2011 年度は 13 億ドル以上と急増している[27]。

2007～2012 年の EXIM による融資総額上位 30 社とその輸出総額は表 7 の通りで、ボーイング社（Boeing）が上位 4 位を占め、同社に対する輸出支援が突出していることがわかる[28]。EXIM による融資及び長期保証の大半は、ボーイング社の航空機を国外に販売するために拠出されてお

[26] EXIM, 2012 Annual Report,
http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf
[27] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[28] このため、EXIM は「ボーイング社の銀行（Boeing's Bank）」と揶揄されることもある。
http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf　19 ページ

り、それが全体に占める割合は 2009 年度は約 88%、2010 年度は約 63%、そして 2011 年度は約 56%であった[29]。2010 年度において、EXIM の支援を利用したボーイング社による輸出額は約 344 億ドルで、カレンダー年の 2010 年では、同社の全民間航空機販売数の 3 分の 1 に相当する 161 機を EXIM による保証やその他の金融支援策を利用して海外へ販売したと報告している[30]。

表 7　2007～2012 年における輸出企業別に見た EXIM による融資総額および当該支援に基づく輸出総額（単位：100 万ドル）

輸出企業（所在州）	製品分野	EXIMの融資総額	EXIMの支援に基づく輸出総額
Boeing Company（ワシントン州）	輸送機器製造販売	13,501.57	29,908.46
Boeing Company（ワシントン州）	輸送機器製造販売	8,500.89	18,535.08
Boeing Company（ワシントン州）	分類不明	6,665.78	15,353.14
Boeing Company（ワシントン州）	輸送機器製造販売	5,784.01	13,765.59
Rastelli Brothers, Inc.（ニュージャージー州）	食品製造販売	1,092.68	1,092.68
Noble Drilling Corporation（テキサス州）	石油・ガス採取	965.55	1,182.98
Spv/Aviation Capital Group Corp.（カリフォルニア州）	分類不明	685.67	1,348.19
Boeing Company（イリノイ州）	輸送機器製造販売	666.48	923.40
Solar Turbines Invorporated（カリフォルニア州）	分類不明	625.03	761.88
Ford Motor Credit Company（ミシガン州）	自動車・自動車部品製造販売	550.00	7,300.00
Caterpillar Inc.（イリノイ州）	機械製造販売	449.65	663.42
Bechtel Corporation（テキサス州）	専門・科学・技術サービス	372.30	416.24
ABRO Industries, Inc.（インディアナ州）	機械製造販売	371.53	371.53
Navistar International Corp（イリノイ州）	自動車・自動車部品製造販売	360.00	492.00
Global Export Marketing Co., Ltd.（ニューヨーク州）	食品製造販売	346.81	346.81
Deere & Company（イリノイ州）	機械製造販売	342.61	422.84
Unical Aviation Inc.（カリフォルニア州）	輸送機器製造販売	332.51	322.51
CNH American LLC（イリノイ州）	機械製造販売	300.00	300.00
Aquatech International Corporation（ペンシルバニア州）	金属製品製造販売	279.00	324.50
Cbi Company Ltd（テキサス州）	専門工事業	276.79	270.19
Nabors Industries Inc（テキサス州）	石油・ガス採取	267.57	348.11

[29] http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42472.pdf　19 ページ
[30] http://financialservices.house.gov/media/pdf/031011scherer.pdf

輸出企業（所在州）	製品分野	EXIMの融資総額	EXIMの支援に基づく輸出総額
GE Engine Services, Inc（オハイオ州）	その他のサービス	237.25	296.82
Cnh America Llc（イリノイ州）	自動車・自動車部品製造販売	236.83	2,260.40
Cessna Aircraft Company（カンザス州）	輸送機器製造販売	221.03	281.86
GE Energy（ニューヨーク州）	分類不明	218.20	326.04
General Electric Company Inc（ニューヨーク州）	その他のサービス	218.17	321.69
Diamond Offshore (Usa) Llc（テキサス州）	分類不明	218.14	288.45
Connell Company（ニュージャージー州）	農産物生産販売	205.81	205.81
Schlumberger Technology Corp（テキサス州）	石油・ガス採掘	203.26	252.29
Noble Contracting Sarl（テキサス州）	分類不明	202.93	270.48

注 1：数値は小数点以下第 2 位を四捨五入している。
注 2：製品分野は EXIM による分類をそのまま利用しているが、「分類不明」については出典では「Unknown Group 2」と記載されており、具体的な定義が行われていない。
出典：EXIM ウェブサイト（http://www.exim.gov/congmap/ 最終閲覧日: 2013 年 1 月 18 日）

1.1.2.4 支援事業内容

EXIM は米国企業支援として以下の 6 つの業務を行っている[31]。

（1） 直接融資

国際的な信用力のある外国の民間企業および公的機関が米国の財・サービスを購入する場合に、購入資金を固定金利で直接融資する。融資対象となる分野は、米国の資本財、サービス、大規模プロジェクト向け輸出、中古機器、ソフトウェア、一部の銀行手数料・弁護士費用、一部のローカルコストなどで、一部を除き軍事・防衛関連は対象外となる。融資額は通常 1,000 万ドル以上で、融資対象となる財・サービスの総額の 85%、または米国の財・サービスの輸出額のいずれか少ない方の額となっている。米国産品以外が含まれる場合、輸入者は 15%以上の頭金が必要となる。返済条件は、借り手の財務状況、通常の返済条件、業界慣行、市場環境、カントリーリスク、耐用年数、OECD 公的輸出アレンジメント（OECD Arrangement on Officially Supported Export Credits）[32]、ベルン・ユニオン・ルール（Berne Union rules[33]）、外国の政府系機関が提示する条件など、様々な要素を考慮して決定される。

[31] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[32] OECD 加盟国の輸出者間の公平な競争環境の実現を目的とするもので、公的輸出信用機関が供与する公的支援の条件統一を目指し、仕向け先ごとに金利・期間等の基本的な融資条件を定めたもの。http://www.oecd.org/tad/exportcredits/theexportcreditsarrangementtext.htm
[33] ベルン・ユニオン（国際輸出信用保険機構、International Union of Credit & Investment Insures）が定める国際貿易における信用供与等の運用に関するルール。輸出信用保険の健全な慣行を規定し、特定市場向けの保険引受方針や特定貨物の輸出信用条件を調整する。http://www.berneunion.org

また融資期間は通常 7 年以上で、融資の対象となった財は、可能な限り米国籍貨物船（US Flag vessel）[34]を使用して米国から輸出されることとなっている。

（2） 融資保証

融資保証は、米国の財・サービスを購入する外国の民間企業や公的機関に購入資金を融資する金融機関に対して、当該民間企業・公的機関がデフォルトを起こした場合、未払いの元本と利息を保証するもので、政治リスクと商業リスクを 100%カバーする。

保証の対象となる融資の用途は、米国の資本財、サービス、中古機器、ソフトウェア、一部の銀行手数料・弁護士費用、一部のローカルコストなどで、一部を除き軍事・防衛関連は対象外となる。保証金額に上限・下限は設定せず、デフォルトが発生した場合、元本と未払利息を 100%保証する。ただし、中には 1 億ドルを上限とする融資を保証する中期保険もある。当該融資保証を受ける輸入者は、契約金額の 15%以上の頭金を用意する必要があり、返済条件は借り手の財務状況、通常の返済条件、業界慣行、市場環境、カントリーリスク、耐用年数、OECD 公的輸出アレンジメント、ベルン・ユニオン・ルール、外国の政府系機関が提示する条件など、様々な要素を考慮して決定される。保証期間は、資本財やサービスの輸出の場合は通常 5 年で、輸送用機器や大規模プロジェクト向けの輸出の場合は 10 年まで可能となる。

また、信用保証の対象となった財は、①信用保証額が 2000 万ドル以上、②返済期間が 7 年以上、の 2 点を満たす場合、米国籍船[35]を使用して米国から輸出しなければならない。

（3） 運転資金保証

運転資金保証とは、米国の財・サービスの輸出を促進する上で運転資金が必要な輸出者（通常、中小企業）に、担保付きで短期運転資金を融資する金融機関に対して、当該輸出者の金融機関に対する支払を保証するものである。

運転資金の保証を受ける輸出者の条件は、①米国に所在し、②1 年以上の経営経験を持ち、③債務超過でないこととなっている。また、製品の 50%は米国製品で、米国から輸出しなければならないという条件も課されている。ただし、米国製品が 50％未満の場合でも、EXIM は米国製品の比率に応じて輸出を支援する場合がある。

保証の対象となるのは、通常、元本および利息を含む融資額の 90％までで、保証金額に上下限は設定されていない。EXIM が適格と認める融資機関が上記輸出者に短期運転資金を融資する場合は、EXIM から事前に承認を得ていなくても EXIM の保証を前提にして融資手続きを進めることができる。保証対象の融資の融資期間は通常 1 年であるが、3 年まで延長可能である他、リボルビング融資も対象となる。また、短期運転資金については、輸出関連の売掛金と在庫を担保にして融資することになっている[36]。なお、融資保証した金額の信用状を発行する際には、通常、信用状の額面の 25％に相当する額を手数料として徴収するが、ケースバイケースで信用状の額面の 10％に減額することもある。

---

[34] 以下の条件による：Shipping on U.S. flag vessels is required for the following Ex-Im Bank transactions (http://www.exim.gov/generalbankpolicies/us-flag-shipping-requirements.cfm).

[35] 同上。

[36] 利息については EXIM ウェブサイトを参照（http://www.exim.gov/products/work_cap.cfm）。

(4)　輸出信用保険

輸出信用保険は、米国の輸出者に対して、政治的理由や商業的理由で外国の輸入者やその他の外国の債務者がデフォルトした場合の損失をカバーする保険である。短期保険では、輸出される米国製品の比率を 50%以上とし、米国から輸出するものとする。輸出される原材料、スペアパーツ、コンポーネント、およびその他の物品ならびにサービスが保険対象である場合、保険期間は 180 日であるが、資本財、耐久消費財、農産物の輸出の場合、一部を除いて 360 日とする。中期保険の保険金の支払は、輸出契約金額の 85%を上限とし、外国製品が 15%以上含まれる場合は米国製品のみをカバーする。

輸出信用保険には、上述の短期輸出保険と中期保険の他に、マルチバイヤー保険[37]、中小企業マルチバイヤー保険[38]、シングルバイヤー保険[39]、短期融資者保険[40]、銀行信用状保険[41]、金融機関バイヤークレジット保険[42]が用意されている[43]。

(5)　ファイナンスリース保証

ファイナンスリース保証とは、国際的な信用力のある外国の民間企業および公的機関が米国の財・サービスのリース契約の借り手であり、当該リース契約に対する保証がなければリース契約が締結できないか、採算の合わない利子率となる場合に、EXIM が同リース契約を保証するものである。保証の対象となるリース資産は、米国の資本財および関連サービス、中古機器、ソフトウェア、一部の銀行手数料・弁護士費用、一部のローカルコストなどで、一部を除き軍事・防衛関連は対象外となる。保証するリース契約金額の上限は 1,000 万ドルで、政治リスクと商業リスクを 100%カバーするが、借り手はリース契約金額の 15%以上の頭金を用意する必要がある。リース料金の返済方法は元金均等返済方式と元利均等返済方式の 2 種類がある。資本財と関連サービスのリース契約の場合、返済期間は通常 5 年である。返済条件は借り手の財務状況、通常の返済条件、業界慣行、市場環境、カントリーリスク、耐用年数、OECD 公的輸出アレンジメント、ベルン・ユニオン・ルール、外国の政府系機関が提示する条件など、様々な要素を考慮して決定されるが、個別の案件の経済的波及効果を考慮して、EXIM は保証条件および返済条件の設定については柔軟に対応している[44]。

(6)　特別イニシアティブ

EXIM は、中小企業や、環境、サブサハラアフリカ、医療機器分野に関連する企業、さらに、女性、マイノリティ、退役軍人などが経営する企業向けに特別な金融プログラム[45]を用意し

[37] オープンアカウントの信用条件で輸出者の売掛債権を保証する保険。
[38] 中小企業が実施する 500 万ドル以下の輸出に適用される保険。
[39] 単一のバイヤーを対象にした短期(1 年以内)の保険。
[40] 輸出者に融資・信用保証する金融機関向けの短期保険。
[41] バイヤーの取引銀行が発行した取消不能信用状が決済できないリスクから米国の金融機関を保護する保険。
[42] バイヤーに輸入代金を融資した金融機関を保護する保険。保険期間は通常 180 日以内であるが、大量の農産物や資本財の場合は期間が 360 日まで延長される。
[43] http://www.exim.gov/products/insurance/index.cfm
[44] http://www.exim.gov/products/finance-lease_guarantee.cfm
[45] EXIM Brochure, Winning the Future Through Exports

ているほか、航空機ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、サプライチェーン・ファイナンスなどの金融手法を活用した輸出支援を行っている[46]。

なお、2002 年輸出入銀行再授権法により、EXIM は毎年の融資、保証、保険を合わせた輸出支援総額の 20%以上を、中小企業支援に割り当てることとされている[47]。しかし実際は 20%以上はまだ達成されておらず、2010 年度は 20.7%で約 50 億ドル（3,091 件）、2011 年度は 18.4%で 60 億 373 万ドル（3,247 件）[48]、2012 年度は 17.1%で 61 億 2,290 万ドル（3,313 件）であった[49]。

1.1.3 国内企業支援の実施状況

以下に近年実施された主な支援事例を紹介する。

- ボーイング社によるインドネシアのライオン・エア社（Lion Air）向け航空機輸出に対して、20 億ドルの融資保証を承認した。2011 年 11 月にライオン・エア社はボーイング社に対する発注機数を大幅に増やし、民間航空機における発注額としては史上最高となる 210 億ドルを記録している。これにより、今後数年に亘り米国の航空機産業で 10 万人以上の雇用が維持される見込みである[50]。

- コロンビアのカルタヘナ製油所（Cartagena Refinery）の設備更新に総額 28 億 4,000 万ドルの長期直接融資・融資保証を供与することを承認した。設計・エンジニアリング、設備・機器、建設請負、プロセスライセンシングなどに携わる中小企業から大企業まで 150 社以上の米国メーカーから財・サービスを輸出し、4 年間で 1 万 5,000 人の雇用が創出される見込みである[51]。

- 南アフリカのトランスネット社（Transnet）向けのゼネラル・エレクトリック社（General Electric：GE）製省エネ型機関車と関連部品の輸出に対し、1 億 2,000 万ドルの長期融資保証を承認した。また、トランスネット社が追加車両を購入する場合は約 2 億ドルの融資保証をする予備的コミットメントも承認している。これにより GE 社および関連企業で 600 人以上の雇用が維持される見込みである[52]。

- 2011 年度、オービタル・サイエンシズ社（Orbital Sciences Corporation）のアゼルバイジャン向け商用通信衛星の輸出に 1 億 1,700 万ドルの輸出金融を供与した[53]。

---

[46] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[47] 合衆国連邦法典（USC）12 USC Sec 635 (b)(1)(E)(v)
[48] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[49] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2012/files/exim_2012FinancialReport.pdf
[50] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
なお、本件とは直接関係ないが、日本貿易保険（MEXI）は日本の重工メーカーがボーイング社など米国の航空機メーカーと共同で開発した航空機の輸出支援を目的として、2004 年に EXIM との間に再保険協定を締結している。以来、航空機分野における取引件数は 2010 年度までに 107 機、エアラインリース企業で 22 社となっている。
日本貿易保険 2010 年度年次報告書、http://www.nexi.go.jp/corporate/booklet/pdf/nexi-2011-j.pdf
[51] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[52] 同上
[53] 同上

- 2011 年度、ボーイング・スペース＆インテリジェンス・システム社（Boeing Space and Intelligence Systems）製通信衛星を輸入する英インマルサット社（Inmarsat）に対する 7 億ドルの直接融資を提供した[54]。

- 2011 年度、スペースシステムズ・ロラール社（Space Systems/Loral）の Ku バンド通信衛星を輸入するルクセンブルグの SES 社に対し、打上げ保険を含む 1 億 7,200 万ドルの直接融資を提供した[55]。

- 2011 年度、スペースシステムズ・ロラール社の通信衛星「アマゾナス 3（Amazonas 3）」を輸入するスペインのヒスパサット社（Hispasat）に融資する JP モルガン・チェース銀行に対して 2 億 2,800 万ドルの融資保証を実施した[56]。

- 2012 年度には、ベトナム政府によるロッキード・マーチン・スペース・システムズ社（Lockheed Martin Space Systems）製の通信衛星の輸入に対して 1 億 1,800 万ドルの直接融資を提供することを承認した[57]。

- 2010 年度、ホンジュラスのエネルジア・エオリカ社（Energía Eólica）によるセロ・デ・ウーラ風力発電所（Cerro de Hula）向けにガメサ社（Gamesa）の米国工場から輸出される 102MW 級の風力タービン 51 基に対して 1 億 5,900 万ドルのプロジェクト・ファイナンスを実施した[58]。本プロジェクトは EXIM が中米で実施した最初の風力プロジェクトである。

- 2010 年度、マクソン・インダストリーズ社（Maxon Industries Inc.）、マルコ・ソリューションズ社（Marco Solutions）、プツマイスター・アメリカ 社（Putzmeister America Inc.）の中小企業 3 社によるコンクリート運搬装置の輸出に中期輸出保険を供与しており、輸出契約金額の総額は 940 万ドルとなっている。同装置は、トルコのコングロマリットのドーウシュ・グループ（Dogus Group）が同国クズルウルマク川に建設する水力発電所のダム工事で使用するものである[59]。

- 2010 年度、ヘリコプター製造会社のシコルスキー・エアクラフト社（Sikorsky Aircraft Corporation）のブラジルの輸送サービス大手のリンダー・タクシー・エアロ社（Lider Taxi Aéreo S.A.）向けヘリコプター3 機（Sikorsky S76C++型）の輸出に対して、2,710 万ドルの融資保証を実施した。シコルスキー・エアクラフト社は EXIM 保証を獲得したことで、プライベート・エクスポート・ファンディング・コーポレーション（Private

[54] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf
[55] 同上
[56] 同上
[57] http://www.exim.gov/newsandevents/releases/2012/ex-im-approves-118-million-in-financing-to-vietnam-for-export-of-lockheed-martin-satellite.cfm
[58] http://www.exim.gov/newsandevents/releases/2010/ex-im-bank-provides-159-million-in-trade-finance-for-pennsylvania-manufacturer-to-export-turbines-to-wind-farm-in.cfm
[59] http://www.exim.gov/about/library/reports/annualreports/2011/exim_2011annualreport.pdf

Export Funding Corporation：PEFCO[60]）から、輸出を目的とした融資（2,710 万ドル）を受けることができた[61]。

- 2012 年 7 月 7 日、米自動車大手フォード・モーター社（Ford Motor Company）に対して 3 億ドルの運転資金融資保証を実施することを発表した。これにより、カナダ、メキシコ、アジア、南米向けの合計 20 万台以上の輸出（総額 85 億ドル）の支援が行われることになった。また、フォード・モーター社は EXIM の保証の下に PEFCO から、輸出を目的とした運転資金の融資（3 億ドルのリボルビングローン）も受けている。なお、フォード・モーター社は、2010 年にもカナダ、メキシコ向け輸出用の合計約 20 万台に関して 2 億 5,000 万ドルの運転資金融資保証を PEFCO から受けており、同社の好調な輸出を受けて、今回は 5,000 万ドルの増額となった[62]。

[60] 1970 年に設立された、商業銀行などが米国の輸出企業を支援するのに必要な資金を提供する民間の金融機関である。http://www.pefco.com/about/overview.html
[61] 同上
[62] http://www.exim.gov/newsandevents/releases/2012/ex-im-bank-approves-increased-loan-guarantee-for-over-200-000-ford-motor-company-vehicles-export-sales-top-8-5-billion.cfm

1.2　カナダ：カナダ輸出開発公社（Export Development Canada：EDC）

カナダ輸出開発公社（Export Development Canada：EDC）は、融資・保証・保険等の供与を通じて、直接的または間接的に、カナダの輸出貿易を支援・開発し、輸出貿易に従事するカナダ企業の輸出能力や国際的な事業機会への対応力を支援・育成することをミッションとする[63]。従来 EDC の事業は輸出関連業務に限定されていたが、2008 年に世界的な金融危機が発生した影響によりカナダ国内の資金需給が逼迫したことから、カナダ政府は、「2009 年度連邦予算：カナダ経済行動計画（Budget 2009: Canada's Economic Action Plan）」に基づき 2009 年 3 月より 2 年間の時限措置として EDC の国内向け融資・保険業務を解禁した[64]。なお、同暫定措置は不透明な経済情勢に十分に対応するために、2013 年 3 月まで延長されている[65]。

EDC は 1985 年に成立した「輸出開発法（Export Development Act）」により 1985 年に政府全額出資によって設置された公社であるが、商業主義の原則に基づき、独立した財政運営を行っている[66]。「リスクが大きい」などの理由で公社の自己勘定では支援できない案件のうち、カナダ国益に寄与すると判断されたものに対しては、別途政府勘定を用いて支援が行われることがある[67]。EDC は、カナダの首都オタワに本部を置く他、国内に 16 カ所、新興国を中心に海外に 16 カ所の拠点がある。

1.2.1　組織概要

1.2.1.1　組織形態

EDC は、理事会、エグゼクティブ・マネジメント・チーム及び、約 1,000 人の職員から成る組織である。EDC の運営と方向性を監督し、年間事業計画書に掲げる戦略目標の進捗を管理するのは理事会で、EDC 総裁兼最高経営責任者及び、議長を含む 13 人の理事から構成されている。エグゼクティブ・マネジメント・チームは、総裁兼最高経営責任者と理事会が選出した 9 人の役員からなり、戦略目標の立案・実行を担うほか、日常的な業務の遂行を監督する[68]。なお、総裁兼最高経営責任者及び議長はカナダ総督が任命し、その他の理事はカナダ総督の承認を得て英国枢密院の顧問官が任命する。理事会（表 8 参照）及びエグゼクティブ・マネジメント・チーム（表 9 参照）のメンバーは以下の通りである[69]。

[63] http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/E-20.pdf
[64] Budget 2009: Canada's Economic Action Plan, pp. 80-83. 本措置により、EDC の他にカナダ事業開発銀行の業務も強化された。
[65] http://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p2/2012/2012-03-28/html/sor-dors39-eng.html
[66] http://www.edc.ca/EN/About-Us/Pages/default.aspx
[67] Export Development Act, Section 23. この場合、顧問官および財務大臣の承認が必要となる。
[68] Export Development Act, Section 3- 8.
[69] http://www.edc.ca/EN/About-Us/Management-and-Governance/Pages/default.aspx

表 8　理事会構成メンバー

総裁兼最高経営責任者	Stephen S. Poloz[70]
議長	Jim Dinning[71]
理事	Norman M. Betts Jacques Boivin Jeff Burghardt Adam Chowaniec Herbert M. Clarke Linda M. O. Hohol Elliot Lifson Donald A. Macleod John R. Rooney Jeffrey Steiner Darlene Thibault

出典：Managemenet and Governance, http://www.edc.ca/EN/About-Us/Management-and-Governance/Pages/default.aspx

表 9　エグゼクティブ・マネジメント・チーム構成メンバー

総裁兼最高経営責任者	Stephen S. Poloz
金融商品担当シニア・バイス・プレジデント	Benoit Daignault
企業リスク管理担当シニア・バイス・プレジデント兼最高リスク管理責任者	Pierre Gignac
財務担当シニア・バイス・プレジデント兼最高財務責任者	Ken Kember
人的資源・コミュニケーション担当シニア・バイス・プレジデント	Susanne Laperle
ビジネスソリューション・イノベーショングループ担当シニア・バイス・プレジデント	Derek Layne
業務執行・事務局担当シニア・バイス・プレジデント	Jim McArdle
事業開発担当シニア・バイス・プレジデント	Rajesh Sharma
保険担当シニア・バイス・プレジデント	Clive Witter

出典：同上

1.2.1.2 事業内容

EDC の事業目標は、貿易の拡大を通じてカナダに繁栄をもたらすことである。具体的には、次に挙げる金融商品の提供を通じてカナダ企業による輸出や投資を支援している[72]。

- 保険（売掛金保険、契約不履行保険、国内向け信用保険、履行保証保険、政治リスク保険、シングルバイヤー保険）
- 融資（国内向けファイナンス、輸出保証プログラム、海外バイヤー向けファイナンス、プロジェクトファイナンス、サプライヤーファイナンス）

[70] 2011 年 1 月に現職に就任。それ以前は、EDC の金融グループのシニアバイスプレジデントを務めていた。カナダ銀行（Bank of Canada）を始めとする金融機関に長期間務めた経歴を持つ。
http://www.edc.ca/EN/About-Us/Management-and-Governance/Pages/default.aspx

[71] 2007 年に EDC の理事会議長に就任。同氏は、カナダの金融機関ウエスタン・フィナンシャル・グループ（Western Financial Group）の議長も務めており、民間セクターにおけるシニアエグゼクティブとしての経歴が長い。
http://www.edc.ca/EN/About-Us/Management-and-Governance/Pages/default.aspx

[72] http://www.edc.ca/EN/Our-Solutions/Pages/default.aspx
http://www.edc.ca/EN/About-Us/Corporate-Reports/Documents/corp-plan-summ-2012-2016.pdf

- 保証（履行保証、国内向け保証および銀行保証、外国為替取引所保証、保証保険）
- エクイティおよびその他の形態の投資

今後は上記の金融ソリューションの提供だけでなく、積極的な貿易機会の創出や市場開拓がますます重要になるとみており、これらの活動をサポートする知識センターとして企業間の仲介役を務めることや、他の政府系機関や金融機関等とのパートナーシップを深めることに力を入れていく方針を打ち出している[73]。なお、支援事業内容については、後述する。

1.2.1.3 予算

EDC は、融資・保証・保険等の業務から得られる利息収入と手数料収入によって独立した財政運営を行い、保守的なリスク管理を行うことで健全な資産を維持しており、EDC の 2011 年度末の総資産は約 336 億カナダドルと報告されている。表 10 は、2010 年度及び 2011 年度の EDC の貸借対照表である。

表 10　2010 年度及び 2011 年度の EDC の貸借対照表（単位：100 万カナダドル）

	2011 年度	**2010 年度**
現金及び投資（Cash and investments）	3,886	3,803
デリバティブ商品（Derivative instruments）	1,541	2,010
ローン債権（Loans receivable）	28,680	26,611
融資焦げ付き手当（Allowance for Losses on loans）	(1,680)	(1,561)
その他の金融及びリース資産（Other financing and leasing assets）	708	559
その他（Other）	461	460
資産総額（Total Assets）	**33,596**	**31,882**
借入金（Loans payable）	23,570	22,484
デリバティブ商品（Derivative instruments）	178	200
貸出コミットメント手当（Allowance for loan commitments）	41	93
保険及び債権の債務（Policy and claims liabilities）	875	640
その他の債務（Other liabilites）	676	504
エクイティ（Equity）	8,256	7,961
債務及びエクイティ総額（Total liabilities and equity）	**33,596**	**31,882**

出典：EDC Annual Report 2011, http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf

また、EDC は輸出開発法および財政管理法（Financial Administration Act）に従い、自己勘定と政府勘定について議会への報告義務を負っている[74]。以下に示すのは、2009 年度～2011 年度の EDC 自己勘定実績（表 11）と政府勘定実績（表 12）である。2011 年度は、日本の東日本大震

[73] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[74] http://www.edc.ca/EN/About-Us/Management-and-Governance/Pages/default.aspx

災、中東及び北アフリカの政治情勢の不安定、欧州金融危機、米国の信用格下げなど、世界経済に影響を及ぼす出来事が多発したものの、EDC による継続的な支援により、カナダの輸出業者は順調に業績を伸ばしており、カナダの輸出額は前年比 11%増となっている。

表 11　自己勘定実績（単位：100 万カナダドル）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
ファイナンシング（Financing）			
直接融資（Direct financing）	11,148	12,472	13,734
保証（Guarantees）	761	936	893
合計	11,909	13,408	14,627
保険（Insurance）			
信用保険（Credit Insurance）	58,695	60,397	76,786
契約保証保険 （Contract Insurance and bonding）	3,733	2,514	1,373
政治リスク保険 （Political risk Insurance）	2,622	2,420	2,854
保証（Guarantees）	5,810	5,877	7,174
合計	70,860	71,208	88,174

出典：EDC Annual Report 2011, http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf

表 12　政府勘定実績（単位：100 万カナダドル）

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
ファイナンシング（Financing）			
直接融資（Direct financing）	14,222	76	-
保険（Insurance）			
信用保険（Credit Insurance）	628	129	44
契約保証保険 （Contract Insurance and bonding）	-	-	-
政治リスク保険 （Political risk Insurance）	-	-	-
保険小計	628	129	44
合計	**14,850**	**205**	**44**

出典：同上

1.2.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.2.2.1　対象地域

EDC は 195 カ国に対してエクスポージャー[75]を有しており、最もエクスポージャー額の高い地域は、北米・カリブ海諸国で（表 13 参照）、その中でも米国に対する額が突出している（表 14 参照）。また EDC は、カナダ企業による新興市場への輸出および投資機会の拡大に力を入れ

[75] 融資・保証・保険・エクイティの総額。

ており、2011 年度には業務に占める新興市場の割合はドルベースで 30%を超えた。例えば 2011 年度に EDC が支援した BRICM（ブラジル、ロシア、インド、中国、メキシコ）諸国向け輸出額は、170 億カナダドルで、このうち 85 億カナダドルは中国向け輸出であり、さらに 2010 年度に EDC が支援した BRICM 諸国向け輸出額 114 億カナダドルのうち中国向けは 40 億カナダドルであったことから、対中国輸出に特に力を入れていることが伺える[76]。

表 13　地域別エクスポージャー額（単位：100 万カナダドル）

地域	エクスポージャー額
北米・カリブ海諸国	52,736
アジア・太平洋地域	24,260
欧州	13,137
南米・中米	6,330
アフリカ・中東	6,269
その他	87

出典：EDC Annual Report 2011, http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf

表 14　2011 年度主要市場別実績（単位：100 万カナダドル）

国名	金融資産	コミットメント・保証	信用保険	保険	保証	政治リスク保険	投資・デリバティブ投資	2011 年度エクスポージャー	
								金額	%
米国	9,818	3,125	3,819	225	88	13	3,296	20,384	27
カナダ	3,725	5,026	465	2,021	6,738	-	1,806	19,781	26
メキシコ	1,773	1,208	205	63	1	26	-	3,276	4
中国	132	36	2,417	87	1	212	-	2,885	4
ブラジル	1,400	657	663	9	-	36	-	2,765	4
インド	1,546	252	920	9	-	-	-	2,727	3
豪州	730	1,311	135	1	-	-	19	2,196	3
チリ	959	293	354	10	-	-	-	1,616	2
英国	935	99	436	3	4	-	89	1,566	2
トルコ	45	44	1,037	4	-	-	-	1,130	1
その他	8,530	3,305	4,322	233	154	1,508	217	18,269	24
合計	**29,593**	**15,356**	**14,773**	**2,665**	**6,986**	**1,795**	**5,427**	**76,595**	**100**

出典：EDC Annual Report 2011,
http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf

1.2.2.2 対象産業

2010 年度及び 2011 年度の産業別エクスポージャー（表 15 参照）から分かるように、EDC は、資源採取、航空宇宙関連、インフラ・環境関連の 3 産業に対して多くの支援を提供している。これらを含む各産業に対して EDC は積極的なマッチメイキング等を通じて輸出拡大支援を行っ

[76] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf

ているが、特に今後は、①航空宇宙産業、②クリーンテック分野、③インドのインフラ整備の3分野への支援を拡充するとしている[77]。

表15　産業別エクスポージャー（単位：100万カナダドル）

産業	2010年度		2011年度	
	金額	%	金額	%
資源採取	14,612	21	17,200	22
航空宇宙関連	13,568	19	11,895	16
インフラ・環境関連	11,494	16	11,829	15
金融	8,647	12	11,066	14
陸上運輸	6,285	9	8,282	11
情報通信技術	5,928	8	5,240	7
資源	2,716	4	3,032	4
軽工業	2,224	3	2,856	4
その他	707	1	114	ー
上記小計	**66,181**	**93**	**71,514**	**93**
ソブリン	4,761	7	5,081	7
合計	**70,942**	**100**	**76,595**	**100**

出典：同上

1.2.2.3 支援事業内容

EDCは、カナダの財・サービスを輸出する企業、当該企業に融資・保証・保険を供与する民間金融会社および保証会社、ならびに、海外直接投資を行うカナダ企業およびカナダに投資する投資家に対して、多様な融資、保証、保険、エクイティソリューションを提供している。個別の事業内容は以下の通りである[78]。

（1）　保険

EDCの提供する保険は、様々なリスクから保険契約者を保護する。一例として次のものがある。

- 売掛金保険：顧客の不払い、支払遅延などの商業リスクや、為替交換制限・送金不能、輸出取消、輸入許可取消、戦争等の政治リスクによる損害を最大 90％までカバーする。顧客の悪意・善意は問わない。中小企業も利用できる。
- 契約不履行保険：取引相手の契約不履行に起因する損害に対して最大90％まで適用される。
- 国内向け信用保険：国内の輸出企業および非輸出企業に信用保険を提供するカナダの民間保険会社に対して、再保険を提供する。産業部門は問わない。
- 履行保証保険：取引相手の不当な要求や、不可抗力により、債務の不履行とみなされて損害が生じた場合、最大95％まで保証する。

[77] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[78] http://www.edc.ca/EN/Our-Solutions/Pages/default.aspx

- 政治リスク保険：外国企業に投資したカナダ企業や、カナダ企業の海外直接投資に融資した金融機関に対して、契約違反、国家収用、テロ、内乱、戦争、為替交換制限、送金不能、差し押さえ、政府による不払いなど、様々な政治リスクに起因する損害を最大90%まで保証する。
- シングルバイヤー保険：単一バイヤーを対象にした輸出販売を無制限に最大180日まで保障する。輸出金額に上限はない。単一契約を対象にした保険もある。

(2) 融資

借り手の様々なニーズに合わせて以下のような中長期の直接融資、協調融資、保証を供与する。

- 国内向けファイナンス：輸出や海外投資を行うカナダ企業に中長期の直接融資、協調融資、保証を供与する。
- 輸出保証プログラム：カナダの輸出企業に融資する金融機関に対して融資保証を付与する。保証の対象となる金額は通常、融資金額の75%であるが、50万カナダドル以下の少額融資や海外直接投資の場合はより手厚い保証を提供する場合がある。
- 海外バイヤー向けファイナンス：海外の輸入者に対する直接融資や与信限度額設定、輸入者取引銀行に対する保証の付与により、輸出の促進を図る。
- プロジェクトファイナンス：エネルギー、通信、インフラ、鉱業、金属、資源関連などの大規模プロジェクトの資金調達を支援する。
- サプライヤーファイナンス：輸入業者がサプライヤーに対して発行した約束手形をEDCが買い取る代わりに、サプライヤーは輸入業者に柔軟な支払条件を提示することを通じて、輸出促進とサプライヤーのキャッシュフロー改善を図る。

(3) 保証

輸出企業の資金調達と新規市場参入を支援するために以下の保証を提供している。

- 履行保証：輸出企業に対するEDCの保証を当該輸出企業の取引金融機関に担保として与え、同金融機関が輸出企業に設定した担保権を100%保証することで、輸出企業のキャッシュフローの自由度を高める。
- 国内向け保証および銀行保証：カナダの輸出関連企業が国内で行う事業に信用保証や銀行保証を付与するカナダの民間金融会社や保証会社に対して、保証の対象となる金額の50%を上限として再保険を提供する。
- 外国為替取引所保証：輸出企業が為替リスクを軽減する目的で外国為替予約を行う場合に、当該輸出企業が利用する外国為替取引所に対して、同輸出企業が債務を履行しないために生じた損害について保証する。輸出企業は為替取引所に担保を提供しなくても為替予約を行うことができるため、キャッシュフローの自由度が高くなる。
- 保証保険：カナダの財・サービスを輸出する企業に契約保証や履行保証を提供する保証会社に対して、顧客の契約不履行や債務履行により支払い義務が生じた場合にその金額を保証する。

（4） エクイティおよびその他の形態の投資

EDC は次世代を担う輸出企業を育成し、カナダ企業の国際化を促進することを目的として、エクイティおよびその他の形態の投資を供与する場合がある[79]。

1.2.3 国内企業支援の実施状況

EDC は 2011 年度において 7,787 社の事業を支援した。このうち 6,169 企業は中小企業である。EDC の支援により、支援対象企業の貿易および投資活動は前年度比 22%増加し、全国雇用者数の 4.1%に相当する 70 万 7,000 人分の雇用が創出・維持されたとのことである。また、国民総生産（GDP）への貢献額は 705 億カナダドルと試算されている[80]。さらに EDC は、カナダ企業の貿易機会の拡大を狙い、金融ソリューションの提供に加え、ビジネスマッチメイキングにも積極的に取り組んでいる。具体的に EDC は、カナダの中小サプライヤーを含む 407 社と、世界の大手企業との事業提携の締結に成功している[81]。以下にその成果の一部を示す。

- 2012 年 2 月、インドの自動車大手タタ・モーターズ社（Tata Motors）に 1 億米ドルの融資を行うことを発表した[82]。EDC とタタ・グループ（Tata Group）は既に別案件の取引を行っていたが、2011 年 11 月に実施されたインド貿易ミッションの際に EDC はタタ・モーターズ社に直接コンサルテーションを行い、同社の購買ニーズを把握した上で適合するカナダ企業 8 社を選定し、翌年 1 月にニューデリーで開催されたオート・ショー期間中にタタとのマッチメイキングを実施した。タタ・モーターズ社に対する EDC からの融資は、同社がカナダ企業から財・サービスを調達することが条件である[83]。また、インドの自動車業界の売上額が 2010 年に前年比で 26%増であったこと（販売台数は 30%増）、さらに、1,000 人あたりの自動車所有台数が、未だ世界平均の 120 台を大幅に下回る 14 台であることを考えると、今後インド自動車産業は飛躍的に成長することが期待でき、それがカナダ企業にもたらす効果は大きいと EDC は期待している[84]。

- メキシコ最大の国営石油・天然ガス企業であるペメックス社（PEMEX）は、2006 年以降、毎年平均 3 億 1,300 万カナダドル相当のカナダ製設備機器やサービスを購入している。その背景には、EDC のマッチメイキングにより共同で事業を行うカナダ企業の数が 2006 年の 30 社から 2011 年は 60 社に増加したことが挙げられる[85]。なお、EDC は、ペメックス社が調達する財・サービスの約半分をカナダから購入することを条件に同社及びカナダ企業に対する融資を行なっている[86]。

- チリの複合林産企業大手の CMPC 社（Compañía Manufacturera de Papeles y Cartones S.A.）は、2005 年以来、カナダのサプライヤー延べ 110 社と 145 件の業務契約を締結し

[79] http://www.edc.ca/EN/About-Us/Corporate-Reports/Documents/corp-plan-summ-2012-2016.pdf
http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[80] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[81] 同上
[82] http://www.edc.ca/EN/About-Us/News-Room/News-Releases/Pages/100-india-tata-motors.aspx
[83] http://online.wsj.com/article/BT-CO-20120213-710179.html
[84] http://www.canadianmanufacturing.com/purchasing-and-procurement/news/edc-provides-us100-million-to-india%E2%80%99s-tata-motors-55219
[85] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[86] http://www.bnamericas.com/news/oilandgas/canadian-exports-to-pemex-on-the-rise-edc

ており、契約金額は約 5,300 万カナダドルである[87]。なお、林業はチリの資源産業における 2 番目の主要分野で、2009 年には林業関連輸出額が 52 億カナダドルに上るなど、今後も成長が見込まれる分野である[88]。

- EDC は新興国市場への融資を積極的に行っており、2011 年度は、チリのマグナ IV エンジニアリング社（Magna IV Engineering）に輸出保証を供与、中国の軽量型機内カート製造のノルデュイン社（Norduyn）の上海工場に 200 万カナダドルの融資、シンガポールのセレカ・ファイヤ・コンサルティング社（Sereca Fire Consulting）が手掛けるセントーサ・ゲートウェイと国際フェリーターミナルの建設案件に関して、同社に対する保証供与、ベトナムの高品質レジンメーカーであるラベルニュ・グループ社（Groupe Lavergne）のベトナム工場建設に約 300 万カナダドルの融資などを行った[89]。

- 英国の天然ガス大手企業の BG エネルギー・ホールディングス社（BG Energy Holdings）に 5 億米ドルの融資を実施することを発表した[90]。EDC の今回の融資を通じて、BG エネルギー・ホールディングス社とカナダの石油・ガス部門が築き上げてきた戦略的パートナーシップが強化され、今後多くのプロジェクトで協力体制を築く予定である[91]。

- 無線環境での電子決済システムを開発するテレピン・ソフトウェア社（Telepin Software）は、EDC の履行保証を活用して新たな市場への参入を果たした。同社では、取引銀行が担保を要求していたため、資金の自由度が制約されていたが、EDC の履行保証でキャッシュフローが改善した。資金と保証が確保されたことで、現在世界 20 カ国で年間 100 億ドル以上の収益を上げている[92]。

- EDC は、武器識別技術を開発するフォレンジック・テクノロジー社（Forensic Technology）の輸出に対し、バイヤー向けファイナンス、履行保証保険、売掛金保険を提供し、同社の輸出にあたっての困難を解消した。これにより同社は 60 カ国以上に製品を輸出することに成功している[93]。

- 発電機や大型モーターの監視・診断システムを製造するビブトシステム社（VivtoSystM）は、1995 年より EDC のサービスを活用している。具体的には、契約形態が特殊で支払いに一貫性のない市場への進出に関し、EDC の売掛金保険と契約保険を適用し、稼働国でのリスク軽減を実現している。これにより、同社は事業の拡大に伴う不安を解消した[94]。

[87] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[88] http://www.exportwise.ca/article25
[89] http://www19.edc.ca/publications/2012/2011ar/pdf/edc_ar2011_full_en.pdf
[90] http://www.edc.ca/EN/About-Us/News-Room/News-Releases/Pages/bg-500-million.aspx
[91] http://www.rigzone.com/news/article.asp?a_id=117178
[92] http://www.edc.ca/EN/Knowledge-Centre/Success-Stories/Documents/Telepin-Software.pdf
[93] http://www.edc.ca/EN/Knowledge-Centre/Success-Stories/Pages/export-success-story-forensic-technology.aspx
[94] http://www.edc.ca/EN/Knowledge-Centre/Success-Stories/Pages/export-success-story-vibrosystm.aspx

1.3　英国：英国輸出ファイナンス（UK Export Finance：UKEF）／英国輸出信用保証局（Exports Credits Guarantee Department：ECGD）

英国輸出信用保証局（Export Credits Guarantee Department：ECGD）は、第一次世界大戦時のドイツによる潜水艦封鎖により減少した英国の輸出を復活させることを目的として「1991 年輸出投資保障法（Export and Investment Guarantees Act 1991）」の成立により、世界で初めて設立された英国の ECA である。英国の財・サービスの輸出によって国内経済の活性化を促進するために ECDG は、保証や保険の提供により、海外に進出する英国企業を支援している。なお、2011 年 11 月 10 日、ECGD の最高責任者（Chief Executive）を務めていたパトリック・クローフォード氏（Patrick Crawford）は、英国の輸出拡大政策の一環として、より多くの企業に親しみやすく、また、その使命や役割を名称から客観的に判断しやすくすることを目的として、ECGD を英国輸出ファイナンス（UK Export Finance：UKEF）に変更することを発表した。以後、同組織のウェブサイトやメディア発表なども、UKEF の名で行われるようになっているが、関連法規を始め、政府内の公式な文書においては、引き続き ECGD の名称が使用されている[95]。本報告書においては、UKEF の名称を使用することとする。

1.3.1　組織概要

1.3.1.1　組織形態

UKEF は、1991 年に成立した「輸出投資保証法（Export and Investment Guarantees Act 1991）」[96]によりビジネス・イノベーション・技能省（Department of Business, Innovation and Skills：BIS）が所管することになっているが、その財政運営については財務省（Her Majesty's Treasury：HM Treasury）の同意が必要であることから、事実上はこれら 2 省の共同管轄の下に置かれる形となっている。

UKEF の運営組織は執行委員会（Executive Committee）であり、政策決定を行ったり、UKEF の事業管理に関し最高責任者に対してアドバイスを提供する役割を担っている。また、執行委員会及び最高責任者を監視する組織として、国務大臣（Secretary of State）に対して報告義務を持つ理事会（Management Board）が設立されている他、UKEF の担当大臣である、BIS 大臣と貿易投資大臣（Minister of State for Trade and Investment）が指名したメンバーで構成される局外の第 3 者的な輸出保証諮問委員会（Export Guarantees Advisory Council）が設置されており、両大臣に対してアドバイスを提供している[97]。なお、UKEF の担当大臣のうち、BIS 大臣はビンス・ケーブル氏（Vince Cable）で、貿易投資大臣はスティーブン・グリーン氏（Stephen Green）となっている[98]。以下に、①執行委員会、②理事会、③輸出保証諮問委員会の概要について説明する。

① 執行委員会（Executive Committee）

執行委員会は、UKEF の政策決定・実施機関として機能し、最高責任者に対して組織行政、予算・人材の配分等、財務及び総務関連や組織の実績評価などに関する助言を行う。執行委員会のメンバーは、最高責任者を含む 6 人で構成され、2 週間に 1 度招集される会議において

[95] http://www.ukexportfinance.gov.uk/news-and-events/news/introducing-uk-export-finance
[96] http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1991/67/pdfs/ukpga_19910067_en.pdf
[97] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/our-man-structure
[98] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/ministerial-team

毎回 6〜10 件の議題について話し合うことになっている。なお、現在の最高責任者は、信用リスク・グループ長を務めるデビッド・ハブロック氏（David Havlock）が兼任しているため、執行委員会のメンバーは 5 人となっている。執行委員会と UKEF の組織概要図は以下の通り。

図 3　UKEF 執行委員会と組織概要

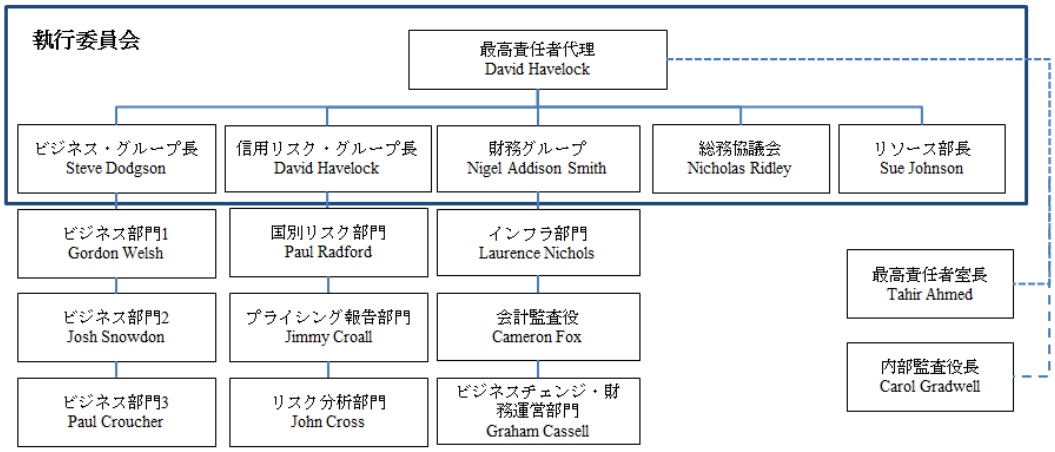

出典：UKEF, “Executive Committee Organisation Chart”, http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/about-us/org-charts/executive-committee-november-2012.pdf を元にワシントンコア作成

② 理事会（Management Board）

理事会は、担当国務大臣への説明責任を負い、最高責任者及び執行委員会の監督、組織ガバナンスの監視、戦略的目標の精査、政策や戦略に関する助言、年次報告や会計報告の承認などがその機能に含まれる。理事会のメンバーは最高責任者と執行委員会メンバー5 人と非常勤役員 5 人の合わせて 10 人から構成され、月に 1 回理事会が開かれる[99]。

③ 輸出保証諮問委員会（Export Guarantees Advisory Council）

輸出保証諮問委員会は、UKEF の担当大臣 2 人が任命する外部諮問委員会で、大臣に直接 UKEF の事業実施に関連した助言を行う。また、諮問委員会は UKEF の事業の実施にあたり、重要な原則、特に環境への影響、賄賂や汚職の防止、持続可能性と情報公開に関する原則について助言を行う[100]。

1.3.1.2 事業内容

UKEF は、「1991 年輸出投資保障法（Export and Investment Guarantees Act 1991）」及び、同法の改正法である「2009 年産業輸出法（Industry and Exports (Financial Support) Act 2009）」[101]に則り、①民間企業によってカバーされない輸出リスクに対して保証、②海外のバイヤーが英国の財・サービスの購入に必要な銀行ローンを保証することで、購入を支援、③海外への投資リスクを軽減するため、英国の投資家に対して海外投資保険を提供、の 3 点の業務を通じて、英国企業の輸出促進支援を行っている[102]。

[99] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/management-board/members
[100] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/egac/role-of-the-egac
[101] http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/5/notes/division/2/2/data.pdf
[102] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/introduction-to-ecgd
http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/mission-and-principles
http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/prods-servs/quickguides/quick-guide-to-ecgd-v7.pdf

2011 年 2 月に BIS が発表した英国経済の再構築に向けた輸出拡大戦略をまとめた報告書「成長のための貿易・投資政策（Trade and Investment for Growth[103]）」では[104]、今後の英国の経済成長においては、国内中小企業の発展と輸出事業支援が重点項目として取り上げられており、現行の公的輸出保証サービスを改善し、サービス内容を拡大することに取り組むことが示されている。具体的には、これから輸出をしていこうとする中小企業に対する支援を拡大し、外国において幅広い分野で英国産の財の流通を実現し、また、新興国市場を含む世界中の潜在顧客の開拓のために、オンラインでのアクセスを可能にするようなサービスを新たに構築することなどが盛り込まれており、UKEF の事業範囲の拡大とともに、貿易投資省や BIS との補完的な連携を強化していくとの方針が打ち出されている。

これにより、UKEF は、より広範に輸出業者に対する支援を実施するためにも、輸出を考える企業向けに、より幅広く総合的な情報提供事業を開始することとなった。具体的には、以前は保証対象にならなかった短期間の輸出契約案件も保証対象としたり、また、新たに輸出事業を始める中小企業や、単発の輸出契約案件が保証を受けやすくなる新制度を導入したりなどしている[105]。なお、具体的な保証商品については、支援事業内容・メニューにおいて後述する。

1.3.1.3 予算

2011 年 3 月末（2010-2011 年度）と 2012 年 3 月末（2011-2012 年度）の UKEF の貸借対照表は表 16 の通りとなっている。

表 16　UKEF の貸借対照表（単位：1,000 ポンド）

	2011 年 3 月末（2010-2011 年度）	2012 年 3 月末（2011-2012 年度）
固定資産総額（Total non-current assets）	1,195,607	1,151,113
流動資産総額（Total current assets）	435,305	368,354
資産総額（Total assets）	1,630,912	1,519,467
流動負債総額（Total current liabilities）	(324,541)	(254,444)
固定資産及び純流動資産の合計（Non-current assets plus net current assets）	1,306,371	1,265,023
固定負債額（Total non-current liabilities）	536,511	590,675
対外純資産（Assets less liabilities）	769,860	674,348
納税者持分（Taxpayers' equity[106]）	769,860	674,348

出典：ECGD Annual Report and Accounts 2011-12
http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/uk-export-finance-annual-report-and-accounts-2011-12.pdf

表 17 は、過去 5 年間の UKEF の財務状況を示したものである。2011-2012 年度の UKEF の営業純益は、前年度から 5,700 ポンド減となる 1 億 4,700 万ポンドと報告されているが、投資純利益が下がったことや外国為替変動による相殺などが減少の原因であると説明されている[107]。

[103] http://www.bis.gov.uk/assets/biscore/international-trade-investment-and-development/docs/t/11-717-trade-investment-for-growth
[104] https://www.gov.uk/government/news/trade-and-investment-to-drive-growth
[105] http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/ecgd-annual-report-and-accounts-2010-11.pdf
[106] 資本部分は「納税者持分」として表示されるのが英国の公会計の特徴である。
[107] http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1213/hc00/0037/0037.pdf

表 17　UKEF の過去 5 年間の財務状況概要（単位：100 万ポンド）

	2007-2008 年度	2008-2009 年度	2009-2010 年度	2010-2011 年度	2011-2012 年度
保証総額* （Guaranteed issued）	1,830	1,460	2,206	2,924	2,318
保険料収入 （Premium income）	60	38	58	96	85
保険金支払い （Claims paid）	59	44	48	30	6
営業純利益 （Net operating income）	597	266	272	204	147

*他の公的輸出保証機関による再保証額を引いた額
出典：ECGD Annual Report and Accounts 2011-12
http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/uk-export-finance-annual-report-and-accounts-2011-12.pdf

なお、UKEF の運営費（operating costs）は年間約 2,400 万ポンドで、その全額が、保険料などによる独自収入で賄われている[108]。英国輸出機構（UK Exporters Association）の調査によれば、UKEF の運営費 1 ポンドに対する輸出注文（export orders）は 116 ポンドで、損益分岐点を確実に超えていることから、UKEF の運営費に国民の税金が投入されることはないと分析している[109]。

1.3.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.3.2.1　対象企業

UKEF は、航空宇宙産業やインフラ産業のプロジェクトなど、比較的金額が大きく長期間に亘って実施される事業や当該事業を実施する企業を対象に輸出支援を行ってきた。2007-2008 年度までは、防衛軍事産業に対する輸出支援が半数以上を占めていたが、それについて人道的な観点からの懸念が NGO やマスコミによって大きく取り上げられたこともあり、2008-2009 年度以降から防衛関連産業への支援が急激に減少している。その一方で、エアバス社への支援が急増し、表 18 に示すように、ここ数年間はエアバス社（Airbus）への支援が中心となっている[110]。

表 18　UKEF による支援産業別割合（%）

	2007-2008 年度	2008-2009 年度	2009-2010 年度	2010-2011 年度	2011-2012 年度
エアバス社（機体に搭載されたロールス・ロイス社製エンジン含む）	29	72	89	61	79
その他の民間航空宇宙産業	1	1	1	1	0
航空宇宙事業以外の民間事業	13	26	9	34	21
防衛関連事業	57	1	1	4	<1
合計	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**

出典：同上

[108] http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/business-plans/ecgd-business-plan-2011-to-2015.pdf
[109] http://www.bexa.co.uk/docs/120921%20bexa%20research%202012%20-%20eca%20benchmarking%20v%20final.pdf
[110] http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1213/hc00/0037/0037.pdf

なお UKEF は 2011 年 11 月に、それまで輸出総額の最低限度額やプロジェクト期間の規定により、支援対象外とされていた多数の国内中小企業を支援対象とした短期型の保証商品を導入している。また、2012 年 12 月に、財務大臣のジョージ・オズボーン氏（George Osborne）は、2013 年以降、政府は新たにビジネス銀行（Business Bank）を設立し、UKEF が小規模企業の輸出促進を支援として 15 億ポンドまでの融資を行えるようにするといった内容を含む予算措置をとることを国会で発表している[111]。これにより、今後更に UKEF の事業範囲、対象企業の範囲が広がると考えられるが、2013 年 1 月時点では、まだ具体的な新規サービスの内容や対象案件の条件等に関しては公表されていない。

1.3.2.2 対象地域

UKEF が支援対象とする地域は全世界であり、支援額を欧州、米州、アジア、中東・アフリアの 4 地域別に見た場合、アジアが全体の 37%とやや突出しているものの、他は 20%前後と比較的均衡がとれている。

図 4　2011-2012 年度の UKEF 支援の地域別割合

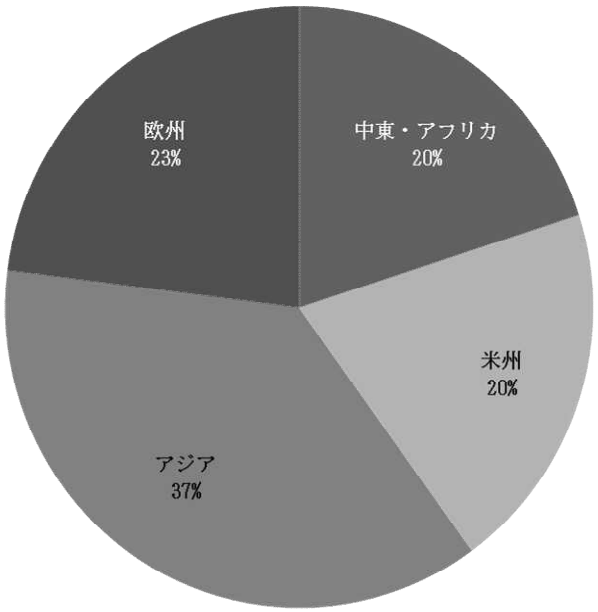

出典：同上

UKEF は、2011-2012 年度において、38 カ国への輸出案件に関し、保証や保険を合計 204 件発行したと報告している[112]。これらの具体的な国名は表 20 に示している。

[111] http://cdn.hm-treasury.gov.uk/as2012_chapter_1b.pdf
[112] http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/uk-export-finance-annual-report-and-accounts-2011-12.pdf

1.3.2.3 支援事業内容

UKEF が提供する輸出支援に関する商品は以下の通りである[113]。

保証商品	概要
バイヤー信用供与（Buyer Credit Facility）	英国内の事業者から、500 万ポンド以上の財もしくはサービスを購入する海外事業者に融資をする銀行に対して、海外事業者の返済義務を保証する。
サプライヤー信用供与：手形（Supplier Credit Financing Facility: Bills and notes）	海外の事業者が英国内の事業者から購入した財もしくはサービスの支払いを、為替手形又は約束手形で英国内の業者に支払った場合、その銀行に対して、手形の支払いを保証する。
サプライヤー信用供与：融資（Supplier Credit Financing Facility: Loan）	海外のバイヤーが英国事業者からの輸入のために銀行から融資の貸与を受けた場合、その融資の返済を貸し出し側の銀行に対して保証する。
クレジットライン（信用枠）（Line of Credit）	複数の英国内事業者と契約を結ぶ海外事業者に融資する銀行に対して返済を保証する。
プロジェクト・ファイナンシング（Project Financing）	2,000 万ポンド以上の融資を海外事業者に貸与する銀行に対して返済を保証する。
輸出保険証券（Export Insurance Policy）	英国内の事業者に対して、輸出先海外事業者の契約不履行による不払いがあった場合の保証を行う。また、英国内事業者の業績と関係なく契約が反故にされた場合、或いは特定の政治的事象の発生により、契約の遂行が妨げられたために無駄になったコストの回収を保証する。
保証保険証券（Bond Insurance Policy）	債権の不当な繰上げ償還などに対する保険を輸出事業者に提供する。
海外投資保険（Overseas Investment Insurance）	海外の企業に投資する英国の投資家に対し、最高 15 年間までの政治的リスクに対する保険を提供する。
信用状保証スキーム（Letter of Credit Guarantee Scheme）	海外の銀行が発行した信用状を英国輸出業者に有利な形で確認できるよう英国の銀行に保証を行う。この保証は、信用状に基づき、海外の銀行の英国に対する返還義務の一部をカバーする。
債券支援スキーム（Bond Support Scheme）	債券を発行する銀行に対して、債券中途償還の際の輸出事業者による返済不払いのリスクを保証し、輸出業者が債権契約を締結するのを支援する。中小企業に対する支援を想定し、2011 年に新たに導入された商品である。
輸出流動資産スキーム（Export Working Capital Scheme）	UKEF がローンを提供する銀行とリスクを分担することで、輸出業者が特定の輸出契約のための運転資金が得られるようにする。中小企業支援を想定し、2011 年に新たに導入された商品である。
外国為替信用支援スキーム（Foreign Exchange Credit Support Scheme）	特定の輸出契約に関して、上記輸出流動資産スキームにおける追加的な信用キャパシティを提供するために UKEF による保証を拡大する。これは、銀行による当該契約に関連した外国為替ヘッジ機能を支援するために使われる。中小企業支援を想定し、2011 年に新たに導入された商品である。

出典：Quick Guide to UK Export Finance （2012 年 10 月版）
http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/prods-servs/quickguides/quick-guide-to-ecgd-v7.pdf

[113] http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/prods-servs/quickguides/quick-guide-to-ecgd-v7.pdf

UKEF の 2011-2012 年度年次報告書によると、UKEF は 204 件の輸出保証及び保険証券を発行し、23 億 2,000 万ポンド相当の保証支援を行った。この内、バイヤー信用とサプライヤー信用の両商品が、約 22 億 7,000 ポンドと大部分を占めている（表 19 参照）。

表 19　2011-2012 年度の保証商品別支援額（単位：100 万ポンド）

商品分類	件数	金額
バイヤー信用	47	2,192
資産ベース	31	1,831
プロジェクト信用供与	2	65
サプライヤー信用融資	8	77
サプライヤー信用保険及び海外投資保険	17	39
短期融資	9	9

出典：ECGD Annual Report and Accounts 2011-12
http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/uk-export-finance-annual-report-and-accounts-2011-12.pdf

以下に、UKEF における輸出保証支援の申請・審査プロセスの概要を取りまとめる。

UKEF の支援の申請に際しては、事前に電話等で案件の相談に応じているものの、正式な審査と判断は、事業者からの申請書（application form）の提出をもって開始される。申請書の記載内容と共に、一般的に以下の観点から申請企業に関する審査が行われる。

1. 申請支援内容が、UKEF の法的権限の範囲内であること
2. UKEF が事業者に課す保険料等を勘案した上で、申請支援を実施することが英国の納税者にとって受容範囲内の金融リスクであること
3. 環境権・社会権・人権（environmental, social and human rights: ESHR）に関する影響が許容範囲内であること
4. 債務の持続可能性が十分な水準であること
5. 贈収賄や汚職に関する UKEF のポリシーに鑑みて、支援が行われるべきかどうか

審査においては、金融リスク審査と倫理審査も行われ、その結果が判断材料として考慮される。

なお、倫理審査においては、UKEF の「使命と原則に関する宣言」（Mission and Principles Statement）に則り、OECD 発行による以下の国際文書に含まれる各事項に従うものとする。

- 環境権・社会権・人権（ESHR）インパクトについては、「OECD 公的輸出の共通アプローチと社会的適正義務（OECD Common Approaches for Officially Supported Export Credits and Social Due Diligence）」[114]（2012 年 6 月発行）
- 貸付の持続可能性については、「低所得国への公的輸出保証提供における、持続可能な貸付け促進のための原則とガイドライン（Principles and Guidelines to Promote Sustainable

114 http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?cote=TAD/ECG%282012%295&doclanguage=en

Lending in the Provision of Official Export Credits to Low Income Countries）」[115]（2008 年 2 月発行）

- 収賄と汚職については、「汚職と公的輸出保証に関する提言書（OECD Recommendation on Bribery and Officially Supported Export Credits）」[116]（2006 年 12 月発行）

なお、これらの国際文書は EU や英国において法的拘束力は持たないものの、UKEF はその使命と原則宣言に則り事業を実施するにあたり、これらの文書に従うこととしている。中でも ESHR インパクトについては提言が 2012 年に改訂されたばかりであり、具体的には、輸出保証の返済期間が 2 年間以上である場合や当該輸出プロジェクトが、新たな商業、産業またはインフラ事業である場合、或いは UKEF による保証支援額が 1,000 万 SDR（特別引出権）以上に相当する場合などにおいては、審査対象となることが示されている[117]。

1.3.3 国内企業支援の実施状況

表 20 は、2011-2012 年度に UKEF が発行した保証及び保険について、それらの対象となる国、企業、製品、金額などの一覧である。

表 20 2011-2012 年度の保証・保険発行対象リスト（単位：ポンド）

国	輸出企業・投資者	輸入企業	プロジェクト・製品・サービス	UKEF 最高限度債務
アブダビ	Airbus SAS	Etihad	エアバス航空機	97,336,465
	非公開	非公開	トレーニング	26,024
オーストラリア	Airbus SAS	Quantas Airways Ltd	エアバス航空機	140,960,423
アゼルバイジャン	Johnson Matthey Plc	Azerbaijan Methanol Company	メタノール・プラントの触媒	5,951,324
バーレーン	非公開	非公開	浄水プラント	4,898,588
バーミューダ	Airbus SAS	Aircastle Ltd	エアバス航空機	61,560,576
ブラジル	Airbus SAS	Tam Linhas Aereas S.A.	エアバス航空機	38,225,717
	未定	Petrobras	南大西洋石油・天然ガス資源探索及び産出施設	920,720,894
	Siemens VAI Metals Technologies Ltd	Gardau Acominas S.A.	シュテッケル圧延機	216,184,768
	Tetronics Ltda	TSL Engenharia Ambiental LTDa	熱プラズマ炉	2,559,712
ケイマン諸島	Airbus SAS	Jackson Square Aviation	エアバス航空機	40,395,407
チリ	Airbus SAS	LAN Airlaines S.A.	エアバス航空機	50,327,015
中国	Airbus SAS	Air China Ltd	エアバス航空機	86,785,523
	Airbus SAS	China Eastern Airlines	エアバス航空機	211,564,152
	Clyde Union Holdings Ltd	Chinese Nuclear Energy Industry Corp。	ポンプとスペア	5,834,632

[115] http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=tad/ecg(2008)1
[116] http://search.oecd.org/officialdocuments/displaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=td/ecg(2006)24
[117] http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/prods-servs/guidance-on-processes-and-factors.pdf

国	輸出企業・投資者	輸入企業	プロジェクト・製品・サービス	UKEF 最高限度債務
	Clyde Union Holdings Ltd	Jiangsu Jintung Surfactant Corp	ポンプとスペア	73,200
コロンビア	Airbus SAS	Aerovias Del Continente S.A.	エアバス航空機	15,229,747
ドバイ	Airbus SAS	Emirates	エアバス航空機	59,662,985
	Carillion PLC	Emaar Properties	住居用建築物	52,591,754
	非公開	非公開	航空交通制御機器	1,537,137
エジプト	Airbus SAS	Egyptair Holding Company	エアバス航空機	110,254,510
フランス	Airbus SAS	Air France	エアバス航空機	83,709,518
ドイツ	非公開	非公開	トゥーリング・ワークステーション	166,599
香港	Airbus SAS	Cathay Pacific Aircraft Services Ltd	エアバス航空機	46,990,122
アイルランド	Airbus SAS	Avalon Aerospace Leasing Ltd	エアバス航空機	17,365,242
	Airbus SAS	Aer Lingus	エアバス航空機	10,467,334
	Airbus SAS	Awas Aviation Capital Ltd	エアバス航空機	44,540,366
	Airbus SAS	CIT Aerospace International	エアバス航空機	77,320,447
イタリア	Clyde Union Holdings Ltd	Saipem Energy Services	ポンプのスペアパーツ	54,519
韓国	Airbus SAS	Korean Airlines Co Ltd	エアバス航空機	152,452,095
	Caley Ocean Systems Ltd	Hyundai Heavy Industries Co Ltd	調査船舶機材	591,623
	非公開	非公開	テレコミュニケーション・ハードウェア及びソフトウェア	579,423
リビア	非公開	非公開	壁紙	282,889
マレーシア	Contained Air Solutions	Mutiara Gemilang Eng'g Sdn	清浄空気格納ユニット	141,608
メキシコ	Airbus SAS	ABC Aerolineas S.A.	エアバス航空機	22,519,078
	Apollo Sheeters Ltd	Plega Engases de Occidente SA de CV	紙裁断機器	342,784
オランダ	Airbus SAS	AerCap Holdings N.V.	エアバス航空機	55,925,516
ニュージーランド	Alexander Dennis Ltd	Swift Transport Ltd	バス車両	48,596,859
ナイジェリア	Gentec Energy Ltd	Green Fuels Ltd	天然ガス供給システム	6,002,010
オマーン	Airbus SAS	Oman Air	エアバス航空機	26,891,418
パナマ	Airbus SAS	Aviancataca Holdings S.A.	エアバス航空機	25,100,726
フィリピン	ABN Amro Bank	N/A	ガス発電プロジェクトへのローン	21,377,671
	Airbus SAS	Cebu Air Inc	エアバス航空機	16,539,816
カタール	WRG Creative Communication Ltd	Qatar Olympic Committee	アジア大会のオーバーレイ構造	732,426
	WRG Creative Communication Ltd	Qatar Petroleum	ソーシャル・イベント式典	791,005

国	輸出企業・投資者	輸入企業	プロジェクト・製品・サービス	UKEF 最高限度債務
ロシア連邦	Airbus SAS	Aeroflot Russian Airlines JSC	エアバス航空機	75,342,182
	Airbus SAS	VEB Leasing	エアバス航空機	12,648,697
	非公開	非公開	壁紙	875,964
	非公開	非公開	壁紙	1,313,945
	Joy Mining Ltd	Siberian Coal Energy Co	採掘設備	4,808,863
	Joy Mining Ltd	Southern Kuzbass Coal Co OAO	採掘設備	8,742,166
	Thales Training & Simulation Ltd	Sukhoi Civil Aircraft	フライト・シミュレーター	3,871,367
	非公開	非公開	点火ケーブル及び部品	313,220
	非公開	非公開	ウォッカの包装	504,689
サウジアラビア	Fluor Ltd	Saudi Cayan Petrochemical Co	Kayan 石油化学コンプレックス	65,674,438
	Stage Technologies Ltd	First Gulf Company for Suppliers and Contracting Ltd	文化センター舞台エンジニアリング	624,958
	非公開	非公開	自動車スペア部品	43,208
シンガポール	Airbus SAS	BOC Aviation Pte Ltd	エアバス航空機	5,089,497
	Airbus SAS	Tiger Airways	エアバス航空機	14,156,374
	Divex Ltd	DOF Subsea Pte Ltd	飽和潜水機器	17,519,580
	Perry Slingsby Sytems Ltd	DOF Subsea Pte Ltd	遠隔操作車両	4,537,511
南アフリカ	Deutche Bank AG	N/A	Mozal アルミニウム精錬所ヘローン	4,791,957
スペイン	Clyde Union Holdings Ltd	Moncofa	水ポンプ	37,451
台湾	非公開	非公開	テレコミュニケーション・ハードウェア及びソフトウェア	1,653,086
チュニジア	Airbus SAS	Tunisair	エアバス航空機	6,207,919
トルコ	Airbus SAS	Turkish Airlines Inc	エアバス航空機	104,736,778
	Clyde Union Holdings Ltd	Enpro	水ポンプ	128,862
	非公開	非公開	軍用車両	680,000
アラブ首長国連邦	Airbus SAS	Air Arabia	エアバス航空機	20,215,242
米国	Asmag UK Ltd	Wieland Copper Products LLC	銅製パイプ製造施設	965,295
ベトナム	Airbus SAS	Vietnam Airlines Corporation	エアバス航空機	101,189,597
ザンビア	非公開	非公開	気象観測所	49,498

出典：ECGD Annual Report and Accounts 2011-12 http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/uk-export-finance-annual-report-and-accounts-2011-12.pdf

上表の中から詳細が公開されている事例のうち代表的なものを、以下に紹介する。

- 民間航空宇宙産業は英国経済における主要産業であり、同産業においては、UKEF はエアバス社（Airbus）とロールス・ロイス社（Rolls Royce）に対する輸出支援を行っている。特にエアバス社に対する支援は突出しており、2011-2012 年度は総額約 18 億 3,200 万ポンド

の輸出支援を提供し、同社の航空機 132 機の販売に貢献している。エアバス社に対しては、フランスとドイツの ECA も輸出支援を行っているが、主に 1 国の ECA が主導して同社に支援を行い、他の 2 国の ECA が「再保証（reinsurance）」という形で、主導 ECA を支援するという方式がとられている。2011 年には、英仏独 3 カ国の ECA は、エアバス社の全販売機数のうち 26%に対して支援を提供した。

なお、2005 年からバイヤー信用供与による輸出支援を UKEF から受けるマレーシアのエアー・アジア社（Air Asia[118]）は、マレーシア国内の格安航空会社の事業を拡大するにあたり、英国、フランス、ドイツの国内で製造されたエアバス社製航空機を購入する際、UKEF からの保証を受けた。これによりこれまでに同社は、UKEF からの支援を受けてエアバス機 96 機を購入しており、さらにエアバス社に対して 300 機を追加発注している[119]。

- 2011 年、UKEF は、ニュージーランドのスイフト交通社（Swift Transport）が英国最大のバス車両製造企業のアレクサンダー・デニス社（Alexander Dennis Ltd）から 118 台のバス車両を購入するにあたり、スイフト交通社の取引銀行である、ニュージーランドの ANZ ナショナル銀行（ANZ National Bank）による同交通社への融資を保証する形で輸出支援を行った。アレクサンダー・デニス社は、車体と部品キットをスコットランドからニュージーランドに輸送し、組み立ては、同国のキウイ・バス・ビルダーズ社（Kiwi Bus Builders）が請け負うことになる[120]。

- スプーナー・インダストリーズ社（Spooner Industries）は、西ヨークシャー地方に拠点を構える、オーブンや乾燥機をオーダーメイドで設計・製造する企業で、従業員約 150 人を雇用しているが、海外拠点を持たない中小企業である。2010 年、フィリピンの製紙企業から、約 500 万ユーロの紙乾燥機器を受注したことで、UKEF から輸出支援を受けた。具体的に UKEF は、ロイス銀行グループ（Royce Bank Group）が提供した 200 万ユーロの保証の半分にあたる 100 万ユーロを、新たに導入した商品「信用状保証スキーム（Letter of Credit Guarantee Scheme）」を通じて保証した[121]。

- クライド・ユニオン・ポンプ社（Clyde Union Pumps）は、世界中に多種多様なポンプを輸出する企業で、2011 年には、UKEF が新たに導入した「保証保険証券（Bond Insurance Policy）」のスキームを利用して、中国に約 1,500 万米ドルの原子力発電所用ポンプなどを輸出した。具体的には、同社が HSBC 銀行から受けた融資を UKEF が保証した形となっている。なお、このスキームが使用されたのは本案件が初めてであった[122]。

---

[118] http://www.airasia.com/ot/en/home.page
2012 年 7 月にエアー・アジア・グループは、統括拠点をマレーシアからインドネシアに移転している。

[119] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/introduction-to-ecgd/case-studies/casestudy3

[120] http://www.ukexportfinance.gov.uk/news-and-events/news/british-buses-just-the-ticket-for-auckand、
http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/introduction-to-ecgd/case-studies/casestudy2.

[121] http://www.ukexportfinance.gov.uk/news-and-events/news/ecgd-helps-spooner-industries-5mil-euro-order
http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/introduction-to-ecgd/case-studies/casestudy5
http://www.thebusinessdesk.com/yorkshire/news/52420-spooner-industries-cooking-thanks-to-export-agreement.html#

[122] http://www.ukexportfinance.gov.uk/about-us/introduction-to-ecgd/case-studies/casestudy4
http://theraconteur.co.uk/cash-is-king-your-guide-to-finance-for-exporters/
http://www.telegraph.co.uk/finance/yourbusiness/8675167/Trade-finance-scheme-roars-into-life.html

- 2011 年、ブラジルのゲルダウ・アソミナス社（Gerdau Acominas SA）が、英国のシーメンス VAI 社（Siemens VAI）製の厚板／ステッケル兼用ミルを購入するために、2 億 7,000 万米ドルの信用貸付を取引金融機関から受けるにあたり、UKEF がそれを保証した。これは、2011 年の UKEF の保証案件の中で単独最高額の案件である[123]。

- UKEF は 2011 年、ブラジルの石油公社であるペトロブラス社（Petrobras）による大西洋ブラジル沖の石油及び天然ガス採掘プロジェクトにおいて必要とされる掘削機、大型船舶、遠隔操作車両、制御システム、コンプレッサー、GPS 機器などの設備を、英国内の企業から調達しやすくするために、10 億米ドルのクレジットライン（信用枠）保証を行うことに合意した[124]。

[123] http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmbis/writev/82/82.pdf
[124] http://www.investinuk.net/investmentuk/?p=1247
http://www.ukexportfinance.gov.uk/assets/ecgd/files/publications/plans-and-reports/ann-reps/uk-export-finance-annual-report-and-accounts-2011-12.pdf

1.4 ドイツ：ユーラーヘルメス社（Euler Hermes Kreditversicherungs-AG：Euler Hermes）

ドイツ政府は、①輸出取引にかかる商業リスクと政治リスクを保証するための「輸出信用保証制度（Export Credit Guarantee Scheme）」、②海外直接投資にかかる政治リスクを保証する「投資保証制度（Investment Guarantee Schemes）」、③ドイツ国内への資源の供給を確保するためのプロジェクトに関する政治リスクを保証する「アンタイドローン保証制度（Untied Loan Guarantee Scheme）」を通じて、ドイツ企業の海外における事業展開を支援している。これらは総称して、「海外取引・投資促進制度（Foreign Trade and Investment Promotion Scheme）」と呼ばれる。

この海外取引・投資促進制度は政府が直接運営するのではなく、政府と委託契約を締結した民間企業のユーラーヘルメス・ドイツ社[125]（Euler Hermes Kreditversicheerungs-AG [126]、以下ユーラーヘルメス社）とプライスウォーターハウス・クーパース監査法人（PricewaterhouseCoopers Aktiengesellschaft Wirtschaftsprüfungsgesellschaft[127]、以下 PwC）によって構成されるコンソーシアムによって管理・運営されている。このうち通称「ヘルメス・カバー（Hermes Cover）」と呼ばれる①の輸出信用保証制度はユーラーヘルメス社が、②と③は PwC が運用している。

なお、本報告書では、規模の面で最も大きく[128]、且つ圧倒的に情報量も多く、3 制度の中で中心的な役割を果たしている①の輸出信用保証制度（ヘルメスカバー）の詳細について中心的に取り扱い、他の 2 制度については 1.4.1.2「事業内容」の中で概要を簡単に説明する。

1.4.1 組織概要

1.4.1.1 組織形態

輸出信用保証制度（ヘルメス・カバー）の法的根拠は、連邦輸出保証制度の管理・運営にかかる詳細が定められている、1983 年に制定された「輸出信用保証に関するガイドライン（Guidelines for the granting of Export Credit Guarantees）」[129]であり、このガイドラインによって、連邦政府は、輸出信用保証制度の予算決定権限を有し、ドイツ連邦予算法によって毎年のエクスポージャー上限額を規定することとなっている。なお、2012 年度の上限額は前年と同水準の 1,350 億ユーロと決定されている。

また、HERMES が保険引受の決定を行う際には、貿易促進に使われる予算の上限を決定する連邦予算法のみならず、輸出ファイナンスおよび輸出信用保険に対する公的支援についての OECD コンセンサスといった国際規則も遵守しなければならない[130]。

---

[125] http://www.eulerhermes.de/en/
[126] Euler Hermes Deutschland AG とも表記される。
[127] http://www.pwc.de/
[128] 2011 年の残高は、輸出信用保証制度 1,166 億ユーロ（実際の割当残高）、投資保証制度 310 億ユーロ（コミットメント総額）、アンタイドローン 27 億ユーロ（エクスポージャー金額）となっている。
http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf
[129] http://www.agaportal.de/pdf/formulare/richtlinien.pdf
[130] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

輸出信用保証制度の申請の可否に対する最終決定権を有しているのは、経済技術省（Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie）の代表を議長とし、財務省（Bundesministerium der Finanzen）、外務省（Auswärtiges Amt）、経済協力開発省（Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung）の代表から構成される省庁間委員会（Interministerieller Ausschuss：IMC）である。IMC は、輸出信用保証制度の申請の可否のみならず、基本方針に関する問題点の考証や輸出保証制度の見直しの監督なども行い、個々の国に対する保証の範囲や条件を決めることで保険引受方針を決定する決定権も有している。なお、意思決定に関しては、IMC メンバー4 省庁の代表者が投票権を持ち、合意に基づいた決定が行われる[131]。

IMC は、輸出信用保証制度（ヘルメス・カバー）の実務を民間企業 2 社（ユーラーヘルメス社および PwC）で構成されるコンソーシアムに委託しているため、輸出事業者や銀行にとっては、ドイツ・ハンブルグにあるコンソーシアム本部や、その他両社の支店に駐在する同コンソーシアムの担当者が実際上の連絡先となる。これらの担当者は、保険申し込みに対する決定を行う IMC 会議に向けた資料の準備や、支援決定に関するアドバイスも行っている[132]。

輸出保証制度を含む保証取引の実務手順は以下のようになっている[133]。

1. 輸出業者／銀行が申込を行う。
2. コンソーシアム（ユーラーヘルメス社と PwC）が内容を確認し、保険の実行可能性を審査する。リスクを正当化できると判断した場合には、取引に関する報告書を作成し、IMC に提出する。
3. IMC が当該報告書に基づき決定を下す。審議の際、いくつかの条件や要件を満たせば適切になると判断される場合、原則として保証付与の判断を下す。
4. 輸出業者／銀行が契約に調印する。
5. 保証がコンソーシアムによって発行される。

図 5 は、IMC が輸出信用保証制度の実務を委託しているユーラーヘルメス社と PwC によるコンソーシアムの組織図である。

[131] http://www.agaportal.de/en/aga/ima.html
[132] 同上
[133] http://www.agaportal.de/en/aga/grundzuege/mittelstand.html

図 5　輸出信用保証制度に関する組織図

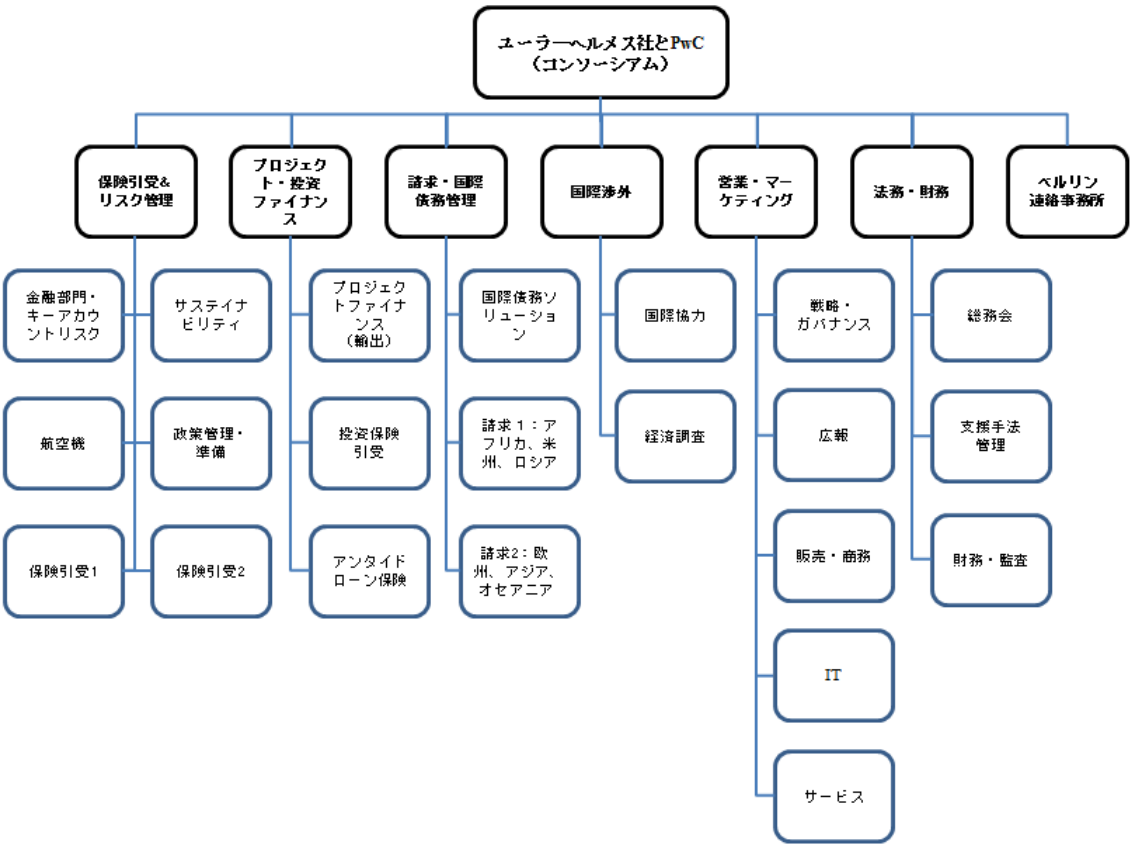

出典：Federal Export Credit and Investment Guarantees, “Organizational Chart”, http://www.agaportal.de/pdf/info/e_organigramm.pdfを元にワシントンコア作成

ドイツの輸出信用保証制度の実務を請け負うユーラーヘルメス社[134]は、ドイツ連邦共和国政府との業務委託契約に基づき、1949 年以降連邦政府勘定で公的輸出信用保険業務を代行している。同社は、1917 年にヘルメス信用保険銀行（Hermes Kreditversicherungsbank-AG）として設立された民間の信用保険会社であり、現在は 50 カ国以上に拠点をもち、連結売上高 22 億 7,500 万ユーロで、世界でも有数の民間輸出信用保険会社となっている。

1996 年にドイツの保険会社アリアンツ社（Allianz）がヘルメス信用保険銀行大株主となり、1998 年にアリアンツ社がフランスの保険会社の AGF 社を買収し、AGF の傘下にあった信用保険会社のユーラー社（Euler）が 2002 年にヘルメス信用保険銀行を買収したことで、持株会社であるユーラーヘルメス社（Euler Hermes）が設立されることとなった。なお、同社の本社所在地はフランスのパリで、同社の現在の株主構成は、アリアンツ・グループが 68.08%、その他の一般株主が 28.64%、自己株（金庫株）が 3.28%となっている。

ドイツ政府から輸出信用保証制度の実務を受託しているユーラーヘルメス・ドイツ社は、持株会社ユーラーヘルメス社の 100%子会社で、本社はドイツ・ハンブルグにある。

[134] http://www.eulerhermes.com/

1.4.1.2 事業内容

ドイツ連邦政府による海外取引・投資促進制度は、前述したように、①輸出取引にかかる商業リスクと政治リスクを保証するための「輸出信用保証制度（ヘルメスカバー）」、②海外直接投資にかかる政治リスクを保証する「投資保証制度」、③ドイツ国内への資源の供給を確保するためのプロジェクトに関する政治リスクを保証する「アンタイドローン保証制度」の 3 分野で構成されている[135]。これら 3 分野の概要は以下の通りである。

（1） 輸出信用保証制度（ヘルメス・カバー）[136]

輸出信用保証制度（ヘルメス・カバー）は、特にリスクの高い市場への輸出取引において、支払不履行のリスクから輸出業者を保護するためのスキームである。この制度は海外取引や輸出金融を促進し、ドイツの輸出業者の国際競争力を高めるための手段として長らく利用されてきた。

62 年の歴史を持つヘルメス・カバーは、これまでに累計 7,140 億ユーロの輸出事業支援に利用されてきた。2011 年に同保証制度による保証を受けたドイツの輸出総額は 298 億ユーロで、これは、325 億ユーロとこれまでの最高記録を作った 2010 年の金額を 8.1%下回る過去 2 番目の金額となっている。なお、2011 年のドイツの総輸出額は 1 兆 601 億ユーロであり、ヘルメス・カバーの支援を受けた輸出総額は全体の 2.8%となる[137]。

金融・経済危機の下でもドイツの輸出を成功に導く重要な要因としてヘルメス・カバーは注目され続けており、特に、不況の中でも海外への事業展開を望む中小企業に対する保証を多く提供している。2011 年に同保証を受けた全事業者のうち、中小企業が全体に占める割合は 71.7%であった[138]。

（2） 投資保証制度[139]

投資保証制度は、ドイツ企業が新興国や発展途上国に直接投資を行う際の戦争や財産没収といった政治的リスクを回避するために、1960 年に設立された制度である。同保証においては、投資規模の上限はなく、またプロジェクトの規模や国による上限金額も設定されていない。

投資保証に対する需要は過去 10 年間で 2 倍以上に拡大しており、2011 年には 26 カ国で実施されていた 86 件のプロジェクトに対して新規で 52 億ユーロの保証が与えられ、これによりコミットメント残高は過去最高の 310 億ユーロとなった。なお、コミットメント額が最も多い地域は欧州で、その次にアジア、アフリカ、米州となっており、この傾向は 2006 年から変化がない（図 6 参照）。また、コミットメントの増加に寄与したのは自動車業界と化学業界で、さらに新規保証の 5 分の 1 が中小企業向けとなっている

[135] http://www.agaportal.de/en/index.html
[136] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf
[137] 2010 年は、3.4%であった。
[138] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf
[139] 同上

なお、投資保証の付与の是非に関する認可も、ヘルメス・カバーと同様、IMC が判断を下すことになっており、投資保証制度に関する実務は、PwC とユーラーヘルメス社で構成されるコンソーシアムに委託されている。

図 6　コミットメント総額推移（単位：100 万ユーロ）

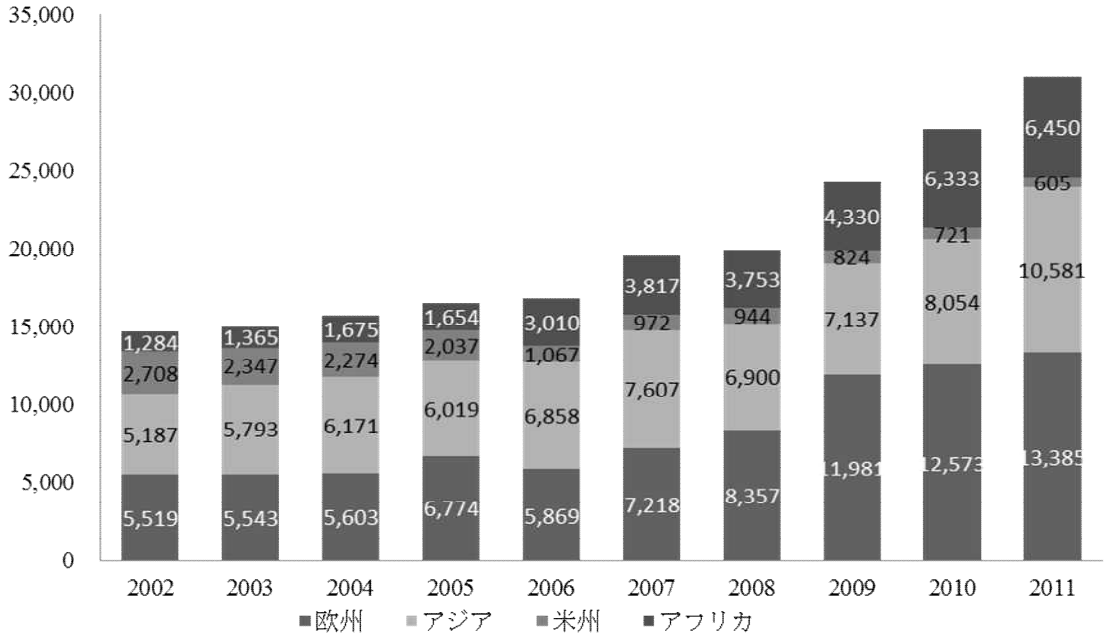

出典：Annual Report 2011: Export Credit Guarantee of the Federal Republic of Germany, http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

(3)　アンタイドローン保証制度[140]

アンタイドローン保証は、長期間に亘り資源の供給を確保するための制度である。海外での資源開発プロジェクトに対して銀行が融資を行う際には、政府がアンタイドローン保証を通じて、政治的・商業的信用リスクから銀行を保護するというのがドイツ政府の基本方針である。保証引き受けの前提条件となるのは、①当該プロジェクトの開発者がドイツの買手と長期にわたる取引契約を結ぶことと、②経済全体に利益をもたらすような資源の確保に利害を有することの 2 点である。

1961 年に本制度が導入されて以来、ドイツ連邦政府はこの制度を活用し、資源の中でも特に石油・ガスの供給に関する海外プロジェクトを支援してきた。具体的な支援プロジェクトには、パイプラインプロジェクトや、鉄鉱石、銅、ニッケル、亜鉛、タングステン、タンタル採掘プロジェクトなども含まれており、開発銀行が実施するプロジェクトを支援することもアンタイドローン保証の役割となっている。特に中欧・東欧の新興国で市場基盤を確立することを視野に入れつつ、連邦政府としては中小企業の発展に寄与するプログラムに資金提供するために、資金調達を行う外国銀行に対して当該制度が使われることが望ましいとしている。

[140] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

こうした基本的な方針の下、2011 年度末のアンタイドローンのエクスポージャー金額は、前年度末の 21 億ユーロから 29%増加して 27 億ユーロとなった。その内訳は、ロシアとモーリタニアにおける資源プロジェクトが 23 億ユーロ、ロシアとウクライナの開発銀行プロジェクトが 4 億ユーロとなっている。その結果、ポートフォリオ全体としては 32 件の保証が付与され、資源プロジェクトが 3 件、開発銀行関連プロジェクトが 29 件となっている。

1.4.1.3 予算[141]

貿易保険にかかる費用は、全て連邦政府の予算から歳出されている。連邦政府予算法において、毎年のエクスポージャー上限額が定められるが、これは新規の保険付与額に対するキャップではなく、残高ベースでの上限額で、政府およびその委託者であるユーラーヘルメス社は、その範囲内で保険・保証を付与することとされている[142]。リスク残高とは、満期日毎の保証コミットメント額に金利を加え、輸出業者と銀行の負担金額を引いて計算したもので、連邦政府が負うリスクの最大額といえるが、実際に引き出される金額ではないため、連邦政府による債務保証というわけではない。

2011 年の上限金額は 1,350 億ユーロ（2010 年は 1,200 億ユーロ）で[143]、そのうち実際に保険に割り当てられた金額は 1,166 億ユーロ（同 1,075 億ユーロ）となっており、割当額が上限金額に占める割合は前年度の 76.4%から 86.37%に上昇しており、2011 年度のリスク残高は前年比 7.7%増で 823 億ユーロとなった[144]。図 7 は、1950 年度から 2011 年度までのエクスポージャー額の推移を示したものである。

図 7　エクスポージャー額推移（単位：10 億ユーロ）

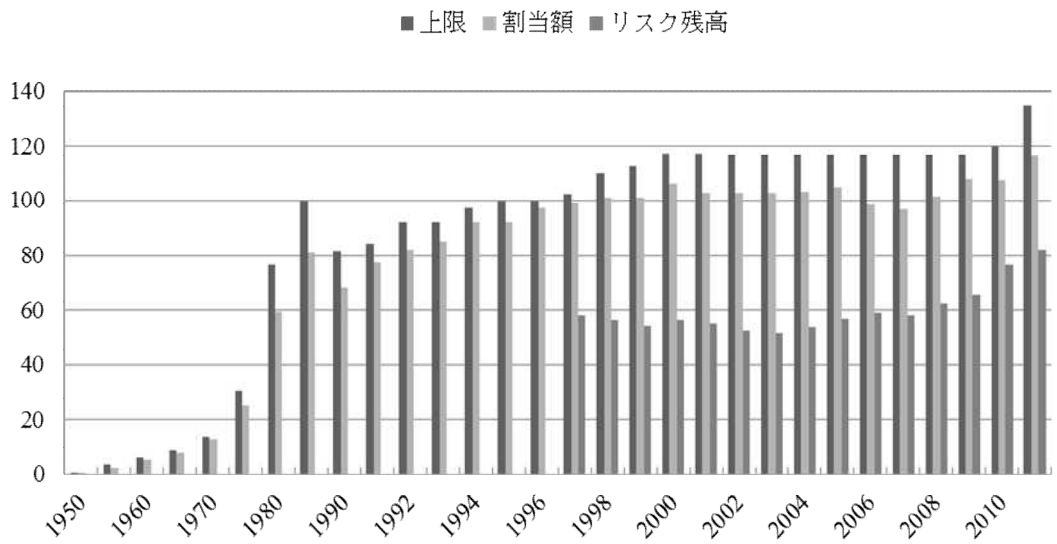

出典：同上

[141] 同上
[142] http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/trade_insurance/pdf/itaku/18-saikenkanri.pdf
[143] 2012 年度は 2011 年度と同額の 1,350 億ユーロと設定されている。
[144] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_hjb_2012.pdf

保険・保証に係る損失に対しては国庫の補填を受けることになるが、輸出信用保証制度の財務会計は過去 15 年連続で黒字を計上しており、制度開始の 1949 年以降の累積黒字額は 26 億ユーロとなっている（2011 年度末時点）。図 8 は 2002 年度から 2011 年度までの金利収入と年次決算の推移を示したグラフである。

図 8　年次決算推移（単位：100 万ユーロ）

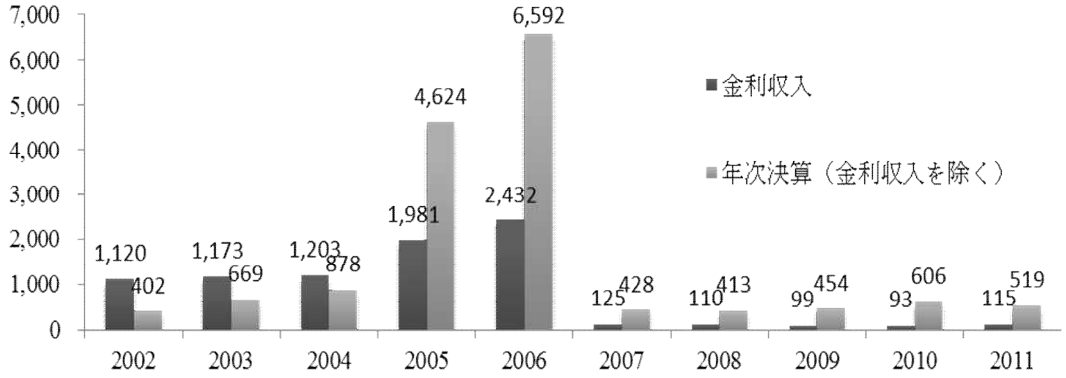

出典：Annual Report 2011: Export Credit Guarantee of the Federal Republic of Germany, http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

2011 年度の財務会計は、歳入が前年度比 6.6%増加の 11 億 2,610 万ユーロ、歳出が前年度比 37.4%増加の 4 億 9,190 万ユーロで、結果として 5 億 1,900 万ユーロの資金余剰となった。歳入の内訳は、保険料および手数料が 7 億 7,860 万ユーロで全体の 69.1%と最も多く、その他としては、分割償還及び回収が 2 億 1,900 万ユーロ（全体の 19.5%）、金利収入が 1 億 1,520 万ユーロ（同 10.2%）、その他が 1,330 万ユーロ（同 1.2%）であった。一方、歳出の内訳は、請求に基づく支払が 4 億 850 万ユーロで全体の 83.0%を占め、残りはコンソーシアムに対する管理手数料の支払で全体の 17.0%を占める 8,340 万ユーロとなっている。

表 21　年次財務会計概要（単位 100 万ユーロ）

	2010 年度	**2011 年度**
歳入		
保険料および手数料	776.5	778.6
分割償還および回収	187.2	219.0
政治リスクによる請求からの回収	72.5	92.3
商業リスクによる請求からの回収	114.7	126.7
その他の収入	0.0	13.3
歳出		
請求に基づく支払	282.2	408.5
政治リスクによる請求に基づく支払	23.8	20.2
商業リスクによる請求に基づく支払	258.4	388.3
管理手数料	75.9	83.4
年次決算（金利収入を除く）	**605.6**	**519.0**
金利収入	92.7	115.2

出典：同上

2011 年度における商業リスクによる保険金の回収総額は、前年度比 10.5%増加の 1 億 2,670 万ユーロであり、これを国別に見た場合、インドネシアが 2,330 万ユーロと最も多く、以下、ロ

シア、インド、韓国となっている（図 9 参照）。なお、インドネシアからの回収金額が多い理由は、インドネシアの製紙業界との返済合意において、多額の返済金が回収されたためであると説明している。

図 9　2011 年の商業リスクによる保険金の回収金額上位国（単位 100 万ユーロ）

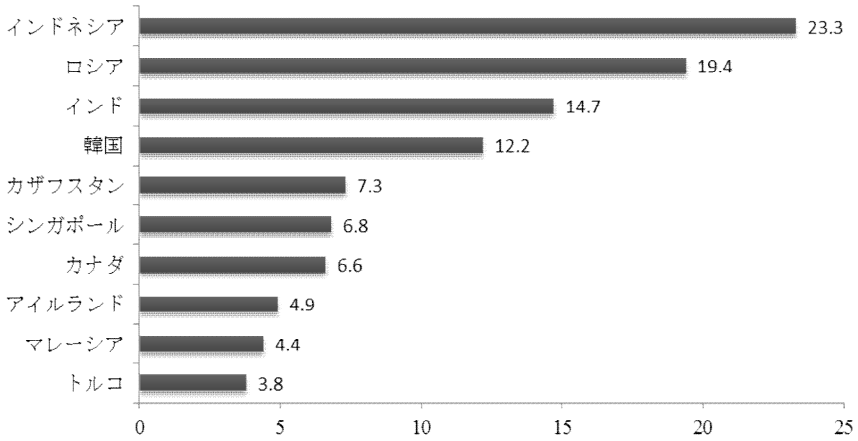

出典：同上

2011 年度の支払請求の件数は前年度に比べて 9.4%減少となったが、支払総額は 44.7%増の 4 億 850 万ユーロであった（表 22 参照）。急増の主因は、銀行危機の発生したカザフスタンでの支払請求があったためと報告されており、これが増加分の 55%を占めている（図 10 参照）。

表 22　支払請求金額推移（単位：100 万ユーロ）

	2007 年	**2008 年**	**2009 年**	**2010 年**	**2011 年**
政治リスクによる請求	90.3	73.0	29.2	23.8	20.2
商業リスクによる請求	147.9	103.4	174.4	258.4	388.3
為替変動リスクによる請求	2.0	0.7	0.0	0.0	0.0
合計	**240.7**	**177.1**	**203.6**	**282.2**	**408.5**

出典：同上

図 10　2011 年度商業リスクによる保険金の支払金額上位国（単位：100 万ユーロ）

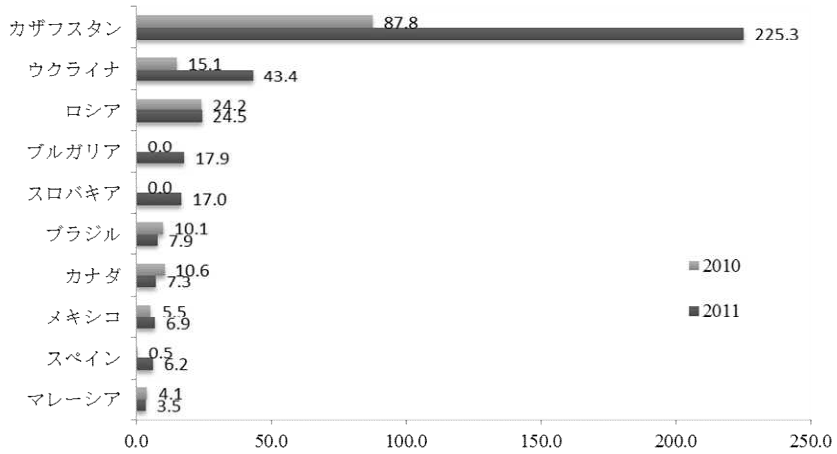

出典：同上

1.4.2 輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.4.2.1 対象企業

支援の対象となるのは、輸出業者や建築業者などを含むドイツの事業者と、ドイツ国内に本店を有する銀行、ドイツ国外に本店を有する外国銀行のドイツ支店、外国の銀行である。ただし、外国銀行については、支援手法によっては一定の条件を満たした場合に限定されることがある。また、EU 加盟国内に本店を有する銀行は、ドイツ国内に本店を有する銀行に準じた取り扱いを受けることとなっている[145]。

1.4.2.2 対象地域[146]

支援対象地域と保険料率は、各国のカントリーリスクを考慮して IMC が決定することとなっており、期間の長短（短期と中長期）や、バイヤーの種別（公共機関と民間企業）によっても決定方針が異なる[147]。

特に、リスクの高いごく少数の国や、短期事業の保証対象とならない規制対象外の延滞債務を除き、信用期間が 1 年以内の短期事業にはほとんど制限がない。一方、中長期保証については、特定のカントリーリスクが存在することから、IMC は適切な保証を求めるか、国ごとの保証金額に上限を設けるなどして、リスクを最小限にとどめる努力をおこなっている。上限を超えることが予想される場合、IMC は上限を引き上げる必要があるか、また、他の保証手段を活用すべきかを検討する。なお、2011 年度の時点で上限金額が設定された国は、表 23 に示す 11 カ国である。

表 23　国別上限金額（単位：100 万ユーロ）

国名	上限金額
アルゼンチン（民間部門のみ）	100
キューバ	
中長期	40
短期	20
ドミニカ共和国	200
アンゴラ	300
ナイジェリア	200
パキスタン	50
スリランカ	100
ウズベキスタン	150
セルビア	200
ウクライナ	250
ベラルーシ	100

出典：Annual Report 2011: Export Credit Guarantee of the Federal Republic of Germany, http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

[145] http://www.agaportal.de/en/aga/produkte/uebersicht.html
[146] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf
[147] 料率の詳細については、ドイツ連邦輸出信用保証のウェブサイトに保険料率の一覧表や保険料の算定基準が掲載されている。
http://www.agaportal.de/pdf/info/e_verzeichnis_gebuehren_entgelte_2011.pdf
http://www.agaportal.de/pdf/hds/e_hds_entgeltberechnung.pdf

●「新興国・発展途上国」と「先進国」[148]

ヘルメス・カバーは、輸出対象国を「新興国・発展途上国」と「先進国」に 2 分している。また、「新興国・発展途上国」は、中南米、アフリア、アジア、中東、南・中央アジア、東アジア、オセアニア、欧州といったようにサブカテゴリーに分かれている。例えば、サブカテゴリーの「欧州」地域に含まれる国は、アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、コソボ、ラトビア、リトアニア、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、トルコ、ウクライナとなっている[149]。

2011 年度の地域別保証金額 298 億 3,360 万ユーロの内訳では、保証が付与された輸出のうち 75.1%が新興国・発展途上国向けであった。また、それらの国へのドイツ全体の輸出額は前年度比 2.4%減の 2,633 億ユーロで、そのうちドイツ連邦政府の保証が付与されたのは全体の 8.5%である。表 24 は、2010 年度と 2011 年度の地域別保証金額一覧である。

表 24　地域別保証金額（単位：100 万ユーロ）

地域	2010 年		2011 年	
	金額	（%）	金額	（%）
新興国・発展途上国	22,861.6	70.4	22,406.1	75.1
中南米	5,212.7	16.1	3,458.3	11.6
アフリカ	1,648.0	5.1	2,071.3	6.9
アジア	9,294.8	28.6	7,931.3	26.6
中東	3,536.7	10.9	1,612.3	5.4
南・中央アジア	1,425.4	4.4	1,852.7	6.2
東アジア	4,332.7	13.3	4,466.3	15.0
オセアニア	7.1	0.0	1.5	0.0
欧州	6,699.0	20.6	8,943.7	30.0
先進国	9,600.9	29.6	7,427.5	24.9
合計	**32,462.5**	**100.0**	**29,833.6**	**100.0**
うち、EU 諸国	5,583.6	17.2	1,873.3	6.3

出典：同上

以下は、2011 年度における国別新規保証金額の一覧である。新規保証金額が最も多かったのは、先進国以外の欧州地域であり、保証金額は前年度から 3 割強増化して約 89 億ユーロとなり、全体に占める割合も前年度の 21%から 30%へと拡大した。

表 25　国別新規保証金額（単位：100 万ユーロ）

国名	2010 年	2011 年
中南米	**5,212.7**	**3,458.3**
ブラジル	1,841.0	1,359.3
メキシコ	593.4	388.2
チリ	129.3	268.4
パナマ	32.0	262.3
アルゼンチン	191.1	230.6
その他	2,425.9	949.5

[148] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf
[149] 同上

国名	2010 年	2011 年
アフリカ	**1,648.0**	**2,071.3**
南アフリカ	408.4	451.7
アルジェリア	105.0	429.5
エジプト	303.9	300.5
モロッコ	103.1	182.1
ケニア	93.2	126.8
その他	634.4	580.7
中東	**3,536.7**	**1,612.3**
サウジアラビア	616.6	574.7
ドバイ（UAE）	888.3	399.4
シャールジャ（UAE）	52.2	201.7
アブダビ（UAE）	467.7	135.7
クウェート	211.3	82.5
その他	1,300.6	218.3
南・中央アジア	**1,425.4**	**1,852.7**
インド	923.7	1,233.3
パキスタン	96.0	178.2
カザフスタン	272.1	176.3
グルジア	34.3	94.9
アゼルバイジャン	34.2	67.4
その他	65.1	102.6
東アジア	**4,332.7**	**4,466.3**
中国	2,206.3	2,271.7
ベトナム	425.7	471.6
台湾	424.6	454.4
インドネシア	307.9	421.3
マレーシア	396.2	246.3
その他	572.0	601.0
オセアニア	**7.1**	**1.5**
欧州	**6,699.0**	**8,943.7**
トルコ	1,679.5	4,830.4
ロシア	3,374.5	2,566.6
ウクライナ	447.6	522.0
ベラルーシ	321.1	423.7
ルーマニア	178.4	105.3
その他	697.9	495.7
先進国	**9,600.9**	**7,427.5**
米国	655.2	1,861.9
スイス	1,875.2	1,105.8
オーストラリア	540.5	986.3
韓国	436.9	928.1
シンガポール	669.3	405.1
その他	5,423.8	2,140.3
合計	**32,462.5**	**29,833.6**

出典：Annual Report 2011: Export Credit Guarantee of the Federal Republic of Germany, http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

2011 年度のリスク残高は 823 億ユーロで、そのうち約半分が上位 8 カ国で占められている。具体的には、ロシア 89 億ドル（全体の 10.8%）、米国 84 億ユーロ（同 10.2%）、トルコ 79 億ユ

ーロ（同 9.6%）、スイス 41 億ユーロ（同 5.0%）、南アフリカ 32 億ユーロ（同 3.9%）、中国 30 億ユーロ（同 3.9%）、韓国 29 億ユーロ（同 3.5%）の 8 カ国である（表 26 参照）。

表 26　国別リスク残高（単位：10 億ユーロ）

	2010 年		2011 年	
	金額	（%）	金額	（%）
ロシア連邦共和国	9.3	12.2	8.9	10.8
米国	6.9	9.0	8.4	10.2
トルコ	4.0	5.2	7.9	9.6
スイス	2.8	3.7	4.1	5.0
南アフリカ	3.4	4.5	3.2	3.9
中華人民共和国	3.0	3.9	3.0	3.6
韓国	2.4	3.1	2.9	3.5
インド	2.1	2.7	2.7	3.3
イラン	3.3	4.3	2.7	3.3
英国	3.3	4.3	2.6	3.2
その他	35.9	47.0	35.9	43.6
合計	**76.4**	**100.0**	**82.3**	**100.0**

出典：同上

1.4.2.3 対象市場

2011 年度の単一取引（single transaction policy）に関する業種別内訳では、船舶分野と航空機分野が合わせて全体の過半数を占め、次いで製造業分野、エネルギー分野、石油・ガス生産分野が続いている[150]。表 27 は、2010 年度と 2011 年度の業種別単独取引額一覧で、図 11 は 2011 年度の各業種の単一取引額が全体に占める割合を示したものである。

表 27　業種別単一取引額（単位：100 万ユーロ）

業種	2010 年	2011 年
船舶（Ships）	3,008	4,766
航空機（Aircraft）	4,697	4,666
製造業（Manufacturing）	2,884	2,363
エネルギー（Energy）	2,400	1,876
石油・ガス生産（Oil and gas production）	2,134	1,037
紙、木材、皮革、繊維（Paper, timber, leather and textile industry）	866	974
インフラ（Infrastructure）	2,445	828
サービス（Service industry）	755	597
鉱業（Mining industry）	405	328
農業・食品（Agriculture and food industry）	266	317
化学（Chemical industry）	120	229
環境工学（Environmental engineering）	43	3
合計	**20,023**	**17,984**

出典：同上

[150] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

図 11　2011 年度単一取引額の業種別割合

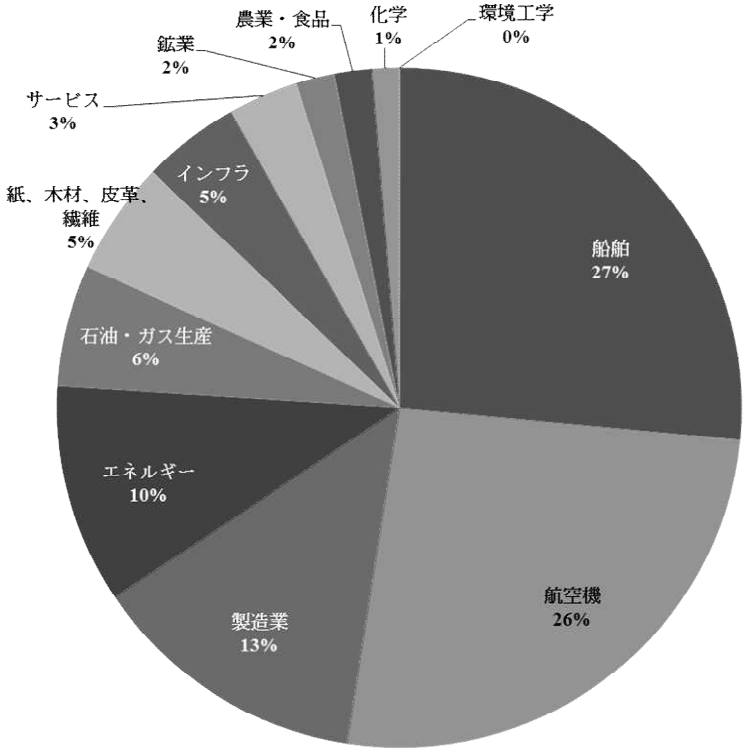

出典：Annual Report 2011: Export Credit Guarantee of the Federal Republic of Germany, http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

1.4.2.4 支援事業内容

ヘルメス・カバーによって提供される保険商品は、以下の通りである[151]。

（1）　包括型およびリボルビング型保険（Wholeturnover and revolving cover）

- 短期包括保険（Wholeturnover Policy (APG)）：中小企業による、複数相手との 1 年未満の輸出取引に対する保険
- 簡易型短期包括保険（Wholeturnover Policy Light (APG-light)）：中小企業による 4 カ月未満・年間 100 万ユーロまでの取引に限定
- リボルビング型サプライヤークレジット保険（Revolving Supplier Credit Cover）：継続取引向けのサプライヤークレジット保険
- リボルビング型バイヤークレジット保険（Revolving Buyer Credit Cover）：継続取引向けのバイヤークレジット保険
- 枠組み信用保険（Framework Credit Cover）：一般のローン契約の下で融資した個別の債権に対する保険

（2）　単一取引保険（Single transaction cover）

- サプライヤークレジット保険（Supplier Credit Cover）：輸出代金の回収不能に備える銀行を対象とした保険

[151] http://www.agaportal.de/en/aga/produkte.html

- サービス提供者向け輸出信用保険（Export Credit Cover for Service Providers）：保険の対象を商品に限定せず、サービス事業者向けに開発された保険
- バイヤークレジット保険（Buyer Credit Cover）：外国のバイヤーまたは借入人に対する信用に基づく売掛債権から生じるリスクについての銀行向け保険
- 特急型バイヤークレジット保険（Buyer Credit Cover - express）：500 万ユーロまでの少額案件に対するバイヤークレジット保険で、申込から 4 営業日以内に保険を付与
- 船積み前保険（Manufacturing Risk Cover）：製造中の輸出契約取消に備える保険
- 海外建設保険（Constructional Works Cover）：海外での建設事業に付随するリスクに備える輸出業者向け保険
- エアバス保証（Airbus Guarantee）：エアバス社関連の取引において、不良債権による損失に対して優先的に保証するための制度
- プロジェクトファイナンス（Project Financing）：運営費と借入の金利・元本の支払にかかる資金をプロジェクトそのものの収益によって確保する仕組み
- シップファイナンス（Ship Financing）：造船所と輸出業者向けの仕組み

（3） 補完的特殊保険（Supplementary forms of cover）

- 信用状確認書リスク保険（Credit Confirmation Risk Cover）：銀行が自ら発行した信用状のリスクに備えるための保険
- カウンター保証（Counter-Guarantee）：保証人に対して保証金額の 80%までを連邦政府が保証
- 没収リスク保険（Confiscation Risk Cover）：輸出品が実際に販売されないリスクに備える保険
- リース保険（Leasing Cover）：クロスボーダーのリース取引に対する保険
- 証券化保証（Securitisation Guarantee）：既にバイヤークレジットが付与されている場合に、証券化手法を活用して資本市場から追加的に資金調達するための銀行向け手法
- ドイツ復興金融公庫（KfW）リファイナンスプログラム向け証券化保証（Securitisation Guarantee for the KfW Refinancing Programme）：政府系金融機関のドイツ復興金融公庫（KfW）グループ向けのリファイナンスプログラムに参加するための銀行向け手法
- 契約保証証券保険（Contract Bond Cover）：契約保証が政治的または不当な請求を受ける場合に備える保険

1.4.3 国内企業支援の実施状況

最近実施された国内企業支援の代表的な事例は以下の通り。

- 創業以来、世界の代表的な紙加工機械メーカーとして数々の機械・技術を全世界へ供給してきた E.C.H. ウィル社（E.C.H. Will GmbH）は、2012 年に総額数百万ユーロ規模の紙切断・梱包機械 2 台をインドに輸出した。一方、これら機械を輸入するインドの輸入業者は、発注金額の 85％に相当する金額をオランダの金融機関のラボバンク（Rabobank）より借り入れることになったが、その際、ドイツ連邦政府による輸出信用保険とバイヤークレジット保険の両方で不良債権を担保することとなった。なお、

E.C.H. ウィル社がインドに輸出した機械には、同社が米国の関連企業から受け取る供給品が、総額の約 30％相当含まれていたが、いくつかの要件をクリアすることを条件に、それらも含む受注金額の最大 49％まで、ユーラーヘルメス社は、ヘルメス・カバーで保証した。なお、ラボバンクは EU 加盟国内に本店を有するため、保証の対象となった[152]。

- ドイツの風力タービン大手ノルデックス社（Nordex SE）から、タービンを購入する輸入取引に関し、バイヤーであるトルコの風力発電所は、2012 年にドイツのバイエルン州立銀行（BayernLB）より総額 3,912 万 5,000 ユーロの輸出ローンを調達した。なおこの融資に関し、設備投資金額の 85%が連邦政府の輸出信用保証のバイヤークレジット保険によって担保された。トルコ側が調達したローンは、設備導入後から半年毎に返済されることになっており、OECD コンセンサスのガイドラインにより、再生可能エネルギー関連のプロジェクトの信用期間は最長 18 年間保証されることとなっている[153]。

- ドイツのノバテック・ソーラー社（Novatec Solar GmbH）が実施する、フレネル型（Fresnel technology）太陽熱発電技術を利用した初の太陽熱発電所「プエルト・エラド 2（Puerto Errado 2）」を、スペインのムルシアに建設するプロジェクトを支援するため、2011 年にドイツ連邦政府は、同社に対しプロジェクトファイナンス制度の枠組みにおいて、独立型バイヤークレジット保険を付与した。プロジェクトファイナンスは通常、プロジェクト自体の収益性に基づいて実施されることになっている。OECD コンセンサスのガイドラインに従い、再生可能エネルギー関連のプロジェクトの信用期間は最長 18 年である[154]。

- ドイツの農業用機械メーカーLTV 社（LTV Landmaschinen und Transporttechnik Vertriebsgesellschaft）は、ベラルーシにおける、1,100 万ユーロのバイオガス生成プラント建設プロジェクトにおいて、同国向けの売上債権に対する政治リスクと商業リスクに備えるため、ドイツ連邦政府の輸出信用保険を活用した。さらに、このプラント建設プロジェクトに関し、ドイツの AKA 銀行は 1,000 万ユーロ以上のバイヤークレジット保険を LTV 社に付与したことで、当該プロジェクトの資金調達がスムーズに行われたと報告されている[155]。

- 画期的な包装技術を開発し、世界の食品・医療品などの包装分野で注目されているドイツのムルチバック社（MULTIVAC Sepp Haggenmüller GmBH & Co. KG）は、同社の「R145 型深絞り真空機」を、サラダやサンドイッチのフィルム包装用に利用したいと考えるルーマニアの食品製造メーカーに輸出した際、連邦政府によるサプライヤークレジット保険が付与された。「R145 型機」は、同社が開発した特殊技術により、マヨネーズやケチャップなどの液体を含む商品の梱包であっても、酸素を抜く一方で、食品の鮮度を保つためのガスを注入することを可能にする機械である[156]。

[152] http://www.agaportal.de/en/portal/presse/hintergrund/pm-papier_indien.html
[153] http://www.agaportal.de/en/portal/presse/hintergrund/pm-wind_tuerkei.html
[154] http://www.agaportal.de/en/portal/presse/hintergrund/pm-fresnel.html
[155] http://www.agaportal.de/en/portal/presse/hintergrund/pm-biogas.html
[156] http://www.agaportal.de/pdf/berichte/e_jb_2011.pdf

1.5 フランス：フランス貿易保険会社（La Compagnie française d'assurances pour le commerce extérieur：Coface）

フランスにおいて、国内企業による中長期の輸出契約と海外投資を促進・支援するために輸出保証を提供しているのは、民間の信用保険会社のフランス貿易保険会社、通称コファス社（La Compagnie française d'assurances pour le commerce extérieur：Coface[157]）である。コファス社は、元々1946年に国営の貿易保険会社として設立されたが、1994年に民営化され、自己勘定による信用保険ビジネスを行う一方、フランス政府と委託契約を結ぶ形で、政府勘定による中長期の信用保証業務を請け負っている。コファス社の本部はパリにある。

1.5.1 組織概要

1.5.1.1 組織形態

フランス政府は、国際社会におけるフランスの影響力の維持を重視しており、伝統的に経済外交に力を入れてきた。外務省（Ministre des affaires étrangères）は、経済・財政・産業省（Ministre de l'Economie, des Finances et de l'Industrie）、フランス企業振興機構（UBIFRANCE）、新興国準備金（Réserves Pays. Émergents：RPE）スキーム、政府勘定を担当するコファス社等で構成される「フランス輸出促進チーム」の指令塔として、フランス企業の国際的発展支援の責任を負っている[158]。コファス社は2011年7月に「輸出促進憲章（Charte nationale de l'exportation）[159]」に署名し、起業支援・イノベーション振興機構（OSEO）、フランス企業振興機構（UBIFRANCE[160]）と共にフランス輸出促進チームのキープレーヤーの一端を担うことになった。

コファス社はフランス政府との間に、国家輸出保証に関する管理契約（convention de gestion）を締結しており、この契約とフランス保険法（du code des assurances）L. 432-1条～L. 432-4条の規定等に従って、政府勘定の管理を行っている[161]。なお、コファス社とフランス政府との間の同契約は3～4年ごとに更新されることになっており、2012年2月に更新された新規契約は、2015年が期限となっている[162]。

---

[157] 現在はフランスの金融機関ナティクシス（Natixis）の子会社で、世界66カ国に拠点を持ち、約4,600人の社員を擁する世界第3位の信用保証会社である。2011年度の売上高は15億5,000万ユーロ、営業利益は2億700万ユーロ、クライアント数は3万5,000に上る。
http://www.coface.com/PDF_interactif/2011_coface_activity_report/index.htm

[158] http://www.diplomatie.gouv.fr/en/global-issues/support-for-businesses/

[159] Charte nationale de l'exportation, http://import-export.gouv.fr/wp-content/uploads/2012/04/charte-nationale-de-l-exportation.pdf

[160] ユビフランス（UBIFRANCE）は、フランスと世界の国々との貿易の振興、発展、促進を図るフランス貿易省管轄の政府機関であり、中小企業を中心としたフランス企業の国際化と海外市場への進出の手助けを行う輸出支援組織である。
http://www.ubifrance.com/jp/about_us.aspx?pi=0

[161] http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

[162] Coface, Press Rease, March 06 2012 (Paris).

コファス社は、自己勘定と政府勘定が別の部門として設置されており、それぞれの役割は以下のようになっている。なお、フランス政府による同社の株式保有はない。

●政府勘定部門[163]

政府勘定を取扱う総局（Direction des garanties publiques：DGP）は本社と支社において計 250 人を雇用しており、組織は顧客セグメント別に構成されている。

- 大企業向けセグメント：航空産業、宇宙産業、エネルギー、防衛、海運業など顧客の産業セクターごとに担当部署が存在。顧客に対して主に信用保険と投資保険を提供。
- 中小企業と中堅企業セグメント：顧客のニーズに合わせて様々な保険商品を提供。

政府保証による商業開発と、市場調査保険[164]の管理業務は、総局の各支社が担当するが、総局としての業務には、保険のクレームや資産回復プロセス（claims and revocery process）、パリ・クラブにおける債務整理契約も含まれる。また、総局には国際関係部が設置され、専門的技術、内部監督、評価、レポート作成など、分野横断的な業務も行える体制を整えている。さらに、2011 年 8 月には中小企業に対する政府保証を充実させることを目的に、総局内に省庁横断的な組織（département en charge du développement des garanties publiques：DDGP）を新たに設置し、中小企業の支援にも力を入れている[165]。

●自己勘定部門

本拠地のフランスを始め、欧州の主要国、米国、日本を含むアジア諸国、中南米、アフリカ・中東地域諸国など、世界 66 カ国に 4,600 人を雇用しており、国際的ネットワークを活かしつつ、各地域の直接のプレゼンスを通じて信用保険ビジネスを展開している。

1.5.1.2 事業内容

以下に、フランス政府との契約の下でコファス社の政府勘定部門が行う輸出支援業務について取りまとめることとする。

コファス社の政府勘定部門は、フランス企業による海外輸出および海外投資を促進・支援し、商業的リスクと政治的リスクに対する保証を行っている。フランスの公的輸出保証の審査プロセスは以下の通りである[166]。

1. コファス社は政府の輸出保証制度の窓口となり、企業や銀行から保険申込みを受け付ける。経済・財政・産業大臣が毎年度定める保険引受けに関する枠組みに基づいて、仕向先国、輸出企業、金融機関についてリスク分析を行い、契約内容審査を行う経済・財

163 http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

164 輸出企業が海外において実施する市場調査に係る費用に対する保険

165 http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

166 同上

政・産業省傘下の経済政策・資産総局（La direction générale du Trésor et de la Politique économique：DGTPE）に対してコファス社による審査結果を提出する。

2. コファス社の提案に基づき、DGTPE は保険を引き受けるかどうか決定するが、輸出契約金額、引受条件、保険カテゴリーによっては、コファス社が決定する権限を有する[167]。
3. 上記 2 の決定に基づいて、コファス社は保険契約書を発行し署名する。また、コファス社は、保険契約の管理、リスクのモニタリング、特約条項の作成、保険事故発生時の損害査定、保険金支払、債権回収などを行う。

なお、コファス社が政府勘定の業務で受け取った保険料、損害てん補、代金等は直接国庫に収められ、コファス社が支払った損害賠償（indeminities）は、同国庫からコファス社に還元されるといったように、保険の引受リスクは全て国が負うことになっている。

1.5.1.3 予算

政府勘定の予算については、毎年度、経済・財政・産業大臣が保険引受けに関する枠組みを提示する[168]が、その詳細については外部には一切情報を開示しておらず、政府勘定の具体的な会計情報を入手することが不可能となっている。一方、自己勘定については連結ベースでの会計情報が公表されているため、以下にコファス社の 2011 年度の自己勘定貸借対照表を参考までに示す。

図 12　コファス社 2011 年度自己勘定貸借対照表（単位：1,000 ユーロ）

	2011 年 12 月末	2010 年 12 月末
無形資産（Intangible Assets）	258,899	304,362
保険事業投資（Insurance business investments）	2,016,337	1,897,458
銀行業務やその他の活動から生じる債権（Debtors arising from banking and other activities）	3,372,724	4,013,954
アソシエートに対する投資（Investments in associates）	16,269	14,960
保険及び金融契約に関連する負債の再保険者シェア分（Reinsurer’s share of liabilities realating to insurance and financial contracts）	380,025	318,452
その他資産（Other assets）	840,175	815,463
現金及び現金同等物（Cash and cash equivalents）	242,805	271,943

[167] 金額の大小だけでなく、諸条件に基づいてコファス社が判断することが可能であるとのことだが、その明確な基準に関しては公表されていない。

[168] フランスの公的輸出信用保険に関する既存報告書によれば、DGPTE の提案により経済産業雇用大臣（現在は経済・財務大臣）が決定し、コファス社との委託契約に織り込むことになっている。引受について法律で規定されるのは枠組みのみで、引受限度額が金額で示されることはない。保険金およびコファス社への委託手数料は、政府の特別勘定から支払われる。特別勘定の資金が不足しない限り、一般会計から拠出されることはない。保険事業の特別勘定からの支出については、国会の決議を得る必要がない。
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/trade_insurance/itaku/yushutu_shinyou_21fy.pdf

	2011 年 12 月末	2010 年 12 月末
総資産（Total Assets）	**7,127,232**	**7,636,592**
非支配株主持分を除く株主のエクイティ（Shareholders' equity excluding non-controlling interests）	1,465,168	1,385,630
非支配株主持分（Non-controlling interest）	8,862	10,686
株主のファンドの合計（Total shareholders' funds）	1,474,031	1,396,316
不測の事態及び請求に対する準備金（Provisions for contingencies and charges）	89,940	82,938
ファイナンシング業務関連の債務（Liabilities related to financing operations）	46,103	579,817
保険契約関連の債務（Liabilities relating to insurance contracts）	1,531,903	1,314,948
銀行サービス業務に必要な資金（Resorces used by banking services activities）	3,332,267	3,675,422
その他の債務（Other liabilities）	625,989	587,151
総負債（Total Liabilities）	**7,127,232**	**7,636,592**

出典：Coface 2011 Activity Report（自己勘定）
http://www.coface.com/PDF_interactif/2011_coface_activity_report/index.htm#/19

1.5.2 輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.5.2.1 対象地域・対象企業

フランス政府は、運輸・交通、原子力産業、航空宇宙産業、ナノテクノロジー産業の海外輸出を戦略的に支援する方針を掲げており[169]、コファス社も、外国の公的輸出信用機関（Export Credit Agencies：ECA）や金融機関との間に、再保険、共同保険、共同負担に関する協力協定を結び、輸出拡大を目指している。コファス社は既に、ほぼ全ての OECD 諸国と再保険・共同保険の協定を結んでいることから、今後は非 OECD 諸国との間に協定を締結することを計画している。例えば 2011 年には、韓国貿易保険公社（Korea Trade Insurance Corporation：K-sure）と再保険制度の提携について合意に達した他、イタリア外国貿易保険株式会社（Servizi Assicurativi del Commercio Estero：SACE）、ロシア開発対外経済銀行（Vnesheconombank：VEB）との間に輸出支援に関する三国協力協定を締結している。さらに、コファス社は、スロバキア、ブラジル、中国、インドの各 ECA と、再保険協定のための話し合いを開始している[170]。

図 13 は、コファス社が 2007 年～2011 年に締結した再保険業務数の推移を示したものである。2008 年以降、再保険業務が増加した背景には、コファス社が、英国の輸出支援機関である英国

[169] http://www.diplomatie.gouv.fr/en/global-issues/support-for-businesses/
[170] http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

輸出ファイナンス（UK Export Finance：UKEF）及びドイツの輸出支援機関であるユーラーヘルメス社（Euler Hermes Kreditversicherungs-AG：Euler Hermes）との間に締結している再保険に関する枠組みの中で、エアバス社の航空機販売取引に関する引受業務が増加したためとコファス社は報告している[171]。

図 13　2007 年～2011 年にコファス社が実施した再保険業務数

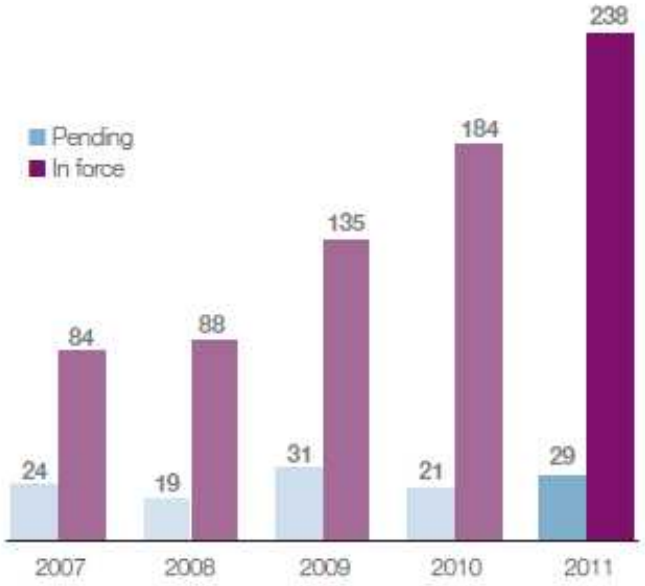

出典：Coface 2011 Activity Report（政府勘定）
http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

また、2011 年度の再保険業務の対象地域ポートフォリオは図 14 の通りである。最も大きいのが中東地域で全体の 35％を占めており、欧州、アジア、米州はそれぞれ 20％となっている。

図 14　2011 年度再保険業務の対象地域

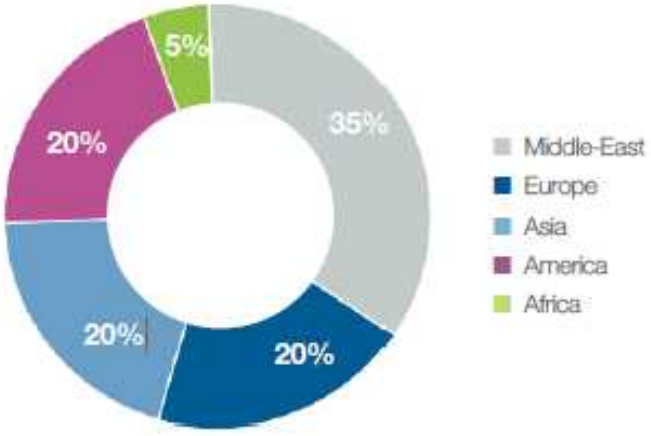

出典：同上

171
http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

さらに、コファス社は、1 件あたり総額 1,000 万ユーロ以上のプロジェクトに対して投資あるいは保険を提供する場合、プロジェクトが実施される当該国の法律を遵守し、さらに世界銀行や IFC が定める環境保護に関する国際基準に従うため、OECD 勧告に基づき、当該プロジェクトが環境にもたらすインパクトを評価した上で、契約を締結するかどうか決定するとしている。なお、2011 年度にコファス社が投資あるいは保険提供前に評価を行ったプロジェクトは 94 件あり、そのセクター別割合は図 15 の通りとなっている。

図 15　コファス社が評価を行ったプロジェクトのセクター別割合

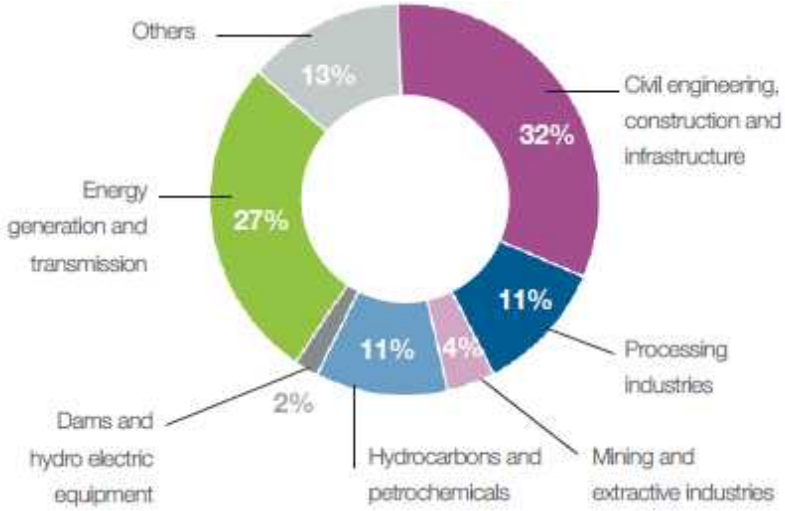

出典：同上

1.5.2.2　支援事業内容

コファス社が行う輸出・海外進出支援事業は以下の通りである[172]。

●政府勘定

① 市場調査保険の提供（Assurance Prospection Premiers Pas ：A3P）：海外新規市場を開拓するために市場調査を実施したり、海外見本市への参加を行う企業に対して、未回収金が発生するリスクに備え、キャッシュフローを支援する保険を提供する。当該保険は、年間売上高が 5 億ユーロまでの中小企業が対象である。市場調査費の上限は年間 3 万ユーロ、カバー率は 65%[173]。

② 輸出信用保険の提供：2 年以上の中長期輸出契約に伴う、商業的リスク、政治的リスク、自然災害といった様々なリスクをカバーする保険を提供する。なお、土木工事プロジェクト等大規模な事業の場合は、各事業のニーズに即した保険内容を提供している。保険支払の上限は契約条件や保証内容による[174]。カバー率は企業規模によるが最大 75%[175]。

172 http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

173 http://www.coface.fr/CofacePortal/FR_fr_FR/pages/home/pp/assurprospection/guaranties/assurance-prospection-premiers-pas

174 http://www.coface.fr/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/AssProspection/GlossaireDepensesAP.pdf

③ 海外投資保険の提供：海外で投資活動を行うフランス企業、および当該フランス企業に融資を行う金融機関に対して、仕向国政府の自発的行為、政治的暴力、送金不能といった政治的リスクをカバーする。保証金額の上限は初期投資金額の 150%、カバー率は一部の例外を除き 95%[176]。

④ ボンド保険および船積前融資・輸出者リスク保険の提供：輸出企業に対してボンド発行のリスクを軽減する保険を提供し、一方、輸出企業に融資する金融機関に対しては、船積前リスクが発生して輸出企業がデフォルトを起こした場合に備える保険を提供する。

⑤ 為替リスク保険の提供：為替変動から輸出企業を保護するための保険を提供する。保険支払の上限 1,500 万ユーロ（3～24 カ月間）、カバー率は 100%[177]。

⑥ 近年のギリシャの財政危機状況を踏まえ、ギリシア向けに投資活動を行うフランス企業に対して 2 年間、2 億ユーロを上限とする信用保険を提供する。カバー率は 85%[178]。

●自己勘定[179]

コファス社の自己勘定の信用保険ビジネス業務には、信用保険（Credit Insurance）の提供、企業情報・ビジネス情報の提供、格付けサービス（rating services）、売掛債権管理・回収（Receivables Management and Collection）、ファクタリング（Factoring）などが含まれる。

1.5.3 国内企業支援の実施状況

以下にコファス社が支援した輸出支援の代表例を紹介する。

- 2010 年 8 月、コファス社（政府勘定）は、南アフリカ共和国の国営電力会社南アフリカ電力会社（ESKOM）が建設するメデュピ火力発電所（Medupi）向けに、タービンを納入するフランスの重電・輸送機器大手アルストム社（Alstom[180]、本社：フランス）に融資するフランスの大手金融機関クレディ・アグリコル（Crédit Agricole）に対して、6 億 3,700 万ユーロの融資への保険を引き受けた。なお、コファス社は、2009年 12 月にアルストム社が南アのメデュピ発電所及びクシレ発電所向けタービン納入の際にも、総額 11 億 8,500 万ユーロの融資への保険を引受けた。その際の融資実施機関は BNP パリバ・フランス（BNP Paribas France）、カリヨン・フランス（Calyon France）、CIC フランス（CIC France）、ナティクシス・フランス（Natixis France）、ソシエテジェネラル・フランス（Société Générale France）であった[181]。
- 2011 年 12 月 12 日、オーストラリア最大の衛星通信会社であるニューサット社（NewSat）は、同社の通信衛星「ジャビル 1 号（Jabiru-1）」の製造を米国のロッキード・マーチン社（Lockheed Martin）に委託し、その打上げをフランスの宇宙企業、アリアンスペース社（Arianespace）が実施する計画を発表した。「ジャビル 1 号」は、2014 年下半期に完成予定で、打上げ後は中東、アフリカ、アジア地域における通信網をカバーする予定である。本計画は、米国 EXIM とコファス社からの融資供与を受けており、

[175] http://www.coface.fr/CofacePortal/FR_fr_FR/pages/home/pp/assurprospection/guaranties/assur_prosp
[176] http://www.coface.fr/CofacePortal/FR_fr_FR/pages/home/pp/assurinvest/Interet
[177] 同上
[178] http://www.coface.fr/CofacePortal/FR_fr_FR/pages/home/pp/dispositif-GP-grece
[179] http://www.cofaceza.com/CofacePortal/ZA/en_EN/pages/home/wwd
[180] http://www.alstom.com/
[181] http://www.banktrack.org/manage/ajax/ems_dodgydeals/createPDF/medupi_coal_power_plant

ニューサット社は「ジャビル 1 号」プロジェクトに要する資金の 75～80％を両輸出信用機関から調達し、残りの 20～25％は株式で自己調達するとしている。なお、コファス社による保険引受額は 1 億0,274 万米ドルとなっている[182]。

- コファス社は、欧州の有力宇宙関連企業であるアリアンスペース社、EAD フランス社（EAD France）、ターレ・アルニア社（Thales Alenia）、アストリウム社（Astrium）の 4 社が、米国、ベトナム、ロシア、サウジアラビア、アゼルバイジャン向けの 4 機の人口衛星及び 3 つのペイロードの納品及び打上げに関するサービスを提供した際、支援を行った[183]。
- コファス社は、エアバス社が、エアリンガス航空（Aer Lingus、アイルランド）、エアキャップ航空（Aercap、オランダ）、アエロフロート・ロシア航空（Aeroflot、ロシア）、エア・アラビア（Air Arabia、UAE）、中国国際航空（Air China、中国）、キャセイ・パシフィック航空（Cathey Pacific、香港）、中国東方航空（China Eastern、中国）、中国南方航空（China Southern、中国）、エティハド航空（Etihad、UAE）、大韓航空（Korean Airlines、韓国）、ラン航空（Lan Airlines、チリ）、オマーン航空（Oman Air、オマーン）、カンタス航空（Qantas、オーストラリア）、TAM 航空（Tam、ブラジル）、タイガー・エアウェイズ（Tiger Airways、シンガポール）、チュニス航空（TunisAir、チュニジア）、トルコ航空（Turkish Airlines、トルコ）、ベトナム航空（Vietnam Airlines、ベトナム）などに航空機を販売する契約締結に関し、支援を提供した[184]。
- 油田設備を手掛けるフランスのエンジニアリング大手、テクニップ・フランス社（Technip France）が、ロシアのニジニ・ノブゴロドに化学工場を建設する際、コファス社はテクニップ・フランス社に対して、本プロジェクトに必要な 3 億 5,000 万ユーロの保険を引受けた[185]。なお、金融保証は、プロジェクトリミテッド・リコース・プロジェクト・ファイナンス（Limited-recourse project finance）と呼ばれる機能を介して行われ、欧州復興開発銀行（EBRD）やズベルバンク（Sberbank）に加え、ING、BNP パリバ/フォルティス、HSBC 等の商業銀行が金融保証を提供し、コファス社とベルギーの輸出信用機関（National Du Ducroire Nationale Delcrederedienst：ONDD）が政治的・商業的リスクをカバーする海外投資保険を各金融機関向けに提供した[186]。
- フランスのスマートカード技術ベースのセキュリティー・認証ソリューション及びサービス大手であるオベルチュール・テクノロジーズ社（Oberthur Technologies）がウズベ

[182] www.newsat.com/doc_download/291-newsat-secures-coface-approval-for-us-102-74-million
http://www.satnews.com/cgi-bin/story.cgi?number=1964983851

[183] http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

[184] http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

[185] 同上

[186] http://sibur.com/press_center/publications/10984/
http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

キスタンにバイオメトリック・パスポート・システムを輸出する際、コファス社は支援を提供した[187]。

- モロッコのカサブランカでトラムを建設中のカサ・トランスポート社（Casa Transport）にアルストム社が車両を納品する際、コファス社は、67 億 5,000 万モロッコ・ディルハム（MAD）の保険を引き受けた[188]。

[187] http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

[188] http://www.leconomiste.com/article/le-dg-de-l-oncf-au-club-de-l-economistebrle-tgv-ne-sera-pas-un-produit-de-luxe
http://www.coface.com/CofacePortal/ShowBinary/BEA%20Repository/DMT/fr_FR/documents/Garanties_Publiques/procedurespubliquesgb.pdf

1.6　イタリア：イタリア外国貿易保険株式会社（Servizi Assicurativi del Commercio Estero S.p.A.：SACE）

イタリア外国貿易保険株式会社（Servizi Assicurativi del Commercio Estero S.p.A：SACE）は、輸出信用・信用保険・投資保証・金融保証・保証ファクタリングなどの保険・金融に関する活動を支援する、経済財政省（Ministero dell'economia e delle finanze）傘下の国有企業である。本部所在地はイタリアの首都ローマである。安定的な資金流入と企業の倒産リスクを減らすために世界 180 ヵ国以上の 2 万 5,000 組織の顧客に対して支援を実施している。SACE は、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti：Cdp）からの資本金と株主投資である 62 億ユーロ及び、保険契約準備金 23 億ユーロを所有する。なお、格付会社フィッチ・レーティングス社（Fitch Ratings）は SACE の格付けを「A-」としている[189]。

1.6.1　組織概要

1.6.1.1　組織概要

SACE は、全国保険協会の内部に輸出信用保険を担当する部門、イタリア外国貿易保険部として 1977 年に設立された。1994 年には、全国保険協会の民営化に伴い、SACE は一時的に財務省管轄の政府機関となったが、長期的な国際金融市場の変化に適応する必要性が高まったことをうけて、2004 年に経済財政省が 100％株式を保有する株式会社となった。株式会社になった SACE は、まず内部の組織再編としてグループの組織化を進め、①短期の信用保険・投資保証事業を専門とする SACE BT、②保険・金銭管理等の情報提供サービスを専門に実施する SACE SRV、③ファクタリング（売掛債券売買）事業を専門に展開する SACE FCT の 3 つの組織を設立し、SACE 傘下グループとして位置付けた[190]（図 16 参照）。

図 16　SACE グループ関係図

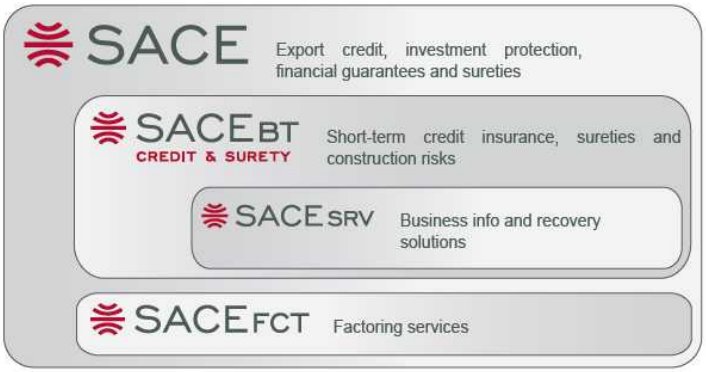

出典：SACE, Corporate Snapshot,
http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_corporate_snapshot_eng.pdf

SACE グループの経営方針は、経営計画と運用の一貫性を担保するため、親会社である持ち株会社 SACE の監督的役割を毀損しない範囲で、3 つの子会社が自立性を持った活動を行うこと

189 http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_corporate_snapshot_eng.pdf
190 同上

とされている。なお、SACE グループの組織管理は、5 名から構成される取締役会（Board of Directors）と 3 名を擁する監査役会（Board of Statutory Auditors）によって行われている。取締役会には法律の範囲内で会社運営上の最大の権限が与えられ、取締役会は会社の目的を遂行するための全ての経営上の責任を持つ。

取締役会の構成は、会長 1 人、最高経営責任者（CEO）1 人、取締役 3 人の合計 5 名で構成されており、会長は SACE の法定代理人である。また、CEO は、委任された裁量権の範囲内で会社を運営する他、法定代理人となることもある他、取締役会の指示に従って内部統制システムと危機管理の維持及び監督の責務を負う[191]。表 28 は、SACE の取締役会メンバーの一覧である。

表 28　SACE 取締役会のメンバー

会長	Giovanni Castellaneta[192]
最高経営責任者（CEO）	Alessandro Castellano[193]
取締役	Ludovico Maria Gilberti
	Carlo Monticelli
	Gianmaria Sparma

出典：Members of the Board
http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_group/corporate_governance/boards/index.html

一方、監査役会は法律及び管理原則の遵守と、組織・管理・会計の構成及び実際の機能の妥当性を監督する役割を担っている[194]。

1.6.1.2 事業内容

SACE グループは、イタリア国内外で事業を展開する企業・銀行に対して、①輸出信用、②プロジェクトファイナンス及びストラクチャードファイナンス、③国際化支援、④保証証券、⑤信用保険、⑥債権回収、⑦オンラインサービス、といった業務を行っている[195]。
各業務については 1.6.2.4 で詳述する。

1.6.1.3 予算

SACE は、私保険法（Private Insurance Code、2005 年 9 月 7 日政令 209 号）95 条及び 345 条第 2 項に従い貸借対照表の作成が義務付けられている[196]。表 29 は、SACE 全体の 2010 年度及び 2011 年度の貸借対照表である。

---

[191] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_group/corporate_governance/
[192] 駐米大使や駐イラン大使、駐オーストラリア大使を歴任した外交官出身であり、2005 年からはイタリアの機械産業持ち株会社であるフィンメッカニカ社（Finmeccanica）のアセスメントディレクター（Director of Assessment）を務める。
http://investing.businessweek.com/research/stocks/people/person.asp?personId=8358209&ticker=FNC:IM
[193] 2004 年に SACE の事業開発グループのゼネラルマネージャー（General Manager）として入社し、2007 年に現職の CEO に指名された。金融業界出身である。
http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_group/corporate_governance/Management/AC_BIO_ENG.html
[194] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_group/corporate_governance/boards/index.html
[195] http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_corporate_snapshot_eng.pdf
[196] http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/normativa/InfoMemo_SACE-EN.pdf

表 29　2010 年度及び 2011 年度の SACE 貸借対照表（単位：1,000 ユーロ）

	2010 年	2011 年
無形資産（Intangible assets）	16,502	15,776
有形資産（Tangible assets）	79,723	70,656
技術的準備金（再保険者分）（Technical provisions-Reinsurers' portion）	99,717	104,042
投資（Investments）	7,915,266	7,667,327
債権（Receivables）	841,939	992,550
その他の資産アイテム（Other asset items）	285,519	250,006
現金及び現金同等物（Cash and cash equivalents）	84,368	78,299
総資産額（Total Assets）	**9,322,584**	**9,178,656**
株主エクイティ（Shareholders' equity）	6,364,342	6,202,168
引当金（Provisions）	76,060	46,525
技術的準備金（Technical provisions）	2,214,794	2,342,117
金融債務（Financial Liabilities）	188,441	170,639
債務（Payables）	193,447	182,775
その他の債務アイテム（Other liability items）	285,500	234,432
株主エクイティと債務総額（Total shareholders' equity and liabilities）	**9,322,584**	**9,178,686**

出典：SACE Annual Report 2011,
http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/ar_bilanci/AR_e_bilanci/Annual_Report_2011_ENG.pdf

なお、SACE の 2011 年度の連結純利益は 1 億 3,950 万ユーロで、2010 年度の 4 億 980 万ユーロから減益した。これは主として、ヨーロッパ諸国の債務危機の悪化に伴い、証券ポートフォリオにおいて債権が減価したことによる、非技術的活動の不振からくるものである。なお、課税前の純利益は 2 億 1,120 万ユーロであった。子会社の SACE BT の純利益は 24 万 7,000 ユーロで、2010 年の 470 万ユーロの損失、2009 年の 3,400 万ユーロの損失からは改善が見られた。一方、SACE FCT の 2011 年度の純利益は 660 万ユーロと、設立 1 年目であった 2010 年度の 14 万 4,000 ユーロから大きく利益を上乗せしたと報告されている[197]。

1.6.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.6.2.1　対象地域

SACE はイタリアの他、南アフリカのヨハネスブルグ、ブラジルのサンパウロ、ロシアのモスクワ、香港、ルーマニアのブカレスト、トルコのイスタンブール、インドのムンバイの 7 カ所に国際営業所を置いている。また、トルコでは、地元コンサルタント企業の PFS ファイナンス社（PFS Finance）との提携を通じて、SACE の活動強化に取り組んでいる[198]。なお、SACE の政

197
http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/ar_bilanci/AR_e_bilanci/Annual_Report_2011_ENG.pdf
198 http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_Corporate_Presentation_xenglishx.pdf

治的・商業的リスクの保証対象国は 180 カ国以上で、中東及び北アフリカ（17.7%）と EU（34.25%）で SACE のエクスポージャーの半分以上を占めている[199]。

図 17　SACE の地域別エクスポージャーの割合（2011 年 12 月末）

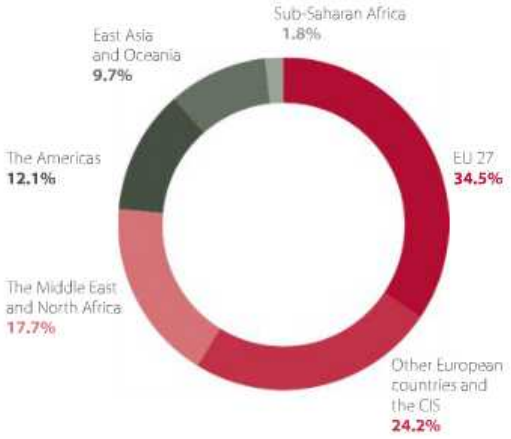

出典：同上

1.6.2.2　主要市場

2011 年度、SACE は前年度と同程度の 104 億ユーロ相当の新たな保証を提供しており、新規契約を地域別にみると、EU47.6%、非 EU 及び CIS 諸国 24.5%、中東及び北アフリカ諸国 9.2%となっている[200]（図 18 参照）。

図 18　2011 年度の新規契約締結の地域別割合

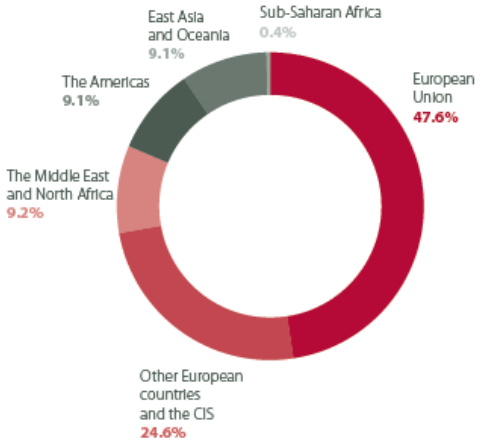

出典：同上

また、SACE BT は 2011 年度のクレジット部門で、2010 年度を 9.7%上回る 227 億ユーロの保険を提供したが、このうち約 78%はイタリア関連で約 18%が OECD 諸国、約 4%がその他の国々となっている[201]（図 19 参照）。

---

[199] 同上

[200] http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/ar_bilanci/AR_e_bilanci/Annual_Report_2011_ENG.pdf

図 19　2011 年度の SACE BT による保険提供地域

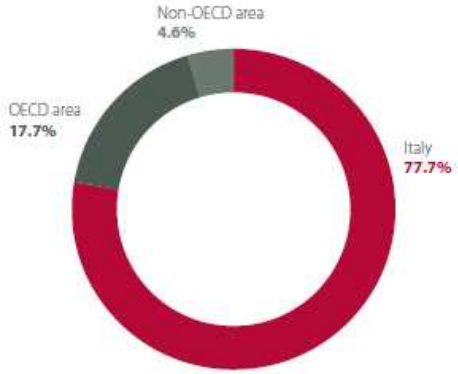

出典：同上

1.6.2.3　対象企業

SACE は、輸送時間、輸送コスト、エネルギーコストなどを削減し、生産性と国際競争力を促進させ、イタリア企業にビジネスチャンスを生み、雇用及び GDP に良い影響を与えることが期待できるとして、インフラ及び再生可能エネルギー部門の事業への投資を特に支援している[202]。

2011 年度の取引を部門別にみると、SACE ではインフラ及び建設部門が 20.2%、石油・ガス 19.2%、クルーズ業界 12.7%、銀行 11.8%となっている。SACE BT では冶金 12.8%、機械工学 10.8%、食品 9.5%、繊維・服飾 7.6%である[203]。また、SACE Ftc のファクタリング業務における主な業種は、エネルギー部門 53.3%、建設 15.5%、運輸 10.4%、通信 5.5%となっている[204]。

表 30　2011 年～2012 年における SACE グループによる企業別支援一覧

企業名	国名	対象	支援額	SACE が提供した商品
非公開	バングラデシュ	靴、革製品	1,400,000 ユーロ	荷為替信用状の確認
Giesse Sanita	イタリア	受取手形証券化	1,600,000 ユーロ	ファクタリング
Babbini	ベラルーシ	砂糖大根圧搾機	2,200,000 ユーロ	荷為替信用状の確認
Lucchini	チュニジア	鉄道整備	2,600,000 ユーロ	保証
Carraro	インド	子会社 TurboGear Ltd の生産能力向上	3,800,000 ユーロ	保証
IMF(Impianti Macchine Fonderia)	ロシア	冶金部門機械	1,500,000 ユーロ	保証証券
MCF	カザフスタン	PET ボトリング工場	1,700,000 ユーロ	保証
Carle&Montanari	クロアチア	チョコレート加工工場	2,200,000 ユーロ	保証
OCN	ポルトガル	真鍮ビレット伸線システ	2,800,000	保証

201 http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/ar_bilanci/AR_e_bilanci/Annual_Report_2011_ENG.pdf

202 同上

203 同上

204 同上

企業名	国名	対象	支援額	SACE が提供した商品
		ム	ユーロ	
Plastik	チュニジア	プラスチックフィルム及び衛生袋工場	3,900,000 ユーロ	ポリティカルリスク保険
Molteni Farmaceutici	イタリア	事業開発	1,500,000 ユーロ	保証
非公開	リビア	研究開発投資及び事業開発	2,000,000 ユーロ	保証
CFT	スペイン	青果物加工機械	2,600,000 ユーロ	保証
Iveco	サウジアラビア	産業用車、商用車	2,900,000 ユーロ	保証
PMT Italia	イタリア	紙加工機械	4,800,000 ユーロ	保証証券
Futura	アルゼンチン	紙製品加工ライン	1,600,000 ユーロ	保証
Travaglini	ウクライナ	コールドカット加工システム	2,100,000 ユーロ	保証
Lima Corporate	ニュージーランド	海外における買収と子会社の強化	2,600,000 ユーロ	保証
Membrane	韓国	海上海水純化工場	3,500,000 ユーロ	保証
La Doria	イタリア	生産拠点買収	4,900,000 ユーロ	保証
Acciona	イタリア	満期が繰り延べられた償還請求権付債権	5,000,000 ユーロ	ファクタリング
Olidata	イタリア	償還請求権付営業債権証券化	5,000,000 ユーロ	ファクタリング
Toscotec	フランス	ティッシュペーパー生産ライン	6,100,000 ユーロ	保証
Grifols	イタリア	国際会計基準に準拠した営業債権証券化	7,000,000 ユーロ	ファクタリング
Rivoli	ブラジル	土木建設	14,000,000 ユーロ	保証
C.M.C	中国	水圧トンネル	5,000,000 ユーロ	保証証券
Consta	エチオピア	飲料水道整備	5,500,000 ユーロ	保証証券
Marzotto	エジプト	紡毛糸生産企業への投資	6,400,000 ユーロ	ポリティカルリスク保険
Sacmi	米国	セラミックタイル生産ライン	7,100,000 ユーロ	保証
非公開	イタリア	商業ビル建設	14,400,000 ユーロ	C.A.R.保険
Fagioli	ポーランド、リビア、オーストラリア	投資及び機械購入への融資	5,000,000 ユーロ	保証
Troiani & Ciarrocchi	イタリア	太陽光発電所	5,800,000 ユーロ	保証証券
Terni	イタリア、ギリシャ	太陽光発電所	6,500,000 ユーロ	保証証券
De Cecco	ロシア	海外における買収	9,600,000 ユーロ	保証
Wartsila	トルコ	天然ガスエンジン	15,000,000 ユーロ	保証
Maltauro	ケニア	エルドレットケブジェ（kebuje）道路の復元	5,000,000 ユーロ	保証
Fimet	イタリア	償還請求権付営業債権証	6,000,000	ファクタリング

企業名	国名	対象	支援額	SACE が提供した商品
		券化	ユーロ	
Renco	アルメニア	エネルギー部門における海外投資	8,700,000 米ドル	ポリティカルリスク保険
Cimolai	米国	ワールドトレードセンター交通拠点の鉄骨構造	17,100,000 米ドル	保証証券
Prysmian Group	ドイツ	海上風力発電所	15,000,000 ユーロ	保証証券
Crippa	メキシコ	管曲げ機	100,000 ユーロ	保証
La Marzocco	イタリア	国内外見本市への参加	200,000 ユーロ	保証
Fait Group	イタリア	機械設備及び事業開発への投資	300,000 ユーロ	保証
ITP benelli	カザフスタン	空気圧縮システム	400,000 ユーロ	保証証券
Bausano	エクアドル	PVC パイプ生産ライン	600,000 ユーロ	保証
System	ブラジル	セラミック生産工場	800,000 ユーロ	保証
Cervetti	モザンビーク	土木機械	100,000 ユーロ	荷為替信用状の確認
非公開	ルクセンブルグ	プラスチック素材加工システム	200,000 ユーロ	保証
Negri Bossi	ポーランド	プラスチック素材プレス機	300,000 ユーロ	保証
Tecnoferrari	エジプト	貯蔵施設	400,000 ユーロ	保証
Keninvest	ケニア	ショッピングセンター向け器具、家具	700,000 ユーロ	保証
Technogym	アルゼンチン	フィットネス、健康機器	1,200,000 米ドル	保証
FDB	ウガンダ	牛乳、ヨーグルト生産工場	100,000 ユーロ	保証
Micheloiio	UAE	天井クレーンとアップリフトシステムの供給	200,000 ユーロ	保証証券
SCM group	ブラジル	木材加工機械	300,000 ユーロ	保証
Tectubi Raccordi	中国	防城港市の原子力発電所用パイプ	400,000 ユーロ	保証証券
Stefano Ricci	イタリア	商業施設のオープンと機械の刷新	700,000 ユーロ	保証
Innotec	モルドバ	ワインの貯蔵、発酵、保存施設	1,200,000 ユーロ	保証
La Fortezza	キプロス	スーパーマーケットの備品	200,000 ユーロ	保証
Euro Stampi	アルゼンチン	スチール製鋳型	300,000 ユーロ	保証
Unitech	ブラジル	紡績機械	300,000 ユーロ	保証
Melfi	カタール	水浄化施設	2,500,000 カタールリヤル	保証証券
La Torre Costruzioni	イタリア	国際会計基準に準拠した営業債権証券化	800,000 ユーロ	ファクタリング
Sun System	イタリア	太陽光発電所	1,200,000 米ドル	保証証券
Randstad	イタリア	請負業務への人材派遣	1,800,000 ユーロ	保証証券

企業名	国名	対象	支援額	SACE が提供した商品
Permasteelisa Group	米国	ニューヨークワールドトレードセンタータワーの塗装	33,600,000 米ドル	保証証券
De Nora	日本	海外における買収	3,300,000,000 円	保証
Pletro Babaro Group	ロシア	油槽船	70,000,000 米ドル	ポリティカルリスク保険
Ance Lazio Urcel	イタリア	関連中小企業への前払い金	13,000,000 ユーロ	リバースファクタリング
Bank Austria	ウクライナ	関係会社貸付金	260,000,000 米ドル	ポリティカルリスク保険
GE Oil&Gas	ブラジル	石油・ガスプラント機械	19,000,000 ユーロ	保証証券
Danieli	メキシコ	製鋼所補給品	35,000,000 米ドル	保証
ATR	インドネシア	ライオン・エアの ATR72－500 導入	46,600,000 米ドル	ストラクチャードファイナンス
Psteitaliane	イタリア	地域当局との包括協定	77,000,000 ユーロ	リバースファクタリング
Reficar	コロンビア	イタリアのサプライヤーからの部品供給を受け、精油所を近代化・拡張	210,000,000 米ドル	保証
Santos	オーストラリア	Saipem 社による陸上・海上パイプライン敷設	280,000,000 米ドル	保証
Sogefi group	イタリア	研究開発投資	20,000,000 ユーロ	保証
Ghella	イタリア	高速道路延長	27,600,000 ユーロ	C.A.R.保険
Societa Italiana per Condotte d'Acqua	ルーマニア	高速道路	158,800,000 ルーマニアレウ	保証証券
Tatneft	ロシア	タタールスタン精油所	144,500,000 米ドル	保証
Iren	イタリア	リヴォルノの再ガス化設備	190,000,000 ユーロ	保証
Qatar Petroleum	カタール	ガス抽出・加工・小売	355,000,000 米ドル	保証
非公開	イタリア	バレーゼ病院の拡張	21,300,000 ユーロ	C.A.R.保険
Tenova	南アフリカ	海外における買収への融資	32,000,000 ユーロ	保証
Strada dei Parchi s.P.a	イタリア	A24 道路の延長	50,000,000 ユーロ	PSF
Strabag	イタリア	他の業者と共同で高速道路延長	109,000,000 ユーロ	C.A.R.保険
Sias	イタリア	2010 年～2017 年投資計画への融資	200,000,000 ユーロ	保証
Tupras	トルコ	イズミット精油所燃料油転換事業	624,300,000 ユーロ	保証
Reliance	インド	イタリアのサプライヤーからの部品供給を受け精油所を拡張	400,000,000 米ドル	保証
TIM	ブラジル	ブロードバンドネットワークと GSM/UMTS 送受信容量の拡大	100,000,000 ユーロ	保証
Revas	フィリピン	ダバオ木工製品工場	55,500,000 米ドル	保証
Foster Wheeler	ロシア	ロスネフチ精油所の加熱炉	28,000,000 ユーロ	荷為替信用状の確認

企業名	国名	対象	支援額	SACE が提供した商品
Isagro	イタリア	植物検疫、化学、生物学製品の研究開発	5,800,000 ユーロ	保証
Rigoni di Asiago	イタリア、ベルギー	機械・農地の購入と販促活動	2,800,000 ユーロ	保証
Shunda	イタリア	太陽光発電所	2,200,000 ユーロ	保証証券
Melfi	カタール	純化工場の近代化	4,500,000 カタールリヤル	保証証券

出典：SACE Annual Report 2011,
http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/ar_bilanci/AR_e_bilanci/Annual_Report_2011_ENG.pdf

1.6.2.4 支援事業内容

SACE は、イタリア製品の国際競争力を高め、イタリア経済の成長を後押しすることを目的として、以下の 7 つの業務を行っている[205]。

(1) 輸出信用[206]

海外のバイヤーに中長期の融資の保証又は保険引受を行うことで、イタリアの商品やサービスの購買を促進する。貸付はユーロ、米ドルまたは他の通貨によって行われる。

(2) プロジェクトファイナンス及びストラクチャードファイナンス（PSF）[207]

イタリアの輸出業者による国際的な投資計画や、国内のインフラ及び再生可能エネルギー部門の重要事業を対象として、ノン・リコース型またはリミテッド・リコース型融資を保証する。1990 年代半ば以降、石油・ガス、石油化学、肥料、鉄鋼、アルミニウム、通信、新旧の発電所、インフラなど様々な分野において大型融資の取引を成立させ、年平均 10～15 億ドルの新たな保証を実施している。現在、適格基準の更なる改善による活動範囲の拡大や取引承認プロセスの効率化を進めている。また、多様な資金源を求めて、特に以下の 3 点について、他の主要な ECA、海外政府機関、商業銀行との関係を強化している。

① 資金調達に初期から関与：デュー・デリジェンスや交渉を効率化し、SACE 保証の発給を含む融資を適切な時期に終えるため、PSF における資金調達の初期から関与する。
② 資金調達交渉への直接的かつ積極的な参加：様々な相手方を適時・効果的に支援するため、各 PSF 取引に関し SACE 内に専門チームを立ち上げる。
③ 取引に関わる他の投資家との緊密な協力：複数の外注事業における広範囲に及ぶ実務体験の開発や、複数の ECA、国際金融機関（International Financial Institution：IFI）、商工ローン、地元金融機関を巻き込んだ融資制度の構築を行う。デュー・デリジェンスの過程では他の全ての投資家と透明性の高い情報を共有する。

205 http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_corporate_snapshot_eng.pdf
http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/ar_bilanci/AR_e_bilanci/Annual_Report_2011_ENG.pdf
206 http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_corporate_snapshot_eng.pdf
207 http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/banks_products/project_finance/

(3)　国際化支援[208]

イタリア企業による海外投資や輸出関連事業に融資の保証又は保険引受を行うことにより、イタリア企業の国際的発展を支援するとともに、海外投資における政治的リスクから保護する。中小企業は海外市場での事業展開の際、認可金融機関[209]から融資を受けることができる。

(4)　保証証券[210]

イタリアでは、政府または公共機関との間に締結される契約に含まれる内容を全て保証することが法律により定められており、公共機関との契約のみならず、私企業間の契約においても、企業資産の保護手段としてこの慣行が一般化してきている。このため SACE も、契約の内容を保証する保証証券を提供しており、以下のような 2 種類を対象としている。

① 契約の保証：公的機関や私企業の相手方に関連する契約の締結と全ての義務の履行を保証することにより、企業はイタリア国内外における土木工事への入札、供給、サービス、保守契約が可能になる。入札保証、契約履行保証、前払金保証、留保金保証、市街化課徴金を対象とする保証が、適用範囲となっている。
② 法的義務の履行保証：公的機関と共に請け負う義務の履行を対象とする。税還付金支払保証、関税保証が適用範囲となっている。

なお、イタリア企業及びその商品、サービス、海外での人材供給に関連する子会社の、契約上・法律上の義務を対象とする保証は、SACE より直接あるいは、認定保険会社または銀行より発行される。

また、建設入札における法的義務の遵守を全うするために、建設業、ゼネコンに関連したリスクを対象とした保険も提供しており、カバーされるリスクは以下の通りである。

① C.A.R（Contractor's All Risks）：適用範囲は、保険をかけられた工事現場の資産に対して、保険期間中に起きる全ての突然で予期しない損失または損害で、第三者への故意ではない損害も含む。
② 10 年間保証：部分的または完全な建物の倒壊、および建物の安定性を弱める深刻な構造の欠陥による、直接的な損害と資材を保証する。
③ E.A.R（Erection All Risks）：建築、機械の導入、設備、鉄骨構造物から生じる全てのリスクが適用範囲となる。設備及びシステムのテストや実行に関しては、特定の規定がある。設計ミス、不良資材および供給の不完全性にも適用される場合がある。

(5)　信用保険[211]

イタリアの輸出業者向け信用保険で、イタリア国内外におけるビジネスに対し信用ポートフォリオまたは単一取引ベースで保険を掛けることができる。以下の様な商品がある。

① オンラインマルチエキスポート[212]：1 カ国または数カ国の顧客と繰り返し取引する企業向け保険。延べ払い期間は 12 カ月まで。

[208] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/financial_guarantee/internazionalization_guarantee/
[209] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/pg_atterraggio/loghi_banche/loghi_banche.html
[210] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/surety_bond/
[211] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/

② プラスワン[213]：掛売の不払いリスクを保証する。延べ払い期間は 5 年まで。
③ マルチマーケットグローバル[214]：イタリアの企業のニーズを満たすように設計された柔軟性のある保険で、取引高を担保する。イタリア及び海外企業の政治的、商業的リスクに対応する。延べ払い期間は 12 カ月まで。
④ ベーシック[215]：OECD 非加盟国による不払いから保護し、50 万ユーロまでの契約額を保証する。延べ払いは 36 カ月まで。
⑤ シビルワークス[216]：土木工事や設備管理事業の期間中、または支払期間中に、政治的・商業的事象により発生したリスクを保証する。
⑥ サプライヤークレジットポリシー[217]：船積み前リスクと海外顧客による不払いリスクから保護し、支払期限前の債権償還、輸出品の破壊・没収への保証をする。延べ払いは 12 カ月まで。

(6) ファクタリング（売掛債券売買）[218]

公的部門へのサプライヤーに、リコース型及びノン・リコース型のファクタリング（売掛債権売買）サービスを特定の範囲において提供する。

(7) オンラインサービス[219]

500 万ユーロまでの取引であれば、オンラインで手続きを完了することが可能である。手続きが簡略化される他、手数料なども低額に設定されている。

1.6.3 国内企業支援の実施状況

以下に、近年実施された主な支援事例を紹介する。

- 2011 年、カタールの国有ガス企業バーザーン社（Barzan）に対して 3 億 5,500 万ドルの融資を保証した。バーザーン社は、ラス・ラファン工業地域内の新たな統合プロジェクトを実施するために、カタールの国営石油公社であるカタール・ペトロレウム社（Qatar Petroleum）と米国の大手石油企業のエクソンモービル社（Exxon Mobil）の合弁企業として設立された株式会社である。バーザーン社の同プロジェクトに含まれるのは、世界最大の非随伴ガス埋蔵量を擁するカタール北部で産出されるガス・関連石油製品・硫黄の抽出、輸送、加工のための設備と、それに付随する国内外市場での取引である。この融資により、ヌオボ・ピニョーネ社（Nuovo Pignone）やキャメロン・イタリー社

---

[212] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/online_products_and_services/multiexport_online/index.html?tab=0
[213] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/online_products_and_services/plus_one/
[214] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/global_multimarket/
[215] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/basic/
[216] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/civil_works/
[217] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/consumer/products/credit_insurance/supplier_credit/
[218] http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/brochure/SACE_corporate_snapshot_eng.pdf
[219] 同上

（Cameron Italy）といった、バーザーン社から委託されたイタリアの油田・ガス田開発事業を手掛ける請負業者を支援することになる[220]。

- 2012 年、イタリアの建設企業のアスタルディ社（Astaldi）に対し、契約履行及び海外の譲与部門への投資（特にトルコ）へのサポートとして、フランスの大手金融機関のクレディ・アグリコル銀行（Crédit Agricole）とスペインの大手金融機関のビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行（Banco Bilbao Vizcaya Argentaria：BBVA）からの融資 6,000 万ユーロを保証した[221]。

- 2012 年、ロシアで 2018 年に開催されるサッカーの FIFA ワールドカップに向けたモスクワのディナモ・スタジアム（Dynamo Moscow's stadium）周辺の再開発プロジェクトの一環として、ホテル、マンション、オフィス、その他関連施設で構成される「VTB アリーナパーク（VTB Arena Park」の開発計画を、イタリアの建設財閥のデ・エッカー（De Eccher）グループが請け負った。インテサ・サンパオロ銀行（Intesa Sanpaolo）が代理銀行となり、①イタリアの預金・信託銀行のカーサ・デポジティ・エ・プレスティティ（Cassa Depositi e Prestiti）が 100％の SACE 保証付きで 2 億 7,600 万ユーロを融資、②インテサ・サンパオロ銀行、フランスの金融機関のソシエテジェネラル社（Société Generale）、ドイツの KfW アイペックス銀行（KfW IPEX）が 95％の SACE 保険付きで 2 億 800 万ユーロの融資、③インテサ・サンパオロ銀行とソシエテジェネラル社が合計 2,200 万ユーロを融資、の 3 つの融資契約が交わされた[222]。

- 2011 年、太陽光発電所の運営を行うホールディング・フォトボルタイカ社（Holding Fotovoltaica：HFV）が実施する 2 件のプロジェクト対して、インテサ・サンパオロ銀行が、同行のインフラ・イノベーション及び開発銀行部門（Banca Infrastrutture Innovazione e Svilupp）を通じて融資した際、SACE は 1,700 万ユーロの保証を行った。与信枠は合計 5,700 万ユーロである。具体的には、レッチェ県のソレトとマルタノで全出力 16.2 メガワットの太陽熱発電所 3 か所の建設を進めるために HFV 子会社のソレト・チッタ・デル・ソル社（Soleto Città del Sole）とソルエナジー社（Solenergy）が必要とする特別仕様車の調達費用として融資された[223]。

- 2010 年、アラブ首長国連邦（United Arab Emirates：UAE）のムサファ工業地域内にある、エミレーツ・スチール・インダストリー社（Emirates Steel Industries）所有の鉄鋼精製プ

---

[220] http://www.gtreview.com/trade-finance/global-trade-review-news/2012/January/Qatar-Petroleum-closes-year-s-largest-project-financing_9638.shtml
http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2011/20111222-Oil-Gas-SACE-guarantees-usd-355-million-for-a-new-gas-project-in-Qatar.html
なお、本プロジェクトに関し、JBIC とバーザーン社の間で、融資金額 6 億米ドルを限度とするプロジェクトファイナンスによるバイヤーズ・クレジットの貸付契約が 2011 年 12 月に締結されている。本融資は、JBIC と三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほコーポレート銀行などとの協調融資であり、民間金融機関融資部分には、MEXI による貿易代金貸付保険が付保される。協調融資総額は 12 億米ドルとなっている。
http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2011/1221-01/

[221] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20120731-PR-EN-60-million-loan-to-Astaldi.html

[222] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20120723_SACE_signed_agreements_with_VTB.html
http://www.gtreview.com/trade-finance/global-trade-review-news/2012/July/Italy-signs-World-Cup-construction-deal-in-Russia_10130.shtml

[223] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2011/SACE-GUARANTEES-A-57-MILLION-EUROS-LOAN-20110203.html

ラント拡張プロジェクトのため、アブダビ政府所有のゼネラル・ホールディング・コーポレーション（General Holding Corporation）に対し 5 億ドルの融資保証を行った。この融資保証により、ゼネラル・ホールディング・コーポレーションは、製鉄プラントで利用される機器のサプライヤー大手であるイタリアのダニエリ（Danieli）グループに、年間 1 メートルトンの産出とビーム圧延機を発注することができ、新しい圧延機の納品により 2008 年に立ち上げられたプロジェクトの第 2 フェーズを完了させることが可能となった。なお、ダニエリグループが既に納品している 1 機目の圧延機は、既に年間 1.4 メートルトンの地金と線材の生産に利用されている。総費用約 350 億ドルのこのプロジェクトは、UAE の経済を、非石油部門へと多様化させるための国家計画の一環であり、鉄鋼製品の国内生産を進めて海外産製品への依存を減らしつつ、建設業界向け鉄鋼製品の国内需要の伸びに応えることを目的としている。SACE はこの支援により、イタリア企業の競争力を維持強化できるとしている[224]。

- 2012 年、ロシア連邦地域管轄区分のひとつであるタタールスタン共和国における精製所建設のため、ロシアの大手石油会社タトネフト社（OAO Tatneft）の子会社タネコ社（Taneco）に 1 億 4,400 万米ドルの融資を保証した。この保証は、業務を請け負うマンジャロッティ社（Mangiarotti）、オフィチーネ・ルイジ・レスタ社（Officine Luigi Resta）、ウォルター・トスト社（Walter Tosto）、ウェイル・ガッビオネータ社（Weir Gabbioneta）といった石油精製所の建設を手掛けるイタリア企業を支援することになる。約 14 億米ドルに及ぶ新精製所の建設により、タネコ社は 1 日当たり 14 万 8,000 バレルのガソリン、ディーゼル、重油、灯油およびナフサを製造することが可能となる[225]。

- 2012 年、インドの石油化学及び石油・ガス関連の巨大グループ企業リライアンス・インダストリーズ社（Reliance Industries）への 4 億米ドルの融資保証を提供した。これは、インドにおける 110 億米ドル以上の投資計画の一部である、石油化学プラント、ガス化プラント、オフガスクラッカーの生産能力の向上・拡大に向けたもので、物品やサービスの供給を請け負うイタリア企業、特に中小企業への支援となるものである[226]。

- 2012 年、南米最大の石油化学企業のブラジルのブラスケム社（Braskem）とメキシコの石油化学企業イデサ社（Idesa）の合弁企業ブラスケム・イデサ社（Braskem Idesa）が実施する、アメリカ大陸最大の石油化学プラントプロジェクト「エチレノ 21（Etileno XXI）」における建設事業に対する 6 億米ドルの融資を保証した。この保証は、中小企業を含むイタリア企業に委託されたプラントにおける技術・物資供給・建設業務を支援するものである。「エチレノ 21」プロジェクトは、エタンをエチレンに変換するための熱分解装置 1 基と 3 つのポリエチレン生産ユニットから成る総合石油化学プラントで、約 30 億米ドルの固定投資を必要としていた。本施設が完全稼働することで、年間 100 万トンまでのポリエチレンが生産可能となり、増加するメキシコの国内需要を満たすことができると期待されている。この取引により SACE のメキシコにおける債権は 13 億

[224] http://www.sace.it/GruppoSACE/export/sites/default/download/comunicati/2010/SACE-danieli-emirates-steel-industries-EN.pdf
http://www.emirates247.com/business/corporate/2-2bn-financing-for-emirates-steel-expansion-2010-08-01-1.273502

[225] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20120125-PR-SACE-Taneco.html

[226] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20120202-PR-SACE-guarantees-US$-400-million-for-the-expansion-of-Reliance-Industries.html

ユーロとなり、イタリアの輸出業者のラテンアメリカにおける主要な開発事業への参入と、主要な産業及び金融グループとの取引関係強化を支援するものであるとSACEは期待している[227]。

- 2012年、イタリアの金融機関であるカーサ・デポジティ・エ・プレスティティ銀行（Cassa Depositi e Prestiti：CDP）、SACE、BNL-BNPパリバ銀行（BNL-BNP Paribas）が共同で、ローマを拠点とする建設会社ゲラ社（Ghella）の国際事業展開に対し、4,200万ユーロの融資を行った。融資期間は6年間で、内訳はCDPがSACEの全面的な保証を受け3,000万ユーロ、BNLが1,200万ユーロである。CDP-SACE分の融資は、輸出銀行（Export Banca）システムによる初めての「国際化」取引で、つまり、国際市場での展開を目指すイタリア企業への初の融資となっている。この融資は、ゲラ社グループを請負受注と国際事業の実現化において支援するもので、具体的には、①同社がこれまで業務を行ってきた国（主にラテンアメリカ）だけではなく、中東・東欧・オーストラリアなど、新たな市場での国際事業の入札への参加、②ドミニカ共和国における水道・道路事業、アルゼンチンにおける地下鉄・インフラ事業といった、同社が既に行っている海外事業への機械・インフラへの投資[228]の2点を支援するものとなっている。
- 2012年、イタリアのカリパルマ・クレディ・アグリコル銀行（Cariparma Crédit Agricole）が、チロ・パオーネ社（Ciro Paone）の老舗洋服ブランドである「キートン（Kiton）」に対し行った100万ユーロの融資をSACEが保証した。これにより、チロ・パオーネ社は、さらなる国際展開に向け、生産システムと小売網の強化を行う予定である。チロ・パオーネ社は、1956年より「キートン」ブランドで、高品質の衣料品・アクセサリーを製造しており、フランス・英国・ドイツ・ロシア・ウクライナ・米国・中国・韓国・日本・アゼルバイジャン・ウズベキスタン・サウジアラビア・UAE・シンガポールに展開する30店舗で販売を行っている[229]。

[227] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20120621-PR-SACE-guarantees-USD-600-million-for-Etlineo-XXI-project-in-Mexico.html
三菱重工コンプレッサ社は、本プロジェクトにおいてブラスケム･イデサ社から、大規模エチレン生産施設向けコンプレッサ及び、蒸気タービン設備を受注している。
http://www.mhi.co.jp/news/story/1203295192.html

[228] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20120924-EN-PR-Cdp-SACE-Bnl-Bnp-Paribas-42-million-euros-for-Ghella.html

[229] http://www.sace.it/GruppoSACE/content/en/corporate/sace_news/pressroom/2012/20121029-PR-SACE-Cariparma-Credit-Agricole-1-million-for-Ciro-Paone-Kiton.html

1.7　スペイン：スペイン開発金融公庫（Instituto de Credito Oficial：ICO）

スペイン開発金融公庫（Instituto de Credito Oficial：ICO）は、国有銀行の調整、統制を責務とする独立金融機関として 1971 年に設立された。その後、1988 年国家一般予算法（General State Budget Act of 1988：Ley de Presupuestos Generales del Estado de 1988）の制定に伴い、経済・競争力省（Ministerio de Economía y Hacienda）が所有する国営銀行となり[230]、資本市場からの資金調達を開始すると共に、他の国有銀行の資本を保有するようになった[231]。1991 年の国有銀行改革以降は、現在の国有投資銀行及び国家金融機関としての役割を果たしている[232]。また、1995 年発令の国王令（Real Decreto Ley 12/1995）で、ICO による負債が国家によって保証されるよう規定され[233]、1999 年発令の国王令（Real Decreto Ley 706/1999）で、この保証が ICO 規約（Estatutos del Instituto de Crédito Oficial[234], Official State Gazette no. 114, May 13 1999）に盛り込まれることとなった[235]。スペインのマドリードに本部を構える ICO は、スペイン国内外の中小企業及び大規模インフラ事業に対する資金調達に関わる中心的金融機関として重要な役割を果たしている[236]。

1.7.1　組織概要

1.7.1.1　組織概要[237]

ICO の運営管理組織は、最高運営管理組織である①運営審議会（Governing Council）、②管理委員会（Management Committee）及び③運営委員会（Operations Committee）によって構成される。

① 運営審議会

運営審議会は、審議会の議事進行を行う議長（Chairman）、9 人の理事と秘書官 1 人で構成されている。運営審議会理事の指名及び除名権を所有する監督省庁は経済・競争力省で、行政職員の中から能力を認められた適任者が選ばれる。

ICO 運営審議会議長は、スペイン内閣の決議によって指名され、その任務は以下の通りである。

- 経済委員会及び経済・競争力省によって制定された関連法令及び基本方針が確実に順守されるよう ICO の活動を監督する。
- 運営審議会によって採択された決議を遂行する。
- 財務・投資・リスク管理・人事の各部門最高責任者及び部局長、審議会秘書官、及び必要に応じて審議会秘書次官の指名及び除名を行う。
- ICO 及びその運営審議会を代表する。

[230] http://www.ico.es/web/contenidos/7081/index.html?abreSeccion=487
[231] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8607570_ICO%20Investor%20Presentation%20Jap%20Oct12.pdf
[232] http://www.ico.es/web/contenidos/6/2/6427/index
[233] http://mobile.reuters.com/article/bondsNews/idUSWNB164520120608?irpc=932
[234] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/5042064_Estatutos%20ICO.pdf
[235] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/1005/index?imprimir=si
[236] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/10651/index.html
[237] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/9701107_Memoria%20RC-2011_EN.pdf

- ICO の業績、投資及び資金援助プログラムに関して、政府に許可申請を提出する。

なお、2012 年 1 月 5 日付で就任した運営審議会議長のロマン・エスコラノ氏（Román Escolano）は、同職就任前には、欧州コミュニティ担当国務大臣（Secretary of State for European Communities）顧問、在タイ・スペイン通商事務所（Spanish Trade Office in Thailand）所長、労働長官（Ministro de Trabajo）顧問、首相付経済部長（Director del Departamento de Economía del Presidente）などを歴任した人物である。

2013 年 1 月現在の運営審議会構成員は、表 31 の通りである。

表 31　ICO 運営審議会の構成

議長	Román Escolano
秘書官	Idoya Arteagabeitia（弁護士、ICO 法律相談副部長）
理事	Rosa María Sánchez-Yebra（経済・競争力省大臣会議議長）
	Carmen Cárdeno（経済・競争力省国内通商局長）
	Felipe Martínez（財務・総務省大臣会議議長）
	Jaime Iglesias（財務・総務省予算局長）
	Juan Miguel Báscones（開発省経済計画予算局長）
	María del Coriseo González-Izquierdo（スペイン対外貿易研究所最高責任者）
	Jaime Ponce（経済・競争力省法律金融政策局副局長）
	Ignacio Mezquita（経済・競争力省経済政策局長）
	Adolfo Díaz-Ambrona（農業・食料・環境省総書記）

出典：ICO Organization（ÓRGANOS DE DIRECCIÓN, CONSEJO GENERAL）
http://www.ico.es/web/contenidos/6/0/10856/index

② 管理委員会

管理委員会は、ICO の政策方針に基づく事業戦略の決定・推進・調整を通して ICO の事業を管理すると共に、業績評価を行う。同委員会は、運営審議会議長及び財務・投資・リスク管理・人事の各部門最高責任者によって構成される。

③ 運営委員会

運営委員会は、ICO の活動における通常管理全般に関与し、その任務領域には、運営審議会もしくは議長によって制定された規約の範囲内における政策決定及び相談業務を含む。同委員会は、ICO 議長、財務・投資・リスク管理・人事の各部門最高責任者及び審議会秘書官によって構成される。

2013 年 1 月現在の運営委員会構成員及び各部門主要部局長は、表 32 の通りである。

表 32　運営委員会の構成及び各部門主要部局長

議長	Román Escolano
審議会秘書官・弁護士	Idoya Arteagabeitia
最高財務責任者	Fernando Navarrete（スペイン銀行エコノミスト）
主席エコノミスト	José María Abad（元イベリア社世界経済エコノミスト・顧問）

戦略局長	Rosario Casero（元 ICO 投資副部長）
資金調達・財務局長	Antonio Cordero（ICO 財務スペシャリスト）
最高投資責任者	José Gefaell（元 BNP パリバ銀行財務部長）
企業融資局長	Mar Turrado（元シティグループ企業金融投資管理部長）
中小企業融資仲介局長	Elena Aranda（元 ICO 融資仲介・経済政策部長）
経済政策局長	Enrique Blanco（元 ICO 会計・経営管理部長）
最高リスク管理責任者	Gerardo Gimeno（元 BBVA ドイツ支社長）
予算・財務統制局長	Javier Morales（元 ICO 機関関係部長）
リスク管理局長	José Miguel Molina（元 ICO プロジェクト・ファイナンス部長）
最高人事責任者	Teresa Mogín（スペイン政府エコノミスト）
情報技術局長	Marta Ocón（元 ICO 情報システム副部長）

出典：ICO Organization
http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/1016/index.html

1.7.1.2 事業内容

公的銀行及び国の金融機関としての役割を持つ ICO は、国の成長と発展に寄与する経済活動の奨励と、富の配分の改善を主な目的としており、特に社会、文化、イノベーション、エコロジーの面から重要とされる活動を優先した支援を行うこととし、国内外の企業の投資事業や流動資金の必要性に応じて融資を行っている。

具体的な融資事業には、「直接投資（direct financing facility）」と「セカンド・フロア融資（second floor facility）」の 2 つがある。「直接投資」は、公営・民営に関わらず、スペイン企業がスペイン国内外で進める膨大な投資を必要とする大規模プロジェクトを対象とする融資で、ICO はオペレーションの分析を行った上で直接投資を行い、オペレーションリスクを負う[238]。一方、「セカンド・フロア融資」は、中小企業及び自営業者を対象とした生産的投資及び運転資金を融資するもので、民間金融機関が仲介し、ICO によって設定された融資条件に則って行われるが、オペレーションの分析とリスクの責任は仲介金融機関が負うことになる[239]。2012 年 6 月 30 日現在の投融資ポートフォリオによると、投融資総額 821 億 3,000 万ユーロのうち、直接融資が全体の 41%（うち国内向けが 39%、国外向けが 2%）、セカンド・フロア融資が全体の 59%を占めている（図 20 参照）。

238 http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3156056_Presentacion_Institucional_%28English%29%2011%2012%2012.pdf
239 同上

図 20　ICO 投融資ポートフォリオ（2012 年 6 月 30 日現在）

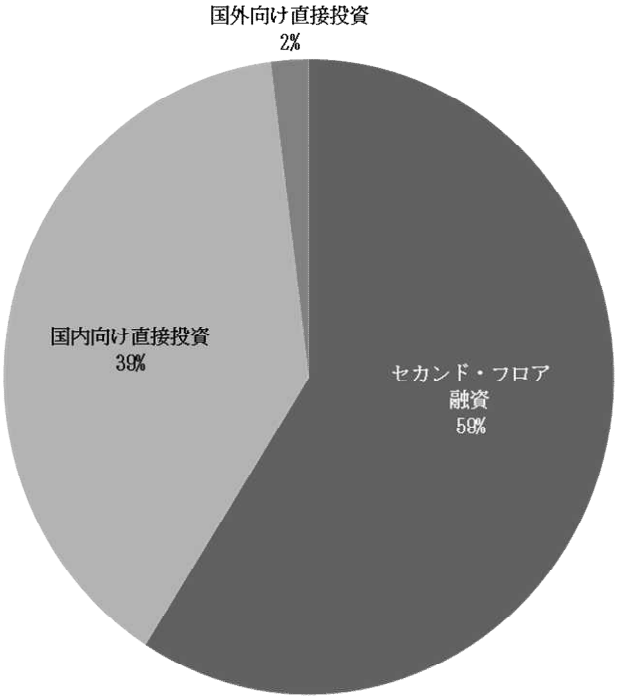

出典：スペイン開発金融公庫：スペイン王国の金融機関 P.37,
http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8607570_ICO%20Investor%20Presentation%20Jap%20Oct12.pdf

また ICO は、国の金融機関として公的資金を運用してスペイン企業の輸出事業資金を提供し、金利保険を通じてスペイン経済国際化推進を支援するとともに、開発援助事業や水及び公衆衛生プロジェクトなどに対する資金も提供している。さらに ICO は、国の金融機関として国からの指示を受け、自然災害や環境破壊やその他の災害による被害者に対して資金提供を行うという役割も担っている[240]。各業務の詳細については、1.7.2.4 で後述する。

1.7.1.3　予算

ICO の資金調達は、主に資本市場を通して行われており、国家一般予算からの拠出金や助成などを受けない[241]。ただし、ICO の資本レベルを増加させ、その自己資本比率を高めるために適切な状況であれば、国家予算から ICO に対して資金投入が行われることがある[242]。

表 33 は、2006 年から 2011 年までの ICO の資本市場を通した資金調達状況を示したものである。融資事業及び債務返済を行うために必要な資金は、主に中・長期債と短期債の発行によって調

240 http://www.ico.es/web/contenidos/11245/index.html

241 http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3156056_Presentacion_Institucional_%28English%29%2011%2012%2012.pdf
http://www.ico.es/web/contenidos/11245/index.html
ただし、年間債務限度額は、国家一般予算法によって定められている。

242 http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3156056_Presentacion_Institucional_%28English%29%2011%2012%2012.pdf

達し、2011 年の資金調達総額は前年比約 50%増の 430 億 6,700 万ユーロとなっている[243]。なお、2011 年度の資金調達の比率は、中・長期債が 60%、短期債が 40%となっている（図 21 参照）。

表 33　2006～2011 年度の ICO の資金調達状況（単位：100 万ユーロ）

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
資金調達総額（Gross Funding）	11,624.	14,227.0	19,337.0	16,314.0	28,532.0	43,067.0
中・長期債（Medium and long terms）	9,192.0	10,854.0	14,625.0	14,026.0	16,432.0	25,843.7
短期債（Short term）	2,432.0	3,373.0	4,712.0	2,288.0	12,100.0	17,223.3
償還額（Redemptions and reimbursements）	(7,529.0)	(7,991.0)	(9,344.0)	(13,515.0)	(13,994.0)	(32,552.5)

出典：ICO Annual Report 2011
http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3939468_Annual%20Report%202011.pdf

図 21　2011 年 ICO 資金調達総額における中・長期ファンドと短期ファンドの比率

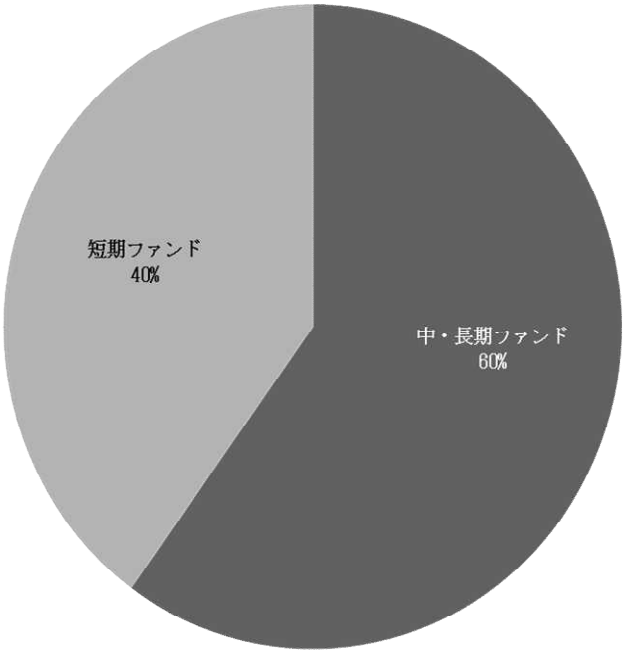

出典：同上

なお、2006 年から 2012 年第 3 四半期までの ICO の財務概要は、表 34 の通りである。

表 34　2006 年～2012 年第 3 四半期までの財務概要（単位：100 万ユーロ）

[243] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8172063_Annual%20Report%202011.pdf

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年第 1～3 四半期[244]
総資産（Total assets）	32,292	39,882	52,970	60,360	77,866	94,577	115,252
資本及び準備金[245]（Equity & reserves）	1,345	2,316	2,867	3,147	3,308	3,696	3,744
税引前利益（Pre-tax income）	158.83	107.84	124.17	30.26	41.36	55.14	48.05
総収入（Gross revenue）	207.42	227.33	299.17	269.59	436.88	471.59	530.59
収益性（Profitability, ROA）	0.51%	0.28%	0.27%	0.05%	0.06%	0.07%	0.06%
支払い余力比率[246]（Solvency ratio）	8.48%	11.11%	11.23%	11.79%	11.75%	12.31%	12.57%
借入金の割合（Indebtedness）	88.65%	85.32%	81.33%	82.99%	84.00%	86.16%	91.71%
不良債権（Non-performing loans）							
仲介分を除く（Excluding mediation）	3.98%	2.21%	1.89%	2.89%	4.47%	2.73%	3.78%
仲介分を含む（Including mediation）	0.51%	0.78%	0.75%	1.07%	1.44%	0.93%	1.63%
引当金カバー率（Provision coverage ratio）	140%	179%	207%	149%	100%	172%	117%
効率性（Efficiency）							
経常支出/平均総資産（Ordinary expenditure/ATA）	0.11%	0.10%	0.09%	0.07%	0.07%	0.05%	0.04%
移転支出/経常収入（Transfer expenditure/Ordinary）	16.42%	16.60%	10.75%	14.39%	9.06%	7.46%	4.87%

出典：ICO The Kingdom of Spain's Financial Agency December 2012,
http://www.ico.es/web/descargas/paginas/1905318_Investors%20presentation%20December%20ICO%20WEB.pdf
スペイン開発金融公庫：スペイン王国の金融機関 2012 年 10 月
http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8607570_ICO%20Investor%20Presentation%20Jap%20Oct12.pdf

1.7.2 輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.7.2.1 対象地域[247]

2011 年度の実績によると、ICO は直接投資を通して大規模プロジェクト 1,415 件に対して、前年度比約 28%の増加となる総額 45 億 2,520 万ユーロを融資している。このうち、約 97%にあた

[244] 2012 年 9 月 30 日現在の数値は未監査値。
[245] 適格資本。2012 年一般政府財政法（General-Government Budget Act 2012）により承認済みで、支払い未実行の増資分 5 億 2,000 万ユーロを除く。
[246] 2012 年一般政府財政法により承認済みで支払い未実行の増資分 5 億 2,000 万ユーロを除く。一般政府財政法 2006 年追加条項第 49 項（Forty-ninth Additional Provision of Act 42/2006）に基づき、同資本比率はいかなる場合においても 9.5%を下回ってはならない。
[247] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8172063_Annual%20Report%202011.pdf

る 44 億 890 万ユーロは、国内で行われている事業への融資となっている（表 35 参照）。また、セカンド・フロア融資では、約 24 万 9,000 件の中小企業及び自営業者に対して総額 160 億 4,340 万ユーロを融資しており、このうち約 98%にあたる 156 億 9,850 万ユーロは国内への融資となっている（表 36 参照）など、ICO は、海外よりも国内向けの投資を主に行っていることがわかる。

表 35　2010 年度と 2011 年度の ICO 直接融資対象地域（単位：100 万ユーロ）

	2010 年	**2011 年**
スペイン国内への投資 （全体に占める割合）	3,347.6 （94%）	4,408.9 （97%）
スペイン国外への投資 （全体に占める割合）	202.4 （6%）	116.3 （3%）
合計	**3,550.0**	**4,525.2**

出典：Instituto de Crédito Oficial Annual Report 2011
http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8172063_Annual%20Report%202011.pdf

表 36　2010 年度と 2011 年度の ICO セカンド・フロア融資対象地域（単位：100 万ユーロ）

	2010 年	**2011 年**
スペイン国内への投資 （全体に占める割合）	19,204.4 （96%）	15,698.5 （98%）
スペイン国外への投資 （全体に占める割合）	414.4 （4%）	344.9 （2%）
合計	**19,918.9**	**4,525.2**

出典：同上

1.7.2.2　主要市場

表 37 は 2010 年度及び 2011 年度におけるセクター別直接投資額の実績一覧である。これによると、金融活動・専門事業分野への直接投資が最も多くなっている。なお、ICO の 2012 年度事業開発計画によると、エネルギー・ガス・電気、輸送インフラ、環境、通信、研究・開発・イノベーション（R&D&I）、公営住宅（Officially-sponsored housing：VPO）、医療などが、直接投資を優先的に行うセクターとして指定されている[248]。

[248] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8607570_ICO%20Investor%20Presentation%20Jap%20Oct12.pdf

表 37　セクター別直接投資額（2010～2011 年、単位：100 万ユーロ）

	2010 年	2011 年
製造業（Industry）	239.0	272.5
建設（Construction）	311.0	485.8
エネルギー（Energy）	460.0	295.9
輸送・保管（Transport and Storage）	793.0	391.4
金融活動・専門事業（Financial, Professional Activities）	1,426.0	2,396.4
商業（Commerce）	37.0	-
その他（Other purposes）	284.0	683.2
合計	**3,550.0**	**4,525.2**

出典：同上

1.7.2.3 対象企業

以下に ICO の支援を受けた企業の例として、①ICO の直接融資による融資を受けた代表的企業と、②ICO が全額出資するベンチャー・キャピタル（VC）であるアクシス社（AXIS Patticipaciones Empresariales, S.G.E.C.R. S.A.U.）が投資を行った企業例をまとめている。

アクシス社は、成長過程にある企業に対して 150 万ユーロから 1,500 万ユーロの範囲で小規模投資を行っており[249]、1986 年の設立以来、130 社以上に 2 億 5,000 万ユーロを超える投資を実施している[250]。

① ICO の直接投資による融資対象企業

ICO の直接投資による融資対象企業には、以下のような企業がある。

- セネル社（Sener、太陽熱発電プロジェクトを実施）[251]
- 映画・視聴覚芸術協会（Institute of Film and Audiovisual Arts：ICAA）[252]

② ベンチャー・キャピタルであるアクシス社による投資対象企業[253]

アクシス社の投資対象企業には、以下のような企業がある。

表 38　アクシス社が投資した企業例

産業セクター	企業名
健康	ゼルティア社（Zeltia）
廃棄物処理	リサイクレア社（Recyclair）
食品	イザベル社（Isabel） エステバン・エスプーニャ社（Esteban Espuña）

[249] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3939468_Annual%20Report%202011.pdf
[250] http://www.axispart.com/axis/what-is-axis/?lang=en
[251] http://www.businessawardseurope.com/download/EBA_case_study_SENER_61.pdf
[252] http://www.cineuropa.org/nw.aspx?t=newsdetail&l=en&did=211477
[253] http://www.axispart.com/wp-content/uploads/2011/pdf/English_presentation.pdf

産業セクター	企業名
	アングラ・アグイナガ社（Angulas Aguinaga） ベガメイヤー社（Vegamayor）
工業・エネルギー	インフン社（Infun） グァスコル社（Guascor） インダル社（Indal） パンリアク社（Panreac） アバンティア社[254]（Abantia）
輸送・物流	ゲスパレツ社（Gespalets）
IT・遠隔通信	アルベント社（Alvento） ONO 社
アウトソーシング・サービス	アバンザ社[255]（Avanza）

出典：http://www.axispart.com/wp-content/uploads/2011/pdf/English_presentation.pdf などを元にワシントンコア作成

1.7.2.4 支援事業内容及び支援メニュー

ICO は、（1）スペイン政府の開発銀行としての役割と、（2）政策実施金融機関（State's Financial Agency）としての役割を担う金融機関であり、それぞれの役割の下で実施される事業には以下のものがある。

（1） 開発銀行としての事業

開発銀行として ICO が実施する事業には、直接投資プログラム、セカンド・フロア融資、そして、資本及び疑似資本証券の 3 つがある。

●直接投資プログラム[256]

ICO 直接投資プログラムは、スペインにおける持続可能経済投資に特に重点を置いた生産的投資事業の促進、海外で活躍するスペイン企業の投資支援、そして、経済的・財政的・技術的・事業的に健全なスペイン企業の事業支援を目的とした融資を行っており、多国間の金融機関や国内金融機関と共同出資することもある。公的機関・民間機関に関わらず、スペイン国内外で活躍するスペイン企業に対して、比較的大規模な事業に対する融資を行うが、ICO 自らが経営状況を審査し、融資を許可し、リスク責任を負っている[257]。

直接投資プログラムには、①体系的融資プログラム（Structured Finance Program）と②法人融資プログラム（Corporate Finance Program）がある[258]。

① 体系的融資プログラム

[254] アクシス社による投資を受けた当時の社名は Corporación AGE であった。
[255] ベアリング・プライベート・エクィティ・パートナーズ社（Baring Private Equity Partners：BPEP）と合同。
http://www.altassets.net/private-equity-news/by-news-type/deal-news/baring-spain-axis-grupo-ico-make-e20m-avanza-deal.html
[256] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/9022/index.html
[257] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3156056_Presentacion_Institucional_%28English%29%2011%2012%2012.pdf
[258] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/9022/index.html

体系的融資プログラムでは、スペイン国内外におけるエネルギー、インフラ、環境の各セクターでの事業遂行のための融資を行う。1,500 万ユーロ以上の規模の事業を対象としており、最低融資額は 1,000 万ユーロとなっている。同プログラムでは、市場状況に応じて、ICO は企業に対して長期融資を行っている。

② 法人融資プログラム
スペイン国内外における 1,500 万ユーロ以上の生産的投資に対する融資で、最低融資額は 1,000 万ユーロとなっている。体系的融資プログラム同様、市場状況に応じて長期融資を行っている。

なお、上記①と②の融資プログラムの対象として優先されるセクターは、インフラ、エネルギー、輸送、遠隔通信、環境、製造業、観光、研究開発・イノベーション関連事業などである[259]。

●他銀行を通じた融資[260]（セカンド・フロア融資：second-floor loans）

セカンド・フロア融資は、長期返済期間、優遇金利、簡素化された書類手続を特徴とする融資プログラムで、スペイン国内の主要銀行を通して中小企業及び自営業者に対して融資を行う。融資に伴う信用リスクは実際に融資を行う銀行が負うこととなるが、融資条件は、ICO が決定する。

主要なセカンド・フロア融資プログラムは以下の通りである。

- ICO 国際化融資（ICO-Internationalisation Facility）：企業及び自営業者の海外発展に対する融資。
- ICO 相互保証会社保証融資（ICO-SGR Guarantee Facility）：企業及び自営業者の生産的投資及び流動資産のニーズに応えるために、民間の相互保証会社（Sociedades de garantía recíproca：SGR）から保証を得た融資。
- ICO 起業家融資（ICO-Entrepreneurs Facility）：自営業者及び企業の立ち上げに特化した融資。
- ICO 流動資産融資（ICO-Liquidity Facility）：自営業者及び経営状態の健全な中小企業に対する運転資本の融資。
- ICO 投資融資（ICO-Investment Facility）：スペイン企業の投資に対する融資。

●資本及び疑似資本証券[261]

ICO は、ベンチャー・キャピタル（VC）のアクシス社を通して、資本証券及び疑似資本証券を発行している。アクシス社が発行する証券には、①中小企業対象の「ICO 中小企業ファンド（FOND-ICOpyme）」と②インフラ事業対象の「ICO インフラファンド（FOND-ICOinfrastructuras）」の 2 種類がある。

① ICO 中小企業ファンド証券

259 http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3156056_Presentacion_Institucional_%28English%29%2011%2012%2012.pdf
260 http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/4166/index.html
261 http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/10023/index.html?n=1

スペイン国内に所在する企業で、立ち上げ段階が終わり事業拡張期にある中小企業に対する資金援助と、技術的またはイノベーティブな内容の製品・サービスを取り扱うベンチャー企業支援のための投資に利用されるファンド証券[262]である。

② ICO インフラファンド証券

主に輸送、エネルギー、環境、社会インフラ事業・サービスのセクターにおいて、インフラ事業の開始及び発展を手がけるスペイン国内企業に対する投資に利用されるファンド証券である。ファンドは、新規インフラ事業及び投資によって事業予算赤字が回避可能とみなされる事業を投資対象としている[263]。

(2) 政策実施金融機関としての事業[264]

政策実施金融機関として ICO が担う役割は大きく分けて、経済政策の遂行と、政府資金の管理の 2 つがある。

●経済政策の遂行

スペイン政府によって認可された経済支援策を実施すると共に、深刻な経済危機、自然災害の被災者を始めとする危機的状況にある国民に対して資金援助を行う。

●政府基金の管理

輸出事業及び開発事業に関する政府基金の管理に責務を負う。スペイン政府が所有する基金には、①「法人国際化基金（Fondo para la Internacionalización：FIEM）」、②「開発促進基金（Fondo para la Promoción del Desarrollo：FONPRODE）」、③「金利相互調整契約（Convenio de Ajuste Recíproco de Intereses：CARI）」、④「水と衛生協力基金（Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento：FCAS）」の 4 つがある[265]。各プログラムの詳細は以下の通りである。

① 法人国際化基金（FIEM）[266]

産業・エネルギー・観光省（Ministro de Industria, Energía y Turismo）の通商事務局（Secretaría de Estado de Comercio）が FIEM の管轄省庁であり、ICO が同基金の運用を代行している。FIEM はスペイン経済国際化の支援と促進を唯一の目的とした基金で、融資元金の返済、利息、ローン手数料などから得られる資金及び、産業・エネルギー・観光省に配分される年間予算を資金源としている。

融資の種類には、一般的融資として譲許的融資や市場状況に合わせたつなぎ融資の他、使途をスペイン製品及びサービスの獲得や、スペイン企業の投資事業実施や国家利益となる事業に限定したひも付き融資などがあるが、特別な状況下では、使途を限定しないつなぎ融資や無償資金協力を行ったり、商業的関心を持つスペインが加盟する多国間開発団体または国際金融機関に対して、無償資金協力や出資を行ったりすることもある。融資対象と

[262] http://www.axispart.com/our-funds/fespyme/at-a-glance/?lang=en
[263] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/10023/index.html?n=2
[264] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/3156056_Presentacion_Institucional_%28English%29%2011%2012%2012.pdf
[265] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/9994/index.html?abreSeccion=178
[266] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/9998/index.html

なる事業は、スペインの中小企業の国際化を促進する事業、スペイン製またはスペインを起源とする製品やサービスの輸出事業などである。

② 開発促進基金（FONPRODE）[267]

開発促進資金は、2010 年 10 月に発令された法令（FONPRODE 法）の下で制定されたもので、貧困撲滅、不公平と社会的不公正の縮小、男女平等、人権保護と、貧困国における持続可能な開発を目指して設置された政府基金である[268]。

③ 金利相互調整契約（CARI）[269]

金利相互調整契約（CARI）は、スペインの輸出業者に対して長期融資を行う金融機関の参加を促進する制度である[270]。利息補給制度（Interest Make-Up System）とも呼ばれる CARI は、スペイン製品及びサービスの輸出に対する公式財政支援を提供するために設置された。民間金融機関は同制度を通して、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）が定める、コンセンサス・レートと呼ばれる最低金利を固定金利として、2 年以上の長期輸出信用を受けることが出来る。

輸出信用の種類には、海外のバイヤーが債務者となる「海外バイヤーズクレジット（Foreign buyer credit）」、国内輸出業者が債務者となる「国内サプライヤークレジット（Domestic supplier credit）」がある。

④ 水と衛生協力資金（FCAS）[271]

外務国際協力省（Ministerio de Asuntos Exteriores y de Cooperación）を通して国家一般予算からの拠出を受ける「水と衛生協力資金（FCAS）」は、水と衛生に関する事業に対する資金援助として、無償資金協力及び、可能な場合は融資を行うものである。スペイン企業が重視する中南米諸国の国家機関との協調融資システムを基本としている。

1.7.3 国内企業支援の実施状況

ICO による国内企業支援の具体的な実例が公開されていないため、以下では ICO による国内企業支援取り組みとして、起業家支援融資プログラムと海外進出推進事業についてその概要を紹介することとする。

＜ICO の起業家支援融資プログラム＞

2012 年 5 月に ICO は、スペイン国内の中小企業及び、自営業の経営者が、金融機関からの融資を受けやすくするために、スペイン相互保険会社連合（Spanish Confederation of Mutual Guarantee Societies：CESGAR[272]）及び、スペイン再保証会社（Spanish Refinancing Company：

[267] 同上
[268] http://www.ico.es/web/contenidos/10821/index.html
[269] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/1604/index.html
[270] http://www.ico.es/web/descargas/paginas/8172063_Annual%20Report%202011.pdf
[271] http://www.ico.es/web/contenidos/5/4/10000/index.html
[272] http://www.cesgar.es/

CERSA[273]）との提携により、総額 10 億ユーロの融資プログラム「起業家支援融資プログラム」を開始することを発表した[274]。

ICO はこれまでにも、中小企業に対して、民間の仲介金融機関を通じた低利な間接融資（セカンド・フロア融資）を提供しているが、融資対象は投資額の 50％から 80％にしか満たないため、SGR の上位団体である CESGAR に加えて、安定しているとみなされる政府関連機関の CERSA と提携することで、不足分を仲介金融機関の融資によって調達し、民間金融機関による中小企業向け融資が一定の規模となるよう支援体制を強化することが本プログラム設置の目的となっている。

融資にあたっては、CESGAR 傘下で、各州に置かれている SGR が融資対象となる中小企業の資格審査や投資の有効性分析を請け負うと共に、会社経営者への融資、投資、国際化に関わるコストを 100％カバーすることに合意している。SGR が 100％支援する取引の最高額は、1 件当たり 100 万ユーロであり、SGR が 50％支援する取引の最高額は、1 件あたり 6 万ユーロとなっている[275]。

＜ICO によるスペイン企業の海外進出推進事業＞

ICO は、2011 年 3 月 2 日に、産業・エネルギー・観光省所管のスペイン貿易庁（Instituto Español de Comercio Exterior：ICEX）、スペイン再保険会社（CERSA）、スペイン相互保険会社連合（CESGAR）との間に、スペイン企業の海外進出促進及び、輸出力強化を支援するための協定を締結した。同協定の目的は、スペイン企業が事業を国際展開する際に必要な融資を受けやすくする保証制度を確立させることである。同協定の締結により、スペイン企業は海外進出に際して、同年 3 月 9 日に発表された、ICO による融資条件などを盛り込んだ「2011 年 ICO 流動性融資制度（ICO-Liquidity Line 2011）」に定められた条件の下で 1 億ユーロまで融資を受けることが可能となっている[276]。同協定では、具体的に、貸付の各オペレーションのリスクのうち ICO が 50％を負担し、ICEX が相互保険会社を通じて 25％を、残りの 25％は、民間金融機関などが負担すると定められている[277]。

また、この協定に基づいた融資を受けることができるのは、ICEX が提供する輸出促進プログラムに参加している企業、同プログラムによるサポートを受けている企業（ただし融資額は 12 万 5,000 ユーロ以下）、また、ICEX や自治州政府による他の企業向けプログラムや対外進出プロジェクトによるサポートを受ける企業（融資額が 40 万ユーロ以下）となっており、企業の規模は問わないとされている[278]。

---

[273] http://www.reafianzamiento.es/cersa.php

[274] http://www.microdinero.com/index.php/english/nota/4615/spains-ico-launches-new-loan-program-for-entrepreneurs

[275] 同上

[276] http://www.spainbusiness.com/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,1549487_1561539_1596908_4465758,00.html
http://www.spainbusiness.jp/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,4928839_35713045_36778639_4466927,00.html
http://www.spainbusiness.jp/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,4928839_35713045_36778639_4472641,00.html

[277] http://www.spainbusiness.com/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,1549487_1561539_1596908_4465758,00.html
http://www.spainbusiness.jp/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,4928839_35713045_36778639_4466927,00.html

[278] http://www.spainbusiness.com/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,1549487_1561539_1596908_4465758,00.html

融資の申し込みは、「ICO 流動性融資制度」指定の金融機関、もしくは ICEX に申請し、それぞれの事業計画に対して審査がされた後、融資の可否や、リスクの一部をカバーするために必要な保証について調査するため、事業計画・企業資格など必要な情報を、CERSA 及び CESGAR などの相互保証会社に送付する。貸付は「ICO-ICEX 融資制度」と同じ条件、返済期限で行われ、相互保証会社がそれを保証することになっている[279]。

「ICO 流動性融資制度 2011」以前にも、ICO と ICEX の協定による「ICO-ICEX 融資制度（ICO-ICEX line）」が存在していたものの、輸出や対外進出を希望する中小企業に対して融資の金利の一部を引き下げることにより企業支援を行うことに焦点が絞られていた。従来の「ICO-ICEX 融資制度」制度のもとでは、金融機関はリスクが高すぎるとして貸し渋りが起き、結果として融資対象候補とされていたプロジェクトのうち、30%しか融資を受けられなかったという現状がある。このため、「2011 年 ICO 流動性融資制度」を支える新しい協定では、各企業がより融資を受けやすくなるように、75%までリスクが保証されるようになっている[280]。

http://www.spainbusiness.jp/icex/cda/controller/pageGen/0,3346,4928839_35713045_36778639_4466927,00.html

[279] 同上

[280] 同上

1.8　デンマーク：デンマーク輸出信用基金（Eksport kredit Founden：EFK）

デンマーク輸出信用基金（Eksport Kredit Fonden：EKF[281]）は「輸出信用基金法（Act on Eksport Kredit Fonden[282]）」により 1922 年に設立された政府組織で、主管官庁は企業成長省（Erhvervs- og Vækstministeriet[283]）である。1922 年に世界 3 番目の輸出信用機関として設立された EKF は、デンマークにおいては、民間の保険によってカバーされない金融および政治リスクに対する保険を扱う唯一の機関となっており、2002 年以来、約 1,000 社に対し合計 700 億デンマーククローネを超える保証を行ってきた[284]。

1.8.1　組織概要

1.8.1.1　組織形態

EKF[285]は、企業成長省から任命された 8 人の理事会メンバーと 3 人の幹部（Executive Management）メンバーにより運営されている[286]。理事会メンバーの多くは経済界出身者で、EKF が業務を行う市場に対する知識と業績を考慮して選出されている[287]。現在の理事会の構成メンバーは以下の通りとなっている。

表 39　EKF 理事会の構成

議長	Bent Pedersen
副議長	Christian Ølgaard
CEO	Connie Astrup-Larsen
理事	Peter Brixen
	Morten Rahbek Hansen
	Søren Østergaard Sørensen
	Karen Lykke Sørensen
	Vibeke Rovsing Lauritzen

出典：EKF, “Board of directors”,
http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKFs-organisation/Pages/Bestyrelse.aspx

なお、幹部メンバーは、「デンマーク財務諸表法（Bekendtgørelse af årsregnskabsloven）」に基づき、EKF の決算報告書作成が「輸出信用基金法」によって義務付けられており、また、EKF の決算報告書に記載された取引が法律、規制、契約、慣習に従ったものであることを保証する責任がある[288]。3 人の幹部メンバーは表 40 の通り。

---

[281] http://www.ekf.dk/en/Pages/default.aspx
[282] その他、EKF の根拠法としては「デンマーク輸出信用基金法改訂版（Act on Eksport Kredit Fonden with amendment）」、「デンマーク輸出信用基金業務における行政指令（Order on the administration of the Act on Eksport Kredit Fonden）」、「デンマーク輸出信用基金規則（Statutes of Eksport Kredit Fonden）」がある。
http://www.ekf.dk/en/about-ekf/ekfs-legal-basis/Pages/EKFs-lovgrundlag.aspx
[283] http://www.evm.dk/english
[284] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/ekfs-legal-basis/Pages/EKFs-lovgrundlag.aspx
http://www.ekf.dk/en/about-ekf/Pages/default.aspx
[285] 2011 年末現在、職員数は 82 人と報告されている。
P21, http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf
[286] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKFs-organisation/Pages/default.aspx
[287] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKFs-organisation/Pages/Bestyrelse.aspx
[288] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf

表 40　EKF 幹部メンバー

CEO	Anette Eberhard
副 CEO	Jan Vassard
	Søren Møller

出典：EKF, “Management”, http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKFs-organisation/Pages/Direktion.aspx

図 22 は、EKF の組織図である。EDF 幹部メンバーは理事会の下部組織的位置づけとなっている。

図 22　EKF 組織図

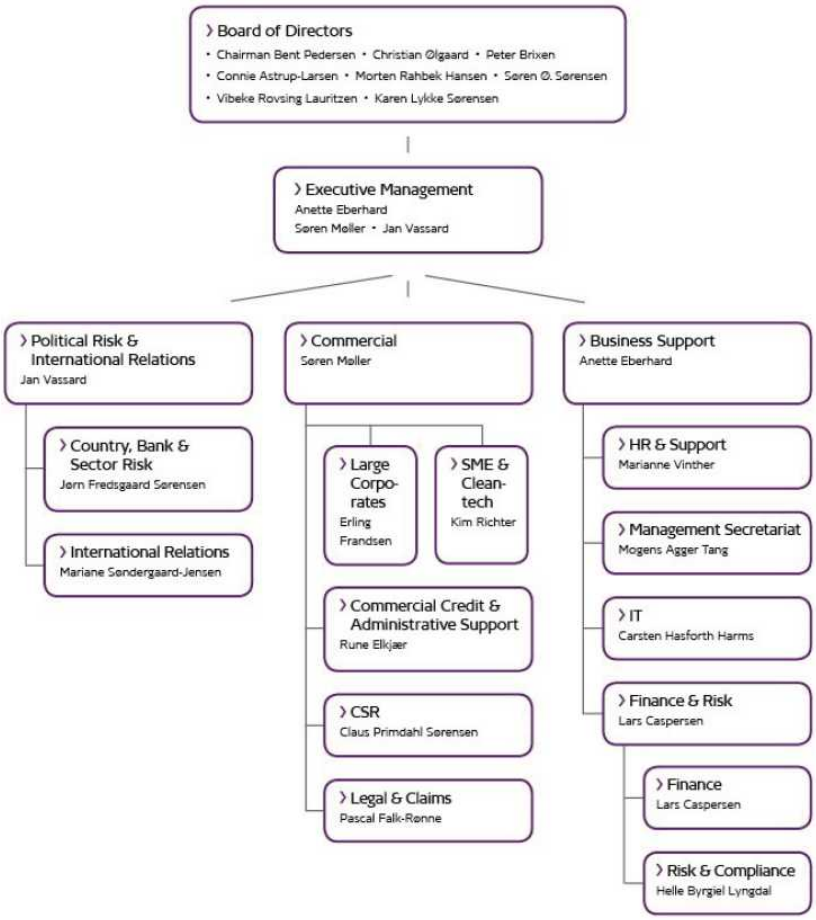

出典：EKF’s organization, http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKFs-organization/Pages/default.aspx

1.8.1.2 事業内容

EKF は、デンマーク企業の輸出・海外市場への参入を支援するために以下の 15 件の商品を提供し、事業拡大の支援を行っている[289]。

① 債券保証（Bond guarantee）
② 買手信用保証（Buyer credit guarantee）
③ EKF クリーンテック保証（EKF cleantech guarantee）
④ 輸出融資（Export loans）

[289] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Pages/default.aspx

⑤ 融資保証（Financing guarantee）
⑥ 投資保証（Investment guarantee）
⑦ 投資融資保証（Investment loan guarantee）
⑧ 信用状保証（Letter of Credit(L/C) guarantee）
⑨ 出荷前保証（Pre-shipment guarantee）
⑩ プロジェクトデリバリー保証（Project delivery guarantee）
⑪ プロジェクトファイナンス保証（Project financing guarantee）
⑫ 再保険（Reinsurance）
⑬ 中小企業保証（SME guarantee）
⑭ 供給者クレジット保証（Supplier credit guarantee）
⑮ 運転資金保証（Working capital guarantee）

なお、これらの各業務については後述する。

1.8.1.3 予算

EKF の財政はデンマーク政府によって保証されているが、損益の適切なバランスを保ちながら取引を行い運営されている。2011 年度の EKF の純利益は 5 億 1,500 万デンマーククローネで、2010 年度と比較すると 4,500 万デンマーククローネ減となっているが、この理由は、イランに対する制裁が強化されたことでイラン関連の保証に関し 8,000 万クローネの引当金（provision）の拠出が発生したためと説明されている。なお、2010 年度から減額となったとはいえ 2011 年度の純利益が 5 億 1,500 万デンマーククローネと比較的大きかったのは、高収入の保険料収入を維持できたことと、高額の保険金請求がなかったことが主な要因となっている。実際、EKF では、2001～2002 年のアルゼンチン危機以来、多額の保険金請求を受けた実績が無い。なお、2011 年に新たに実施された 140 億デンマーククローネの保証のうち、総保険料収入は 13 億 2,700 万デンマーククローネと報告されている[290]。

表 41 は、2010 年度及び 2011 年度の EKF の決算概要である。

表 41　2010 年度及び 2011 年度　EKF 決算概要（単位：100 万デンマーククローネ）

	2010 年度	2011 年度
総保険収入（Premium gross income）	827	1,327
実質運営経費（Administrative net expenses）	78	96
保険営業業績（Technical result）	329	349
純金融資産（Net financials）	213	157
純損益（Net profit/loss for the year）	560	515
新規発行保証（Newly-issued guarantees）	9,001	13,891
技術的準備金（Technical provisions）	1,697	2,610
エクイティ（Equity）	4,386	5,181
貸借対照表合計（Balance sheet total）	6,102	7,825
EFK が管理するエクスポージャー（Exposure administrated by EKF）	55,674	68,904

出典：EFK 2011 Annual Report,
http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf

[290] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf

また、EKF が管理するエクスポージャーは、①EKF 独自の取引による保証エクスポージャー（EKF guarantee exposure）、②条件付き提案によるエクスポージャー（EFK conditional offers）、③EKF の管理するデンマーク政府向け及び再保険エクスポージャー（Administrated schemes and reinsurance exposure）の 3 つによって構成されており、2011 年度のエクスポージャー額の合計は、2010 年度から 130 億デンマーククローネ増加して約 690 億デンマーククローとなった。この約 690 億デンマーククローネの内訳のうち、①の EKF 独自の取引による保証が毎年順調な増加を見せているということは、EKF の保証に対する需要が高まっていることを示していると EKF は分析している[291]。

図 23 は、2007 年度～2011 年度の EK が管理するエクスポージャー額の推移を示したものである。

図 23　2007 年度～2011 年度の EKF が管理するエクスポージャー額の推移
（単位：100 万デンマーククローネ）

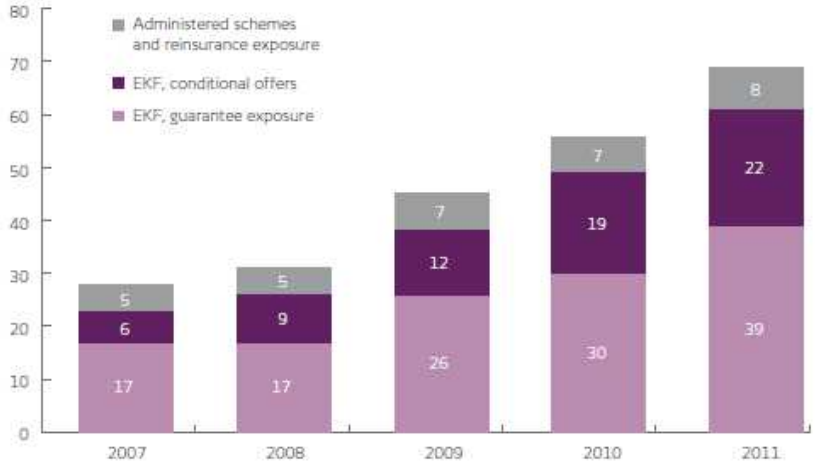

出典：同上

1.8.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.8.2.1　対象地域

EKF の保証エクスポージャーにおいて、最大となる 36%を占めるのは西欧地域で、同地域においては主に風力発電部門へのエクスポージャー額が多くなっている（図 24 参照）。その背景には、西欧地域においては、洋上風力発電に対する需要が継続的に高いことが予想されているが、当該発電プロジェクトはリスクも高いことから、民間金融機関からのみの資金拠出ではプロジェクトが実施できるだけの資金が集まらないという理由が説明されている。

EKF のエクスポージャー額が次に高い地域は、アジア・太平洋地域で全体の 26%を占めている。その理由として、特にオーストラリアなどの太平洋地域で、風力発電分野が成長を見せており、当該分野からの投資需要が高いことが挙げられる。一方、米州に対するエクスポージャーは縮小傾向にあるものの、EKF は経済成長が目覚ましいブラジルへ輸出する国内企業から今後、需要が高まると予測している。

また、2011 年度は、ロシアと CIS を含む東欧地域において保証エクスポージャーが増大し、全体の 12%を占めた。この増加は、主にロシアにおけるセメント事業への投資が増えたことに依

[291] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf

る。また、トルコを含む中近東地域は、全体の 10%を占めており、最も割合が少ないのはアフリカ地域で 2%となっている[292]。

図 24　2011 年度の EKF の地域別保証エクスポージャー

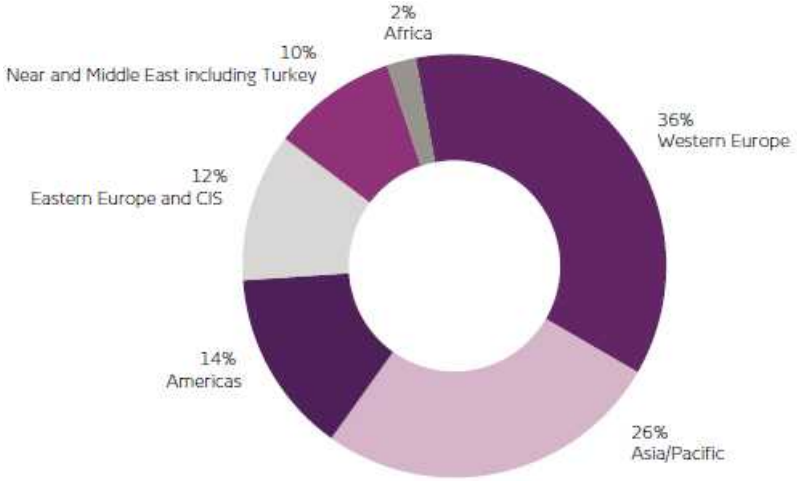

出典：EFK 2011 Annual Report,
http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf

1.8.2.2　主要市場[293]

図 25 に示すように、風力発電分野が EKF の保証エクスポージャーにおける最大の事業部門であり全体の 48%を占めている。続いて、16%を占めるのがセメント分野、13%で船舶・港湾分野となっている。なお、風力発電分野への保証エクスポージャーは、2010 年度は全体の 40%であったが、2011 年度は 48%に増加しており、これは主に OECD 加盟国での当該分野に対する需要が高まったことが背景にある。

図 25　2011 年度の EKF 保証エクスポージャー産業分野別割合

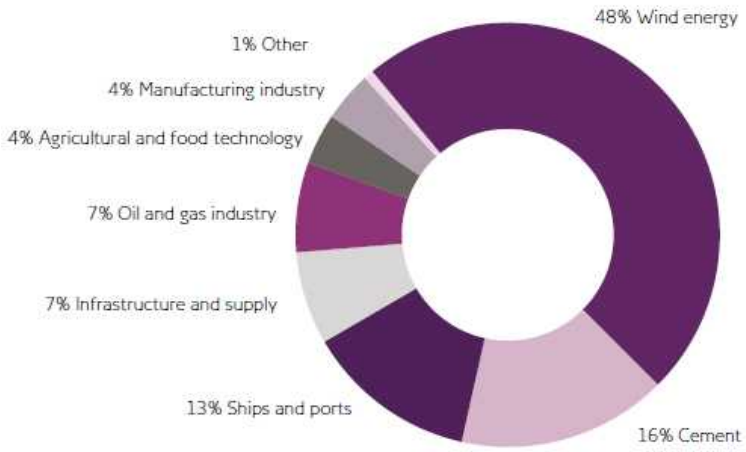

出典：同上

[292] http://www.ekf.dk/en/about-ekf/EKF-in-figures/Documents/EKF_annual_report_UK_2011_4.pdf
[293] 同上

1.8.2.3 対象企業

EKF は、企業規模の大小に係らず、国際市場に参入することを目指すデンマーク企業を支援している。表 42 は、近年 EKF が支援した企業と対象事業などの一覧である。

表 42　EKF が支援した企業例

企業名	事業内容	支援額	EKF による 支援内容	期間
Powersense[294]	電気通信網とスマートグリッドのシステムコントロール構築	数年に亘り 10 億 DKK（デンマーククローネ）以上	営業信用をカバーする運転資金保証により、Powersense が取引先銀行から支援を受ける営業信用の一部となる 1,500 万 DKK の保証を提供	2011 年～ 2013 年
DMS Africa[295]	南スーダンにおける、英国外交官向け住宅及び事務所の建設	200 万 DKK	条件付き運転資金保証により、DMS Africa が取引銀行から受ける融資の 80％を保証	3 カ月
Dal-Bo[296]	リトアニアへの農機輸出	110 万 DKK	中小企業保証により、Dal-Bo の取引銀行がリトアニアの新販売代理店に提供する融資の全額を保証	2011 年～ 2013 年
Aalborg CSP[297]	太陽熱発電に利用される蒸気発生装置の輸出	前金支払額 1 億 2,500 万 DKK を含む、注文控元帳約 2 億 5,000 万 DKK	運転資金保証及びクリーンテック保証により、同社の取引銀行が提供する前金支払額 10％を保証	2010 年～ 2013 年
Bigadan[298]	米国におけるバイオガスプラント建設	580 万米ドル	プロジェクトファイナンス保証及びクリーンテック保証により、事業準備と銀行からの融資額を全額保証	2010 年～ 2026 年
C.F. Nielsen[299]	米国へのブリケット製造機輸出	機械 3 台で総額 70 万ユーロ	クリーンテック保証により、C.F. Nielsen 社が米国バイヤーに対して提供する供給者信用（suppliser credit）を約 30 万ユーロ保証	2009 年～ 2012 年
Danfoss Solutions[300]	メキシコの製紙工場に対する公共料金削減事業	440 万米ドル	クリーンテック保証、プロジェクトデリバリー保証により、Danfoss Solutions に対して顧客からの受取勘定の 85％を保証	2010 年～ 2012 年

[294] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/Powersense_UK.pdf
[295] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/pdf_DMS%20Africa_UK.pdf
[296] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Dalbo_UK.pdf
[297] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_CSP_Aalborg_case_UK_02.pdf
[298] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Bigadan_case_UK_02.pdf
[299] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_CFNielsen_case_UK_02.pdf
[300] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Danfoss_Solution_case_UK_02.pdf

企業名	事業内容	支援額	EKF による 支援内容	期間
FLSmidth[301]	ヨルダンにおける新セメント工場生産ラインの設計とその建設に必要となる装備全ての供給	約 8 億 5,000 万 DKK	輸出融資により、ヨルダンのバイヤーに 3 億 8,000 万 DKK を融資。更に融資の 95%をカバーする輸出信用保証を発行	2010 年～ 2017 年
Lesni[302]	空気・水浄化プラントの製造及び輸出	1 プラントあたり 150 万～750 万 DKK	条件付き運転資金保証及びクリーンテック保証により、400 万 DKK までの運転資金保証	2010 年
Vestas[303]	オランダ領アンティル諸島アルバにおける 30 メガワットの風力発電所建設	Vestas 社が 10 基の風力タービンを輸出。当該風力発電所への総投資額は 7,500 万米ドル	バイヤーが受けた融資に対し、プロジェクトファイナンス保証を通じて 6,000 万米ドルの保証を提供	2008 年～ 2021 年
Detectronic[304]	食品業界向け X 線検査システムの輸出	約 200 万 DKK	運転資金保証及び中小企業保証により、Detectronic 社の営業費用と海外の顧客の運転資金を保証	2011 年～ 2013 年
Bramidan[305]	リサイクル可能な包装廃棄物の圧縮成型機の輸出	現行の取引の 85～90%	再保険により、Bramida 社が取引する保険会社から、主に東欧・アジアに所在する顧客に伴うリスクの大部分を引き継ぐ	2009 年～ 2010 年
Cimbria Unigrain[306]	ウクライナの顧客向け穀物・種子用サイロ提供および洗浄・乾燥工場の設立	暫定的に 2 件の案件を各 2,000 万ユーロで受注	買手信用保証により、同社のウクライナの顧客に対し、ウクライナ国内よりも負担の軽い融資を保証	2009 年～ 2011 年
E. Aabo Andersen[307]	ロシアの車両製造業者向け表面処理設備の納品	約 1,200 万 DKK	運転資金保証、プロジェクトデリバリー保証及び債券保証により、ロシアの顧客からの前払金に対する保証と債務不履行リスクをカバー	2010 年～ 2012 年
Grenaa Motorfabrik [308]	マルタの運送会社が所有する船舶のエンジン修理	約 100 万 DKK	供給者クレジット保証により、あらゆる損失に対し 90%カバーを保証	2009 年～ 2010 年
Meridian Energy Limited[309]	ニュージーランドの Meridian Energy Limited 社がデンマークの Siemens	約 1 億 5,000 万ニュージーランドドルの輸出融資	輸出融資及び買手信用保証により、ニュージーランドのバイヤーに対して 15 年間の長期融資	2010 年～ 2025 年

[301] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_FLSmidth_case_UK_02.pdf
[302] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Lesni_case_UK.pdf
[303] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Vestas_Aruba_case_UK.pdf
[304] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/138312%20Case%20detectronic%20UK_low1.pdf
[305] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Bramidan_case_UK.pdf
[306] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Cimbria_case_UK.pdf
[307] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_E_Aabo%20Andersen_UK_02.pdf
[308] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_GrenaaMotorfabrik_case_UK_02.pdf
[309] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Siemens_case_UK_02.pdf

企業名	事業内容	支援額	EKF による 支援内容	期間
	Wind Power 社から 28 基の風力タービンを購入			
Unisense FertiliTech[310]	チェコ共和国における人工授精技術の導入	中小企業保証 30 万 655 ユーロ、運転資金保証 1,000 万 DKK	運転資金保証及び中小企業保証により、Unisense FertiliTech 社へ運転資金保証	2011 年より、中小企業保証は 360 日、運転資金保証は 3 年間
Aalborg CSP[311]	100％太陽エネルギーで稼働する蒸気発生システム一式をインドの顧客に納品	約 1,000 万 DKK	中小企業保証により、インドの顧客に融資する銀行に対する保証を提供	2012 年～2018 年

注：DKK はデンマーククローネを指す。
出典：EKF, ”Cases” http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Pages/default.aspx
の各種資料を元にワシントンコア作成

1.8.2.4 支援事業内容

EKF は以下の支援事業を提供している。

（1） 債権保証（Bond guarantee）[312]

海外のバイヤーは入札保証、前払金保証、契約履行保証などの要求払い保証契約をデンマークの供給業者に求めることがある。要求払い保証契約においては、他の請求書類の提示なしで供給業者の預金（債券）からの支払を請求できる。EKF の債券保証では、民間の保険会社や金融機関がカバーしない領域を保証し、バイヤーから債権を不当要求されるリスクをカバーする他、戦争・通商停止・政府当局による介入などの政治リスク下にあるバイヤーからの正当な債権要求にも対応している。保証額は無制限で、対象企業はデンマークの輸出業者に限る。返済期間はバイヤーとの契約期間の長さによって決まる。

（2） 買手信用保証（Buyer credit guarantee）[313]

買手信用保証は、海外バイヤーがデンマーク国内業者に支払いを行うために資金を調達する金融機関に対して発行されるものである。同保証の発行対象となる金融機関は国内、国外を問わず、保証限度額は無制限で、バイヤーが支払い不能または支払いの意思がない場合、国外へ送金不能の場合、戦争が勃発した場合などに保証が行われる。返済期限は OECD から高収入国と定義された国で 8.5 年まで、その他の国では 10 年までと設定されている。EKF から

[310] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/134905%20Case%20Export%20assistance%20generates%20more%20pregnancies%20in%20the%20Czech%20Republic.pdf
[311] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/Aalborg%20CSP%20solar%20power%20to%20India%20UK.pdf
[312] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_bond_guarantee.pdf
[313] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_buyer_credit_guarantee.pdf

この支援を受けるには条件が設けられており、対象となるバイヤーは査定を受ける必要がある他、海外バイヤーは手付金として、通常、発注金額の最低 15％を支払わなければならない。また本保証は、元金返済と未払い利息支払いのための融資に対して提供される。

（3） EKF クリーンテック保証（EKF cleantech guarantee）[314]

エネルギー・環境関連技術の発展に携わるデンマークの企業を支援するための保証である。バイヤーに支払い能力または支払い意思がない場合、もしくはバイヤー国の経済が不安定になる事態が生じた場合に保証される。デンマークの企業・金融機関、国際的企業・金融機関など、国内外企業問わず申し込むことができ、保証限度額の設定はない。クリーンテック保証には、輸出企業を国際市場における商業的・政治的リスクから守ることを目的として、スタンダードなものとカスタマイズされたプランが用意されている。なお、保証範囲は、①標準輸出信用保証、②新技術輸出保証、③水道光熱費節約保証、④ESCOs（energy service company）融資保証、⑤炭素排出権取引損失保証、⑥炭素排出権による支払い契約の違約保証、⑦炭素排出権事業への前払金保証の 7 分野となっている。

（4） 輸出融資（Export loans）[315]

海外のバイヤーがデンマーク国内企業からサービスや商品を購入するにあたって、自社と取引関係にある銀行と信用取引が締結できない場合を想定して、デンマークの輸出企業を支援するために設計されたものである。輸出融資は取引先銀行の融資条件に基づき銀行経由で行われ、信用期間は 2 年～15 年である（ただし再生エネルギーと水供給事業は、18 年間まで期間延長可能）。リスクを最小限に留めるため、EKF はこの融資による輸出保証の設定を求めていたため本輸出融資への申し込みは 2011 年末までとされていたが、現在、輸出融資への申し込みは 2015 年末まで期限が延長されている。なお、この延長分に備えるため、デンマーク政府は合計 200 億デンマーククローネを充当している。申し込みができるのは、デンマークまたはフェロー諸島に登記されている企業で、その企業規模や業種に制限はない。

（5） 融資保証（Financing guarantee）[316]

海外のバイヤーや銀行に何らかの事情が発生し、発行された信用状や為替手形が支払不履行となった場合、当該信用状や為替手形の引受銀行の損害を保証する制度である。デンマーク国内外の銀行が対象で、保証される金額の上限はない。EU 及び OECD 加盟国においては、輸出注文に対する信用状、為替手形共に 2 年以上、それ以外の国では少なくとも 181 日の信用期間が必要である。

（6） 投資保証（Investment guarantee）

デンマークの企業が外国企業への投資により財産を失うリスクを保証対象とする。保証範囲は、①戦争の勃発により企業が業務を続けられなくなった場合や財産が破壊された場合、②国家権力による企業財産没収・国有化・その他の干渉、③国外への送金が不能となった場合、の 3 分野である。なお、投資保証は、通貨の切り下げや新たな税制、及び企業の通常業務から発生した損失はカバーしないこととなっている。また、海外投資はあくまで会社の自然な

[314] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_EKF_cleantech_guarantee.pdf
[315] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_export_loans.pdf
[316] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_financing_guarantee.pdf

拡大過程の一環として行われるもので、且つ、デンマークの経済成長を促すものでなければならない。投資保証は海外の企業へ投資するデンマークの企業を対象としており、デンマークの企業は保証期間中、子会社の 50%を所有していなければならない。保証額の上限はなく、保証期間は 3〜15 年である。

(7) 投資融資保証（Investment loan guarantee）[317]

海外の子会社に投資するデンマーク企業に融資するデンマーク国内外の銀行に対して提供される保証である。デンマーク企業は融資期間中、子会社の 50%以上を所有していなければならない。保証額の上限はなく、保証期間は最低 3 年、返済期限は通常 5〜7 年である。但し、リスクに応じて返済期間の延長が可能である。

(8) 信用状保証（L/C guarantee）[318]

信用状による支払いは国際貿易における支払方法として一般的なものであるが、信用状による支払い業務は銀行間で執り行われるため、デンマークの銀行は海外の銀行が支払いを怠った場合、リスクにさらされることになる。EKF の信用状保証は、こういったリスクから銀行を保護するためのものである。保証額の上限はなく、信用状の支払いが行われるまでの期間、保証される。但し、信用期間は最大で 24 カ月となっている。

(9) 出荷前保証（Pre-shipment guarantee）[319]

出荷前保証は、輸出を契約通りに行うことができない場合、製品と送り状をバイヤーに送るまでの間に発生する経費を保証するものであり、バイヤーの支払金額及び売手の利益を保証するものではない。この保証を受けることができるのはデンマークの輸出企業で、保証金額の上限はない。

(10) プロジェクトデリバリー保証（project delivery guarantee）[320]

プロジェクトデリバリー保証は、海外で事業を完了できなかった場合に被る損害を保証するもので、個別の副次的供給品の製造期間及び、バイヤーが支払いを完了するまでの期間をカバーする。国の政情不安による通商停止命令や政府当局による供給不能に加え、海外のバイヤーが支払いを怠ったり、支払不能な場合も保証する。この保証は、主に道路や港湾の建設や設計などの規模の大きいプロジェクトに適用される。こうした事業は通常、複数の副次的な供給品を伴い、バイヤーはその各々に支払いをする。なお、保証の対象になるのはデンマークの輸出企業で、保証額の上限はなく、返済期限は事業ごとに異なる。

(11) プロジェクトファイナンス保証（Project financing guarantee）[321]

デンマークのサプライヤーが、海外でセメント工場・風力発電・港湾工事などの長期に亘る大事業に参加する場合、様々な不確定要素により多大なリスクを伴う可能性があるため、通常、銀行は融資に消極的になりがちである。このため、金融機関による積極的な融資を促すために、EKF は同保証を通じて当該プロジェクトへの融資に担保を提供している。プロジェ

[317] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_Product_Investment%20Loan%20Guarantee.pdf
[318] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Pages/l-c-guarantee.aspx
[319] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_pre-shipment_guarantee.pdf
[320] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_project_delivery_guarantee.pdf
[321] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Pages/Project-financing-guarantee.aspx

クトファイナンスには、事実上、評価・分析・交渉など本来は事業の中に含まれるべき業務も付随している。保証額の上限はないが、事業経費は事業価値に釣り合うものでなければならない。返済期限は最長 14 年であるが、再生可能エネルギーに関する事業の場合 18 年まで延長可能である。

（12） 再保険（Reinsurance）[322]

金融危機により海外バイヤーの信用度が低下し、民間の保険会社が損失を恐れて輸出保険から手を引く事態に対応し、デンマークの輸出業者を支援するのが再保険である。民間の保険会社と合同で EFK が再保険契約を結ぶことにより、保険会社のリスクを減少させるとともに、以前保険契約を断られたバイヤーも、経営状態が健全であれば保険契約を結ぶことができる。但し、最近 6 カ月間以内に未払いがあったというようなリスクの高いバイヤーは保険のカバーを受けることができない。この保険は、輸出企業が民間保険会社の顧客であり、なおかつ EKF の求める環境基準とデンマークの経済的利益を満たすという条件の下、180 日までの信用期間が付いた輸出品に適用される。なお、EU が OECD 加盟国への再保険を禁じているため、保険対象国は OECD 以外の国々となり、再保険契約を締結可能なのは、海外のバイヤーと 180 日間までの信用取引をするデンマークの輸出企業となる。単一のバイヤーへ支払われる保険金の上限は 5,000 万デンマーククローネであるが、再保険契約総数や単一輸出業者が掛ける再保険の総額の上限はない。再保険には、バイヤーの大半のリスクをカバーするクオータ・シェア・カバー（Quota Share cover）と、保険会社の限度額の 2 倍をカバーできるようにしたトップ・アップ・カバー（Top Up cover）の 2 種類があり、どちらの保険を選択するかは保険会社に裁量権があり、EKF が決定に関わることはない。

（13） 中小企業保証（SME guarantee）[323]

中小企業が、海外のバイヤーからの受注に対して長期の信用期間を与え、立場を強化できるようにするのが、中小企業保証である。信用期間は 181 日以上で、損失の 100％まで保証し、輸出企業の免責額は通常 10％と設定されている。保険料は、リスクの規模と期間に基づき、また、バイヤーとその国の状況を調査することで算出される。最大保証額は、契約高 2,500 万デンマーククローネまでで、返済期限は最長 5 年である。保証を受けられるのは、従業員 250 人未満で売上高 5,000 万ユーロ未満または貸借対照表合計 4,300 万ユーロ未満という、EU の定義に基づく中小企業[324]で、海外のバイヤーに与える信用期間が 181 日以上あることとされている。

（14） 供給者クレジット保証（Supplier credit guarantee）[325]

供給者クレジット保証は、海外からの注文代金が約束通りに支払われない場合のリスクからデンマークのサプライヤー企業を保護するものである。EU 及び OECD 加盟国以外の国外バイヤーに対しては 6 カ月以上、EU 及び OECD 加盟国内の国外バイヤーに対しては 2 年以上支払いの信用期間を与える企業が利用できる。金が支払われるのは、①海外のバイヤーが支払い義務を果たすことができない、または怠っている場合、②国外に送金できない場合、③戦

[322] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_reinsurance.pdf
[323] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_SME_guarantee_02.pdf
[324] 但し、株式の 25％以上が、中小企業ではない会社に所有されている会社は中小企業に当たらない。
[325] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_supplier_credit_guarantee.pdf

争が勃発した場合である。保証する金額の上限はなく、保証期間は、OECD によって高収入国と定義された国は 8.5 年、それ以外の国は 10 年までとなっている。

（15） 運転資金保証（Working capital guarantee）[326]

運転資金保証は、デンマークの輸出企業とその下請け業者に対し、EKF と銀行が与信枠や融資を保証するものである。これにより企業は一般営業活動費や海外からの受注に関わる経費を賄うことができる。また、EKF は前払金・入札・特定の輸出注文への担保も保証している。なお、運転資金保証の申し込み期限は 2011 年末までとされていたが、2012 年 1 月 1 日からは恒久的に申し込みを受け付けることと規定が変更されている。この保証を受けることができるのは、商品及びサービスの輸出業者とその下請け業者で、EU 国家補助規則により、農業・漁業を含む第一次産業には適用されない。保証される額は年間輸出高の半分までで、特定の輸出注文への融資は 80％まで保証する。最大保証金額は 5,000 万ユーロで、最長保証期間は 3 年である。EKF は与信枠の 80％まで、銀行は最少 20％を保証する。

1.8.3 国内企業支援の実施状況

以下に近年実施された主な環境・エネルギー分野での支援事例を紹介する。なお、その他の支援事業については、上記 1.8.2.3 を参照のこと。

- 太陽光発電プラントの設計などを行う、デンマークのアルボーグ CSP 社（Aalborg CSP）が、2012 年の春に、インドの顧客から初めて太陽エネルギーのみで稼働する太陽熱発電システムの設計及び構築案件を受注した。しかしタイミング的に、多額融資を積極的に行う金融機関がなく、顧客のインド企業は金融機関から融資を得るのに苦戦していた。大規模環境関連プロジェクトは、十分な融資を受けられずとん挫することがしばしばあるが、このような状況が発生するのを回避するため、EKF は、アルボーグ CSP 社の取引先金融機関に対して中小企業保証を提供することを決定した。当該金融機関がインド企業に対して提供した融資額を EKF が保証するという確証を得たことで、同金融機関はインド企業に融資を行い、インド企業は、アルボーグ CSP 社に約 1,000 万デンマーククローネのプラント建設を発注することが可能となった。アルボーグ CSP 社は、インド市場に初参入することができただけでなく、別の企業から新たなプラント建設案件を受注することもできた[327]。

- 欧州で 25 年以上のバイオガスプラントの設立・運営経験を持つビガダン社（Bigadan）が米国のパートナー企業 2 社と共にニューヨーク州においてバイオガスプラントプロジェクトを立ち上げようとしたのは、金融危機が始まった 2008 年であった。米国ではバイオガスプロジェクトに対する懐疑論者が多かったことと、金融危機が相まって、同プロジェクトに融資する金融機関を見つけることができなかった。そこでビガダン社は、EKF に支援を求め、EKF は独自の評価分析を行ったところ、同社の当該プロジェクトは支援可能と判断し、15 年に亘る当該プロジェクトの融資を 100％保証し、全てのリスクを負うとした。これを受けて、ビガダン社の取引銀行である、スパーバンク

[326] http://www.ekf.dk/en/WhatWeDo/Products/Documents/PDF_working_capital_guarantee_july2011.pdf
[327] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/Aalborg%20CSP%20solar%20power%20to%20India%20UK.pdf

（Sparbank）が米国でのバイオガスプロジェクトに対する融資を提供することが決定している[328]。その後、ビガダン社は米国のパートナー企業 2 社と共に、CH4 バイオガス社（GH4 Biogas）を立ち上げ、ニューヨーク州に、家畜の排せつ物と食品廃棄物からバイオガスを生成するプラントの建設を開始した。同プラントは 2012 年 5 月から運用を開始している[329]。

[328] http://www.ekf.dk/en/How-it-works/cases/Documents/PDF_Bigadan_case_UK_02.pdf
[329] http://ch4biogas.com/projects/synergy-biogas/

1.9　ノルウェー：ノルウェー輸出信用保証協会（Garanti-Instituttet for Eksport Kreditt：GIEK）

ノルウェー輸出信用保証協会（Garanti-Instituttet for Eksport Kreditt：GIEK）は、ノルウェー商品及びサービスの輸出促進を目的とし、輸出信用保証を提供する政府機関である[330]。ノルウェーの輸出保証のルーツは、旧ソビエト連邦への魚の塩漬け、ニシン、アルミニウムの輸出支援を国会で正式決定した 1920 年代初頭まで遡る。具体的には、1922 年～1928 年に亘り旧ソビエト連邦への輸出はノルウェー政府から公式な支援を受けて行われ、1929 年には、対旧ソビエト連邦輸出に対する支援枠組みを恒久的なものとするために、当時の貿易省（Handelsdepartementet）の下にロシア委員会（Russlandskommisjonen）が設立された。同委員会が設立された当初は、水産業界における雇用支援を目的としており、輸出対象国が旧ソビエト連邦に限定されていたが、1934 年には輸出対象国は全世界とすることが決定され、同時に「政府輸出信用委員会（Statens Eksportkredittkommisjon）」と改称された。その後、時代に合わせた支援内容の拡充が行われ、現在の名称である GIEK に改称されたのは 1960 年であり、GIEK が独自の理事会を持つ現在の独立機関となったのは 1994 年である[331]。

1.9.1　組織概要

1.9.1.1　組織形態

GIEK は、貿易・産業省（Nærings- og handelsdepartementet）大臣によって指名された 7 人のメンバーから構成される理事会によって運営されている。各理事の任期は例外を除き、基本的に 2 年間である[332]。現在の理事会議長には、2011 年 2 月 1 日からグリーグ・インターナショナル社（Grieg International[333]）の最高経営責任者のエリザベス・グリーグ氏（Elisabeth Grieg）が就任している[334]。

表 43　GIEK の理事会メンバー

議長	Elisabeth Grieg
理事	Maria Borch Helsengreen
	Torfinn Kildal
	Christine Rødsæther
	Hans Petter Aas
	Mai-Lill Ibsen
	Arve Bakke

出典：GIEK, Board of Directors, http://www.giek.no/om_giek/gieks_styre/en

[330] http://www.norvegia.bg/News_and_events/business/News/The-Norwegian-Guarantee-Institute-for-Export-Credits-GIEK/
[331] http://www.giek.no/om_giek/gieks_historie/en
[332] Articles fo association for GIEK, “§ 5 The Board of Directors”, http://www.giek.no/om_giek/vedtekter_for_giek/en
[333] 海上輸送、港湾経営、海事情報システム、養殖水産、投資コンサルティングなどを手掛けるのノルウェーの大企業である。
[334] http://www.giek.no/om_giek/gieks_styre/en

GIEK の理事会は、GIEK の戦略的及び経営的目標の確立、保証申請や保険支払申請の審査、保証に関する条件などの設定、GEIK の予算や会計、財務状況などの監督に責任を負うとされている[335]。

1.9.1.2 事業内容

GIEK は 150 カ国を超える国々への輸出保証を行っており、開発途上国・新興工業国・元国営貿易国への輸出に対する長期融資を行っている他、船舶の輸出・製造・修理などに対する融資保証も行っている[336]。具体的な業務としては、①買手信用保証（Buyer credit guarantee）、②債券保証（Bond guarantee）、③入札保証（Tender guarantee）、④買電保証制度（Kraftgaranti）、⑤サプライヤー・クレジット保証（Supplier credit）、⑥投資保証（Investment）、⑦信用状保証（Letter of credit）、⑧信用保険（Credit insurance）、⑨出荷前保証（Pre shipment）、⑩建築融資保証（Building loan）がある[337]。各業務については後述する。

1.9.1.3 予算

2011 年度、GIEK は、①「一般保証制度（General Guarantee Scheme）」（エクスポージャー上限 1,200 億ノルウェークローネ）、②「一般保証制度」で保証するにはリスクが高すぎる開発途上国に対する投資や、当該国向け輸出に関する保証を行う「開発途上国制度（Developing Countries Scheme）」（エクスポージャー上限 31 億 5,000 万ノルウェークローネ）、③小型・大型船、沖合施設の建設などを対象とした「建設融資制度（Building Loan Scheme）」（エクスポージャー上限 65 億ノルウェークローネ）、④2011 年 3 月から開始された、買電業者を対象とした「買電保証制度（Power purchase guarantee scheme）」（エクスポージャー上限 200 億ノルウェークローネ）、の 4 分野の業務を実施したと報告している。ただし、③及び④には輸出信用（export credit）は適用されないため、表 44 に、①と②に関する 2010 年度及び 2011 年度の損益計算表を示す。

なお、2004 年以来、輸出に対する政府保証への需要は増加しており、その傾向が今後も続くことが予想されるとして、政府は 2013 年度予算において、輸出保証に関する 150 億ノルウェークローネの追加予算を提案した。輸出業者の間で最も広く活用されている「一般保証計画（General guarantee scheme）」は、2012 年度予算においては、エクスポージャー額の上限が 1,200 億ノルウェークローネとされていたが、150 億ノルウェークローネの追加予算が承認されると、合計 1,350 億ノルウェークローネにまで拡大されることになる[338]。

[335] http://www.giek.no/om_giek/vedtekter_for_giek/en
[336] http://www.giek.no/om_giek/181/en
[337] http://www.giek.no/en
[338] http://www.giek.no/nyheter/statsbudsjettet_2013_rammen_for_eksportgarantier_okes/en

表 44　2010 年度及び 2011 年度 GIEK の輸出信用に関する保証制度における損益計算表
（単位：1,000 ノルウェークローネ）

	一般保証制度（General Guarantee Scheme）		開発途上国制度（Developing Countries Scheme）	
	2011	**2010**	**2011**	**2010**
保険料収入（Guarantee premiums）	867,875	753,003	9,517	12,475
手数料収入（Fee revenues）	261,042	213,480	0	0
純割増額／割引額（Net agio/disagio）	4,395	6,317	700	2,291
純利息収入（Net interest income）	19,122	5,718	1,351	1,289
受取配当金（Dividends）	1964	1964	0	0
その他収入（Other income）	2	2	0	0
総収入（Total Income）	**1,154,399**	**980,483**	**11,568**	**16,055**
一般管理費（Administrative expenses）	75,000	50,671	4,317	3,430
その他事業費（Other operating expenses）	5,975	6,697	0	0
総事業費（Total Operating Expenses）	**80,975**	**57,368**	**4,317**	**3,430**
引当前の損益（Profit/Loss Before Provisions）	**1,073,424**	**923,115**	**7,251**	**12,625**
保証債務への引当金の増減純額（Net change in provisions for guarantee liabilities）	705,668	1,252,779	-3,558	-4,285
売掛債権への引当金の増減純額（Net change in provisions for receivables）	15,273	-6,376	-364	4,127
引当金の増減純額（Net Change in Provisions）	**720,942**	**1,246,402**	**-3,922**	**-158**
政府から（政府へ）の移転前損益（Profit /Loss Before Transfer to /from the State）	**352,482**	**-323,287**	**11,173**	**12,783**
政府補助金／政府への移転収支（State subsidies/transfers to the state）	-1,964	-1,964	0	0
年度損益（Profit/Loss for the year）	**350,519**	**-325,250**	**11,173**	**12,783**
正味資産から（へ）の移転割当金（Allocations Transferred to/from equity）	350,519	-325,250	11,173	12,783

出典：GIEK, Income Statement
http://www.giek.no/filarkiv/arsrapporter/giek_annual_report_web_eng.pdf/en

1.9.2　輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

1.9.2.1　対象地域

表 45 は 2010 年度と 2011 年度におけるノルウェーの地域別輸出総額である。

表 45　2010 年度と 2011 年度の地域別輸出総額（単位：100 万ノルウェークローネ）

地域	2010 年度	2011 年度
欧州	655,224.7	747,989.7
アフリカ	7,989.7	7,155.3
アジア	59,732.6	57,101.3
中北米	56,542.9	72,475.9
南米	6,976.8	6,236.0
オセアニア	1,632.3	1,757.1
合計	**788,099.0**	**892,715.3**

出典：Norway Statistics, “Exports by trade area, continents and countries. 2006-2011”
http://www.ssb.no/english/subjects/09/05/uhaar_en/tab-18-en.html
を元にワシントンコア作成

各地域への輸出額に対する保証額に関するデータは公開されていないため、地域ごとの債務保証額については不明である。ただし、GEIK の一般保証制度における債務総額の通貨別金額が発表されており、2011 年度の保証債務総額（total liability）は 736 億 3,600 万ノルウェークローネ（2010 年度は 571 億 9,300 万ノルウェークローネ）で、そのうち米ドルでの債務額が全体の 76％で最も高いことが明らかになっている（表 46 参照）。

表 46　一般保証制度における保証債務総額（単位：100 万ノルウェークローネ）

通貨	2010 年度	2011 年度
米ドル	39,087	56,300
ノルウェークローネ	14,026	14,260
ユーロ	3,611	2,357
日本円	165	155
その他	303	562
合計	**57,193**	**73,636**

出典：GIEK Annual Report 2011,
http://www.giek.no/filarkiv/arsrapporter/giek_annual_report_web_eng.pdf/en

なお、GIEK は、150 カ国以上の国へ輸出される商品やサービスに関して保証を実施しており[339]、近年は特に、国内企業及び金融機関への支援を高めるために各国 ECA 間での協力関係の構築が進んでいる。具体的には GIEK は、再保険協定に関し、オランダ（Atradius）、スペイン（Cesce）、フランス（Coface）、ポルトガル（Cosec）、英国（ECGD）、チェコ共和国（EGAP）、デンマーク（EKF）、スウェーデン（EKN）、ドイツ（Euler Hermes）、フィンラ

[339] http://www.norvegia.bg/News_and_events/business/News/The-Norwegian-Guarantee-Institute-for-Export-Credits-GIEK/

ンド（Finnvera）、エストニア（Kredex）、オーストリア（OeKB）、イタリア（SACE）の各ECAと契約を締結している。また、中国のECA（Sinosure）とは再保険協定に関する覚書を交わしている他、EKF、EKN、Finnveraとは連帯保証協定も締結している[340]。

1.9.2.2 主要市場

GIEKによる2010年度と2011年度の産業別保証債務額は表47の通りである。債務保証額が最も高いのが石油・ガス分野で、次いで海事関連分野、エネルギー分野と続いている。特に石油・ガス及び、海事関連産業は、ノルウェーの輸出において重要な分野とされており、GIEKが提供する保証全体の約90%を占めている。今後もGEIKはこの2産業に重点を置いた保証活動を行う予定としている[341]。

表47　一般保証制度における産業別保証債務額（単位：100万ノルウェークローネ）

産業	2010年	2011年
石油・ガス	47,274	63,230
海事関連	4,021	4,550
エネルギー	3,995	4,341
環境	1,334	1,061
その他	308	213
情報・通信	263	239
合計	**57,193**	**73,636**

出典：同上

ノルウェーの海事・海洋産業は非常にイノベーティブな分野であることから、同産業の長期的な競争力と同国の将来の雇用確保を目的として、GIEKは特に同産業への保証提供を重視している。また、GIEKは、ノルウェーの再生可能エネルギー産業への支援も重点的に行うとしており、同産業の発展のために適切で良質な保証を提供することを目的として再生可能エネルギーに関する学際的なフォーカスグループも立ち上げて支援体制を整えている[342]

1.9.2.3 対象企業

2012年6月30日現在のポートフォリオによると、発行された保証822億ノルウェークローネのうち9割以上の744億ノルウェークローネが石油・ガス及び海事部門に向けたものであると発表されている（図26参照）[343]。

[340] http://www.giek.no/internasjonalt/reforsikringsavtaler/en
[341] http://www.giek.no/filarkiv/arsrapporter/giek_annual_report_web_eng.pdf/en
[342] 同上
[343] http://injapan.no/bizdelegation-day2/files/2012/09/10.-Tom-W-Gulliksen-GIEK.pdf

図 26　保証ポートフォリオ（2012 年 6 月現在）

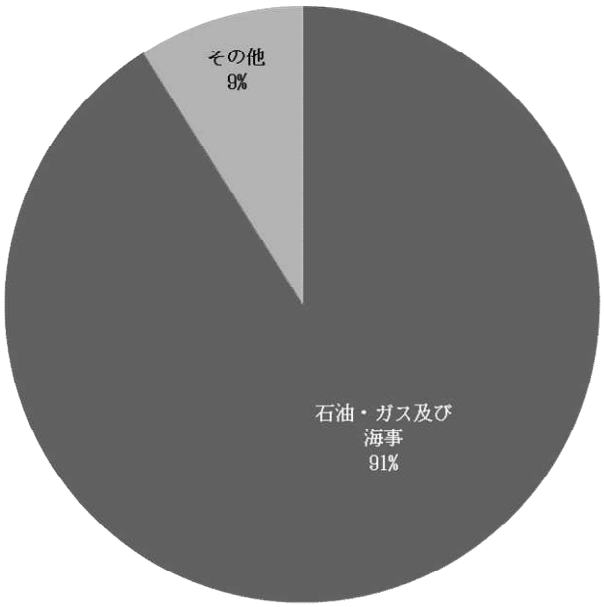

出典：GIEK, “This is GIEK”,
http://injapan.no/bizdelegation-day2/files/2012/09/10.-Tom-W-Gulliksen-GIEK.pdf

表 48 は、2012 年度に GIEK が支援した主な企業とその事業分野の一覧である。主な企業には、海事関連及びエネルギー関連の企業が含まれている。

表 48　2012 年度に GIEK の支援を受けた主な企業とその事業分野

企業	事業分野
Reef Subsea	石油・ガス・再生可能エネルギー産業への海底作業
AquaFence	洪水防止システム
Farstad Shipping	補給船
Tomra	ごみ分類システム
Nexans Norway	海上風力発電所用ケーブル
Parker Scanrope	海上風力発電所用ケーブル
Båtservice Mandal	クルーボート
Dolphin Drilling	海底掘削船
STX	海底ケーブル敷設船
Kleven Maritime	液化天然ガス船
STX	プラットフォーム補給船
STX	アンカー処理タグ供給船
Kverneland	農業機械

企業	事業分野
Ulstein Verft	プラットフォーム補給船
Greenzone	太陽光発電設備
Rainpower Small Hydro	水力発電所設備
Westcon Yard	海底掘削装置
National Oilwell Varco	海底掘削装置
ABB	海底掘削装置
Kongsberg Maritime	海底掘削装置
Albatross	海底掘削装置
Scandcon	海底掘削装置

出典：News archive, http://www.giek.no/nyheter/nyhetsarkiv/en/?searchString:utf8:ustring=&start:int=0
を元にワシントンコア作成

1.9.2.4 支援事業内容

GEIK が提供する保証商品は以下の 10 件となっている。

（1） 買手信用保証（buyer credit guarantee）[344]

ノルウェーの商品及びサービスを購入した海外バイヤーへの融資の返済を保証する。2 年以上の信用取引（融資）に対して用いられ、通常、輸出企業が申請し、銀行などの貸主に発行される。保証範囲は賦払金と利息で、ノルウェークローネまたは他の国際通貨で支払われる。販売及び借入の条件は OECD の合意協定に従うものとなっており、2 年以上の信用取引の場合、15%以上は現金払いでなければならないため、融資額は最大 85%となる。保証範囲は、商業的リスクに対しては 90%までで、政治的リスクに対しては 100%までと定められている。GIEK から発行される保証は政府保証となるため、それについて銀行が引当金を準備する必要はない。

（2） 債券保証（bond guarantee）[345]

入札保証証券、前払金保証または履行保証証券を発行することにより輸出企業を支援する。この保証は通常、バイヤーのために輸出企業の取引銀行へ発行される。GIEK が引き受ける保証範囲は 50%までで、輸出企業は、銀行および GIEK からのいかなる支払金の払い戻しの求めにも応じなければならないとされている。

（3） 入札保証（tender guarantee）[346]

この制度は、世界銀行から融資を受けており、国民 1 人当たりの GDP が 6,925 ドル以下の国に適用される。後発開発途上国とノルウェーのパートナー国が最優先され、それ以外の国々への保証の割り当ては 50%までである。保証対象事業は、ノルウェーやその他 OECD 加盟国の国際開発金融機関から拠出される ODA 資金による全ての事業で、中小企業による参加が優先される。8 万ノルウェークローネ以上の入札費用は、入札者が用意する必要があり、最大

[344] http://www.giek.no/produkter/langivergaranti/langivergaranti/en
[345] http://www.giek.no/produkter/bondgaranti/bondgaranti/en
[346] http://www.giek.no/produkter/anbudsgaranti/anbudsgaranti_generelt/en

保証割合は入札費用の 50%までで、25 万ノルウェークローネをエクスポージャーの上限額としている。なお、入札保証に対して保険料は支払われないが、契約を落札できなかった場合に保証金が支払われる。入札保証制度は GIEK 管理下にある、開発途上国のためのノルウェー投資基金の「ノルファンド（Norfund[347]）」から資金が調達され、全エクスポージャーの限度額は 1,000 万ノルウェークローネと設定されている。

(4) 買電保証制度（kraftgaranti）[348]

買電保証制度の対象となるのは、ノルウェー標準産業分類（Norwegian Standard Industrial Classification）の特定分野や業種に登録する企業（電力会社や電力を大量消費する企業）で、年間電力消費量が 10 ギガワット時（GWh）以上ある企業となっている。GIEK は、これらの企業が欧州経済地域で事業を行う他の電力会社から電力を購入する契約を保証することで、当該企業の持続的な運営を支援することを目的として 2010 年に同制度を導入した[349]。なお、本保証には輸出信用は適用されない。

(5) サプライヤー・クレジット保証（supplier credit）[350]

サプライヤー・クレジット保証は、海外のバイヤーと信用取引をする上で、ノルウェーの商品やサービスの購入に際し、支払いが行われない場合にノルウェーの輸出企業を保護するものである。通常は輸出企業が GIEK に申請し、保証は輸出業者に直接発行されるが、銀行与信がある場合は、銀行に保証が割り当てられる場合がある。サプライヤー・クレジット保証は、一般的に信用期間が 5 年未満で、取引額が比較的小さい場合に用いられ、ノルウェークローネまたは他の国際通貨で保証される。販売及び与信の条件は OECD の合意協定により、2 年未満の信用取引には適用されない。また、2 年以上の信用取引の場合 15%以上は現金払いでなければならないため、融資額は最大 85%となっている。保証範囲は、商業的リスクに対しては 90%まで、政治的リスクに対しては 100%までとある。GIEK から発行される保証は政府保証となるため、それについて銀行が引当金を準備する必要はない。

(6) 投資保証（investment）[351]

投資保証は、ノルウェーによる海外投資を政治的なリスクから保護するのが目的で、会社の設立または金融事業への参加に関連した資本・生産設備などの投資が保証対象となる。また、ノルウェー国外で使用した不動産・資産についても保証可能とされている。政治的リスクには、①収容・没収、②戦争・革命・社会不安、③支払い延期、支払停止、通貨規制、④ボイコット・制裁、が含まれ、さらに、受け入れ国の政府当局により契約違反があった場合や自然災害があった場合も保証されることがある。保証期間は最長 20 年間、カバー率は最大で 95%である。年間の保険料は投資対象国、投資対象事業など、リスクの種類により、0.5～2.5%の範囲となる。

---

[347] http://www.norfund.no/
[348] http://www.giek.no/produkter/kraftgarantiordningen/kraftgarantiordningen_generelt/no
[349] http://www.giek.no/produkter/kraftgarantiordningen/kraftgarantiordningen_generelt/no
ただし、同制度を必要とする企業はほぼ全て 2010 年度に GIEK に保証申請をしており、2011 年度に申請を行ったのは 1 社のみであった。この状況を受けて GIEK は、同制度は持続可能性が薄いとして今後の対応を検討中である。
http://www.giek.no/filarkiv/arsrapporter/giek_annual_report_web_eng.pdf/en
[350] http://www.giek.no/produkter/leverandorkreditt_1/142/en
[351] http://www.giek.no/produkter/investeringsgaranti/investeringsgaranti_generelt/en

（7） 信用状保証（letter of credit）[352]

ノルウェーからの輸出品に関する信用状を保証するもので、ノルウェー企業の取引銀行が海外バイヤーの取引銀行から支払いを受けられなくなった場合に、50%までカバー可能である。また、ノルウェー企業の子会社の輸出品や、ノルウェー企業が元請けとなる第3国からの輸出にも適用される。銀行に対しては、GIEKから支払いがなされるまでに発生した利息についても保証される。

（8） 信用保険（credit insurance）[353]

信用保険は、2011年に設立されたGIEKの子会社であるGIEK信用保証公社（GIEK Kredittforsikring AS[354]）が取り扱う商品である。この保険は、リボルビング融資による売掛金に関して支払いを受けられなかった場合のリスクを補償する。商業的リスク・政治的リスクの両方に対応し、全てのノルウェーにおける輸出ビジネス・信用取引を対象とする。保険額の上限は、輸出企業がバイヤーに対して抱える未払い金によって異なる。具体的には、年間信用売上高が5,000～500万ノルウェークローネで、スウェーデンまたは極東地域へ輸出している場合に保険を掛けることができる。保険料金は、ポートフォリオ、買手国、支払条件、売上高を基にして決定される。

（9） 出荷前保証（pre shipment）[355]

出荷前保証は、銀行の破産や買手会社の破産などにより売買契約不履行となる商業的リスクと、政治的な出来事や戦争、財産没収などにより商品の運搬ができなくなる政治的リスクに対して保証するものである。GIEKの最大保証対象額は、買手側が輸入契約不履行になるまでの直接的・間接的生産費用で、前払金が支払われていた場合はこれを差し引く。商業的リスクに対しては90%、政治的リスクに対しては100%まで保証される。

（10） 建造融資保証（building loan）[356]

建造融資保証は、造船所から銀行への融資返済を保証する制度であり、銀行のリスクの50%までを保証する。保証を受けるためには、建造完了までに買手が契約額の20%以上を支払うことに加え、船への融資が適切に行われたか証明する書類を提出する必要がある。GIEKが保証できるのは50億ノルウェークローネまで。なお、本保証には輸出信用は適用されない。

1.9.3 国内企業支援の実施状況

以下に近年実施された主な支援事例を紹介する。

---

[352] http://www.giek.no/produkter/rembursgaranti/en
[353] http://www.giek.no/produkter/kredittforsikring/en
[354] http://www.giekkreditt.no/gk_en/default.asp
輸出保証に特化した業務を行っており、特に中小企業による輸出事業を多く取り扱っている。2011年度末時点で、同社の保険を購入した全輸出企業の77%は中小企業であった。
http://www.giek.no/filarkiv/arsrapporter/giek_annual_report_web_eng.pdf/en
[355] http://www.giek.no/produkter/konkursgaranti/kontraktsgaranti/en
[356] http://www.giek.no/produkter/byggelansgaranti/byggelansgaranti_generelt/en

- リーフサブシー社（Reef Subsea）による、英国ウェールズ地方の北 18 キロの海域に設立される、グイント・イ・モール（Gwynt y Môr）洋上風力発電所のケーブル敷設に関し保証を発行した[357]。両者間の契約金額は、約 4 億ポンドとなっている。同発電所の発電容量は 576 メガワットで、2014 年には英国の全国高圧送電線網に組み込まれる予定である[358]。

- サムソン社（Samsung）が、ブラジルの石油・ガス企業ペトロブラス社（Petrobras）用に建設する海底掘削船 2 隻には、ノルウェー企業が供給する設備が多く採用されていることから、GIEK はペトロブラス社の資金調達の支援を行った。なお、本事業には、ブラジルの大手石油企業のコンステレーション社（Constelletion）が出資しており、GIEK と共同で保証を提供することになっている[359]。

- スカテック・ソーラー社（Scatec Solar）がチェコ共和国で行う、投資総額 8,700 万ユーロの太陽光発電所建設事業において、GIEK は、システムの輸出 8,200 万ユーロのうち 70％を保証した。この事業において、スカテック・ソーラー社は、年間 6,000 世帯に電力供給が可能となる、発電容量 20 メガワットの発電所 4 か所を建設する[360]。

- 2013 年 1 月 15 日、GIEK はブラジルの石油・ガス会社ペトロブラス社との間に、ノルウェーの資本財及び、サービスのブラジルへの輸出に関する覚書を締結した。GIEK は 2010 年 6 月に、同社との間に 10 億米ドルの保証契約を締結しており、もし今回の覚書が本契約となった場合には、同規模の別の保証契約が締結されることになる[361]。

- コングスバーグ・マリタイム社（Kongsberg Maritime）が、同社の船員訓練用のハイテク・オフショア・シミュレーターをキプロスの輸入業者のジオバン・トレーディング社（Geobam Trading）に販売した際、ジオバン・トレーディング社が取引銀行から融資を受けた金額の 90％を GIEK が保証した。コングスバーグ・マリタイム社のシミュレーターは、2012 年 12 月、ウクライナ・オデッサに開設された技術訓練施設に設置され、船の乗組員の操縦訓練に利用されている[362]。

- 2012 年、洋上液化天然ガス受入・貯蔵・再ガス化設備（Floarint Storage and Regasification Unit：FSRU）分野で世界有数の企業であるホーグ LNG 社（Höegh LNG）は、リトアニアのクライペドス・ナフタ社（Klaipedos Nafta）の FSRU プロジェクト関連の融資において、金融機関 4 行との間に 2 億 5,000 万米ドルのシニア有担保債務（senior secured credit facility）のリファイナンスが完了したことを明らかにした。本契

[357] http://www.giek.no/nyheter/eksporterer_kompetanse_til_offshore_vindpark_i_wales/en
[358] http://www.internationalsustainableenergy.com/5989/news/reef-subsea-awarded-contract-for-the-inter-array-power-cable-installation-and-burial-at-gwynt-y-mor-offshore-wind-farm-one-of-the-largest-in-europe/
なお、実際に、同発電所を建設するのは、ドイツの RWE イノジー社（REW Innogy）、スタッドワーク・ミュンヘン社（Stadtwerke Munchen）、シーメンス社（Siemens）である。
http://www.rwe.com/web/cms/en/113648/rwe/press-news/press-release/?pmid=4004962
[359] http://www.giek.no/nyheter/norske_leveranser_til_drillskip/en
http://www.bloomberg.com/article/2012-06-26/a3OuNXF8akdA.html
[360] http://www.giek.no/filarkiv/arsrapporter/giek_annual_report_web_eng.pdf/en
http://www.solarserver.com/solar-magazine/solar-news/current/kw39/czech-republic-scatec-solar-grid-connects-two-solar-pv-plants-secures-eur-80-million-portfolio-financing-for-20mw.html
[361] http://www.giek.no/nyheter/giek_og_petrobras_inngar_samarbeidsavtale/en
[362] http://www.giek.no/nyheter/giek-garanti_for_simulator_til_mannskapstrening/en

約においては、与信枠の 75％は、GIEK と韓国貿易保険公社（K-sure）によって保証されることになっている[363]。

- 2012 年 11 月、オフショア石油掘削請負企業のフレッド・オルセン・エナジー社（Fred. Olsen Energy）の子会社ドルフィン・インターナショナル社（Dolphin International）が融資期間を 5 年延長し与信枠を 15 億米ドルに引き上げる融資契約を、国際金融機関 12 行、GIEK 及びノルウェー輸出金融公社（Eksportfinans）との間に締結した。今回の契約に含まれる借入金は、現代重工業社（Hyundai Heavy Industries）製の新海底掘削機の購入と既存の借入金の返済などにあてられる。ドルフィン・インターナショナル社が調達予定の新掘削機は、深さ 1 万フィート（3,050 メートル）まで掘削可能で、2013 年第 3 四半期中に納品される予定である[364]。

- 2012 年、洪水防止設備企業アクアフェンス社（AquaFence）が、米国のアクアレディ社（AquaReady）へ簡易洪水防止設備「V1200」を輸出した際、アクアレディ社の融資元であるノルウェー輸出信用公社（Export Credit Norway）に対し 730 万ノルウェークローネの輸出保証を行った。アクアフェンス社はノルウェー国内外で特許を取得しており、同社の「V1200」は世界で唯一の洪水防止設備として国際的に注目を集めている[365]。

[363] http://www.offshoreenergytoday.com/hoegh-lng-secures-loan-to-finance-fsru-in-lithuania/
[364] http://www.offshoreenergytoday.com/dolphin-secures-cash-for-bolette-dolphin-drillship-norway/
[365] http://www.giek.no/nyheter/unikt_norsk_flomvernsystem_til_usa/en

1.10 オーストラリア：オーストラリア輸出金融保険公社（Export Finance and Insurance Coporation：EFIC）

※本セクションでは「ドル」は、特に明記されていない限りオーストラリアドルとする。

オーストラリアの輸出信用機関（ECA）であるオーストラリア輸出金融保険公社（Export Finance and Insurance Corporation：EFIC[366]）の前身のオーストラリア輸出支払保険公社（Export Payments Insurance Corporation：EPIC）が設立されたのは 1957 年である。オーストラリアの ECA として EPIC は海外への輸出や投資に携わるオーストラリアの輸出企業の金融保証を提供していたが、1974 年の EFIC 設立により、業務の範囲が大幅に拡大され、EFIC では、①輸出企業の資本家に対する保証、②海外投資保証、③弁済とパフォーマンスの保証、そして、④オーストラリア製品の購入者に対する融資の 4 分野における業務も追加された。なお、EFIC の権限は 1985 年にオーストラリア貿易促進委員会（Australian Trade Commission：Austrade）に移管されたが、1991 年に成立した「輸出金融保険公社法（Export Finance and Insurance Corporation Act 1991[367]：EFIC Act、以下 EFIC 法）」により、EFIC は法定権利を有する組織として同年に再設立され、現在に至る[368]。

1.10.1 組織概要

1.10.1.1 組織形態

EFIC のコーポレート･ガバナンスを担当し、事業の運営管理と監督をするのは EFIC 理事会（EFIC Board）である。同理事会は、常務取締役兼最高経営責任者（Managing Director & CEO）と理事会メンバー8 人で構成されており、業務には EFIC の戦略確立、リスク選考、パフォーマンス管理、資本の使用用途の意思決定、大規模なエクスポージャーのコントロール及びそのリスク回避の対応、そしてオーストラリア政府への配当勧告が含まれている。なお、EFIC の最高責任者は、オーストラリア貿易競争大臣（Minister for Trade and Competitiveness）であり、常務取締役を除き、理事会のメンバーを任命することになっている。理事会メンバーには、オーストラリア外務貿易省（Department of Foreign Affairs and Trade）大臣あるいは大臣代理といった政府関係者も含まれるが、過半数以上は民間セクターからの出身である。また、利益相反取引を避けるため、理事会メンバー、EFIC あるいは EFIC の顧客に利益相反が生じる可能性がある審議などには、常務取締役を除き該当するメンバーは参加しないこととされている[369]。

図 27 は、EFIC の組織概要を示したものである。常務取締役兼最高経営責任者の直下に、最高財務責任者（Chief Financial Officer）、最高信用管理責任者（Chief Credit Officer）、オリジネーションおよびポートフォリオ管理最高責任者（Executive Director, Origination & Portfolio

[366] EFIC は、他国の輸出支援機関と比較すると規模はさほど大きくない。また、オーストラリアの輸出額全体において EFIC による支援がどれほどの貢献度を示しているかに関する具体的な分析は無いが、おそらく数%ほどであると予測されており、オーストラリアの輸出産業は EFIC の支援にさほど依存していないと言えるとの報告がある。
http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf
[367] http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012C00160/Html/Text#_Toc315273277
[368] http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf
[369] http://www.efic.gov.au/about/EFICBoard/Pages/EFICBoard.aspx

Management）、中小企業及び中規模市場最高責任者（Executive Director, SME & Mid-Market）の4人が配置されており、それぞれ関連部署の統括を行っている。

図 27　EFIC 組織図概要[370]

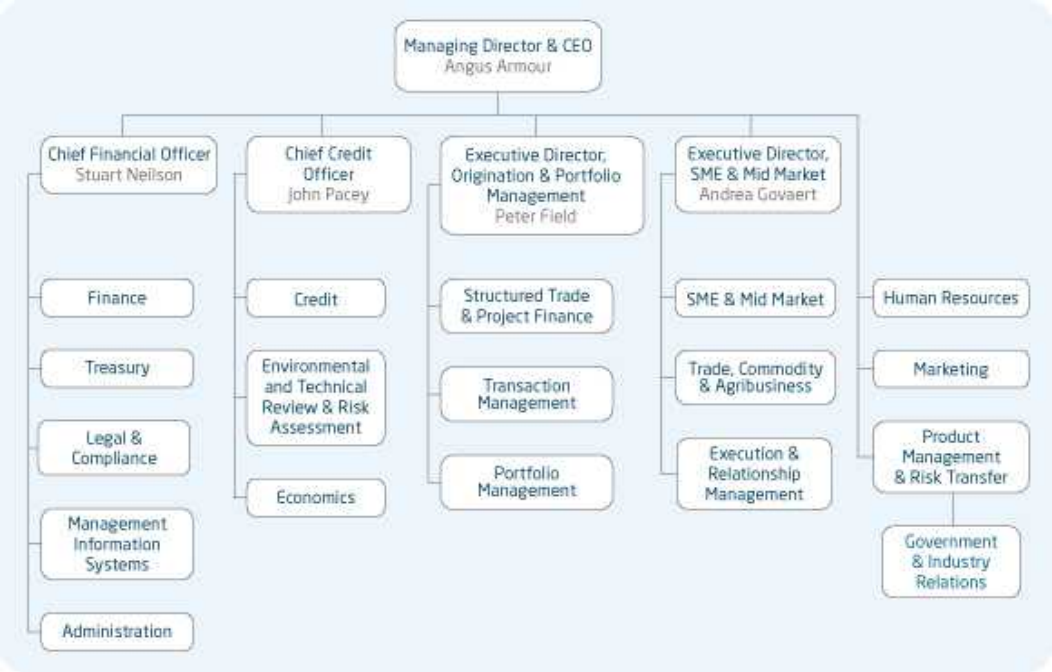

出典：EFIC, “Organisational structure”, http://www.efic.gov.au/about/Pages/Organisationalstructure.aspx

1.10.1.2 事業内容

EFIC は、①オーストラリアの輸出貿易の促進奨励、②銀行とその他金融機関による、オーストラリアの輸出企業への金融支援の促進、③オーストラリアの輸出企業への保険や金融保証商品の情報・アドバイス提供、を行っており、（1）商用勘定（Commercial Account）と（2）国益勘定（National Interest Account）の、運営方針の異なる2つの勘定に関する事業を行っている。

（1）　商用勘定

商用勘定においては、収益を生むことが求められており、保険引き受けリスクを考慮した事業運営が行われている。商用勘定における業務において損失が発生した場合、EFIC は、蓄積資本および準備金から損失を補填することとなっている。ただし、EFIC はオーストラリア政府の保証を受けているため、最終的には、EFIC の被った損失は、政府が負担することになる。なお、商用勘定においては、オーストラリア貿易・競争大臣は、EFIC が行う特定の取引に対する許可を与えたり、また EFIC が特定の取引を行うよう指示したりすることはできないが、EFIC 法第9条[371]に定められている EFIC の機能または事業の実行内容について、一般的な指示は与えることができるとされている[372]。

[370] http://www.efic.gov.au/about/Pages/Organisationalstructure.aspx
[371] EFIC 法第9条は以下の通り。
9 Ministerial directions to EFIC
(1) Except as expressly provided by this Act, EFIC is not subject to direction by the Minister.

2012 年 6 月 30 日時点で EFIC の商業勘定は 14 億 1,000 万ドルで、これには借入金と、貸出金、積立 EFGs（Funded Enterprise Finance Guarantees）、EFIC ヘッドウェイ運転資本保証（EFIC Headway）、運転資金の保証、政治リスク保険、社債、中期輸出の支払い保険と繰延信用保険債務を含む各種輸出金融保証が含まれる[373]。一般的な融資･保証期間は 10 年で、2012 年 6 月 30 日の平均残存期間は 2.8 年、加重平均ベースで 7 年である。主に海外投資家によるオーストラリアの輸出商品･サービスの購入リスクであるエクスポージャー[374]の担い手の大部分は直接及び間接的に貿易に関与する海外の民間部門とオーストラリアの関係企業などである[375]。

（2） 国益勘定

国益勘定に関する業務においては、内閣の承認に基づき、オーストラリア貿易競争大臣は、EFIC に対して取引の指示を与えることができる。また、逆に EFIC が、国益勘定における取引に関し、オーストラリア貿易競争大臣の承認を求めることも可能である。なお、EFIC によると、EFIC は貸借対照表において金額が大きすぎるものや、商業的あるいは政治的に EFIC の商業勘定において判断が困難であるとされる取引に関し、大臣の承認を求めることがあるという。

EFIC はオーストラリア外務貿易省大臣が同省を通じて合意したサービスレベル契約（Service Level Agreement：SLA）に基づき、国益勘定基金を管理している。国益勘定上のいかなる損失もオーストラリア政府によって弁償されている代わりに、利益は全て政府に返上されることとなっており、EFIC は国益勘定を管理する上で必要な運営費を政府予算から割り当てられている。なお、国益勘定に関する EFIC への予算割当はオーストラリア議会において決定され、外務貿易省から配分される[376]。

2012 年 6 月 30 日時点で、国益勘定エクスポージャーは 6 億 9,290 万ドルあり、そのほとんどは諸外国の国家またはその機関への貸付となっている。なお、エクスポージャー額が最も多いのは、インドネシア政府である。また、過去 12 カ月間のエクスポージャー額の増加は、主にパプアニューギニア独立国の液化天然ガス（The Papua New Guinea liquefied natural gas：PNG LNG）取引関連によるものが影響していると報告されている[377]。

---

(2) The Minister may give written directions to EFIC with respect to the performance of its functions or the exercise of its powers if the Minister is satisfied that it is desirable in the public interest that the directions be given.
(3) EFIC must comply with any direction under subsection (2).
(4) Particulars of directions under subsection (2) are to be included in the annual report of EFIC in accordance with subsection 85(2).
(5) Subsection (2) is not intended to authorise a direction:
(a) requiring the Minister's approval of the entry by EFIC into a particular contract or the giving by EFIC of a particular guarantee or the making of a particular loan; or
(b) giving the Minister power to determine that EFIC is or is not to enter into a particular contract, give a particular guarantee or make a particular loan.

[372] http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf
ただし、今までに政府による EFIC の損失補填は発生していない。
[373] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf
[374] 金融リスクにさらされている額
[375] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf
[376] http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf
[377] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

国益勘定におけるエクスポージャーの主なものは、以下の 3 点である[378]。

- オーストラリア政府が立ち上げた、「開発輸入金融基金（Development Import Finance Facility）」と呼ばれる複数の信用プログラムを通じて EFIC は 1980 年代と 1990 年代に貸し付けを行った（同プログラムは既に廃止）。なお、同プログラムのエクスポージャー額は、当時のオーストラリアの海外援助プログラムの優先順位を反映して、インドネシアへ 4 億 2,450 万ドル、中国へ 2,300 万ドル、フィリピンへ 400 万ドルであった。
- 1980 年代半ばから 1990 年代初頭、エジプトへの輸出に対して EFIC は信用保険債務（credit insurance claims）を負った。ただし、この債務分に関しては、パリクラブ[379]を通じて、債務国であるエジプトから債権国であるオーストラリアへの支払いについて調整がついており、これまでにエジプトは予定通り債務額の支払いを継続している。2012 年 6 月 30 日現在、エジプト政府の当該債務の残高は 8,700 万ドルである。
- パプアニューギニア独立国 PNG LNG プロジェクト[380]を支援するために、EFIC は 2010 年 12 月にオーストラリアの輸出企業に対して、国益勘定から総額 2 億 5,000 万米ドルの融資を開始した。2012 年 6 月 30 日時点の国益勘定におけるエクスポージャー額は 1 億 2,860 万ドルであった。

1.10.1.3 予算

EFIC は基本的に、現金資本、準備金および運転資本への投資を含む、顧客の手数料、保険料及び貸付金および投資による収益を元にした商業ベースで運営されており、2012 年 6 月 30 日時点での留保利益を含む EFIC の商用勘定の純資産額は 4 億 1,810 万ドルである。また、EFIC 法においては、輸出や海外投資を支援する上で、EFIC から政府へ 2 億ドルの払込資本金の請求が可能であるとされているが、この請求が行われたことは未だない[381]。表 49 は、2011 年度及び 2012 年度の EFIC の貸借対照表[382]である。

[378] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf
[379] 主要債権国会議とも呼ばれており、主要な債権国が債務国の間の支払いに関する協議（リスケジュール）を行う非公式の会合のこと。フランス財務省で月に 1 度開催されている。
[380] 在来型ガス LNG プロジェクトとしてエクソン・モービル社（Exxon Mobil Corporation）がパプアニューギニア（PNG）で初めての LNG 化を進めるプロジェクト。陸上のガス田および油田から生産される天然ガスをパイプラインで首都近郊まで輸送し、LNG プラントで液化して商業化することを計画したもの。
[381] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf
[382] 同上

表 49　2010 年度及び 2011 年度の EFIC の貸借対照表（単位：100 万ドル）

	商用勘定		国益勘定	
	2012 年 6 月末	2011 年 6 月末	2012 年 6 月末	2011 年 6 月末
現金及び当座資産（Cash and Liquid assets）	0.6	0.6	-	-
他の金融機関からの受取勘定（Receivables from other financial institutions）	552.1	79.7	-	-
国家予算からの拠出（Amounts receivable from the Commonwealth）	-	-	10.7	21.1
売却可能投資有価証券（Available-for-sale Investment securities）	841.8	1,268.1	-	-
ローン及び債権（償却原価）（Loans and receivables at amortised costs）	39.7	43.4	611.7	592.3
ローン及び債権（時価）（Loans and receivables designated at fair value through profit or loss）	626.7	480.8	-	-
国益勘定へのローン（Loans to National Interest Account designated at fair value through profit or loss）	716.6	707.5	-	-
デリバティブ（Derivative financial instruments）	447.5	421.6	-	-
固定資産（Property, plant and equipment）	47.7	33.1	-	-
その他の資産（Other assets）	1.2	1.3	18.3	20.6
資産合計（Total Assets）	**3,237.9**	**3,036.1**	**640.7**	**634.0**
他の金融機関に対する債務（Payables to other financial institutions）	57.4	44.0	-	-
商用勘定からの借入（Borrowings from commercial Account）	-	-	634.1	621.1
借入（時価）（Borrowings designated at fair value through profit or loss）	2,603.0	2,385.0	-	-
保証（時価）（Guarantees designated at fair value through profit or loss）	24.5	25.7	-	-
デリバティブ（Derivative financial Instruments）	118.2	150.8	-	-
雑費など（Sundry provisions and allowances）	33.5	3.1	-	-
その他の債務（Other Liabilities）	19.2	19.4	6.6	12.9
負債合計（Total Liabilities）	**2,855.8**	**2,628.0**	**640.7**	**634.0**
純資産（Net Assets）	**418.0**	**408.1**	**-**	**-**

出典：EFIC, Annual Report, http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

1.10.2 輸出・海外進出支援におけるメカニズム及び支援手法

2011-12 年度においては、EFIC の商用勘定における契約が 103 件であるのに対し、国益勘定は 1 件のみであり、その内訳に関する分析がなされていないため、以下では主に商用勘定についてのみ取りまとめることとする。なお、過去の国益勘定において発生したエクスポージャーは、上記 1.10.1.2 を参照。

1.10.2.1 対象企業

EFIC は大企業から中小企業まで様々な輸出企業を対象として輸出支援を提供する。産業別でみると、2011 年度は、鉱業（Mining）への支援額が 6 億 1,940 万ドルで、全体の 61.7%を占めており、それに続いて、建設業（Construction）が 1 億 7,140 万ドルで同 17.1%と続いいている（図 28 参照）。

図 28　産業別支援額（2011 年度）

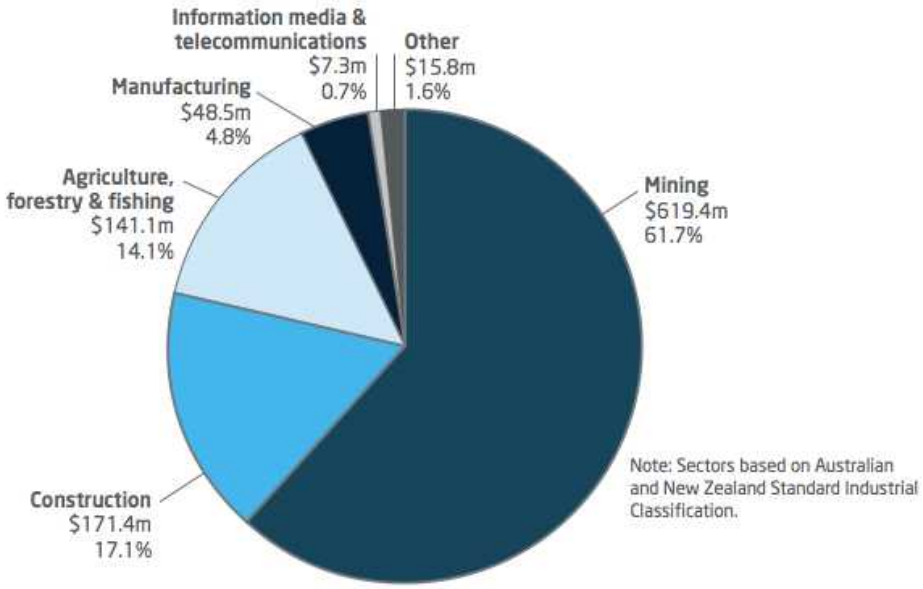

出典：EFIC, Annual Report, http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

一方、支援件数においては、製造業（Manufacturing）への支援件数が 32 件と最多であり、これらの支援を受けた同産業の企業の多くは中小企業であったと報告されている。

図 29　業界別支援件数（2011 年度）

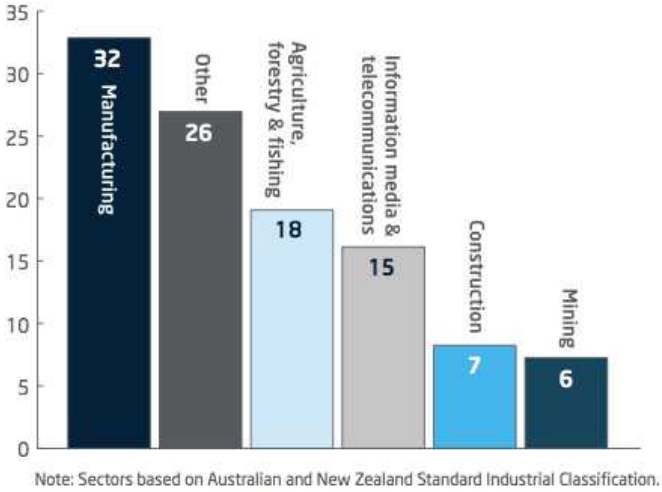

出典：EFIC, Annual Report, http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

表 50 は、EFIC が 2011 年度に支援したプロジェクト全 104 件のうち、支援金額が大きい企業上位 10 位の一覧である[383]。上位 3 位までオーストラリアの鉱業関連企業が占めている。

表 50　2011 年度支援額最多企業 10 位（単位：100 万ドル）

企業名	産業	プロジェクト	国	支援内容	金額
Brookfield Rail Pty Ltd	鉱業（鉄・鉱石）	鉄道拡張プロジェクト	豪	中期輸出支払保険	276.50
Santos Finance Limited	鉱業（石油・ガス）	LNG 輸出プロジェクト	豪	輸出代金保険	245.70
Wiggins Island Coal Export Terminal	鉱業（石炭）	石炭輸出プロジェクト	豪	輸出代金保険	94.20
UGL Limited	建設業（重工建設）	建設・エンジニアリングサービス	豪	債権ライン	50.00
Landmark Global Exports Pty Ltd and Elders International Australia Limited	農業・林業・漁業	家畜飼育	露	輸出代金保険	47.60
Brookfield Multiplex Limited	非住居ビル建設業	請負建設契約	複数	債権ライン	47.50
Australian Rural Exports Pty Ltd	農業・林業・漁業	家畜飼育	中国	輸出運転資金保証	42.60
Macmahon Holdings Limited	建設業	鉱業・建設サービス	豪	債権ライン	40.50
Wellard Rural Exports Pty Ltd, Landmark Global Exports Pty Ltd and Elders International Australia Limited	農業・林業・漁業	家畜飼育	露	輸出代金保険	38.00

出典：EFIC, Annual Report, http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf を元にワシントンコア作成

[383] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

1.10.2.2 対象地域

図 30 は、2011 年度の EFIC 商用勘定における地域別エクスポージャー額とそれが全体に占める割合を示したものである。最大なのが、オーストラリア及び太平洋地域であり 5 億 170 万ドルのエクスポージャー額で全体の 35.4%を占めており、次いで、北米が 2 億 7,350 万ドルで同 19.3%となっている。

図 30　商用勘定における地域別エクスポージャー額（2011 年度）

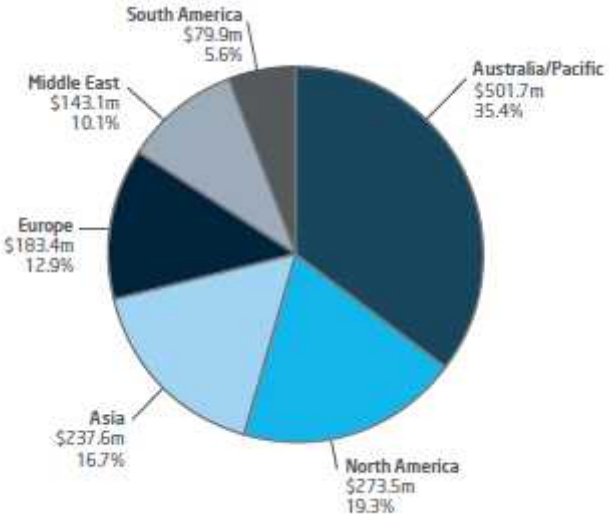

出典：EFIC, Annual Report, http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

図 31 は、2011 年度の EFIC の国益勘定における国別エクスポージャー額とそれが全体に占める割合を示したものである。最大はインドネシアで、4 億 2,450 万ドルのエクスポージャー額で全体の 61.3%を占めており、次いで、エジプトが 8,700 万ドルで同 12.6%となっている。

図 31　国益勘定における国別エクスポージャー額（2011 年度）

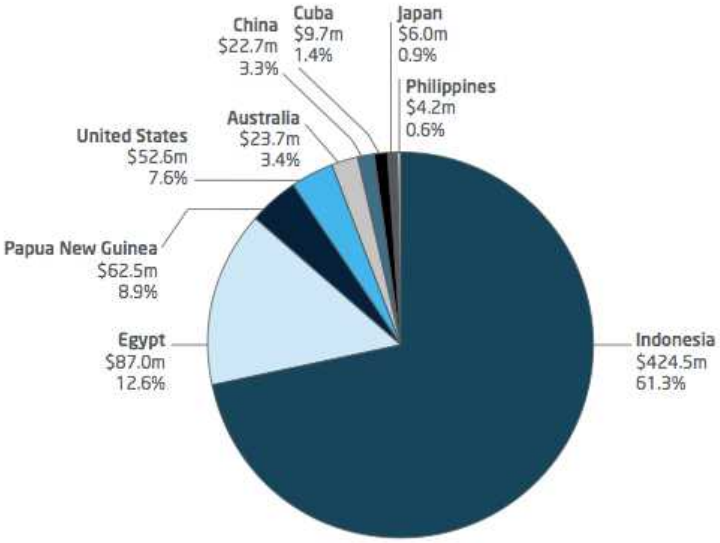

出典：同上

1.10.2.3 支援事業内容

EFIC は、オーストラリアの輸出企業が事業を海外展開する際に直面する金融・財政面の障壁を克服するために必要とする、輸出運転資金の保証（Export working capital guarantees）、買い手ファイナンス（直接融資と輸出金融保証）（Buyer finance – direct loans and export finance guarantees）、文書による信用保証（Documentary credit guarantees）、輸出支払保険（Export payments insurance）、元払い債券および履行（Advance payment bonds and performance bonds）、外国為替による支払い保証（ Foreign exchange facility guarantees）等の支援を提供している。これらの EFIC の金融商品の提供は、大企業から中小企業まで企業の規模に関わらず、各企業の主要取引先銀行と連携して行われている。また、2012 年 6 月 30 日までに、EFIC は、オーストラリアの輸出業者が利用できる資金調達先の選択肢を増やすため、中国輸出入銀行（The Export–Import Bank of China）と韓国輸出入銀行（The Export– Import Bank of Korea）などを含む 14 の海外輸出信用機関[384]との間にリスク・パーティシペーション（Risk participation）に関する契約を新たに締結している[385]。

EFIC は、オーストラリア国籍企業が事業を国際展開する際に、海外投資や輸出関連事業等の契約締結に関連する支援を提供しており、特に以下のような支援を重点的に行っている。

- 輸出企業の海外での入札を支援するために、融資、保険、保証といった貿易金融商品を提供する。
- 輸出企業の銀行が履行保証または保証債券といった商品の提供ができない場合、EFIC は銀行に代わってこれらを提供する。
- 外国の取引先に対する融資を行う。
- EFIC は米国地方債を発行することができる[386]ため、輸出企業が米国で事業を行う場合、米国の競合他社と金融面での条件を揃える。

---

[384] 14 機関は以下の通り。
ベルギー：Office National du Ducroire（ONDD）
中国：中国輸出入銀行（Export-Import Bank of China：China EXIM Bank）
フランス：Compagnie Française d'Assurance pour le Commerce Extérieur（COFACE）
ドイツ：Euler Hermes Kreditversicherungs AG
インドネシア：Pt. Asuransi Ekspor Indonesia Persero（ASEI）
イスラエル：The Israel Foreign Trade Risks Insurance Corporation Ltd（ASHRA）
日本：日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance：NEXI）
韓国：韓国輸出入銀行（Export-Import Bank of Korea：Korea Eximbank）及び韓国貿易保険公社（Korean Trade Insurance Corporation：K-sure）
マレーシア：マレーシア輸出入銀行（Export-Import Bank Of Malaysia Berhad：MEXIM）
オランダ：Atradius NV
ニュージーランド：The New Zealand Export Credit Office（NZECO）
スウェーデン：Exportkreditnämnden（EKN）
タイ：タイ輸出入銀行（Export-Import Bank of Thailand：EXIM Thailand）
米国：米国輸出入銀行（Export-Import Bank of the United States：US Ex-Im Bank）
http://www.efic.gov.au/export-community/Pages/bankingandfinance.aspx

[385] http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf

[386] 米国では米国内で事業を開始するにあたり一般的に契約金額の 100％に相当する債券を投入する必要があるが、米国保証債券発行体は、しばしば外国籍の輸出企業や金融機関に精通していないため、EFIC が代わりに米国債券を発行することで競合他社との金融面の条件を揃えることを目的としている。
http://www.dynamicbusiness.com.au/export/funding-your-business'-export-growth.html

EFIC が提供している EFIC 法に基づく金融商品は表 51 の通り[387]。

表 51　EFIC 法に基づいて EFIC が提供する金融商品

金融商品	概要
輸出代金保険（Export payments insurance）	オーストラリアで実施されるプロジェクト、および関連サプライチェーンを含む、海外からオーストラリアへの投資取引。
オーストラリア輸出企業に対するローン保証（Guarantees for loans to Australian suppliers）	
海外投資家に対するローン保証（Guarantees for loans to overseas buyers）	オーストラリアにおいて全部又は一部製造された製品の輸出を伴う取引、または海外において提供されるサービス。
共同債権者に対する保証（Guarantees to co-lenders）	オーストラリアにおいて全部又は一部製造し輸出された資本財の販売、製造、供給、事業運営管理、修復に係る取引、または海外において提供されるサービス。
貸付（Loans）	
入札保証及び性能保証（Tender guarantees and performance guarantees）	オーストラリアにおいて全部又は一部製造された製品の輸出を伴う取引、または海外において提供されるサービス。
海外投資取引の保険（Insurance of overseas investment transactions）	外国籍企業における持分取得もしくは企業収入と資産を共有する権利、外国籍企業への融資や保証の提供、外国籍企業への資金や機器の転送。

出典：”Export Finance and Insurance Corporation”, http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf

なお、EFIC が 2011 年度に提供した金融商品別の支援額及び割合をみると、金融保証（Guarantees）が最も多く 4 億 2,760 万ドルで 42.6%を占めており、中期保険（Midium-term insurance）が 2 億 7,650 万ドル、同 27.6%と続いている（図 32 参照）。

図 32　金融商品別の支援額及び全体に占める割合（2011 年度）

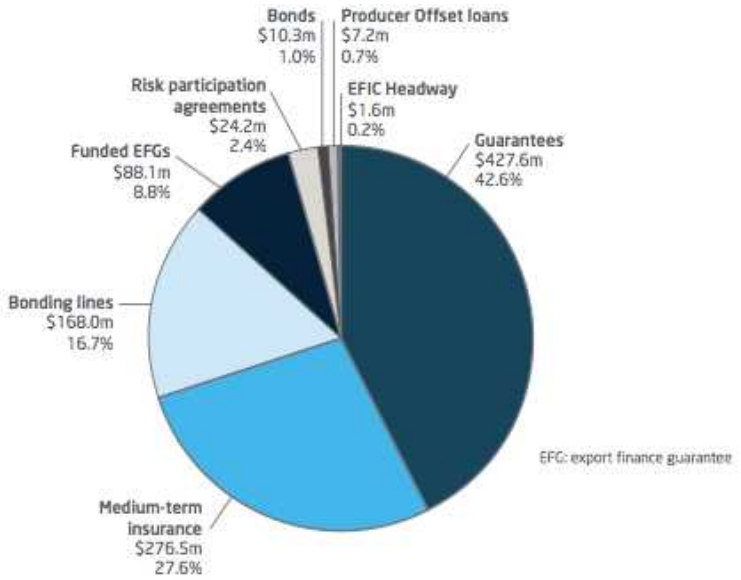

出典：EFIC, Annual Report, http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

[387] http://www.pc.gov.au/__data/assets/pdf_file/0006/117519/05-export-credit-chapter2.pdf

1.10.3 国内企業支援の実施状況

- メルボルンに本拠を置く自動車部品メーカーのイノベーティブ・テクノロジー社（Innovative Technologies 2Pty Ltd.：ITG）は、中国の顧客企業との間で生産ライン設備を供給する総額 140 万ドルの契約を締結した。しかし、新たな契約で発生した出資により、ITG 社は運転資本の資金繰りに苦戦していた。この状況の改善を目指し、EFIC は ITG 社と取引がある ANZ 銀行に 75 万ドルの輸出運転資金の保証を提供し、これにより ANZ 銀行は ITG 社の設備資金の調達支援として、ITG 社に運転資本を貸与することが可能となった。EFIC が提供した輸出運転資金保証により ITG 社は中国企業との契約を進めることができた[388]。

- 鉄及びアルミ製造企業に対してカラーコーティングされた亜鉛めっき板の生産ラインを提供するブロンクス・インターナショナル社[389]（Bronx International Pty Ltd）は、トルコの広告看板製造企業システム・メタル社（Sistem Metal A.S）の子会社であるアルコート・メタル・ボヤナ社（Alcoat Metal Boyana san.tic AS）との間に、ブロンクス・インターナショナル社の製品を提供する、総額約 650 万ドルの契約を締結した。この契約の下、ブロンクス･インターナショナル社は、保証金として契約価格の 15％に相当する 2 つの元払い債権を提供する必要があった。これを受けて、ブロンクス・インターナショナル社と取引がある金融機関、セント・ジョージ銀行（St. George Bank）は、アルコート・メタル・ボヤナ社に対して社債を発行し、EFIC は、同銀行発行の社債の額面金額の 80％の保証を提供した。なお、セント・ジョージ銀行が発行した 2 つの元払い社債における EFIC の保証額は、それぞれ 35 万 6, 000 オーストラリアドルと 9 万 8,000 ポンドであった[390]。

- クイーンズランド州ブリスベンに本社を置く GRM インターナショナル社（GRM International[391]）は、国際インフラ開発プロジェクトのプロジェクト管理と技術支援を行う企業である。同社は、約 50 年間に亘り国際開発に従事しており、これまでに 120 カ国以上で 700 件以上のプロジェクト管理に携わった。GRM インターナショナル社の顧客には、オーストラリア国際開発庁（Australian Agency for International Development）や英国国際開発省（UK Department for International Development）、欧州委員会（European Commission）などの国際開発金融機関や政府当局などが含まれる。EFIC は、同社が手掛ける複数の国際事業を支援するために約 1,000 万ドルの債券を発行している他、2012 年には、欧州委員会の国際援助プログラムの 1 つであるインドの農村部における母子保健の改善プロジェクトに参加している GRM 社の関連企業を支援するために、79 万 6,626 ユーロの債務保証を提供した[392]。

---

[388] http://www.manufacturelink.com.au/news/view/efic-backs-sme.aspx

[389] ブロンクス･インターナショナル社は、中央･南･東ヨーロッパ、ラテンアメリカ、アフリカ、アジアに顧客を保有しており、国際的な事業を展開している。

[390] http://www.efic.gov.au/casestudies/Documents/EFIC-Case-Study-Bronx-International-Turkey.pdf?utm_source=seo&utm_medium=case-study-pdf&utm_campaign=seo-efic-case-study-pdf-Bronx-Turkey-110926

[391] http://www.grminternational.com/

[392] http://www.efic.gov.au/about/governance/AnnualReports/Documents/EFIC-Annual-Report-2012.pdf

- バインダーグループ社（Binder Group Pty Ltd）は、石油およびガス、発電、石油化学、鉱業および鉱物加工業界向けの専売特許と特注を請け負う西オーストラリア州最大のパイプ・サスペンションの設計・製造企業である。同社は、オーストラリア最大の天然ガスプロジェクトのゴーゴン（Gorgon）液化天然ガス（LNG）田開発プロジェクトで利用されるパイプの供給において、保証債券[393]を発行する必要があったことを受けて、EFICは同社の保証義務をカバーするために、54万7,000ドルを融資した。これにより、同社は既存の銀行保証を使用することができ、他のLNG輸出プロジェクトへの資金拠出も可能となった[394]。

- リムスロー・グローバル社（Rimslow Global[395]）は、デジタル生地印刷機の製造企業である。同社は2009年にオランダ・アムステルダムで行われた世界最大規模の業界展示会において、新しい高速インクジェットの生地印刷機を発表し、チュニジア、インド、ブラジルの顧客からの製品受注に成功した。これを受けてEFICは、同社の輸出事業の拡大を支援するため、同社の取引銀行であるANZ銀行にEFICヘッドウェイ運転資本保証（EFIC Headway）を利用して7万8,000ドルの運転資本保証を提供した。これにより、同社はANZ銀行から融資を受けることができたことでキャッシュフローを確保することができ、輸出拡大に成功した[396]。

- バイオコープ・インターナショナル社（Viocorp International Pty Ltd[397]）は、インターネット用のデジタルメディア製品およびサービスを提供する企業である。同社初の海外事業となる、マレーシアで、顧客に合わせたインターネット放送技術のサービスを提供するIT企業との間に540万ドルの受注契約を締結した際、追加の運転資金を必要としていた。EFICは、バイオコープ社の取引先銀行であるANZ銀行に5カ月間に亘り合計100万ドルの輸出運転資金保証を提供したことで、バイオコープ社はANZ銀行から同額の融資を得ることが可能となった。これによりバイオコープ社は、海外事業の拡大に成功した[398]。

- ノグ社（Knog Pty Ltd[399]）は、アーバンサイクリング用自転車のライトや鍵といった部品や、自転車に乗る人が見につけるカバンや手袋といったアクセサリーなどのデザイン・製造・販売を行うメルボルンを拠点とする企業である。同社のスタイリッシュな製品が北米、欧州、アジアで人気を集めたことで、これら地域からの需要が増加したが、

[393] 保証債権は、輸出や輸出関連目的の商品やサービスの供給に関わる建設プロジェクトにおける一般的な契約上の義務である。
[394] http://www.efic.gov.au/casestudies/Documents/EFIC-Case-Study-Binder-Group-Western-Australia.pdf?utm_source=seo&utm_medium=case-study-pdf&utm_campaign=seo-efic-case-study-pdf-Binder-Group-WA-120606
なお、オーストラリアのゴーゴンガス田、ジャンツガス田には、東京ガスの子会社であるオーストラリア連邦法人の東京ガスゴーゴン社（Tokyo Gas Gorgon Pty Ltd）も開発プロジェクトに関与しており、同社と日本の国際協力銀行（JBIC）の間で総額1億200万米ドルの貸付契約が2011年3月に締結されている。
http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2010/0301-01/index.html
[395] http://rimslow.com/
[396] http://www.fibre2fashion.com/news/textile-news/newsdetails.aspx?news_id=80026
[397] http://www.viocorp.com/
[398] http://www.efic.gov.au/casestudies/Documents/EFIC-Case-Study-Viocorp-International.pdf?utm_source=seo&utm_medium=case-study-pdf&utm_campaign=seo-efic-case-study-pdf-Viocorp-110926
[399] http://www.knog.com.au/

事業拡大のためには同社は追加資金を必要としていた。これを受けて EFIC は、同社の取引銀行であるウェストパック銀行（Westpac Bank）に 60 万米ドルの輸出運転資金の保証を提供することに合意した。これにより、同行から融資を受け、十分なキャッシュフローを確保することができたノグ社は、40 カ国以上に同社製品を輸出・流通させることに成功した[400]。

[400] http://www.efic.gov.au/casestudies/Documents/EFIC-Case-Study-Knog.pdf?utm_source=seo&utm_medium=case-study-pdf&utm_campaign=seo-efic-case-study-pdf-Knog-120214

2　地域開発金融機関における制度の概要及び欧米企業の利用状況

グローバルな事業展開手段の一つとして、欧米企業は地域開発金融機関との連携を利用し、発展途上国への市場進出や市場シェア拡大を成功させているが、本章では、主要な地域開金融機関 5 機関の概要と、各機関における欧米企業との共同事業の概要を取りまとめることとする。本章で取り上げる機関は以下の通りである。

- 国際金融公社（International Finance Corporation：IFC）
- 米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）
- イスラム開発銀行（Islamic Development Bank：IDB）
- 欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development：EBRD）
- アフリカ開発銀行（African Development Bank：AfDB）

2.1　グローバル：国際金融公社（International Finance Corporation：IFC[401]）

国際金融公社（International Finance Corporation[402]：IFC）は、国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development：IBRD[403]）、国際開発協会（International Development Association：IDA[404]）、多国間投資保証機関（Multilateral Investment Guarantee Agency：MIGA[405]）、国際投資紛争解決センター（International Center for Settlement of Investment Disputes：ICSID[406]）の 4 機関と共に、世界銀行グループ（World Bank Group）を構成しており[407]、開発途上国の民間セクターの活性化を支援する国際開発機関の 1 つである。世界の貧困減少と生活環境の改善及び、世界銀行では融資できない零細・中小企業を含む民間企業に融資を行うことを目的として 1956 年に設立され、発展途上国における民間セクターに対する融投資や技術支援の他、支援国政府に対して社会・経済開発事業に関するアドバイザリーサービスなどを提供し、雇用創出、政府の税収確保、環境保護への取り組みなどを支援している[408]。

IFC の本部所在地は米国のワシントン DC である。IFC には 184 カ国が加盟しており、IFC の開発援助プロジェクト対象国は 100 カ国以上となっている。なお、IFC の加盟国 184 カ国は、世界銀行グループの加盟国 184 カ国と一致している。

2.1.1　組織概要

2.1.1.1　組織形態

IFC は、世界銀行グループを構成する 1 機関であるため、世界各地での活動に関しては他の 4 機関との間で調整を行っているが、IFC 自体は法的・財務的に独立した組織である。IFC の運営方針は、世界銀行グループ加盟国 184 カ国の代表からなる最高意思決定機関である総務会（Board of Governors）と、総務会から選出される役員によって構成される理事会（Board of Directors）において決定される。

●総務会

総務会は、各加盟国が 1 名づつ任命した代表である総務（Governor）と総務代理（Alternate Governor）によって構成されている。通常、総務及び総務代理は、各国の蔵相、中央銀行総裁あるいは、同等の地位の官僚が任命され、任期は 5 年であるが、再任される場合もある[409]。なお、世界銀行グループにおける総務会には、IFC、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発

401 http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANESEEXT/0,,menuPK:515508~pagePK:141132~piPK:141121~theSitePK:515498,00.html
402 同上
403 www.worldbank.org/ibrd
404 http://www.worldbank.org/ida/
405 http://www.miga.org/
406 https://icsid.worldbank.org/ICSID/
407 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/Multilingual_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Home_JA/ http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTABOUTUS/0,,pagePK:50004410~piPK:36602~theSitePK:29708,00.html
408 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/Multilingual_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Home_JA/
409 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/About+IFC/Organization/

協会（IDA）の 3 機関をまとめたものと、多国間投資保証機関（MIGA）のみを統括するものの 2 つの総務会が存在している。

IFC の総務会は世界銀行グループの他の機構も統括しているが、加盟国ごとに各機構への出資額が異なるため、各国の所持する議決権票数も機構ごとに異なっている。IFC において最も議決権票数が多いのは、出資金の 24.01％を保有する米国で、次いで同 5.95%の日本、以下、同 5.43%のドイツ、同 5.10%のフランスとイギリス、同 3.43%のインド、カナダ、ロシア、イタリア、同 2.37%のオランダの順となっている[410]。

総務会は、IFC の活動指針を承認するが、実際の運営に関する権限については、総務会が選出した役員からなる理事会に委譲している。理事会については、以下の通り。

●理事会

理事会は、世界銀行総裁（President、IFC 総裁を兼任）と総務会から選出された 25 人の理事及び理事代理 25 人の合計 50 人で構成されている[411]。具体的には、最大出資国である、米国、日本、ドイツ、フランス、イギリスの 5 カ国から 1 人ずつと、その他の国から選ばれた 20 人の合計 25 人に加え、これら 25 人の理事の代理を務める理事代理（Alternative Executive Directors）25 人の合計 50 人である[412]。なお、最大出資国出身以外の理事 20 人は、加盟国を主に地域別にまとめた選挙区から選出されることとなっており、各理事に与えられた議決権は、それぞれが代表する国の出資額に比例したものとなっている[413]。

理事会は、IFC が投資するプロジェクトの決定や、IFC の運営と戦略について審議するため、ワシントン DC の本部で定期的に会議を開催している[414]。理事会の議長は、IFC 総裁を兼任する世界銀行グループの総裁であるが、実際に日常業務を指揮するのは、IFC 長官（Executive Vice President）である。長官は、IFC 運営チームの補佐により、IFC 全体の意思決定や戦略的立案、運営を指揮している。現在の IFC 総裁は、世界銀行グループ総裁のジム・ヨン・キム氏（Jim Yong Kim）で、IFC 長官は、蔡金勇氏（Jin-Yong Cai）が務めている[415]。

IFC のプロジェクトとプログラムは、外部の独立系評価組織が評価を行い、IFC のプロジェクトの成果や責任については、コンプライアンス・オンブズマン室（Office of the Compliance Advisor/Ombudsman）が監督している[416]。
図 33 は IFC 総務会、理事会、総裁、長官の位置関係を示した組織図である。

---

[410] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
残り 38.32%は、その他の 174 カ国が保有している。なお、IFC の総務会での票数は、世界銀行の総務会での票数とは異なる。

[411] 総裁の下には、IFC の長官（IFC Executive Vice President and CEO）が配置されており、理事会役員と共に IFC の戦略的方向を決定する権限を与えられている。

[412] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

[413] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/About+IFC/Organization/

[414] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/about+ifc/organization/ifc_governance

[415] ジム・ヨン・キム氏は、2012 年 7 月 1 日に世界銀行グループ総裁に就任した。なお、IFC の事業年度は 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日である。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/Multilingual_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Home_JA/Organization/

[416] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/about+ifc/organization

図 33　IFC 組織図

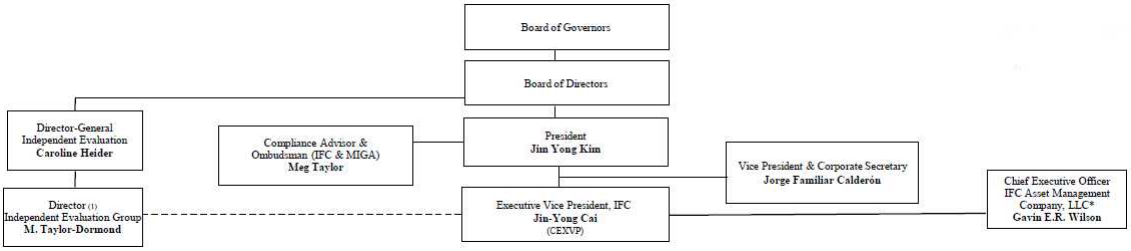

出典：IFC, Organization Chart,
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/9048798047 50cd3fb394bfbae11ad97e/2012+November+IFC+org+chart.pdf?MOD=AJPERES
（2012 年 11 月現在）

2.1.1.2　事業内容

IFC は「貧困から脱出し、生活を向上する機会は誰にでも平等に与えられるべきである」との理念を掲げており、民間セクターを活性化し、企業や起業家育成、雇用創出により、途上国の援助を行うとしており、①民間企業支援のための資金供与や、国際金融市場での資本調達といった資金源の確保、②途上国における市場開放と市場の競争振興、③開発関連事業における官民パートナーシップの奨励、④低所得・弱者層へ必要な援助やサービスの提供、の 4 点を優先事業として定めている[417]。さらに、新興市場では、信用が確立しておらず、事業拡張に必要な資本が得にくいことから、IFC は投資を集める触媒として、投資の収益性を示す役割も果たしている[418]。

現在、IFC が実施している投融資プロジェクトのほぼ半数は、国際開発協会（IDA）融資適格国[419]、つまり、最貧国を対象としたもので、特にサブサハラ・アフリカ地域は、開発促進事業優先地域としてみなされていることから、IFC 投融資総額の約 5 分の 1 が集中している[420]。また、

---

[417] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

[418] 同上

[419] 世界銀行グループの一機関である IDA は、世界最貧困諸国を支援することを目的に 1960 年に設立された組織で、貧困削減に向け、経済成長促進、不平等是正、生活水準向上のため、開発援助プログラムに無利子の融資及びグラントを提供している。2012 年度に IDA が支援したのは、2011 年度の 79 カ国から 2 カ国増えた 81 カ国で、そのうち 39 カ国は、アフリカ諸国である。IDA 支援適格国となるための条件は、相対的貧困度の指標として国民総所得総所得（Gross National Income：GNI）が、毎年定められる上限（2012 年度は、1,175 ドル）を超えていないこととされているが、定められた GNI の上限を超えていても、信用度が低く、他の国際金融機関から融資を受けられない小島嶼国連合への支援も行っている。なお、インドやパキスタンなどは、相対的貧困度が高い IDA 支援適格国であっても、他の国際金融機関から融資を受けられる信用度があることから「ブレンド国（Blend Countries）」と呼ばれる。81 カ国のうち 64 カ国が IDA からのみの融資を受けており、17 カ国がブレンド国とされている。
http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/EXTABOUTUS/EXTIDAJAPANESE/0,,contentMDK:21209715~menuPK:3418147~pagePK:51236175~piPK:437394~theSitePK:3359127,00.html
http://www.worldbank.or.jp/ida/borrowing-countries.html
IDA 国一覧は、http://www.worldbank.org/ida/borrowing-countries.html を参照。

[420] 2012 年に IFC の顧客である商業銀行や投資家による開発支援事業への投資が実り、サブサハラ・アフリカ地域で 25 万人以上の雇用を生み出した。具体的には、2012 年度の IFC の融資により、ルワンダでは 8,000 社が新たに設立され 1 万 8,000 人の雇用創出につながった。なお、2012 年 6 月に退任した元 IFC 長官のラース・チュネル氏（Lars Thunell）は、最貧国・紛争の影響下にある生活環境が困難な状況の地域を、IFC の援助戦略の中核に据えていたため、2012 年度新規プロジェクト

紛争の影響下にあり脆弱国とみなされるアフガニスタン、リベリア、南スーダンなど[421]を含む19カ国に対しても活発な投融資を行っている[422]。近年の世界の政局変動や、経済・金融危機の影響で、新興市場、最貧国での事業などはリスクが高すぎるとして、金融機関からの貸付が滞る傾向が見られるため、IFCはその対策として新たな資金源の探求、短期的融資活動の拡充を行う他、途上国における女性の雇用機会創出にも力を入れている[423]。

IFCは、経済開発目標に貢献するためには、投資を有効に生かす他、経営など事業運営関するコンサルティングを提供することに加え専門家による資産管理が必要だとして、2007年に大規模なIFC運営戦略転換を行い、IFCの援助事業の中核に、①投融資（Investment Services）[424]、②ビジネス・アドバイス提供サービス（Business Advisory Services）[425]、③IFCの資産管理公社（Asset Management Company：AMC）事業[426]の3分野を据えることとした[427]。具体的な活動としては、100カ国以上の援助対象国における、商業銀行や個々の地元企業への直接投資、ビジネス・アドバイスの提供及び、環境への負荷を軽減させる持続可能な成長を遂げるための助言提供や技術支援、支援対象企業や政府、自治体のコーポレートガバナンス強化、企業や機関運営に関わる基準設定、成長資産管理サービスなどが含まれる。また、援助対象国向けに、長期・短期の様々な融資枠も設けて、支援を行っている[428]。以下にIFCの中核となるこれらの3援助事業分野、①投融資、②ビジネス・アドバイス提供サービス、③資産管理公社（AMC）について取りまとめることとする。

① 投融資[429]

2012年度のIFCの投融資額は、プロジェクト約576件に対し約155億ドルで、そのうちの60億ドルは、IDA融資適格国を対象にしたものであった。IFCが投融資の対象とするプロジェクト及び産業は、①貿易金融、②金融市場、③インフラストラクチャー、④消費者・社会サ

のほぼ半数は、IDA融資適格国が対象とされており、2013～2015年のIFCロードマップにおいても、引き続き最貧国・紛争の影響下にある国や地域を支援する意向が示されている。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

421 http://www.worldbank.or.jp/ida/theme-conflict.html

422 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/87c9800046b649beaa04abb254bfb7d4/Road+Map+FY13-15.pdf?MOD=AJPERES

423 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/About+IFC/Vision/

424 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/what+we+do/investment+services/investmentservices

425 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/as_ext_content/what+we+do/advisory+services?contentIDR=8423e10046bacdce8d158fb254bfb7d4&useDefaultText=0&useDefaultDesc=0

426 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/what+we+do/ifc+asset+management+company/ifc_amc

427 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/What+We+Do/
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/What+We+Do/Investment+Services/
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/about+ifc/vision
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/Annual+Report

428 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/what+we+do/whatwedo

429 IFCの投融資先である顧客（商業銀行など）は、2011年には25万人の雇用創出を支援したほか、零細・中小企業に合計2,300件、総額2,000億ドルを超える貸付を行った。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

ービス、⑤製造業、⑥アグリビジネス・林業、⑦石油・ガス・鉱業、⑧ファンド、⑨通信・情報技術の 9 分野に大別されている[430]。

投融資には、以下の 7 つの主な業務分野が含まれる[431]。

- 融資（Loans）：IFC による融資は、通常、償還期間 7～12 年の融資による資金をプロジェクトや企業に提供する。金融仲介役となる銀行、リース会社、金融機関への転貸しを目的とした融資も行う。融資は、主要先進国の通貨建てであるが、現地通貨建て金融商品（Local Currency Financing[432]）も扱っており、50 種類の通貨によって提供されている。2012 年度の新規融資契約額は、67 億ドルに達している[433]。
- 出資（Equity Finance）：民間企業に必要な、事業立ち上げに際する初期的サポートと、長期的成長に向けた資金を提供する。また、支援対象となる企業や機関、政府、自治体のコーポレートガバナンスを支援し、環境に配慮した運営、慣行や、企業の社会的責任を高めることも奨励している。IFC は企業への直接的投資の他、プライベート・エクイティ・ファンドを通じた投資も行っている。IFC による企業への出資比率は、通常、当該企業の株式資本の 5～20％である。2012 年の IFC の出資額は、IFC の自己勘定（自社資本）での契約金のうち 23 億ドルを占めている[434]。
- 貿易金融（Global Trade Finance Program）：貿易振興のため、世界 80 カ国以上に所在する銀行約 200 行を対象に、IFC が取引を認可する金融機関の貿易関連の債務を保証している。これは、各援助対象銀行の貿易金融取引のリスクを緩和することで、貿易金融に関わる銀行の強化を補完することを目的としている。2012 年の貿易金融は約 60 億ドルで、IFC の自己勘定での契約額の約 3 分の 1 を占める[435]。貿易金融は、低リスクで開発効果を拡大する手段であるため、IFC は貿易金融と一次産品向け金融が途上国で継続できるよう、貿易金融へ投融資を増加している[436]。
- 協調融資（Syndicated Loans）：開発に必要な資金を調達するために 1957 年に設立されたプログラムで、現在 110 カ国における約 1,000 件のプロジェクトを対象に、550 行以上の金融機関から 400 億ドル以上を調達している。2012 年に調達した協調融資は 27 億ドルに上っており、その 38％が IDA 融資適格国と新興市場への貸付に使われた。なお、協調融資の 41％は、インフラセクターを対象としたものとなっている。2012 年度の IFC 協調融資ポートフォリオ残高は 112 億ドルであった[437]。
- ストラクチャード・ファイナンス（Structured Finance）：証券化商品など、費用効果は高いものの換金性の比較的低い商品の処分額や、資産のキャッシュ・フローを元利返済に充当する金融形態で、部分的信用保証、流動性向上向けストラクチャード基金、ポー

---

[430] 同上
[431] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/CORP_EXT_Content/IFC_External_Corporate_Site/What+We+Do/Investment+Services/
[432] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/ifc+finance/derivative+based+products/local+currency+financing
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/what+we+do/investment+services/loans
[433] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/what+we+do/investment+services/loans
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[434] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[435] 同上
[436] 同上
[437] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/ifc+syndications
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

トフォリオ・リスク移転、証券化、イスラミック・ファイナンスといった金融商品がある。多様な金融商品を提供することで、投資家、商業銀行、金融機関など IFC の顧客の資金調達源を拡大化・多様化すると共に、償還期間の延長や希望の通貨建て融資などのサービスも提供している[438]。

- リスク管理商品（Risk Management Products）： IFC が融資を行う際、金利リスクや為替リスク、一次産品価格変動のリスクを緩和するため、デリバティブ商品を IFC の顧客に提供する商品で、顧客がデリバティブ商品などにアクセスできるよう、IFC が途上国の顧客とデリバティブを扱う金融機関との間の仲介役をつとめることになっている[439]。
- ブレンド型金融（Blending Concessional Funds）：IFC は、ドナー・パートナー[440]から供与される譲許的資金と IFC の自己資金を総合して、様々なプログラムへの資金調達を可能にしている。ブレンド型金融による資金は、気候変動対策、アグリビジネス、食糧安保、中小企業援助の分野に優先的に使われる。現在の調達額は 30 億ドルで主に IFC と民間セクターからの拠出によるものである[441]。

② ビジネス・アドバイス提供サービス

ビジネス・アドバイス提供サービスは、「民間セクター開発は、金融サービスのみならず専門的アドバイスによって補完されるべき[442]」とする IFC の見解から、現在、IFC の主要業務へと発展している。ビジネス・アドバイス提供サービスは、IFC の民間セクターの開発促進に関連する全ての業務に含まれている。2012 年には、企業、業界や政府への助言、問題解決、研修、企業家育成などのプロジェクト 630 件以上を 105 カ国で実施した[443]。

IFC のビジネス・アドバイス提供サービスの主な業務として、以下の 4 分野が挙げられる。

- 金融へのアクセス拡大：個人と零細・中小企業による金融サービス利用拡大のため、IFC の顧客である商業銀行や金融機関が幅広い金融サービスを提供できるよう、金融インフラを構築する[444]。
- 投資環境整備：新興市場や開発途上国において、投融資を妨げる法律・政策面の弱点を指摘・是正することで規制改革支援を行う。2012 年度の投資環境整備プロジェクト実施の実績は、60 カ国において 129 件であった[445]。また、IFC の支援により、2012 年度には、33 カ国の政府が 56 件の投資環境改革を実施した[446]。

---

[438] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[439] 同上
[440] ドナー・パートナーとは、IFC による途上国開発事業や貧困撲滅という目的に協賛する政府及び政府系機関、民間企業、多国籍機関などで、資金協力の他、専門的知識や技術協力なども提供する。主要加盟国の財務省、米国国際開発庁（USAID）などの政府系開発機構や、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州開発銀行（EBRD）などの ECA、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団（Bill and Melinda Gates Foundation）、フォード財団（Ford Foundation）や、大手クレジットカード会社のビザ・インターナショナル社（Visa International）といった民間セクターの組織などもドナー・パートナーとなっている。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/as_ext_content/what+we+do/advisory+services/partnerships/donor+partners
[441] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/cb_home/news/feature_blendedfinance
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[442] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[443] 同上
[444] 同上
[445] 同上
[446] 同上

- 官民パートナーシップ育成：電力、水道、保健衛生、医療、教育、道路等のインフラなど社会の基本的基盤となる公共サービス分野において、官民パートナーシップが実施される際、IFC が支援を行う。2012 年度の官民パートナーシップ・プロジェクトは 46 カ国において 85 件実施された[447]。
- 持続可能なビジネス：企業に対し、環境・社会・ガバナンスに関する実践や慣行、環境に配慮した事業・運営に必要な技術導入の援助を行う。持続可能な開発には、女性起業家育成、小規模農家や零細・小企業の競争力の強化、民間セクターへの気候変動対策への取り組み奨励、環境への負荷を削減するために必要な知識の周知及び、取り組みの提案なども含まれる。2012 年度に IFC は、59 カ国において 173 件の持続可能なビジネスに関するアドバイスを提供した[448]。

③　資産管理公社（AMC）

資産管理公社（AMC）は、途上国への長期的な株式資本の供給量を拡大し、IFC の開発プロジェクトの成果を高めることを目的として 2009 年に設立された。AMC のファンドの約半分は、世界の最貧諸国が新たな資金源を得るための手段を拡大することを目的として、当該諸国向けに拠出されることになっている[449]。

AMC は、IFC が全額出資して設立された IFC の子会社であり、新興市場への投資拡大を考える投資家、IFC による優れた収益率の実績を利用したいという機関投資家、政府系ファンド、年金基金、開発金融機関といった第三者投資家から資金を調達し、途上国や新興市場への投資において利潤があがるよう IFC が投資・運用している[450]。AMC が運用する主なファンドは以下の 4 種類である。

- IFC 資本増強ファンド（IFC Capitalization Fund）：日本開発銀行が 20 億ドル、IFC が 10 億ドルを拠出し、共同で 2009 年に設立された。30 億ドルの内訳は約 13 億ドルの株式ファンドと約 17 億ドルの劣後債ファンドで構成されており、新興市場を活性化する上で重要な役割を持つとみなされる銀行を強化するために用いられる。2009 年の設立から 2012 年末までに、世界の民間銀行 11 行とアフリカ地域銀行 1 行を対象に 13 億ドルの投資契約を結んでいる[451]。
- IFC アフリカ・ラテンアメリカ・カリブ海ファンド（IFC African, Latin American, and Caribbean Fund）：2010 年に設立されたファンドで、IFC と共同でサブサハラ・アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ海地域の様々なセクターに対して株式投資を行っており、2012 年末までに、合計 3 億 6,100 万ドルの投資契約を結んでいる。このファンドは、IFC の他、政府系ファンド（Sovereign Wealth Fund：SWF）であるオランダの医療機関年金基金（PGGM Vermogensbeheer B.V.：PGGM）、韓国投資公社（Korea Investment Corporation：KIC）、アゼルバイジャン共和国国家石油基金（State Oil Fund of Azerbaijan：SOFAZ）、国連職員合同年金基金（United Nations Joint Staff Pension Fund）、

[447] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[448] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[449] 同上
[450] IFC の株式投資の平均内部収益率は、過去 20 年間に 20%を超えている。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[451] 同上

アブダビ投資庁（Abu Dhabi Investment Authority：ADIA）、サウジ政府基金（Saudi Arabian Monetary Agency：SAMA）から資金拠出の契約をとりつけている[452]。

- アフリカ資本増強ファンド（The African Capitalization Fund）：北アフリカ及び、サブサハラ・アフリカ諸国で、経済発展に多大な影響力を持つとみなされる商業銀行に投資するために、2011 年に設立された。このファンドには、日本の三井住友銀行の他、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州投資銀行（EBRD）、アブダビ開発基金（Abu Dhabi Development Fund：ADFD）、OPEC 国際開発基金（OPEC Fund for International Development：OFID）、英連邦開発公社（Commonwealth Development Corporation：CDC）などがファンドに投資している[453]。
- IFC ロシア銀行増強ファンド（Russian Bank Opportunity Fund）：2012 年 6 月に設立されたばかりの総額 2 億 7,500 万ドルのファンドである。ロシアでの認可承認銀行、銀行持株会社の他、民間企業あるいは、民営化が予定されている国営企業に投資することを目的とする。このファンドには、IFC、ロシア財務省（Ministry of Finance）、ロシアのベシェコノム銀行（Vhesheconombank）が拠出を約束している[454]。

IFC は、IFC の顧客である IFC の投融資を受けた銀行・金融機関や企業向けに、持続可能な方法でプロジェクトを実施する指針として 8 つのパフォーマンス基準を 2006 年に設けた。それら 8 つの IFC パフォーマンス基準は、①環境・社会リスクとその影響の評価および管理、②労働および労働条件、③資源の効率および汚染防止、④地域社会の保健衛生・医療および安全の確保、⑤土地の取得と非自発的な再移住、⑥生物多様性保全ならびに生物自然資源の持続可能な管理、⑦先住民、⑧文化遺産[455]で、これらの基準は、金融機関や企業がリスクとプロジェクトの潜在的効果を評価するのに適用されており、欧州の開発金融機関 15 組織と経済協力開発機構（OECD）加盟国の輸出入信用機関 32 組織も、開発援助事業実施にあたりこの基準を参照している。

2.1.1.3 予算

2012 年 6 月 30 日現在の IFC の出資金約 24 億ドルは、加盟国 184 カ国によって保有されている。1956 年の設立以来、途上国の民間セクター向け投融資契約（自己勘定分）は総額 1,260 億ドル余りに達している[456]。IFC の 2012 年度年次報告書によると、2012 年度の純利益は約 13 億ドル、2012 年 6 月 30 日現在の総資産は、約 758 万ドルとなっている[457]。

また、IFC の 3 大援助事業別にみると、2012 年 6 月 30 日時点で、①新規投融資に約 155 億ドルを拠出、②アドバイス提供サービスは 1 億 9700 万ドルを拠出、さらに、③の AMC が運用するファンドの運用総資産額は 45 億ドルであったと報告されている[458]。

① 投融資

[452] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[453] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[454] 同上
[455] 同上
[456] 同上
[457] 同上
[458] 同上

事業別詳細によると、IFC は 2012 年度、103 カ国における 576 件の開発援助プロジェクトに対して IFC 自己勘定分で約 155 億ドル、そして、開発途上国民間セクター支援資金として約 50 億ドル、合計 200 億ドル以上の投融資を実施した[459]。IFC 自己勘定分の約 155 億ドルの投融資における 2012 年度商品別内訳は、融資が約 66 億 7,000 万ドル、保証が約 64 億ドル、出資が 22 億 8,000 万ドル、リスク管理商品が 1 億ドルとなっている[460]。なお 2012 年度 IFC の投融資契約のポートフォリオ残高は 450 億ドルであった[461]。

また、投融資の産業別投資額の割合は、貿易金融に約 60 億ドルで、IFC の自己勘定における契約額の 38.8%を占めている。次いで、金融市場に約 34 億ドル（21.8%）、インフラストラクチャーに約 14 億ドル（9.4%）、消費者・社会サービスに約 13 億 7,000 万ドル（8.9%）、製造業に 10 億ドル（6.6%）、アグリビジネス・林業に約 10 億ドル（6.6%）、石油・ガス・鉱業に 4 億 9,000 万ドル（3.2%）、ファンドに 4 億 8,000 万ドル（3.1%）、通信・情報技術に 2 億 5,000 万ドル（1.6%）となっている[462]。

図 34　産業分野別投資額割合

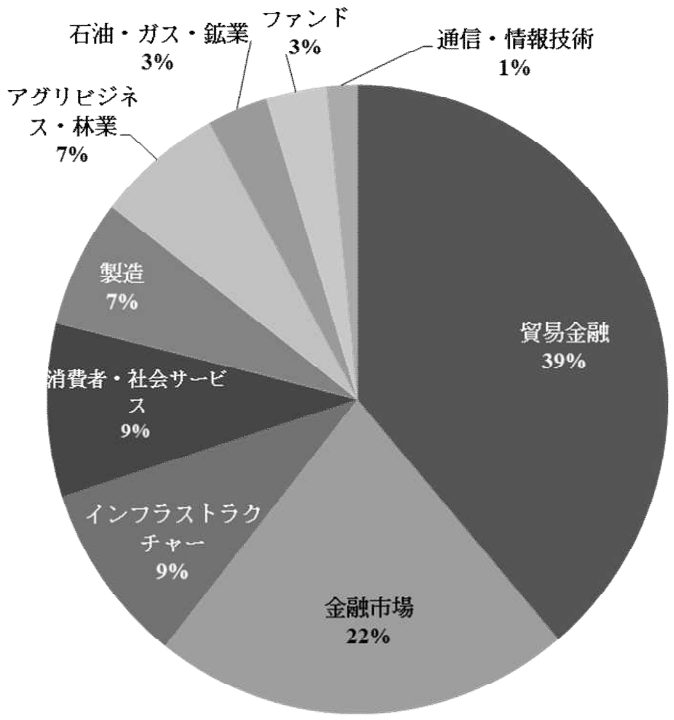

出典：2012 年度 IFC 年次報告書
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES を元にワシントンコア作成

地域別では、IDA 融資適格国のうちの最貧国 58 カ国に対する投融資が最も多く、2012 年度に実施された 576 件のプロジェクトのうち、当該諸国における計 283 件のプロジェクトには、

[459] 204 億ドルは、IFC の自己勘定による投融資契約 155 億ドルと途上国民間セクターへの支援として動員された 50 億ドル弱の資金を含む投融資合計額である。開発途上国民間セクター向け資金の約 50 億ドルは IFC のパートナー機関から調達している。
[460] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[461] 同上
[462] 同上

約 60 億ドルの投融資が行われた[463]。これらの IDA 融資適格国向け投融資額は、2005 年から 2012 年の間で 6 倍に増加している[464]。

紛争の影響下にある地域においては、45 件のプロジェクトに対し 5 億 3,700 ドルが投融資された[465]。特に、政治・経済に混乱をきたす中東・北アフリカ地域に対しては、インフラ整備が遅れていることから、インフラ関連資金を重点的に提供しており、2011 年にアラブ諸国での変革が始まって以来、総額 20 億ドル以上が投じられている[466]。一方、サブサハラ・アフリカ地域への投融資は、過去 5 年間で約 40 億ドルに達している[467]。また、中東・アフリカ、紛争の影響下にある地域へは、エクイティ投資や短期融資など、融資方法の選択肢を IFC では拡大させている[468]。

図 35 は、IFC の主な地域別投融資の割合を示したものである。最も投融資額の割合が大きいのは、全体の 23.8%を占める中南米・カリブ海地域で 37 億ドル、次いで 18.9%の欧州・中央アジア地で 29 億ドル、17.7%のサブサハラ・アフリカ地域で 27 億ドル、16.5%の東アジア・太平洋地域で 25 億ドル、14.3%の中東・北アフリカで 22 億ドル、8.5%の南アジア地域で 13 億ドル、そして 0.4%でグローバル・プロジェクトとして分類された上記以外の地域へ 6,300 万ドルとなっている[469]。

図 35　IFC による主な地域別融資の割合

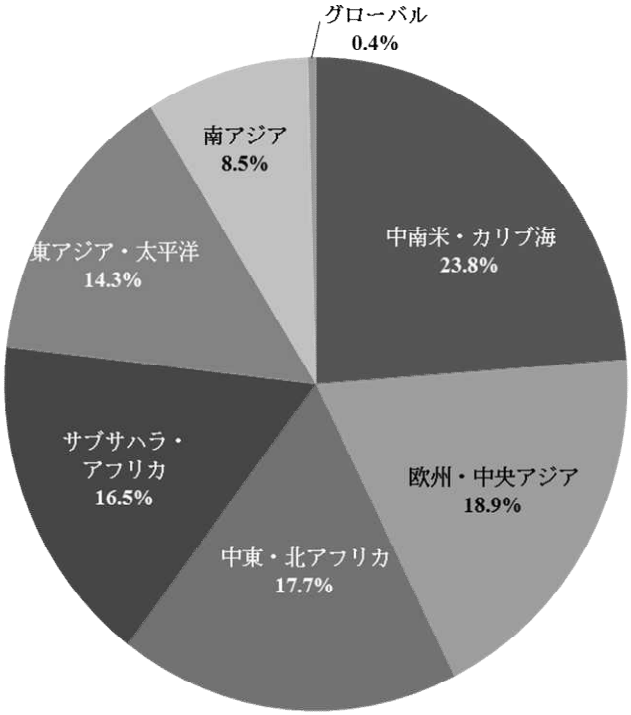

出典:同上

[463] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES
[464] 同上
[465] 同上
[466] 同上
[467] 同上
[468] 同上
[469] 同上

② アドバイス提供サービス

アドバイス提供サービス部門の資金は、ドナー・パートナー、IFC の基金、及び顧客からの拠出金で賄われている。IFC のアドバイス提供サービスプログラムへの支出は、2007 年度から 2012 年度の間に約 50%増大し、2012 年度には支出合計が約 2 億ドルに達した[470]。この額は、前年度比、約 8%増である。2012 年 6 月 30 日現在で実施されているアドバイス提供サービス部門のポートフォリオは 8 億 9,400 万ドルであった[471]。

なお、アドバイス提供サービス部門の支出額全体の約 3 分の 2（65%）は、IDA 融資適格国のうちの 21 カ国で実施されているプロジェクトに充てられており[472]、中でも、サブサハラ地域への当該サービスは、同部門支出額の約 30%を占めている[473]。

③ AMC

2012 年度の AMC の予算内訳は約 4 億 4,000 万ドルで、AMC の運用資産は 2012 年 6 月末現在で 45 億ドルとなっている。45 億ドルのうち約 30 億ドルは、以前は新興市場と関わりのなかった新規の外部投資家からの出資で、新たな資金源となっている[474]。2009 年に設立された AMC のファンドは、2009 年以来 33 件の投資案件に 17 億ドル以上を投入している[475]。

近年、IFC が優先課題として援助に力を入れることを表明している分野に、環境、特に「気候変動への対応」があり、IFC は、アドバイス提供サービスやブレンド型融資設立など、IFC のほぼ全ての業務に気候変動対策を組み込んでいる[476]。今後 20 年間に亘り、気候変動の影響を緩和し適応するためのプロジェクトには年間約 3,000 億ドルの投資が必要と見積もられており、IFC では民間セクターから積極的に増資を募ることを計画している[477]。

2.1.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要

●インドにおける健康保健セクターの官民パートナーシップ・プロジェクト（Health Sector Public Private Partnership in India）[478]

IFC は、インド・ベンガル地方南部の沿岸に位置するアンドラ・プラデッシュ州に住む低所得者層が病院へのアクセスや高度医療サービスを受けられるよう、2011 年に官民パートナーシップ（Public-Private Partnership：PPP）プロジェクトを開始した[479]。

---

[470] これは、IFC が 60 カ国で実施したアドバイス提供サービス投資環境整備プロジェクト 129 件への、2 億 2,670 万ドルの支出を指す。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

[471] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

[472] 同上

[473] 同上

[474] 同上

[475] 同上

[476] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/cb_home/news/feature_blendedfinance

[477] IFC では、気候変動安定化にかかる投資の推定 80%を民間セクターが担う必要があるとしている。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report

[478] http://www.ifc.org/ifcext/spiwebsite1.nsf/$$Search?openform
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2011casestudy_delivering

[479] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/b4b1f6804d07b1029409d5f81ee631cc/AR2012_Japanese.pdf?MOD=AJPERES

このプロジェクトは、同州内のカキナダ市、カヌール市、ビシャカパトナム市、ワランガル市の 4 市で、研修医が研修を行う 4 軒の州立病院の放射線医学と医療用画像診断の正確さを向上させるため、ワイプロ・GE ヘルスケア社（Wipro-GE Healthcare[480]）とメダル・ヘルスケア社（Medall Healthcare）が共同で、施設の改修や医療設備・機器の設置及び、医療サービスの提供を行うことを目的としたものである。本プロジェクトは、オランダ技術支援信託ファンド（Dutch Technical Assistance Trust Fund）からの支援を受けており、放射線医療関連の機器及びメンテナンス、機器使用技術指導はワイプロ・GE ヘルスケア社が行い、一方、メダル・ヘルスケア社は、医療診断サービス及び指導を提供することになっている。

このプロジェクトに参画するワイプロ・GE ヘルスケア社は、インドのバンガロアに本社を置くワイプロ社（Wipro）と、英国に本社を置く GE ヘルスケア社（GE Healthcare[481]）が 2009 年に設立した合弁会社であり、ワイプロ・GE ヘルスケア社の所有権は、GE ヘルスケア社[482]が 51%、ワイプロ社[483]が 49%とほぼ同等になっている[484]。ワイプロ・GE ヘルスケア社は、2015 年までに 100 種類のコスト効率の良い医療機器をインドに導入することを計画しており、医療機器の価格としては、他社製品と比較して 25%低い価格が設定されている[485]。具体的な医療機器としては、小児心臓病治療、ガン診断、新生児保育器、レントゲン検査、CT スキャン等、コンピューター医療画像などの分野の機器で、これらの機器販売に備え 80～100 人の医療機器販売主任も増員する予定としている[486]。

メダル・ヘルスケア社は、インドで医療診断サービスをチェーン展開する企業で、インド南部に 60 カ所の医療診断センターを運営[487]しており、2011 年時点で同社センターには 100 人の放射線専門医と病理学者が勤務している[488]。

この IFC による PPP プロジェクトにより、アンドラ・プラデッシュ州の州立病院では CT スキャンが通常の半額で提供されるようになることから、住民の約 85%が貧困層に属する同州の住民が、これまで受けることができなかった高度医療サービスにアクセスすることができるようになると期待されている。また、プロジェクト提供側は、住民 1 人が年 1 回、年間 10

---

http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/3b293c004d2e818ea473e5f81ee631cc/IFC+Support+to+Health+PPPs.pdf?MOD=AJPERES

480 http://www.securities.com/Public/company-profile/IN/Wipro_GE_Healthcare_PvtLtd_en_3184548.html

481 http://www3.gehealthcare.in/

482 GE ヘルスケア社（GE Healthcare）は、機械製造から金融サービスまで多岐に亘るビジネス分野において世界的大企業である米国のゼネラル・エレクトリック社のテクノロジー・インフラ部門（GE Technology and Infrastructure）に属する子会社であり、GE メディカルシステム社（GE Medical System）が、英国のアマーシャム社（Amersham PLC）を買収し、2004 年に設立された企業である。GE ヘルスケア社の本社所在地は、英国のバッキンガムシャー州リトル・シャルフォント市である。GE ヘルスケア社が取り扱う医療機器には、CT スキャンなど大型の臨床検査機器などが含まれる。
http://www3.gehealthcare.in/en/Products/Categories

483 創立 65 年以上の歴史があり、インドを拠点としつつも、世界 54 カ国で、IT、ビジネスコンサルティング、人材派遣などを主に展開している。機械製造を行う部門やヘルスケアを扱う部門も擁している。
http://www.wipro.com/

484 http://www.indianexpress.com/news/wipro-ge-to-merge-ops-up-india-manufacturing/524396

485 http://articles.economictimes.indiatimes.com/2010-12-06/news/27628689_1_systems-gadgets-wipro-ge-healthcare

486 同上
http://www3.gehealthcare.in/en/About_Us/GE_Healthcare_Service_Branches

487 http://www.medall.in/about-medall/profile/

488 同上

万人が放射線スキャン医療診断サービスを受けることができるようになることを目標にしている。さらに、このプロジェクトを通じて、地元の医科大学の研修医や技術者が、同施設を利用して最先端の医療技術を学ぶことで、同州の医療専門家不足解消に寄与することも期待されている。

なお、IFC はインフラに関するプロジェクトでは頻繁に官民パートナーシップを行っているが、本プロジェクトは、インドにおける健康・医療セクターにおいては、初めての官民パートナーシップの試みである[489]。本プロジェクトに関し、IFC 及び世界銀行は、開発途上国の健康・保健促進プロジェクトで民間企業が果たす重要な役割を評価しており、このインドの例にならい、サブサハラ地域の農村やスラムなどにおける保健・衛生・健康管理分野で官民パートナーシップによるプロジェクトの実施を奨励している[490]。

●トルコにおけるエネルギー・セクター投資プロジェクト（Turkey Energy Sector Investment Project）[491]

トルコの国内の発電量増量と電力供給安定化のため、民間企業からの約 20 億ドルの投資が必要であるとして、IFC は、2011 年からトルコにおいて、環境に配慮した発電施設を建設するための資金を調達する大規模な民間企業融資プロジェクトを開始した。

本プロジェクトは、トルコの発電大手エネルジサ社（EnerjiSA Enerji Uretim）が、合計 1 ギガワットの発電力を持つ複数の発電施設を建設する上で、7 億ユーロという多額資金を IFC が融資するというものである。本プロジェクトの IFC の役割は、より多くの資金を集めるために、民間企業の投資家が安心して投資できるようにすることである。

エネルジサ社は、トルコのコングロマリットである H.O.サバンチ・ホールディング社（H.O. Sabanci Holding）とオーストリア最大の電力会社のバーバンド社（Verbund AG）の合弁企業であり、親会社による株保有率は、ほぼ半々となっている。なお、バーバンド社は、オーストリア国内の電力需要の 40％を供給しており、そのうち 90％は水力発電によるものである[492]。このように同社は欧州における水力発電企業として大手であるが、2009 年からは風力発電事業にも力を入れており、トルコの電力市場には将来性があるとの見込みから、トルコの電力セクターへの戦略的参入を狙い、2007 年 6 月に EU 委員会競争総局（EU Competition Commission）の承認を経て H.O.サバンチ・ホールディング社と共にエネルジサ社を設立したという経緯を持つ[493]。

---

489 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2011casestudy_delivering

490 World Bank は、45 のアフリカの国々で、健康・保健に関する官民パートナーシップが、それぞれのプロジェクトの目標達成に最も有効であったとする報告書（Healthy Partnerships）を 2011 年に出版している。http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/industry_ext_content/ifc_external_corporate_site/industries/health+and+education/news/features_health_healthypartnerships

491 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2011casestudy_turkey_energy

492 http://www.verbund.com/cc/de/

493 http://www.verbund.com/cc/en/news-media/news/2007/06/01/Einstieg%20Tuerkei

この IFC による融資は、エネルジサ社が、トルコ北西部のマルマラ海沿岸のバンドゥルマに、大規模な天然ガス火力発電施設を[494]、そしてトルコ中央部にあるヤマンリとシリアとの国境に近い南部にあるドアンチャイの 2 カ所に水力発電所を、南部地中海沿岸の都市メルシンに風力発電所をそれぞれ建設する計画に、欧州を中心に事業を行う国際金融機関であるユニクレジット投資銀行（UniCredit Corporate and Investment Banking）とドイツに拠点を置く商業銀行であるウエスト LB 銀行（WestLB）と共同で融資を提供するというもので、トルコのエネルギー・セクターにおける過去最大規模の資本額増加プログラムである。

トルコの電力需要は、2020 年までに現時点から 8%増加することが予想されており、エネルジサ社の発電所建設は、増加傾向にある同国の電力需要に追いつくための投資として IFC は位置づけている。また、IFC が融資する本プロジェクトは電力の需要と供給の差を緩和するだけでなく、安心して投資できる環境を整えることで、融資する側と、受ける側、双方にとって安定した金融システムを浸透させることも目的としており、民間投資家からの資金調達にも貢献すると期待されている。さらに、環境に配慮した水力及び風力発電所は、トルコのエネルギーセクターにおける低炭素化にも貢献するとされている[495]。

エネルジサ社は将来的に、水力発電所を 9 カ所に建設する予定で、この発電所増設により 2015 年までに 5,000MW の発電力を確保し、トルコの電力供給の 10%を占有し、同国の電力市場最大手となることを目指すという計画を明らかにしている[496]。エネルジサ社は、発電所建設費としてこれまでに 24 億ユーロを投資しているが、2015 年までに 5,000 メガワットの発電力を有するという目標を達成するためには、建設費用として 4 億ユーロが追加で必要であると試算している[497]。

●中所得国フロンティア地域生活向上プログラム：インドネシアにおける携帯電話設備拡充プロジェクト（Indosat-Altobridge Satellite Backhauled, Solar Powered, 2G/3G Solution for Remote Communities）

携帯電話は、中所得国フロンティア地域の人々の情報・教育・医療などへのアクセスの機会を広げる手段として有望であるが、携帯電話サービスの提供に必要な設備の設置費がかかるため、多くの携帯電話会社は、商業的に採算が取れない地域には事業展開しない傾向にある。そのため IFC では、このように世界から取り残される地域が発生しないよう、遠隔地の人々に通信サービスを提供することをビジネス・チャンスと捉える起業家に融資を行うことで、中所得フロンティア地域人々の生活水準の向上を行うプロジェクトに取り組んでいる[498]。

---

[494] なお、エネルジサ社は、2008 年には、三菱重工業と、オーストリアのガスタービン・コンバインドサイクル専門エンジニアリング企業のエーテック・パワープラント・システム社（A-TEC Power Plant Systems AG）と共に、920 メガワット（MW）の火力発電所をバンドゥルマ市に建設するプロジェクトを開始し、2010 年に建設を終えている。この火力発電所建設にあたって、バーバンド社の取締役の 1 人であるクリスチャン・カーン氏（Christian Kern）は、「トルコは非常に有望な投資先である」、と同社のニュースリリースで述べている。 http://www.verbund.com/cc/en/news-media/news/2008/10/22/Spatenstiche%20Tuerkei

[495] http://www.enerjisa.com.tr/en-US/Generation/OurProjects/Pages/Hydroelectricity.aspx

[496] http://www.verbund.com/cc/en/news-media/news/2011/03/28/new-hydropower-and-windpower-plants-in-turkey

[497] 同上

[498] http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_improvinglives

IFC の中所得国フロンティア地域支援プロジェクトの例として、インドネシアでのプロジェクトが挙げられる。このプロジェクトでは、インドネシアで有数の携帯電話会社インドサット社（Indosat[499]）が、遠隔地での電話サービスを実現するため、アイルランドの携帯電話設備技術会社であるアルトブリッジ社（Altobridge[500]）の主力商品であるライトサイト（LiteSite）基地局を導入するプロジェクトへの融資を行った[501]。具体的に IFC は、2011 年に本プロジェクトの初期段階費用として、インドサット社に 500 万ドルの出資（equity financing）を拠出している[502]。

アルトブリッジ社は、開発途上国の遠隔地コミュニティーと新興市場向けに、携帯電話の接続性を低価格で提供する技術を販売する企業である。同社は、2007 年から、マレーシアにおいて同社の携帯電話設備を販売し始め、モンゴル、ナイジェリア、インドネシアなどにもビジネスを拡大しており、2012 年までにこれら諸国に販売した基地局数は、1,000 基以上に上る[503]。

この IFC 支援プロジェクトは、具体的に、インドネシアのスラウェシ島にある、最寄りの空港から車で 15 時間もかかる遠隔村マンビにおいて携帯電話サービス事業を開始するというもので、IFC では、携帯電話の普及は、通信手段が殆どなく、電話をかけるのに 3 時間、病院までは 5 時間移動する必要があるというマンビ住人の生活環境向上に多大な影響があるとしている[504]。なお、このプロジェクトには、米国大手半導体企業のインテル社（Intel）のインテル・ベンチャー・キャピタルも投資している[505]。

アルトブリッジ社のライトサイト基地局は、他の開発途上国の携帯電話会社に、1 システム約 5 万ドルで販売されているが、この価格は、同等の機能を有する従来製品の市価と比較すると約 5 分の 1 という低価格である[506]。ライトサイト基地局は、プロプライエタリなソフトウェアと低コストで運用可能な太陽光パネルを電源として搭載しており、衛星を通じて携帯電話通信の 2G ネットワークと 3G ネットワークサービスを 500〜1,200 人規模のコミュニティーを対象に提供することが可能な軽量の携帯電話通信基地システムである[507]。

---

499 http://www.indosat.com/

500 http://www.altobridge.com/

501 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_improvinglives

502 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_ind_mobileservices
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_improvinglives

503 http://www.altobridge.com/altobridge-lite-site%e2%84%a2/

504 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_improvinglives

505 同上

506 http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_improvinglives

507 http://www.altobridge.com/2012/05/12/telecom-review-altobridge-making-remote-villages-commercially-viable/
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_improvinglives

なお、アルトブリッジ社は、2011 年に開催された世界経済フォーラム（World Economic Forum）において、ビジネスと社会に変革をもたらす「世界のテクノロジー先駆企業（Technology Pioneer）」25 社の 1 社に選抜された[508]。世界で、携帯電話サービスが届かない地域にいる人々は、16 億人以上いると見積もられており、アルトブリッジ社では、特に南東アジアとサブサハラ・アフリカの遠隔地コミュニティーでの事業を更に充実させる計画を掲げている[509]。

[508] 前年の世界経済フォーラムでの「テクノロジー先駆企業」には、マイクロブログウェブサイトのツイッター（Twitter）が選ばれている。
http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/corp_ext_content/ifc_external_corporate_site/annual+report/2011+printed+report/how+ifc+creates+opportunity/ar2012_casestudies_ind_mobileservices

[509] 同上
http://www.altobridge.com/2012/05/12/telecom-review-altobridge-making-remote-villages-commercially-viable/

2.2　米州：米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）

米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）[510]は、ラテンアメリカ・カリブ海諸国の貧困状態改善や、経済開発振興、社会指標である識字率や栄養状態、平均寿命の向上などを目標として、ブラジルのジュセリーノ・クビチェック元大統領（Juscelino Kubitschek）の指導の下、1959 年に設立された地域開発金融機関である[511]。近年では、貧富の差の改善や、持続可能且つ地球温暖化に拍車をかけない開発も目標に掲げられている。

IDB は、通常の銀行同様の融資機能を持つほか、助成金の拠出や技術援助、リサーチサービスなども提供する組織であり、融資対象は、加盟国の政府･政府機関及び民間セクターで、創立以来 IDB は、米州における最大の開発資金源となっている[512]。

2.2.1　組織概要

2.2.1.1　組織形態

ワシントン DC に本部を置く IDB は、48 の加盟国から構成されており、そのうちの 26 カ国を占めるラテンアメリカ及びカリブ海諸国は、経済開発援助を受ける借り入れ国（borrowing member countries）で、その他の 22 カ国は、欧州・米国・アジア諸国などの投資・開発援助供与を行う非借り入れ国（non-borrowing member countries）である[513]。IDB は、借り入れ国が株主でもある共同体的機関である。

IDB は本部の他に、米州・カリブ海地域の 26 カ国に常駐事務所を置いている。また、スペインのマドリッドにある駐在事務所は、欧州及びイスラエルとの取引の窓口になっており、駐日事務所は、日本、韓国、中国との取引窓口になっている[514]。

経済開発援助対象となっている 26 カ国は以下表 52 の通り。

表 52　IDB 加盟の借り入れ国

アルゼンチン	チリ	グアテマラ	ニカラグア
バハマ	コロンビア	ガイアナ	パナマ
バルバドス	コスタリカ	ハイチ	パラグアイ
ベリーズ	ドミニカ共和国	ホンジュラス	ペルー
ボリビア	エクアドル	ジャマイカ	スリナム
ブラジル	エルサルバドル	メキシコ	トリニダード・トバゴ
ウルグアイ			

出典：IDB, About Us, http://www.iadb.org/en/about-us/member-countries,6291.html

[510] http://www.iadb.org/en/inter-american-development-bank,2837.html
[511] 1890 年に、初めて開かれた、第 1 回汎アメリカ会議（First Pan-American Conference）での提案を基にしているが、実際に設立されるまでに、70 年近くを要した。
http://www.iadb.org/en/about-us/history-of-the-inter-american-development-bank,5999.html
[512] 信頼と国際社会からの資本の流れを強化するため、当行の経営･管理にあたり、一貫性（integrity）、透明性（transparency）、説明責任性（accountability）を強調している。http://www.iadb.org/en/about-us/about-the-inter-american-development-bank,5995.html
http://www.iadb.org/en/about-us/integrity-and-transparency,6104.html
http://www.iadb.org/en/topics/transparency/transparency-and-anticorruption,1162.html
http://www.iadb.org/en/mici/independent-consultation-and-investigation-mechanism-icim,1752.html
[513] http://www.iadb.org/en/about-us/what-we-do,5997.html
[514] http://www.iadb.org/en/countries/select-a-country,1000.html

一方、非借り入れ国 22 カ国は、以下表 53 の通り

表 53　IDB 加盟の非借り入れ国

米国	オーストリア	ドイツ	スペイン
カナダ	ベルギー	イタリア	スウェーデン
日本	クロアチア	オランダ	スイス
イスラエル	デンマーク	ノルウェー	英国
韓国	フィンランド	ポルトガル	
中華人民共和国	フランス	スロベニア	

出典：同上

IDB は、各加盟国が任命する代表及び代表代理 96 名によって構成される総務会（Board of Governors）が最終的な責任を負う。各国からの代表・代表代理は、その国の蔵相、政府高官、中央銀行総裁や相談役である場合が多い[515]。総務会の議決権の大きさは、加盟国に割り当てられている出資金額に比例しており[516]、加盟国の中で最大の資金提供者は米国で、議決権の大きさは 30.03%となっている。一方、借り入れ国であるラテンアメリカ及びカリブ海地域の IDB 加盟国は、26 カ国合わせて約 50%の議決権を有している[517]。

総務会は、IDB の運営を常務理事会（Board of Executive Directors）[518]に委任しており、通常の業務は、常務理事会のマネジメント・チームが担当する。常務理事会は 28 人で構成されており、その内訳は、総務会が選出した 48 加盟国を代表する 14 人の常任理事の他、常務理事不在時にはその代理を務める 14 人の副常務理事となっている。常務理事会のメンバーは 3 年の任期で、IDB 本部に駐在し、1 週間に 1 回の割合で会合を開催する[519]。常務理事会の下には、5 つの常設委員会（Standing Committees）があり、案件の審議・承認を常務理事会に諮る。常務理事 14 人は、それぞれの常任委員会のメンバーも兼任している[520]。

IDB 総裁（President）は総務会が選出し、5 年間の任期が与えられている。総裁は、常務理事会の議長でもあり、IDB の最高運営責任者及び法定代理人として IDB の日常業務に責任を持つ[521]。現在の総裁は、コロンビア出身のルイス・アルベルト･モレノ（Luis Alberto Moreno）氏が務めており、副総裁は、米国出身のジュリー・カッツマン氏（Julie Katzman）である（図 36 参照）[522]。

---

[515] 各国を代表する理事一覧は、次のリンクを参照のこと。
http://www.iadb.org/en/about-us/board-of-governors,1325.html
日本の場合、財務大臣と日銀総裁が代表及び代表代理となる。

[516] シェア数に応じた議決権は、次のリンクを参照のこと。
http://www.iadb.org/en/about-us/capital-stock-and-voting-power,3166.html

[517] 非借り入れ国株主は、株式保有率の多い順に、米国（30.3%）、日本（5.01%）、カナダ（4%）、ドイツ（1.90%）、フランス（1.90%）、イタリア（1.90%）、スペイン（0.96%）、その他（2.40%）となっている。借り入れ国の大株主は、アルゼンチン（10.9%）ブラジル（10.9%）及びメキシコ（7.0%）。（ ）内は、株式保有率。

[518] 常務理事会メンバーについては、次のリンクを参照のこと。
http://www.iadb.org/en/about-us/executive-directors-and-alternate-executive-directors,1327.html
http://www.iadb.org/en/about-us/board-of-executive-directors,6124.html

[519] http://www.iadb.org/en/about-us/board-of-executive-directors,6124.html

[520] 同上

[521] http://www.iadb.org/en/about-us/how-the-inter-american-development-bank-is-organized,5998.html

[522] http://www.iadb.org/en/about-us/inter-american-development-bank-presidency,6125.html
http://www.iadb.org/en/about-us/departments/biographies,1347.html?bioID=4
http://www.iadb.org/en/about-us/departments/biographies,1347.html?bioID=34

図 36　IDB 組織図

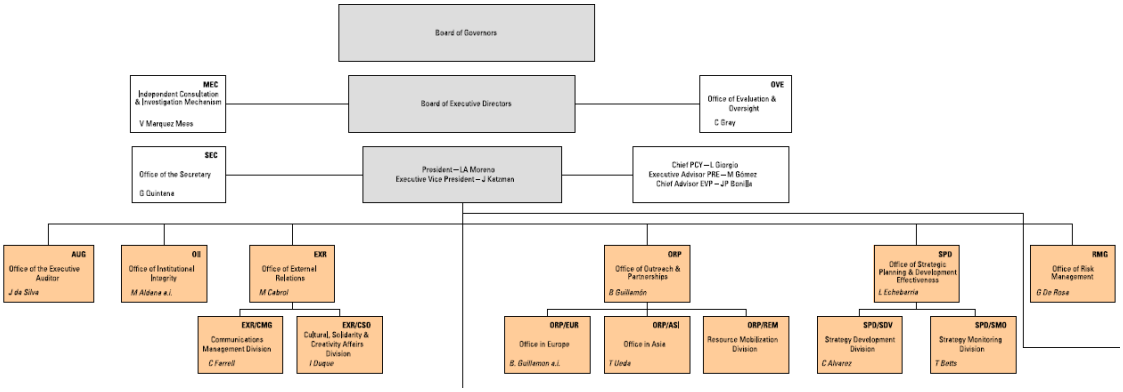

出典：IDB, “Organization Chart”, http://idbdocs.iadb.org/wsdocs/getdocument.aspx?docnum=35154190

更に IDB は、資金力や社会・経済的影響力をより強固にするため、米州投資公社（Inter-American Investment Corporation：IIC）[523]及び多国間投資基金（Multilateral Investment Fund：MIF）[524]と供に IDB グループ（IDB Group）を形成している[525]。毎年 3 月～4 月における 5 日間、IDB と IIC の理事会が、加盟国で年次総会を開催し、鍵となる戦略や運営方針を議論している[526]。

2.2.1.2　事業内容

IDB は、ラテンアメリカとカリブ海地域の国々の土地の気候・風土・国情にあった開発を推進することを目標[527]にしており、具体的な開発援助主要分野としては、①水･公衆衛生、運輸交通などのインフラ整備、②再生可能エネルギー振興など気候変動への対応及び環境関連[528]、③健康、教育、住宅整備など社会的サービス、④金融、資本市場改革や財政、税制改革など制度構築、⑤貿易振興、国境を越えた投資の障壁を減らすといった地域・市場統合、の 5 分野が挙げられる[529]。

---

[523] IIC は、1986 年に設立され、中南米諸国の民間中小企業に対する投融資を通じて、それらの地域の経済発展に寄与することを目的に、IDB の活動を補足する役割を担う際機関。http://www.iic.org/

[524] 1993 年に設立された MIF は、1990 年にアメリカ合衆国のブッシュ大統領が提唱し、中南米地域における市場ベース（market-based approaches）の経済改革振興･民間投資の促進を図る目的で設立された基金である。MIF の資金源は、MIF 加盟国（資金供与国）40 カ国からの拠出金であり、米州開発銀行（IDB）が運営･管理している。MIF 加盟国の中では、米国と日本が最大の出資国となっている。MIF 資金は、無償資金援助や投融資を通じた技術援助、人的資源開発、零細･小企業育成などに使われることになっており、年間約 1,700 件以上、約 11 億ドル（2011 年度）の民間セクター事業への資金援助の是非は MIF 加盟国で構成される理事会で承認される。なお、MIF は、貿易･投資･債務を市場ベース･アプローチの地域開発業務の 3 本柱として、業務を推進しており、その成果は、他の地域開発機関からも注目されている。
http://www5.iadb.org/mif/en-us/home/aboutmif.aspx
http://www5.iadb.org/mif/About/WhatisFOMIN/tabid/83/language/en/Default.aspx

[525] http://www.iadb.org/en/resources-for-businesses/doing-business-with-idb,6300.html

[526] http://www.iadb.org/en/about-us/annual-meetings,6289.html
http://www.iadb.org/en/about-us/resolutions-of-the-board-of-governors,3165.html

[527] http://www.iadb.org/en/about-us/what-we-do,5997.html

[528] IDB 融資･助成金の開発援助分野別比率では、インフラと環境対策を同じ事業グループとして大別している。

[529] http://www.iadb.org/en/about-us/what-we-do,5997.html

開発援助の金融商品として IDB は、融資（loans）、助成金（grants）、民間の金融機関による民間及び公共事業へのローンに対する保証（guarantees）、IIC と MIF による株式投資（equity investments）を提供している[530]。また、IDB の融資対象には、国家、地方、都市政府、公的機関、開発関連の NGO など市民組織、及び民間セクターの企業が含まれる[531]。

2011 年の IDB の開発援助分野別融資比率は、融資総額 109 億ドルのうち、インフラ及び環境関連（気候変動への対応）[532]分野に 61%、制度構築に 29%、社会サービスに 9%、市場統合･貿易に 1%となっている（図 37 参照）[533]。

図 37　開発援助分野別融資額比率

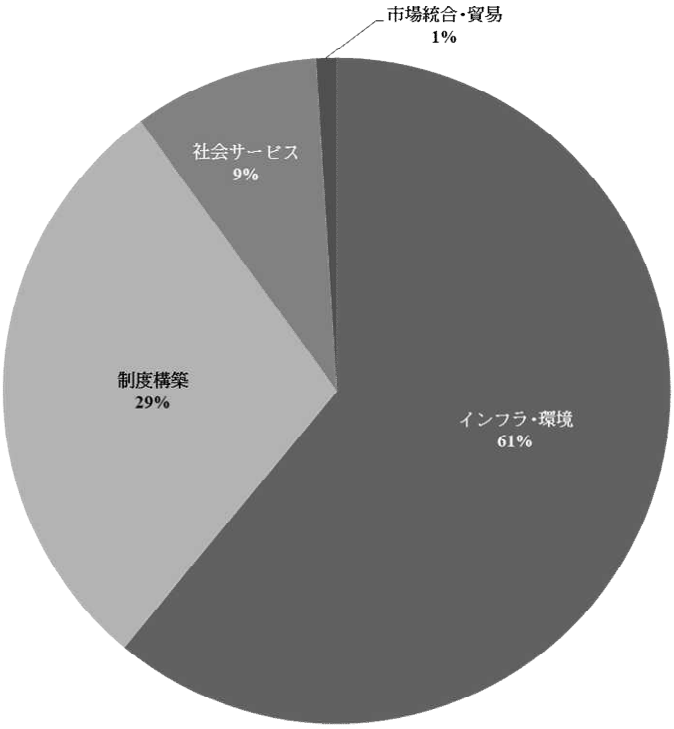

出典：IDB, 2011Annual Report, http://www.iadb.org/en/annual-meeting/2012/annual-report-2011,6410.html の数値をもとにワシントンコア作成

IDB では、借り入れ国も株主であるため、融資の 95 パーセントは、国･政府による返済保証つきの「ソブリン融資（loans with sovereign guarantee）」で、残りの 5 パーセントは、政府保証の無い民間セクターや政府機関等への融資となっている[534]。

IDB の借り入れ国に対する開発援助財源の枠組みとしては、普通資本（Ordinary Capital：OC）、特別事業基金（Fund for Special Operations：FSO）、無償資金供与基金（IDB Grant Facility：

[530] http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/lending-and-grants,6028.html
[531] http://www.iadb.org/en/about-us/what-we-do,5997.html
[532]気候変動への対応は、再生可能エネルギー普及やエネルギー効率化を含む。米州開発銀行（IDB）投資家様向け資料 2012（2011 年 12 月 31 日発行）
[533] http://www.iadb.org/en/annual-meeting/2012/annual-report-2011,6410.html
[534] http://www.iadb.org/document.cfm?id=37177429

GRF）、多国間投資基金（MIF）の 4 つと、IDB グループの構成機関である米州投資公社（IIC）が拠出する米州投資公社債による融資、保証及び出資がある[535]。

普通資本（OC）は、IDB の資本を財源とし、融資、保証、技術協力を提供するための開発援助枠組みで、援助対象は、国民の平均年収が 2,504 ドル以下の国や、援助対象国において IDB のプロジェクトを手がける大企業となっている[536]。

特別事業基金（FSO）は、社会・経済・政治的状況が、その国の発展に厳しい環境をもたらしており「脆弱（vulnerable）」とみなされる加盟国に対する支援を行うために IDB が設立した基金で、IDB 資本を財源として融資を提供している[537]。「脆弱」とみなされ FSO 対象国に指定されている国には、ボリビア、ギアナ、ホンジュラス、ニカラグア、ハイチ[538]があり、FSO は、債務救済などの目的で、IDB 加盟国の中のこれら最貧国への譲許的貸付（無利子融資）に使われる[539]。また、FSO から融資が受けられる条件を満たすグアテマラやパラグアイも、IDB の普通資本（OC）に加え、FSO から、比較的小規模な融資を受けている[540]。

無償資金供与基金（GRF）も、IDB 資本を財源にする枠組みであり、2007 年にハイチの開発支援目的で、FSO から拠出される資金を元に設立された基金である。2007～2009 年にかけて、GRF はハイチに対して年間 5,000 万ドルを提供したが、2010 年にハイチ大地震が発生したことで、それ以来、資金はハイチ震災復興事業に充てられることとなり、FSO から GRF に供与される額も、2 億 3600 万ドルに拡大された。更に 2011 年～2020 年までは、OC からも資金を GRF に毎年 2 億ドル拠出することとなっている。

MIF は、零細･小企業向けの基金で、資本拠出（出資）、無償資金及び小額融資を提供する。IIC は、中小企業向けで、融資、保証、資本拠出（出資）を提供している[541]。

---

[535] http://www.iadb.org/en/idb-finance/investors/japanese-investor-presentation-and-factsheet,2402.html
http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/ordinary-capital-resource-callable-capital-and-paid-in-capital-from-the-idb-member-countries,6092.html

[536] http://www.iadb.org/en/idb-finance/investors/japanese-investor-presentation-and-factsheet,2402.html
主に IDB の借り入れ国の国営企業や大企業の改革や経営見直し、及び事業拡大、5 億ドル以上の資産を持つ金融機関の運営改革や拡大、インフラ工事、貿易制度･システム改革などを含む大規模な事業への融資は、IDB の借り入れ国 26 カ国の社会･経済開発にポジティブな影響を及ぼすとみなされたケースに対して承認される。当該事業を実施する企業の国籍に関する制限はない。
http://www.iadb.org/en/resources-for-businesses/financing-for-large-companies-in-latin-america,5785.html
http://www.iadb.org/en/idb-finance/english/non-sovereign-financing,1985.html

[537] http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/fund-for-special-operations-fso,6063.html

[538] 同上

[539] IDB 理事会は、2007 年に FSO によるボリビア、ギアナ、ホンジュラス、ニカラグア、ハイチへの債務救済額は 44 億ドルを承認したが、2010 年には、FSO 資金に 4 億 7900 万ドルを加えることを承認した他、2020 年までに、更に資金を補充することに合意している。

[540] http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/fund-for-special-operations-fso,6063.html

[541] http://www.iadb.org/en/idb-finance/investors/japanese-investor-presentation-and-factsheet,2402.html
http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/idb-grant-facility,3342.html

2.2.1.3 予算[542]

IDB の融資及び助成金の資金源は主に、①加盟国からの拠出金及び寄付金（subscriptions and contributions）、②資本市場からの借り入れ（borrowings from capital markets）、③IDB 創立時からの累積資本（equity accumulated from the inception of the bank）、④協調融資によるベンチャー（co-financing ventures）の 4 つがある[543]。これらの他に、2012 年度は資金調達として、120 億ドル相当の債券発行を予定している。債権の満期は、1～15 年、1～20 年などが主流であるが、2011 年度[544]には満期が 30 年の債権も発行されたことがある。新発券のほとんどは、米ドルと交換されるが、豪ドル、カナダ･ドル、ユーロ、日本円など主要通貨に加え、ブラジル・レアル、コスタリカ・コロン、コロンビア･ペソなど多様な通貨での発行実績もある[545]。なお、日本向けには、2 種の貧困削減債（2014 年償還）も発行されたことがある[546]。こうして集められた資金は、上記の OC、FSO、GRF、及び様々なトラスト・ファンドなどを通して、借り入れ国・機関、企業に提供されている。

IDB の 2012 年 6 月末時点での資本総額（応募済資本総額）[547]は 1,168 億 8,000 万ドルで、その内訳は、46 億 4,000 万ドルが払込資本（paid-in capital）で、残りの 1,122 億 4,000 万ドルが請求払い資本となっている[548]。IDB の総務会は、2012 年 1 月に 700 億ドルの普通資本（OC）増資発行に合意しており、そのうち 17 億ドルは払込資本として 2012 年から 5 年間に亘って IDB に払い込まれ、米国、日本、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、英国など信用の高い「高格付け（highly rated non-borrowing member countries）」の非借り入れ加盟国が拠出する請求支払い資本（Callable capital）となっている[549]。

増資された資本総額は、IDB 史上最大の資本額で、2012 年度から有効[550]となっており、この資本を土台に、前年度比 2 倍となる、年間 120 億ドルまでの貸付が可能になり、民間セクターへの貸付枠も拡大するとされている。

開発支援事業の予算額は、IDB 理事会によって承認されることになっており、同理事会は、2011 年度には、160 件の融資に対して計 103 億ドルを承認し、その 35％となる約 36 億ドルは、IDB 加盟国の小国 19 カ国を対象としたものであった[551]。

---

[542] IDB セクション内で「ドル」と表記されている場合、特に表記されていない限り「米ドル」を意味する。
[543] http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/lending-and-grants,6028.html
[544] 会計年は、7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで。
[545] http://www.iadb.org/document.cfm?id=37177429
[546] 同上
[547] 応募済資本は、国際開発金融機関の自己資本の主要な構成要素で、当該の国際金融機関に出資する株主が支払う約束のみ取り付けてあるだけで、実際には支払われていない資本である「請求済み資本」と、既に株主から払い込まれてある「払込資本」から構成されている。（日本格付研究所･国際開発金融機関の格付方法より。）
[548] http://www.iadb.org/document.cfm?id=37177429
内部留保、払込資本を含む総資本額は、2012 年 6 月時点で、202 億ドル。
米州開発銀行(IADB)投資家様向け資料 2012（2011 年 12 月 31 日発行）
[549] 高格付け非借り入れ国株主は、米国（30.3％）、日本（5.01％）、カナダ（4％）、ドイツ（1.90％）、フランス（1.90％）など。
http://www.iadb.org/en/annual-meeting/2012/annual-report-2011,6410.html
[550] 2012 年 4 月時点で、48 加盟国のうち、オランダとベネズエラが増資へのコミットをしておらず、コミット総額は 619 億ドルと、目標の 700 億ドルに達していない。http://www.iadb.org/document.cfm?id=37177429
[551] 同上。 2011 年度の融資及び助成金の承認上限額は、109 億ドルであった。
http://www.iadb.org/en/about-us/basic-facts,6550.html

更に、理事会は、特に震災復旧活動の続くハイチへの援助額を増額[552]することに合意しており、その一環として、ハイチの対外債務を相殺し、2012 年から 2020 年まで毎年、通常資本から約 2 億ドルの拠出を含む計 22 億ドルの助成金を提供することを公約している。また、IDB は、2010 年 1 月 12 日のハイチ大地震から 2012 年 12 月現在までで、ハイチに対する総額 4 億 4,200 万ドルの助成金を承認しており、その中から既に 3 億 5,500 万ドルが支払込われている[553]。

さらに IDB は、増資により特別事業基金（FSO）設立を始め最貧国への融資･援助枠や、持続可能な開発、環境保護、地球温暖化対策などへの資金も拡大する予定である[554]。

IDB の運営及び資産状況は、スタンダード･アンド・プアーズ社（Standard and Poor's）、ムーディーズ･インベスターサービス社（Moody's Investor Service）および、日本格付け研究所といった大手金融機関信用格付け会社や研究所から、信用格付けで最も「安定的」とみなされるトリプル A（AAA）の評価が付されている。トリプル A 評価が付された主な理由としては、IDB の①総資本貸し出し比率 31.3％での融資を提供、②6～12 カ月間に亘り債権の償還と融資実行に十分な流動性を保持し資本を保護することで資本市場へのアクセスが不能な場合にも財務上の義務を果たすことができるシステムの維持、③国家政府保証のされたソブリン融資のポートフォリオの信用力向上の 3 点が挙げられている[555]。

2.2.2　最近行われた欧米企業との共同事業の概要

IDB による欧米企業との共同事業では、農業部門において地元の農産物を欧米企業の自社製品と直結させるような形態の融資事業が特徴として挙げられる。事業に参入する大企業の特徴に拠るところも大きいが、例えば、ペプシコ社（PepsiCo）やコカコーラ社（Coca Cola）などが参入している事業は、生産元と市場をつなぐことで、当該企業が原料の品質や労働力・製品の質や流通経路など、多くの面を管理・統制している。また、IDB を介することで、安定性があり信用度の高い融資システムをビジネスの基盤とすることが可能である上、事業対象国において、経済発展・人材育成といった事業目的を達成する過程で、IDB 加盟国だけでなく、世界に向けて製品のブランド浸透や企業のイメージの向上を図ることができる。

IDB と欧米企業との共同事業におけるもう一つの特徴としては、開発が困難な地理・地形的特長を持つ地域への、電力供給網といった大規模なインフラを必要としない、太陽光発電システムの普及プロジェクトへの融資が盛んなことが挙げられる。

---

[552] 2010 年のハイチ大地震以前は、ハイチへの支援はハイチを含むボリビア、ギニア、ホンジュラス、ニカラグアなどの最貧国への助成金である FSO によってカバーされていた。2009 年度の FSO 支出額は、98 億ドルであった。
http://www.iadb.org/en/about-us/idb-financing/fund-for-special-operations-fso,6063.html

[553] IDB は、ハイチに対する最大の多国間援助提供機関である。

[554] http://www.iadb.org/en/about-us/five-things-you-need-to-know-about-the-idb,6557.html

[555] http://www.iadb.org/en/idb-finance/investors/rating-agencies-report,2119.html
http://www.iadb.org/document.cfm?id=37177429
2011 年度のスタンダード･アンド･プアーズ社とムーディーズ･インベスターサービス社による IDB の格付けは、普通資本（OC）に対して付されている（2012 年の発表より）。
http://www.iadb.org/document.cfm?id=37177429

太陽光発電は、日照時間や太陽光の量などについては地域差があり、小規模にはなるものの比較的低額投資で電力供給が可能になるため、農村部や貧困地域に受け入れられやすいプロジェクトとなっている。さらに、多国間投資基金（MIF）が、持続可能な開発・環境・衛生向上に寄与するプロジェクトを支援していることから、環境関連分野では、発電プロジェクトだけでなく、リサイクルや水衛生プロジェクトも推進されている。

以下に幾つかの事業例を紹介する。

●グアテマラにおける太陽光発電プロジェクト

IDB は、2006 年～2011 年の 5 年間で、グアテマラのクリーン・エネルギー・プロジェクトに対し合計 4 億 100 万ドルの融資を行った。もともと中央アメリカ諸国では電気普及率が低いが、グアテマラはラテンアメリカ諸国の中でも貧困国の 1 つであり、電気が自宅に配電されているのは国民の 8 割という状況である。これは、ラテンアメリカ・カリブ海諸国 26 カ国の中でも下から 5 番目の低さである。そこで、グアテマラの農村地帯に、電気の配電網を設置するよりも、経済的に効果的である太陽光発電システム普及プロジェクトが、IDB の融資プロジェクトとして選ばれた。

本プロジェクトで IDB が選んだパートナーは、他のラテンアメリカ最貧国においても農村地帯の太陽光発電システム開発を手がけた経験を有し、欧州委員会（European Commission）の支援を受ける[556]非営利団体ユーロソーラー（Euro Solar[557]）である。ユーロソーラーは、1988 年に設立された非営利団体で、再生可能エネルギー利用の普及を推進する活動を主に行っている。本部はドイツのボンに設置されており、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルグ、ロシア、スペイン、トルコ、ウクライナ、英国にも支部を置き、欧州において幅広い活動を行っている[558]。ユーロソーラーは、本プロジェクトに参加が決定した時点で、既にグアテマラの農村コミュニティー117 か所に、ユーロソーラーの太陽光発電システムを設置するプロジェクトを実施中であった。

一方、グアテマラ国内のパートナーとして、IDB は、2009 年にグアテマラの起業家が立ち上げたキュートソル社（Quetsol）[559]を選抜した。IDB から支援を受けた同社は、手ごろな価格で販売可能な小型の太陽発電キットを開発し、それらをグアテマラの貧困層に販売していた。しかし、補助金により手頃な価格に抑えていたといえ、太陽光発電システムは貧困層にとっては手に届きにくい製品であったため、キュートソル社は、グアテマラのマイクロファイナンスを専門とする金融機関のジェネシス・イプレサリアル社（Genesis Empresarial）[560]といった機関と

[556] EC は、ユーロソーラー（Euro Solar）が実施するラテンアメリカ農村地域太陽光発電プロジェクト全般に、3,600 万ユーロを拠出することを承認している。http://ec.europa.eu/europeaid/where/latin-america/regional-cooperation/euro-solar/index_en.htm

[557] http://www.eurosolar.de/en/

[558] http://www.eurosolar.de/en/index.php?option=com_content&task=view&id=150&Itemid=52

[559] http://quetsol.com/

[560] http://www.genesisempresarial.com/
ジェネシス・イプレサリアル社（Genesis Empresarial）は、米国国際開発庁（USAID）による支援で、小規模・零細企業向けのマイクロファイナンス専門金融・開発支援機関として 1988 年にグアテマラで設立された。マイクロファイナンスだけでなく、技術指導や社会開発事業も行っており、農村開発及、特に女性への支援を主に行っている。

も提携し、グアテマラの住民に対するマイクロ・ローン貸し出しの充実化を図った[561]。なお、このマイクロファイナンスのおかげで、2011 年までに同社は、約 1,000 基の太陽光発電装置をグアテマラ国内の低所得層住宅 4,500 戸に販売・設置している。

●メキシコにおけるペプシコ社によるひまわり油プロジェクト

チップスやクッキーなどスナック菓子製造大手のフリトレー社（Frito-Lay）とペプシ・コーラ社（Pepsi-Cola）の合弁企業で、世界最大規模の食品・飲料会社のペプシコ社（PepsiCo, Inc.）[562]が、IDB と共同で、メキシコにおいて食用ひまわり種子油の増産事業を開始した。これは、IDB とペプシコ社が、ラテンアメリカとカリブ海地域の 26 カ国の経済発展に寄与することを目的として、2011 年 2 月に開始した大規模な共同事業の一環であると同時に、その共同事業における最初の試みでもある。なお、ひまわり油プロジェクトの実施期間は 5 年間となっている[563]。

メキシコにおけるひまわり油生産は 1960 年代～1990 年代ごろには繁栄をみせたものの、その後需要が激減したため、生産も下火状態となっていた。そのため、本プロジェクトは、①ひまわり油の持続的な需要を作り出すこと、そして、②メキシコの 850 軒のひまわり栽培農家に好条件のローンを提供し、ひまわり油の増産による収入をもたらすことという 2 点を目的として実施されることとなった。

良質のひまわり油は、心臓に良いとされるオレイン酸が豊富であるため、ペプシコ社のポテトチップ、ビスケットやその他のスナック製品の製造に有効的に利用することが可能である。また同社は、メキシコにおいて、「サブリタス（Sabritas）」や「ガメサ・クエーカー（Gamesa-Quaker）」といったブランドでスナック菓子を既に販売しており市場を確立させていたこともあり、メキシコでの更なる市場拡大及び、持続的なひまわり油の需要を作り出すという本プロジェクトの目的を達成するために、7 年間に亘り、本プロジェクトで生産されたひまわり油を全て買い取ることを約束した。なお、同社のひまわり油購入総額は 5,200 万ドルになるとの試算である。さらに同社は、本プロジェクトにおいて小規模生産農家に対し、技術及び経営指導費用として 260 万ドルを投入する計画も立てている[564]。

金融面においては、メキシコの農業関連サプライチェーン・ファイナンス専門金融機関のアグロファイナンザス社（Agrofinanzas）が、ひまわり栽培農家向けに約 4,040 万ドルのマイクロ・ローンを提供し、IDB がアグロファイナンザス社に上限 500 万ドルまでの信用保証（partial credit guarantee）を与えることになっている[565]。

---

[561] http://www5.iadb.org/mif/Climatescope/2012/img/content/pdfs/eng/Climatescope2012-case-studies.pdf

[562] ペプシコ社は、200 カ国以上で食品・飲料ビジネスを展開しており、年次売上約 6,000 万ドル規模の企業である。

[563] http://www.pepsico.com/PressRelease/PepsiCo-and-Inter-American-Development-Bank-Sign-Agreement-to-Spur-Development-i02222011.html
www.iadb.org/en/news/news-releases/2011-02-22/pepsico-and-idb-to-spur-development-in-lac,9190.html
http://www.potatopro.com/Lists/News/DispForm.aspx?ID=4991

[564] http://www.pepsico.com/PressRelease/PepsiCo-and-Inter-American-Development-Bank-Sign-Agreement-to-Spur-Development-i02222011.html
http://www.iadb.org/en/news/news-releases/2011-02-22/pepsico-and-idb-to-spur-development-in-lac,9190.html

[565] http://www.g20challenge.com/wp-content/uploads/2012/06/Agrofinanzas.pdf

●メキシコにおけるペプシコ社による水プロジェクト

ペプシコ社は、IDB との共同プロジェクトとして、上記のメキシコでのひまわり油増産プロジェクトの他、水・衛生や青少年育成、農業振興、震災復興に貢献するプロジェクトも実施している[566]が、ここでは水問題について紹介することとする。

ペプシコ社は、水問題について、2015 年までに開発途上国の 300 万人の人々に安全な飲料水を提供するという目標を立て、IDB が設立した開発途上国における安全な飲料水供給、衛生向上、下水道処理施設プロジェクトなどに資金拠出をする目的で設立された「アクアファンド（AquaFund）」に 500 万ドルの助成金を拠出した[567]。

ペプシコ社が助成する「アクアファンド」プロジェクトは、ペルーから始まり、将来的にはアルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコでも実施される予定である。ペプシコ社のグローバルヘルス及び農業政策部（global health and agriculture policy）のシニア・バイスプレジデントを務めるデレク・ヤック氏（Derek Yach）は、「この水プロジェクトは、我社にとって事業の 1 つである。我々が実現したい善行を実施するための資金は、会社の利益から捻出されるのだから、日常の業務を行いつつ、世の中のためになることを同時に行うべきである」と述べている[568]。

●ハイチにおけるコカコーラ社によるハイチ・ホープ・プロジェクト

コカコーラ社（Coca-Cola）[569]がハイチで実施する「ハイチ・ホープ・プロジェクト（Haiti Hope Project）」は、震災復旧支援の一環として、ハイチ最大の農産物輸出品であるマンゴーに焦点を当てたプロジェクトである。同社は、同社のフルーツジュースブランド「オドワラ（Odwalla）」から、ハイチのマンゴーを原料に使用した清涼飲料製品「マンゴー・ライムエイド（Mango Lime-Aid）」[570]を、米国を始め世界中で販売し、同製品の売上から、年間 50 万ドルをハイチの震災復旧事業に寄付することとしている[571]。

2010 年 9 月に開始した「ハイチ・ホープ・プロジェクト」は、マンゴーの栽培や収穫方法の改善を行い、収穫されるマンゴーの商品価値を高めることで、ハイチ国内の 2 万 5,000 人のマンゴー栽培農民の収入を、約 5 年間で 2 倍に増やすことを目標として掲げているもので、コカコーラ社、IDB グループの多国間投資ファンド（MIF）、米国国際開発庁（USAID）[572]及び、開

---

[566] http://www.guardian.co.uk/sustainable-business/pepsico-idb-partnership-social-economic-growth
http://www.pepsico.com/PressRelease/PepsiCo-and-Inter-American-Development-Bank-Sign-Agreement-to-Spur-Development-i02222011.html

[567] http://www.guardian.co.uk/sustainable-business/pepsico-idb-partnership-social-economic-growth

[568] 同上

[569] http://www.thecoca-colacompany.com/citizenship/haiti.html

[570] ハイチ・ホープ・マンゴーライムエイドのプロモーションポスターより。

[571] なお、「ハイチ・ホープ・プロジェクト」が開始された当初、コカコーラ社は同製品の売上 100%を震災復興事業に寄付すると謳っていた。

[572] http://usaid.gov/
http://idea.usaid.gov/newsroom/articles/gp/11-10-03-16

発途上国における農業・ビジネス支援団体のテクノサーブ（TechnoServe[573]、本部所在地：コネチカット州）が提携し、クリントン・ブッシュ・ハイチ支援基金（Clinton Bush Haiti Fund）[574]や国内外からの賛同を得て運営されている。

なお、コカコーラ社は、本プロジェクトに対して 350 万ドルを投資しており、一方 USAID は、100 万ドルを、MIF は 300 万ドルを支援するなど、総計 750 万ドルが寄せられている。また、コカコーラ社は、今後 5 年間は、「マンゴー・ライムエイド」1 本の売り上げに付き 10 セント、年間 50 万ドルを上限として同プロジェクトの支援に充てる他、地元の果物を利用した他のフルーツジュースの開発も行う予定である。さらに、同社は、米国の一般消費者から同プロジェクトへの寄付金を、インターネットを通じて受け付けている。

●ハイチにおける自然災害被害対策のためのビジネス向けマイクロ保険（Catastrophic Micro-insurance）

ハイチ国内には 100 万人以上の小規模企業経営者が存在しており、同国の民間セクターは、小規模企業が支えていると言っても過言ではない。しかし、これら小規模企業は自然災害などが発生した場合、大企業よりも脆弱であり被害を受けやすい。このような状況の改善をめざし、世界でも有数の再保険会社（reinsurer）のスイスリー社（Swiss Re[575]、本社：スイス）とカリブ海地域で事業を行う保険会社、カリビアン・リスク・マネージャーズ社（Caribbean Risk Managers[576]、本社：セント・ルシア）、世界中に支店を持つ災害保険の大手、ガイ・カーペンター・マイクロリスク・ソリューションズ社（Guy Carpenter Micro Risk Solutions[577]、本社：ニューヨーク州）とハイチ最大のマイクロファイナンス機関であるフォンコゼ社（Fonkoze[578]）の 4 社が提携して、ハイチでの自然災害被害に対応する、小規模企業向けマイクロ保険（Catastrophic Micro-insurance）商品である「マイクロ保険災害リスク（Microinsurance Catastrophe Risk Organisation：MiCRO）」を提供している。4 社が合同で提供するこの商品は、IDB からの寄付金を資本ベースにして立ち上げられた保険制度である。自然災害から多大な被害を受ける可能性のある中小企業が、手頃な価格で保険を購入し、災害に備えることができるという理由から、IDB はこのマイクロ保険設立にあたり、資金を提供した。

---

[573] http://www.technoserve.org/
1968 年に米国企業家で慈善家の Ed Bullard 氏が設立した団体で開発途上国農業の技術指導や企業家育成などの事業を行っている。

[574] http://www.clintonbushhaitifund.org/
オバマ大統領が、2010 年 1 月におきたハイチ大震災からの復旧支援活動をクリントン及びブッシュ前大統領に依頼して設立された基金で、同基金に寄せられた寄付金は、マイクロファイナンス金融機関、中小企業、成長が見込まれる企業への支援の他、職業訓練などに充てられる。

[575] http://www.swissre.com/
1863 年創立という古い歴史を持ち、中・小企業を中心に再保険事業を展開している。ハイチのマイクロ保険対象人口は、約 5 万人。
http://www.swissre.com/about_us/global_partnerships/Swiss_Re_provides_Haitis_micro_entrepreneurs_with_insurance_proceeds.html

[576] http://www.caribrm.com/
同保険会社は、災害保険を扱っており、カリブ海地域のセント・ルシア、バルバドス、ジャマイカの他、米国や英国にも支店を持つ。

[577] http://www.guycarp.com/portal/extranet/capabilities/gcmicroinsurance.html

[578] http://fonkoze.org/
フォンコゼ社は、ハイチの貧困救済のための、国内では最大規模のマイクロファイナンス機関（MFI）である。

●コカコーラ社によるリサイクリング・水衛生プロジェクト

上記のペプシコ社同様、コカコーラ社[579]とコカコーラ財団（Coca-Cola Foundation）（以下、これら2つを総称してコカコーラとする）も、IDBとの官民共同プロジェクトとして、リサイクルや水・衛生、青少年育成、農業振興、震災復興に貢献するプロジェクトに力を入れている[580]が、ここでは水衛生プロジェクトについて紹介する。

コカコーラは、2011年にIDBと共同で、エルサルバドル、グアテマラ及びニカラグアにある農村コミュニティー150カ所に対して、飲料水供給、衛生サービス及び、衛生教育を提供するプロジェクト「SWASH＋プログラム（School Water Supply, Sanitation and Hygiene Education Program）[581]」を開始した[582]。このプロジェクトにより、上記の国の子供たちが清潔で安全な環境において学習することができるようになる他、病気発生率も低減できるようになると期待されている[583]。なお、「SWASH＋プログラム」には、IDBの「アクアファンド」から100万ドルが拠出されている[584]。

また、コカコーラは、2020年までに同社の飲料製品の製造過程で使用・廃棄される水の100％を再利用することを目標に、浄水装置の研究開発・販売を手がける、デカR&D社（DEKA R&D、本社：ニューハンプシャー州）[585]と提携し、同社のスリングショット（Slingshot）浄水システム[586]を、ラテンアメリカ・カリブ海地域における水衛生プロジェクト対象地域に導入する計画である。さらに、コカコーラとデカR&D社は、IDBグループとアフリカの開発援助機関であるアフリケア（Africare）とも提携し、アフリカにも同様の浄水システムを導入する予定である[587]。

●マイクロソフト社によるIT推進プロジェクト

マイクロソフト社（Microsoft）は、IDBと共同でハイチ震災復興における政府のIT向上プロジェクトや、ラテンアメリカ・カリブ海地域におけるIT発展援助基金である「イノベーションと社会活動のための青少年育成基金（Youth Development Fund for Innovation and Social Action、

[579] IDBグループの多国間投資ファンド（MIF）840万ドルのうち、200万ドルをコカコーラ社は、マイクロソフト（Microsoft）社のビル・ゲイツ（Bill Gates）会長夫妻が設立した慈善団体であるビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団（Bill & Melinda Gates Foundation）の協賛を得て出資しており、水・衛生事業に積極的に関与している。
http://www.iadb.org/en/news/news-releases/2011-05-26/mif-collectors-of-recyclable-materials,9387.html
[580] http://www.csrwire.com/press_releases/34651-Coca-Cola-Announces-Long-Term-Partnership-With-DEKA-R-D-To-Help-Bring-Clean-Water-To-Communities-In-Need
[581] http://www.iadb.org/en/topics/water-sanitation/mi-escuela-saludable-swash,2789.html
[582] http://www.csrwire.com/press_releases/34651-Coca-Cola-Announces-Long-Term-Partnership-With-DEKA-R-D-To-Help-Bring-Clean-Water-To-Communities-In-Need
[583] http://www.iadb.org/en/topics/water-sanitation/mi-escuela-saludable-swash,2789.html
[584] http://www.thegreeneconomy.com/4-8-million-to-get-market-traction-for-recyclers-in-latin-america/
[585] http://www.dekaresearch.com
[586] スリングショット（Slingshot）浄水システムは、蒸気圧縮蒸発（Vapor-compression evaporation）システムを用いて水を浄化する装置で、汚れた河の水や、汚水、海水などからでも、飲料水を作ることができる高い浄化力を持つものである。これは、セグウェイの発明者としても有名なディーン・ケイメン氏（Dean Kamen）によって発明されたもので、同氏は、世界の9億人以上の人々が、飲料水を得るのに苦労をしているという世界保健機構（WHO）の発表を元に、このスリングショットの開発に至ったという背景がある。
http://www.dekaresearch.com
[587] http://www.thegreeneconomy.com/4-8-million-to-get-market-traction-for-recyclers-in-latin-america/

以下、青少年育成基金）」プログラムなどを通して、学生や中小企業に対して IT に関する知識や IT 技術普及・向上への援助を提供している[588]。

2006 年に同社と IDB が 50 万ドルずつ出資して設立した「青少年育成基金」プログラムの目標は、IDB 加盟国における青少年の IT スキル向上を目指すことであり、この目標を達成するために様々なプロジェクトを実施する非営利団体に対して助成している[589]。

本プログラムにおいて、助成金の受給希望者からの提案書が最初に募集されたのは 2007 年 10 月～2008 年 11 月であったが、その際 700 件以上の提案書が提出された。なお、この 700 件以上の提案書の中から 16 カ国において実施される 18 件の提案書が助成対象として選抜されており、この助成プロジェクトの恩恵を受ける青少年は 3,000 人以上となった。

なお、「青少年育成基金」プログラムは、2011 年 3 月から第 2 フェーズに入り、プログラム名も「雇用につながる青少年の技術向上基金（Youth Technology for Job Insertion Fund）」と変更され、マイクロソフト社と IDB によって、基金の総額も 280 万ドルに増額されている。なお、このフェーズにおいて募集しているプロジェクトは、ライフスキル、リーダーシップ、及び職業訓練を含むもので、ラテンアメリカ及びカリブ地域の青少年が IT スキルを習得し、経済的機会を得られるようにすることを目的としたものとなっている[590]。なお、マイクロソフト社は、本プロジェクトに対し、資金のみならず同社のソフトウェアも寄付している[591]。

[588] www.iadb.org/en/news/news-releases/2007-03-16/microsoft-and-idb-to-fund-youth-development-program-for-innovation-and-social-action,3670.html
[589] http://www.microsoft.com/publicsector/ww/international-organizations/projects/Pages/idb-youth-development-fund.aspx
[590] 同上
[591] http://www.iadb.org/en/news/news-releases/2009-10-13/microsoft-and-the-idb-extend-joint-projects-in-16-countries,5759.html

2.3 欧州：欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development：EBRD）

欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development：EBRD）は、中・東欧（Central and Eastern Europe：CEE）から中央アジア及び北アフリカ地域における旧社会主義経済の国々の民主化、および市場経済の移行・発展を援助する地域開発金融機関である。EBRDは、中央ヨーロッパ、西バルカンから中央アジア地域における最大の投資機関となっており、2012年現在、29カ国において、主に個人や民間企業に対する財政的支援を行っている[592]。

EBRDの国際金融機関としての特徴は、社会主義経済から民主主義経済への転換や構造改革を推進するという政治的要素が強いことや、市場経済への移行を推進するために民間企業への投融資を業務の中心に据えていることである[593]。

2.3.1 組織概要

2.3.1.1 組織形態

EBRDは、2012年12月17日現在、64カ国の加盟国と、欧州連合（European Union：EU）と欧州投資銀行（European Investment Bank：EIB）で構成されている。64の加盟国及び2の加盟機関の内訳は、欧州及び中央アジア諸国の中で社会主義経済からの移行経済段階にある開発援助対象国が30カ国、資金拠出のみを行うドナー国が34カ国及び欧州連合、欧州投資銀行となっている。表54は開発援助（投融資）対象国30カ国の一覧、表55は34のドナー国及び2機関の一覧である。

表54　EBRD開発援助対象国一覧

アゼルバイジャン	コソボ*	ボスニア・ヘルツェゴビナ
アルバニア	スロバキア共和国	ポーランド
アルメニア	スロベニア	マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国
ウクライナ	セルビア共和国	モルドバ
ウズベキスタン	タジキスタン	モンテネグロ
エストニア	トルクメニスタン	モンゴル
カザフスタン	トルコ	ラトビア
キルギス共和国	ハンガリー	リトアニア
グルジア	ブルガリア	ルーマニア
クロアチア	ベラルーシ	ロシア

*コソボ（Kosovo）は、2012年12月17日に新たに加盟。

出典：EBRD, “Countries”, http://www.EBRD.com/pages/country.shtml

[592] http://www.EBRD.com/pages/about.shtml
http://www.EBRD.com/pages/homepage.shtm

[593] http://www.EBRD.com/pages/homepage.shtml
“Differing from other development banks, the EBRD operates under a mandate that has political aspects, in that it seeks to assist only those countries that are …committed to and applying the principles of multi-party democracy [and] pluralism” (Article 1 of the Agreement Establishing the Bank).

表 55　EBRD ドナー国・機構一覧

アイスランド	ギリシャ	フランス
アイルランド	スイス	ベルギー
米国	スウェーデン	ポルトガル
イギリス	スペイン	マルタ
イスラエル	チェコ	メキシコ
イタリア	チュニジア**	モロッコ
エジプト	デンマーク	ヨルダン***
オーストラリア	ドイツ	リヒテンシュタイン
オーストリア	ニュージーランド	ルクセンブルク
オランダ	日本	キプロス
カナダ	ノルウェー	欧州連合
韓国	フィンランド	欧州投資銀行

**チュニジアは、2011 年 12 月 29 日に加盟。

***ヨルダンは、2011 年 12 月 29 日に加盟。

出典：EBRD, “Countries”, http://www.EBRD.com/pages/country.shtml

本部を英国ロンドンに置く EBRD は、冷戦後、共産主義体制の崩壊が進行し、中・東欧諸国の政治及び経済的変化が起こりつつあった状況を受けて、1991 年に設立された。EBRD の設立は、1989 年に欧州議会においてフランスのミッテラン元大統領（François Mitterrand）が、中・東欧諸国地域の民間セクターを活性化することで経済構造の変化を図り、開かれた経済、及び多元的民主主義への移行を援助する地域開発金融機関設立の必要性を発案したことに端を発し、翌年、欧州 40 カ国及び欧州投資銀行（EIB）によって設立が承認されたという経緯を持つ。なお、1991 年から始動している EBRD の初代総裁（President)には、ミッテラン元大統領の相談役で、EBRD の設立を提案しその設立に貢献したジャック・アタリ氏（Jacques Attali）が就任した[594]。

現在の EBRD の組織運営は、各メンバー国、EU、EIB からの代表と副代表、それぞれ 1 名ずつ計 2 名の 130 名[595]で構成される総務会（Board of Governors、Alternate Governors）が最終的な意思決定責任を持つこととなっており、融資の承認といった実務は、総務会が任命する 23 名の代表で構成される理事会（Board of Directors）が実行している[596]。理事会は、EBRD の戦略的方向性を決定する大きな権限を持つ。理事会役員の任期は 3 年である。

EBRD の運営の最高責任者に位置づけられる EBRD 総裁は、4 年ごとに開かれる選挙で理事会員によって選出される。2012 年 7 月に行われた選挙では、英国で国際開発金融業務の経験を積んだ、インド出身のスマ・チャクラバルティ氏（Suma Chakrabarti）が第 6 代 EBRD 総裁が選出された。なお EBRD 総裁の任期は 4 年間である[597]。

EBRD 総裁や副総裁、エコノミストなど専門家から構成される執行委員会（Executive Committee）は、理事会の下の位置づけとなっており、日常業務を支える役目を負っている。執行委員会には、執行委員会委員長室、銀行業務部（Banking）、融資業務部（Finance）、リスク

[594] http://www.ebrd.com/pages/about/history.shtml

[595] 2012 年 12 月 31 日時点ではまだコソボからの代表・副代表は追加されていない。 http://www.ebrd.com/pages/about/who/structure/governors.shtml

[596] 理事会メンバーの構成は、EU 諸国から 11 名、欧州 30 の援助受益国から 4 名、その他の欧州の国から 4 名、欧州以外からの 4 名、計 23 名となっている。

[597] http://www.EBRD.com/pages/about/who/structure/president.shtml

及びリソース部（Risk and Resources）、運営方針部門（Office of Operational Policies）、チーフエコノミスト室（Office of the Chief Economist：OCE）、法務顧問室部（Office of the General Counsel）、事務局長室（Office of the Secretary General）、内部監査部門（Internal Audit）、コンプライアンス室（Office of the Chief Compliance Officer）、コミュニケーション部（Communication）、総裁室（Office of the President）などの部局があり、EBRD の運営方針、業績、財務の健全性といったあらゆる業務面の管理を行っている[598]。EBRD の組織図については、図 38 を参照。

図 38　EBRD 組織図

2012 年 9 月現在
出典：EBRD, “Organization Chart”, http://www.ebrd.com/downloads/orgcharts/ebrd.pdf

執行委員会の中でも特に、EBRD が関与するプロジェクトの選定や査定などにおいて大きな役割を果たしているのがチーフエコノミスト室（OCE）で、EBRD の開発援助・投資、及び運営戦略に関する実質的な決定権を握っている[599]。OCE による開発援助・融資対象プロジェクトの選定基準は、そのプロジェクトが、当該国や地域における市場経済及び、民主主義への移行にどの程度の影響力があるかという点に重点が置かれている[600]。また、OCE は経済関連の調査プログラムも実施しており、EBRD が手がけたプログラムの成果を評価している。このような調査プログラムによって得られたデータは経済・構造移行報告、地域経済概要、調査結果報告書やアンケート調査結果などの形で一般公開されている[601]。

さらに OCE は、EBRD のプロジェクト推進にあたって、フィンランド移行経済協会（Bank of Finland’s Institute for Economies in Transition）、ロシアの独立系経済政策研究機関の経済・金融研究センター（Centre for Economic and Financial Research：CEFIR）、国際問題研究の世界的権威である英国のチャタム・ハウス（Chatham House）、セルビアなど南東欧州地域諸国から構成される経済研究機関の経済推進財団（Foundation for the Advancement of Economics）、国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）及び世界銀行グループ（World Bank Group）など、世界の様々な関連機関とも提携して情報交換を行っている[602]。

[598] http://www.EBRD.com/pages/about/who/structure/executive.shtml
[599] http://www.EBRD.com/pages/about/who/structure/executive/berglof.shtml
2006 年から現在まで OCE の室長は、主任エコノミストであるエリック・バーグロフ氏（Erik Berglöf）がつとめている。
[600] http://www.EBRD.com/pages/research/economics/transition.shtml
[601] http://www.EBRD.com/pages/research/economics/publications.shtml
[602] http://www.EBRD.com/pages/research/economics/about/partners.shtml

2.3.1.2 事業内容

EBRD の主な業務は、支援国に対する貸付・保証・出資であり、これらの融資先ポートフォリオの割合は、民間部門が 60％、公的部門が 40％と EBRD 設立時に定められている[603]。また、環境に配慮した「持続可能な開発」と「管理・経営の高い基準（highest standards of corporate governance）」に基づき、開発援助対象国の市場経済への移行を推進することを事業目標として掲げている[604]。

EBRD は設立当初、共産主義から脱却しつつある諸国・地域の金融システム改革や価格の自由化、国営事業の民営化に関する法規制の設立、財産権を保護する法的システムの整備などの構造的改革を事業の重点に置いていた。その後、共産主義からの構造転換には、民間企業の活性化が重要な鍵であるとし、現在は主に民間セクターを対象とした投資を行っている。中でも、成長する可能性があり、ビジネスが軌道に載れば、商業採算性も見込めるが、一般の商業銀行などから融資を受けられない企業やプロジェクトに対して支援を行うことが多い。EBRD は、銀行、開発支援目標達成に寄与すると考えられる産業分野、ベンチャー企業、公営企業などに資金を融資しており、これまでに EBRD が融資を提供した政府・公的機関及び民間企業は、1,000 件を超えている。また EBRD は、中・東欧（CEE）諸国やロシア政府にも融資を行っている[605]。

EBRD は、ローン、エクイティ・ファイナンス（equity finance）、保証（guarantees）、施設のリースや貿易金融などの形で融資を行っており、直接投資額としては、500 万ユーロから 2 億 3,000 万ユーロの範囲で、プロジェクトにかかる全コストのうち上限約 35％までの資金を提供する[606]。

EBRD の融資先は、以下のような、①企業・個人事業主、②金融機関、③公共施設・設備・事業と国家、地方政府当局の 3 分野に大別できる。

① 企業・個人事業主

企業・個人事業主にとって EBRD の援助を受けることは、ローンやエクイティ・ファイナンス（equity finance）を利用し、投資や事業を拡大することができるだけでなく、これまでの共産主義経済から転換し、市場経済、自由な競争という市場環境の中で生き抜くために必要な経営方法や事業計画に関する助言や技術指導を受けられるというメリットもある。企業自身が、経営方法の改善と効率化に向けて努力することが、プロジェクト成功の鍵と見なされており、EBRD は投融資の他、援助供与国からの拠出金により、技術支援やビジネスに関するアドバイスを提供するための基金「技術協力ファンド（Technical Cooperation Fund）」を設立している[607]。

---

http://www.EBRD.com/pages/about/what/mission.shtml

[603] http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/siryo/sr3320023.htm
http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/fr11e.pdf

[604] http://www.EBRD.com/pages/research/economics/transition.shtml
http://www.ebrd.com/pages/about/what/mission.shtml

[605] http://www.fas.org/sgp/crs/row/R41170.pdf

[606] http://www.EBRD.com/pages/about/what.shtml

[607] この基金は供与国からの援助金で成り立っており、投資資本の確保と、地元企業に専門家のアドバイスを提供することに充てられる。この基金は、20 年前にノルウェーが、初の援助供与国となり、技術協力ファンド

企業・個人事業主への融資において EBRD が力を入れる分野は、エネルギーの効率化と貿易振興である。支援対象企業が世界に通用する競争力をつけ、国際市場に参入できるようになるためにも、経営基準の向上、効率化、及びイノベーションの育成は、融資と共に EBRD が重視している開発援助サービス分野の 1 つである[608]。

② 金融機関

EBRD は、金融インフラの整備・強化を行うため、投資、援助対象国の銀行に直接投資することで、企業や個人事業主への貸付金の信用枠（credit lines）を提供している。例えば、援助対象国経済の実情に見合った信用貸付（クレジット）を提供したり、金融機関の金融仲介機能が拡大するように構造的改革を促したり、金融機関の提供する金融商品や支店数の増大支援を行っている。さらに、女性の小規模事業主に対して低金利で小額の資金を貸し出すマイクロクレジット融資（microloans）の提供も行うなど改革が遅れている分野への投資を中心に行っている[609]。

③ 公共施設・設備・事業と国家、地方政府当局

EBRD は、経済発展とともに、整備・拡大が必要となる交通網、発電施設や設備、水と衛生を含む都市インフラ整備プロジェクトへの融資を行う。これらインフラ開発への投資は、経済成長を支え、多くの場合、環境改善にもつながるといった直接的な影響がある他、関連当局の管理・運営改善、関税政策改革、民間セクターの発展支援、融資約款や規約の遵守といった支援対象国内の状況改善にも資するとされている[610]。

なお EBRD は、支援対象国のマクロ経済や支援対象となるセクター・市場などを調査した上で国別支援戦略を策定し、支援の重点分野を決定することとしており、個々の融資プロジェクトの選定は、当該プロジェクトが市場経済及び、民主主義体制への移行にどの程度貢献するか、また環境に負荷を与えないかといった項目の評価に基づいて行われる[611]。中でも、①市場構造と市場の拡大（The structure and extent of markets）、②市場を支える機関・制度及び政策（The institutions and policies that support markets）、③市場ベースの行動パターンや、技能、イノベーション（Market-based behavior patterns, skills and innovation）、の 3 分野に与える影響が大きいものが融資プロジェクトとして優先される[612]。さらに、各国の経済及び社会構造の移行度を分析し、それぞれの国における戦略的優先プロジェクトと投資対象セクター選定の基準が設定される[613]。

2011 年度の EBRD によるセクター別投資額の割合は、中小企業に融資する金融機関への投資が最も多く、全体の 32％を占めている。次いで、農業・製造業・旅行・テレコム関連企業で全体

（Technical Cooperation：TC Fund）を設立したのが始まりで、現在は、合計 20 以上の援助供与国及び機関が参加している。

608 http://www.EBRD.com/pages/workingwithus/trade.shtml

609 同上

610 同上

611 http://www.ifinance.ne.jp/glossary/global/glo016.html

612 http://www.EBRD.com/pages/research/economics/transition.shtml

613 http://www.EBRD.com/pages/about/policies.shtml

の 30%、天然資源開発とエネルギー分野に 20%、都市環境・交通・運輸関連インフラに 18%となっている（図 39 参照）[614]。

図 39　2011 年度セクター別 EBRD 投資額の割合

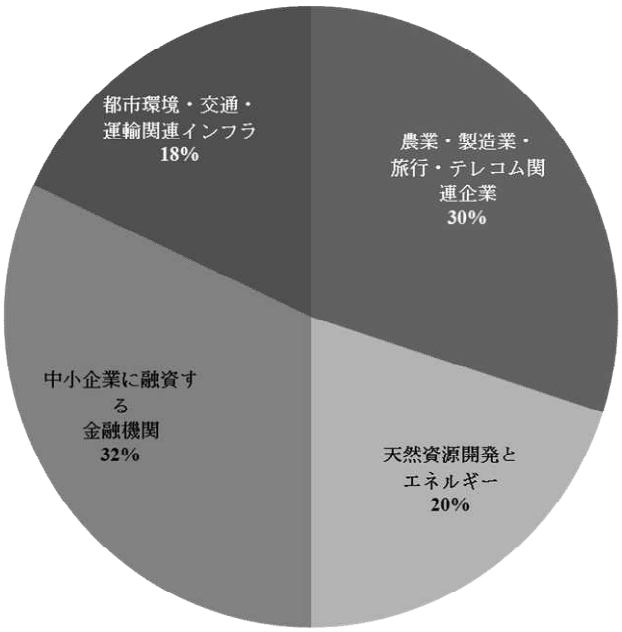

出典：EBRD Annual Report 2011, http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/ar11e.pdf
を元にワシントンコア作成

資金提供にあたって、EBRD は、対象セクターや各地域の専門家及び、法律や環境問題を取り扱う専門知識や技能を持つスペシャリストからなるサポートチームを形成し、トレーニングの機会も援助対象セクターや企業に提供する。また、EBRD は、プロジェクト進行もモニタリングする。通常、EBRD の組織内では、チーフエコノミスト室（OCE）がモニタリングを行い、モニタリングも EBRD の開発支援プロジェクトのサイクルに組み込まれている。

EBRD は、プロジェクト・サイクルとして、プロジェクト開始から終了までのモニタリングと平行して、個々のプロジェクトに対する「資本主義へ経済システムへの移行（transition）インパクト評価」を行う。この評価では、EBRD が掲げる「開かれた市場や企業家育成といった市場経済移行」目標への貢献度など、プロジェクトの実際及び、潜在的貢献度を 5 段階の評価基準に沿って OCE が審査を行う。OCE による評価結果は、プロジェクト進行過程でのフィードバックや、軌道修正、技術的サポートの必要性や適切な援助方法を検討するためのデータとして利用される[615]。

また、各プロジェクトの EBRD の目標への貢献度評価だけでなく、リスク評価も重要な要素として捉えられている。プロジェクトの目標達成度予測や、当該プロジェクトが「移行」推進に与えるマイナス影響の可能性などを考慮し、同プロジェクトに対するサポートの必要性を、（1）非常に高い、（2）高い、（3）中程度、（4）低い、の 4 段階で示し、そのリスクの高さ

[614] http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/ar11e.pdf
[615] http://www.EBRD.com/pages/research/economics/transition.shtml

を評価している[616]。EBRD は、持続可能な開発で商業的採算性が見込まれ、且つ経済開発の推進に貢献する事業に投資するとしているが、特に環境保護は近年の優先事項に追加されており、環境を損なうと見なされるプロジェクトはリスク評価も高くなる[617]。

なお、OCE は 2003 年から資本主義へ経済システムへの移行影響モニタリング・システム（Transition Impact Monitoring System：TIMS）と呼ばれるインパクト評価を実施しており、プロジェクトのモニタリング終了後も、定期評価はクレジット査定とあわせて年 2 回行われている。さらに、EBRD の評価局（Evaluation Department）でも、プロジェクトの総合的評価を行い、個々のプロジェクト経験から得られた教訓を他のプロジェクトに生かすべく、これらの評価内容を報告書にまとめ、公開している。

●投資リスクの高い国（初期的移行段階国[618]）への支援事業

EBRD の融資プロジェクトが進められている 29 カ国では、民主化のレベル、経済発展の程度が異なっており、国家間で移行ギャップ（transition gap）が見られる[619]。そのため、各国の民主主義、経済発展、市場経済への「移行」度によって、援助枠や技術的サポートの種類及び程度は異なる。特に民主主義経済への移行が困難とされる地域について、EBRD は初期的移行段階国（Early Transition Countries：ETC）とし、プロジェクト遂行に関しリスクが高い諸国であると指定している。これらハイリスクの諸国内で実施されるプロジェクトの支援には、特別なアプローチが必要であることから、EBRD は、ETC 地域でのプロジェクト用の特別基金として ETC 基金（Early Transition Countries Fund：ETC Fund）を 2004 年に設立している[620]。

この ETC 基金が適用される重点的支援諸国（ETC 諸国）として、国民の 50％以上が貧困層に属する、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、キルギス、モルドバ、モンゴル、タジキスタン、ウズベキスタンの 8 カ国が 2004 年に指定された。なお、2010 年にはベラルーシとトルクメニスタンも ETC 諸国に指定され、現在合計 10 ヵ国が ETC 基金の対象国となっている[621]。

ETC 基金の財源は、カナダ、フィンランド、ドイツ、アイルランド、日本、韓国、ルクセンブルグ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国、オランダの資金ドナー国からの援助金で成り立っており、援助金拠出額が最も多いのはオランダで約 2,260 万ユーロであった[622]。ETC 基金は、EBRD 株主特別基金（EBRD Shareholder Special Fund）からのマッチン

---

[616] http://www.EBRD.com/pages/research/economics/transition.shtml

[617] EBRD は、独自の環境・社会方針（Environmental and Social Policy）を定めており、プロジェクトの環境への影響を評価している。国際金融機関として、「持続可能な開発」にかなりの重点を置いているのも、EBRD の特色であるが、この背景には、東欧・旧ソビエト連邦・独立国家共同体（Commonwealth of Independent States ：CIS）の自然環境破壊が深刻であることが挙げられる。特にチェルノブイリ原発事故の経験から EBRD は、チェルノブイリ原子力発電所の崩壊した原子炉の処理などに充てる 6 つの原子力安全・廃止基金を運用・管理している。

[618] Early Transition Countries

[619] http://www.EBRD.com/pages/country.shtml

[620] http://www.ebrd.com/pages/about/where/etc.shtml

[621] http://www.EBRD.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#b

[622] http://www.EBRD.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#b
2011 年度の ETCドナーファンド総額は、7,963 万 8,371 ユーロで、その内訳は、オランダ 2,260 万ユーロ、英国 1,170 万 70 ユーロ、日本 1,100 万ユーロ、ノルウェー603 万 7,775 ユーロ、スペスペイン 600 万ユーロ、スウェーデン 505 万 5,276 ユーロ、スイス 452 万 7,333 ユーロ、フィンランド 350 万ユーロ、台湾 210 万ユーロ、韓国 153 万 665 ユーロ、ドイツ 150 万ユーロ、アイルランド 150 万ユーロ、カナダ 138 万 7,252 ユーロ、ルクセンブルク 120 万ユーロとなっている。

グを受け、基金設立から 2011 年までに、援助金のうち 9,400 万ユーロが 522 件のプロジェクトに充てられている。なお 2011 年度に実施されたプロジェクトは 522 件のうち 69 件であった[623]。

ETC 諸国で実施されるプロジェクトは「貧困層の縮小」を目的としたものとなっている。そのため、EBRD は ETC 諸国の国情に見合った援助金融ツールを開発・提供しており、それらには、地元の中小・零細企業家や新規に事業を立ち上げようとする起業家を支援するローンや、エクイティ（equity）、債務保証（guarantees）などが多く含まれる。開かれた市場経済がうまく機能することにより、雇用が拡大され、国民の生活水準が引き上げられるという EBRD の理念から、民間企業、特に中小企業への少額融資のマイクロ・ファイナンスが有効であるとして、多く提供されている。

中小企業は、持続的な雇用と利潤を生む可能性が最も高く、特に移行過程にある国々の民主化にも影響力がある他、個人事業主は、旧体制の汚職を減少し、法律などを整備する動きに貢献すると EBRD はみている。このため、EBRD では、融資や助成金提供の他、支援体制として、マイクロレベルでは地元企業などが実施する個別プロジェクトへの融資や、企業経営に関するアドバイスを提供し、マクロレベルでは融資対象となる事業セクターの構造的改革や政策レベルの対話を実施している[624]。

●原子力発電施設解体、原子力発電安全対策技術・政策融資事業

その他、EBRD の融資プロジェクトにおいて特筆すべきものは、環境関連、特に、原子力発電所の安全対策技術及び、チェルノブイリ原子力発電所（Chernobyl Nuclear Power Plant）災害復興に関連して設立された 6 件の原子力安全基金（Nuclear Safety Funds）である[625]。

これらの 6 つの基金は以下の通りである。

- 原子力安全口座（Nuclear Safety Account ：NSA）：1995 年に、ウクライナのチェルノブイリ原子力発電所取り壊しのための資金を提供するため設立されたもので、発電所の施設の安全保障や安全性保持のためにも同基金が使われている[626]。
- チェルノブイリ・シェルター基金（Chernobyl Shelter Fund：CSF）：チェルノブイリ原子力発電所事故跡地をシェルターで覆う事業に資金を提供するもので、NSA による資金を補充する形で 1997 年に設立された[627]。
- ブルガリア、リトアニア、スロバキアにおける原子力施設廃止措置に対する 3 つの国際基金（three international decommissioning support funds for Bulgaria, Lithuania and the Slovak Republic）：ブルガリア、リトアニア、スロバキアにある原子力発電所の安全な解体作業をサポートする基金で、①ブルガリアに対する基金は、ブルガリアのコズロデュイ原子力発電所（Kozloduy nuclear power plant）解体資金を提供するため、2001 年に設立されたコズロデュイ原子力発電施設解体支援国際基金（Kozloduy International Decommissioning Support Fund）[628]、②リトアニアに対する基金は、リトアニアのイグナ

[623] http://www.EBRD.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#b
http://www.ebrd.com/pages/about/where/etc.shtml
[624] http://www.EBRD.com/pages/about/integrity.shtml
[625] http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety.shtml
http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/what.shtml
[626] http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/chernobyl.shtml
[627] 同上
[628] http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/kozloduy.shtml

リーナ原子力発電所（Ignalina nuclear power plant）解体資金を提供するため、2001 年に設立されたイグナリーナ原子力発電施設解体支援国際基金（Ignalina International Decommissioning Support Fund）[629]、③スロバキアに対する基金は、スロバキアのボーフニス原子力発電所（Bohunice nuclear power plant）解体資金を提供するため、2001 年に設立されたボーフニス原子力発電施設解体支援国際基金（Bohunice International Decommissioning Support Fund）[630]から構成されている。

- 「原子力の窓」北方環境パートナーシップ互助基金（“Nuclear Window” of the Northern Dimension Environmental Partnership Support Fund ：NDEP）[631]：ロシア西東部の放射能線に関連する汚染除去・環境保護活動を支援するため 2002 年に設立された基金で、欧州連合とベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、フランス、オランダ、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、イギリスの 11 カ国がこの基金に出資している[632]。

なお、これら 6 つの原子力安全基金には、G8 を含む 29 カ国と欧州委員会（European Commission）の 30 の資金源から、2010 年度末までに 30 億ユーロの援助があったと報告されれている[633]。

また、他にも EBRD の環境関連特別基金としては、水ファンド（Water Fund[634]）、地球環境融資枠（Global Environment Facility：GEF[635]）、東欧エネルギー効率向上・環境パートナーシップファンド（Eastern Europe Energy Efficiency and Environment Partnership：E5P[636]）、温暖化対策基金（Climate Investment Funds：CIFs[637]）などが挙げられる。

---

[629] http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/ignalina.shtml

[630] http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/bohunice.shtml

[631] 原子力の窓（Nuclear Window）は、2003 年に設立された G-8 主導の多国間協調プログラムで、大量破壊兵器拡散防止を目的としており、EBRD 加盟国地域では、ロシアの原子力潜水艦の安全な廃止を重視している。
http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/ndep.shtml

[632] http://www.ebrd.com/pages/sector/nuclearsafety/ndep.shtml

[633] http://www.ebrd.com/downloads/research/factsheets/nuclear.pdf

[634] Water Fund は、中央アジアにおける水供給・水浄化・衛生プロジェクトを支援するため 2010 年に設立された。EBRD は、2011 年末までに、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの水供給プロジェクトに 3800 万ユーロを充てている。http://www.ebrd.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#a

[635] GEF は、1991 年に 10 億米ドルで試験的に世界銀行が始めた、持続可能な開発援助基金で、現在は、178 カ国及び国際機関、関連民間セクターが参加している。2004 年から、EBRD は GEF プロジェクト推進機関として、水と気候変動に関するプロジェクトに GEF から資金を得ている。2011 年には、GEF の資金を元に、タジキスタンの気候変動対策プロジェクトに 300 万米ドルの融資をした。
http://www.ebrd.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#a

[636] E5P は、ウクライナの省エネと温室効果ガス排出減につながるプロジェクトを支援する目的で 2009 年に設立され、アルマニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバも支援対象になる予定である。世界銀行や欧州投資銀行（European Investment Bank）、北欧環境融資法人（Nordic Environment Finance Corporation）、北欧投資銀行（Nordic Investment Bank）などからの資金を EBRD が管理する。支援総額は 9200 万ユーロで、欧州共同体（European Union）米国、スウェーデン、ウクライナなどからの拠出金も含まれる。2011 年に EBRD の総務会により承認された最初の 7 件のプロジェクトは、ウクライナの地域暖房設備の復旧である。http://www.ebrd.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#a
http://www.easternpartnership.org/publication/economy/2011-04-04/e5p-partners-efficient-energy-sector
http://www.ebrd.com/pages/news/press/2012/120223.shtml

[637] CIF は、低炭素排出社会への転換を図るクリーン・テクノジーへの融資を目的として設立された基金。もともとは、多国間の地域開発銀行によって設立されたが、EBRD は 2009 年に、EBRD・CIF・Special Fund を新たに設立した。この基金は、EBRD が地球温暖化防止対策に関するプロジェクトを推進する際に、追加の資金源となる。EBRD は、2009-2010 年の間、カザフスタン、トルコ、ウクライナで、関連のプロジェクトに 3

2.3.1.3 予算等

EBRD の 2011 年度末における総資産額は 470 億ユーロで、主に、融資（38%）と株式投資（13%）となっている[638]。

EBRD の融資財源及び運営財源は、EBRD 加盟国及び加盟機関からの援助供与（払込資本）と国際資本市場からの借り入れ（市場からの資金調達）に拠るものとなっている[639]。EBRD の資金運用は市場金利ベースに基づいており、例えば日本でも、EBRD の外貨建て再建が発売されているように、主要通貨国における個人投資家も比較的少額の資金で EBRD への投資が可能となっている[640]。

年々、援助国・地域での資金需要が高まっており、EBRD は、2010 年 5 月に授権資本をそれまでの 200 億ユーロから 300 億ユーロに引き上げる増資を決定し、それが加盟国代表からなる総務会により承認された。この 100 億ユーロの増資は、準備金から払込資本への繰入 10 億ユーロと請求払資本の 90 億ユーロで構成されている[641]。また、2011 年度の EBRD の資金調達額は約 348 億ユーロで、2010 年の 307 億ユーロから約 13%増資された[642]。

2011 年度の 380 件のプロジェクトに対するコミット（出資約束金上限額）総額は、91 億ユーロであった。これは、2010 年度に承認された 386 件のプロジェクトに対するコミット総額の 90 億ユーロから、1 億ユーロの増額となっている[643]。2011 年のコミット額の中には、ETC 諸国への援助増加分の 10 億ユーロが含まれている[644]。

EBRD の 2011 年度末の準備金（reserve）高は、70 億ユーロで、2011 年度の純利益が加算され、2010 年度末の 68 億ユーロより増額となっている[645]。

2011 年度の EBRD の利益は 1 億 1,300 万ユーロで 2010 年の 1 億 1,900 万ユーロを下回った。これは、EBRD の安定株の分担率が下がったことが大きく影響していると分析されている[646]。なお、利益は一時的に下がったものの、EBRD は、加盟国からの強い支援と、強固な資本構造、厳格なリスク管理、EBRD の総資産に対する自己資本の比率であるギアリングレシオ[647]を 1：1 に保っていることや、2011 年度末の不良債権比が 2.6%と比較的良好であることに加え、財務部の貸借対照表管理や顧客のリスクマネジメント強化などを含む慎重な経営体制が評価され、2010 年度に引き続き 2011 年度も、世界的な格付け企業のスタンダード・アンド・プア社

億 5,800 万米ドルを融資している。mが、タジキスタンの気候変動対策（Climate Resilience）プロジェクトに 5,000 万米ドルを充てている。http://www.ebrd.com/pages/about/workwith/donors/countries.shtml#a

[638] http://www.ebrd.com/downloads/capital/JCR_JN.pdf

[639] http://www.EBRD.com/pages/research/publications/flagships/donor.shtml

[640] http://www.ifinance.ne.jp/glossary/global/glo016.html

[641] http://www.jcr.co.jp/release/pdf/12i041EBR.pdf

[642] これは、ポートフォリオの額で、2011 年末の株主資本と満期前償還資本（equity and callable capital）総額は、353 億ユーロ（2010 年度は、276 億ユーロ）である。
http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/fr11e.pdf

[643] http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/fr11e.pdf

[644] ETC への援助増加は、主にエネルギー効率向上、継続可能なエネルギー開発に集中している。

[645] http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/fr11e.pdf

[646] 同上

[647] 金融機関の総資産に対する自己資本の比率で、その金融機関の健全性を評価する指標の一つ。

（Standards and Poors：S&P）やムーディーズ社（Moody's）、日本格付研究所（Japan Credit Rating Agency：JCR）などから「安定した運営」という信用格付の最高位評価であるトリプル・エー（AAA）を与えられている[648]。

EBRD が高い信用を得ることによって、投資対象としての EBRD のリスク許容度も高まり、2011 年には、208 億ユーロ（2010 年は 132 億ユーロ）の新たな投資が集まり、EBRD の増資を可能にしたといえる[649]。新たな資金源の主な内訳は、EBRD と他の金融機関の共同融資による資金 102 億ユーロ、民間セクターからの投資 65 億ユーロ、公共セクターからの投資 37 億ユーロである[650]。

EBRD は、貸付・出資残高規制、流動性規制、レバレッジ比率、ギアリングレシオ、資金調達規制の基準に沿った上で、民間セクター向けには小規模の新株発行や転換社債発行であるエクィティ・ファイナンシング（Equity Financing）を提供しているのに加え、以下の 3 種類の金融ツール（Facility）をプロジェクト遂行のために適用している[651]。これらの金融ツールの投融資額幅は、1 件につき 50 万ユーロから 400 万ユーロとなっている[652]。

3 種類の民間向け金融ツールは以下の通り。

- 直接借款融資制度（Direct Loan Facility：DLF）：民間セクターの拡大、近代化、買収などのプロジェクトを支援するためのもの。運営資本金は、50 万から 1,000 万ユーロとなっている。満期は 6 年で、その後 2 年間までの延長期間を借主が申請することが可能。援助資金は、ユーロでも米ドル建てでも両方可能であるが、コスト・価格査定は地元の市場に沿う必要がある。
- 中規模協調融資制度（Medium-sized Co-financing Facility：MCFF）：地元の銀行と提携し、支援対象として選ばれた企業に対してローン額の 50％までのリスクを EBRD が分担する。サブ・ローンの上限は、1,000 万ユーロと定められている。満期は 5 年間。
- 直接投資制度（The Direct Investment Facility：DIF）：地元企業に対して 50 万ユーロから 600 万ユーロの範囲で、直接（株主）資本投資（direct equity investments）をサポートする。この制度は、開かれた市場へ移行する初期段階にある国・地域の小規模で急成長が見込まれる企業及びプロジェクト）を支援することを目的としている。スポンサーは、現金出資することを求められるため、出資の際は、経験のあるスポンサーと、確実に業績をあげることができる管理体制、株主資本（equity）への理解が求められる。比較的中規模の基本（設備）投資で大幅な成長、成果が見られる可能性のあるプロジェクトが援助対象になると同時に、リスク管理の観点から、現実的な撤退戦略が明確になっているプロジェクトが対象として選ばれる。株主資本（equity share）は事業費の 25～30%までの間であるが、短期間であれば 49%まで引き上げることが可能である。投資期間は基本的に約 3～5 年であるが、7 年まで延長することが可能である。また、技術協力や助成

[648] http://www.ebrd.com/downloads/capital/JCR_JN.pdf
[649] この評価は、EBRD が、収益を高めることを第一目的にせず、財務基盤の維持や開発業務の継続を目標に手堅い事業展開をしていることに基づいている。
http://www.ebrd.com/downloads/capital/JCR_JN.pdf
http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/fr11e.pdf
[650] http://www.ebrd.com/downloads/research/annual/fr11e.pdf
[651] http://www.ebrd.com/downloads/capital/JCR_JN.pdf
[652] http://www.ebrd.com/pages/about/where/etc/financing.shtml

金、投資後のビジネス運営のアドバイスプログラムも用意されている。この制度の適用対象国は、ETC 諸国 10 カ国である。

2.3.2 最近行われた欧米企業との共同事業の概要

以下に EBRD と欧米企業との共同事業の例を挙げることとする。

●アルバニアにおけるボーダフォーン（VODAFONE）モバイル･ネットワーク構築プロジェクト

アルバニアにおいて、ボーダフォーン・アルバニア社（VODAFONE・Albania）が、同国第 2 の GSM（第二世代携帯電話方式）オペレーター[653]として、同社のモバイル・ネットワークを構築するプロジェクトを EBRD が支援した。地元の金融セクターでは本プロジェクトの実施に必要な多額のローン融資を拠出することができなかったため、アルバニアにおいて初の、携帯電話会社と商業銀行の民間セクター企業連合による、最大規模の資金調達（debt financing）長期プロジェクトとなった[654]。

ボーダフォーン・アルバニア社は、アルバニアにおける大手無線通信事業者の 1 社で、英国に本社を置くボーダフォーン・グループ（VODAFONE Group Plc.）の子会社であり、運営管理は、ボーダフォーン社のギリシャ子会社のボーダフォン・パナフォン社（Vodafone-Panafon S.A.）が請け負っている[655]。なお、ボーダフォーン・アルバニア社は、2001 年に GSM ネットワークの 15 年間のライセンスをアルバニア政府から取得し、2001 年 8 月からアルバニアで GSM サービスを提供している。

モバイル・ネットワークを構築する本プロジェクトは、2003 年から 2012 年の 9 年間で進められており、プロジェクト総額は 2 億 2,100 万ユーロになるとの見積もりである[656]。EBRD は、国際金融公社（IFC）と共同で、8,500 万ユーロのローンを提供した[657]。内訳は、EBRD と IFC が 3,500 万ユーロをそれぞれ提供し、残りの 1,500 万ユーロは、ギリシャのアルファ銀行（Alpha Bank）を介して他の金融機関や企業などからの総合投資となっている[658]。

EBRD が融資するプロジェクトによる移行経済への貢献として、かつてアルバニアでは、ワイヤレス市場は、アルバニア・モバイル・コミュニケーション社（Albania Mobile

---

[653] 欧州を始め、世界中の 200 カ国以上の携帯電話端末市場で普及している第二世代携帯電話方式である GSM は、1987 年に欧州で統一規格として採択された方式で、国境を越えた使用がしやすいことなどで、世界で最も使われている。また、日本や韓国では普及していないものの、世界の電波事情の整っていない発展途上国では主流となっている。

[654] http://www.EBRD.com/pages/news/press/2004/21feb17.shtml

[655] http://www.vodafone.al/

[656] http://www.EBRD.com/pages/news/press/2004/21feb17.shtml
http://www.EBRD.com/pages/project/psd/2003/30444.shtml

[657] ローンの上限枠は、1億ユーロまで。

[658] EBRD と IFC は、ギリシャのアルファ銀行（Alpha Bank）と提携し、他の金融機関や企業などからの投資を 1,500 万ユーロに充てている。http://www.EBRD.com/pages/news/press/2004/21feb17.shtml

Communication：AMC）の独占市場だったため[659]、①全世界で事業展開している無線通信事業者のボーダフォーン社のアルバニア市場への参入により、消費者の選択が広がること、②アルバニア国内のワイヤレス市場における競争を刺激し、同国の通信網の拡大とワイヤレスサービスの充実につながるの 2 点がメリットとして挙げられている[660]。

●南タジキスタンにおける水処理施設プロジェクト

2009 年 5 月から、タジキスタン南部のダンガラ、クーロブ、クルガンーチューベの 3 都市で、都市上水道施設の設備投資に融資するプロジェクトが開始された[661]。EBRD の欧州のパートナーには、ドイツのニューテック・ウンベルテクニック社（NewTec Umweltechnik GmbH）が選抜された[662]。

ニューテック・ウンベルテクニック社は、ドイツのベルリンに拠点を置き、浄水と汚泥処理の専門技術及び関連設備を提供する企業である。同社の特許技術である電子の力を利用する電解技術は、薬品を使わない水浄化システムで、環境に優しい技術として注目されている。なお、同社の現在の主な市場は、欧州と中国で、飲料水の消毒に同社の技術が用いられている他、同社は中国における汚泥処理の最大手企業となっている[663]。

ダンガラでは、水源地区の水供給、浄水施設、水供給システムのメーター、またそれらの設備・施設の管理運営や、メンテナンス機器の設置プロジェクトが、クーロブでは、水源の保護装置及び、水を集めるパイプ、水をくみ上げる装置の改修、水道設備の修復、水供給システムのメーター設置プロジェクトなどが、クルガンーチューベでは、水供給ネットワークの交換、汚水収集システム改修、水汲みポンプや、水供給システムのメーター、またそれらの設備・施設の管理運営や、水供給システムのメインテナンス機器設置プロジェクトが融資対象となった。ニューテック・ウンベルテクニック社は、主に水の塩素消毒設備のこれらの 3 市への供給・設置を担当した[664]。

本プロジェクトの総額は約 800 万米ドルで、EBRD は、南タジキスタン地方の水処理・供給会社数社を所有するコージャギー・マンジィリユー・コムナリ公社（Khojagii Manziliyu-Kommunali）に約 200 万米ドルを融資することを決定した[665]。本プロジェクトは、EBRD の都市・環境インフラ整備プロジェクト分野に属するもので、「社会・経済的移行」への貢献として、①一般の人々が基本的な公益事業の恩恵を受けられる、②水使用料金の集金率が上がる、

---

[659] 2011 年現在、アルバニアにおけるモバイル・テレコム市場優先率は 52％で、以前からモバイル・サービスを提供していたアルバニア・モービル・コミュニケーション社で 34％、2010 年新規に設立されたイーグル・モバイル社（Eagle Mobile）が 12％を占めている。
http://www.vodafone.al/
http://www.amc.al/
http://www.eaglemobile.al/en/eagleprofile.aspx

[660] 各プロジェクトのファクト・シートには、社会・経済的移行への貢献要素が記されることになっている。
http://www.ebrd.com/pages/news/press/2004/21feb17.shtml

[661] http://www.EBRD.com/pages/project/psd/2008/37656.shtml

[662] http://www.ebrd.com/english/pages/project/psd/2008/37656.shtml
http://www.newtec-umwelttechnik.de/newtec/de/home.html
http://www.greentechfocus.com/index.php#state=CompanyDetail&id=1384

[663] http://www.ebrd.com/english/pages/project/psd/2008/37656.shtml

[664] 同上

[665] 同上

③税改革を推進できる、④水供給会社の管理運営・財務向上が望める、などが挙げられている[666]。

●ロシア連邦におけるガーディアン・ステクロ・ロストフ（Guardian Steklo Rostov LLC）社によるフロートグラス工場建設プロジェクト

EBRD は、ロシア連邦のガーディアン・ステクロ・ロストフ社[667]（Guardian Steklo Rostov LLC）に対し、省エネ効果のあるフロート・ガラスの製造及びガラスのコーティング工場をクラスニー・スーリン[668]に建設するプロジェクトに融資を行った[669]。このプロジェクトの目的は、建物などのエネルギー効率を高めるのに使われる高品質のガラス製造を可能にすることと、ロシアで成長しつつある建設分野に投資することである[670]。

EBRD によるプロジェクト融資期間は 2011 年から 2012 年まで[671]、本プロジェクトの総額は 69 億ロシア・ルーブル（約 2 億 2,190 万米ドル）で、EBRD によるシニア・ローン額は、21 億ロシア・ルーブルである[672]。

プロジェクトの市場経済移行へのインパクトは、持続可能な開発の見地から、①建築物の省エネ規制の遵守強化につながる、②環境に貢献する低炭素商品の市場拡大によりエネルギー効率を向上させ、炭素排出軽減につながる、と EBRD は評価しており、EBRD における環境・社会分野のプロジェクトの 1 つとして位置付けられている[673]。

旧体制下の老朽化した大型建築物が残るロシアでは、建築物のエネルギー効率向上に取り組む余地が多くある。本プロジェクトで製造工場が設立され、そこで生産される予定の高品質のフロート・ガラスは、環境関連市場に好影響を及ぼし、ロシア国内で類似型の省エネ製品の生産量を増やす効果も見込まれている[674]。また、フロート・ガラス製造・コーティング工場は、ガーディアン・ステクロ・ロストフ社特殊技術でコーティングを施し、省エネ効果を上げた住宅用の及び商業用のガラスを 1 日あたり 900 トン生産する見込みである[675]。

---

666 http://www.ebrd.com/english/pages/project/psd/2008/37656.shtml

667 米国のミシガン州に本社を構えるガーディアン・インダストリー社（Guardian Industries）の欧州子会社のガーディアン・ヨーロッパ社（Guardian Europe）を親会社とするロシア企業である。なお、米国のガーディアン・インダストリー社は、ガラス、車、建築資材などの世界的な大手製造企業で、フロート・ガラスやファイバー・グラスの製造に関しては世界一位である。南・北アメリカ大陸を始め、欧州、アジア、アフリカ、中東各地に子会社を所有している。
http://www.guardian.com/GuardianGlobal/index.htm
http://www.ebrd.com/pages/project/psd/2011/42229.shtml
http://www.guardian-russia.ru/en/contacts/location/rostov/

668 ロシア連邦南部に位置する黒海沿岸のロストフ（Rostov）地方にある都市。

669 http://www.EBRD.com/pages/project/psd/2011/42229.shtml

670 同市は、2014 年冬季オリンピック開催地であるソチ市（Sochi）に近く、地域の経済開発効果やオリンピック関連建設ラッシュへの影響も考えているものと見られる。Guardian リポート
http://guardian-europe.com/pdf/en/NTS_GuardianX_Rostov.pdf

671 http://www.businessmir.ch/?p=159813&ol=en&language=en

672 http://www.ebrd.com/pages/project/psd/2011/42229.shtml

673 同上

674 同上

675 http://www.businessmir.ch/?p=159813&ol=en&language=en
http://guardian-europe.com/pdf/en/NTS_GuardianX_Rostov.pdf

●モンテネグロにおけるエレクトプリブレダ社によるスマートメーター設置プロジェクト

モンテネグロのエレクトプリブレダ社（Elektroprivreda Crne Gore AD Nikšić：EPCG）が、イタリアのエネル社（Enel）製の電気使用量を計測するスマートメーター17 万 5,000 個を購入し、モンテネグロのニックシックを中心に、国内の電気供給システムに設置するプロジェクトに EBRD が支援を行った。本プロジェクトの総額は 4,300 万ユーロで、このうち EBRD は、EPCG 社に 3,800 万ユーロを上限とするローンを融資した。なお、本プロジェクトの実施期間は、2011 年～2012 年末までとなっている[676]。

EPCG 社は、モンテネグロの電気供給公社で、その 55%はモンテネグロ政府が、43.7%は、イタリアの発電会社 A2A 社（A2A SpA）が所有している[677]。なお、A2A 社は、モンテネグロに水力発電所 2 カ所と火力発電所 1 カ所を所有している[678]。

エネル社は、40 カ国に支店を持つ大手電力会社で、イタリアの既存電気メーター・システムを新しくするため、同社の製品であるスマートメーターを、2001 年から 5 年間に亘り 3,200 万個設置している。また、スペインでは、2015 年までに 1,300 万個のスマートメーターを設置することを計画している[679]。さらに、東欧地域にも事業を拡大しており、モンテネグロの次には、2012 年からルーマニアでも電気メーターの設置を開始している[680]

EPCG 社は、エネル社のスマートメーターを導入することにより、エネルギーの浪費率を 24%から 14%にまで減少させること、及び電気使用料金の集金率を 90%以上にすることを目標としている。

本プロジェクトの移行経済への貢献に関し EBRD は、①一般家庭における電気使用量の正確な計測とそれに伴う料金の支払い、②電気使用の効率化及び電気関連市場の効率化を促すことができると評価している。また EBRD は、本プロジェクトは、①モンテネグロ国内の電気供給システムの近代化、②欧州モデルの電気供給システムの導入、③炭素排出量削減にもつながると捉えており、EBRD の環境・社会政策におけるエネルギー関連分野に本プロジェクトは位置づけられている[681]。

[676] http://www.EBRD.com/pages/project/psd/2009/40219.shtml
http://www.enel.com/en-GB/media/news/the-expansion-of-electronic-meters-in-europe/p/090027d981a68c32/
[677] http://www.epcg.co.me/enindex.html
http://www.a2a.eu/gruppo/cms/a2a/en/company/
[678] http://www.a2a.eu/gruppo/cms/a2a/en/company/where/montenegro.html
[679] http://www.enel.com/en-GB/innovation/smart_grids/smart_metering/spain/
[680] http://business-review.ro/energy/enel-wants-to-implement-smart-meters-in-romania-12476/
[681] http://www.ebrd.com/pages/project/psd/2009/40219.shtml

2.4　イスラム：イスラム開発銀行（Islamic Development Bank：IDB）

＊本セクションにおける「ドル」は特別に表記が無い限り、米ドルを指す。

イスラム開発銀行（Islamic Development Bank：IDB あるいは IsDB）は、イスラム教の経典コーランと預言者ムハンマドの言行・範例であるスンナなどを法源とするイスラム法のシャリアに基づき、イスラム･コミュニティの経済・社会発展を支援する目的で設立された国際金融機関である。イスラム協力機構（Organization of Islamic Cooperation：OIC[682]）付属の専門機関として、1973 年 12 月にサウジアラビアのジェッダで開かれたイスラム教国蔵相会議（Conference of Finance Ministers of Muslim Countries）で IDB 設立宣言（Declaration of Intent）が採択され、1975 年 10 月に IDB の運営を正式に開始した[683]。IDB 設立の背景には、1973 年の第 1 次石油危機の際、産油国のサウジアラビアを中心に、原油価格高騰に伴う国家・個人間の貧富格差拡大を懸念し、調整しようとする動きがあったことが挙げられる[684]。

IDB は、①イスラム金融機関の発展（Promotion of Islamic financial industry and institutions）、②貧困救済（Poverty alleviation）、③加盟国間の協力推進（Promotion of cooperation among member countries）を運営の 3 大理念に掲げており、関連組織からなる IDB グループを形成し、加盟国間の経済発展だけでなく、社会福祉事業にも力を入れている[685]。

2.4.1　組織概要

2.4.1.1　組織形態

IDB には現在、56 カ国が加盟している（表 56 参照）。IDB の加盟国は、①OIC のメンバー諸国であること、②IDB に出資すること、③IDB の総務会（Board of Governors）が決定した条件や規則に従うこと、の 3 つの条件を満たす必要がある[686]。IDB の公用語はアラビア語であるが、アラビア語を公用語としない国も含まれることから、実際の取引では共通語として英語とフランス語も使用されている。また、IDB の暦は、イスラム暦[687]が採用されているため、会計年度もそれに合わせたものとなっている。

表 56　IDB 加盟国一覧

---

[682] http://www.oic-oic.org/oicnew
http://m-words.jp/w/E382A4E382B9E383A9E383A0E9968BE799BAE98A80E8A18C.html

[683] IDB の設立に関する概念が生まれたのは、1970 年にパキスタンのカラチで開催された第 2 回イスラム諸国外相会議（Islamic foreign Ministers Conference）においてで、同会議において IDB 設立に関する深堀調査を実施することが決定した。
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous/idb_links_en?category=Organization%20of%20the%20Islamic%20Conference%20%28OIC%29%20Institutions&subcategory=Specialized&guest_user=idb_en
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://ce439edcffd3e1f4524ecdf06c454a1e
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://24de0d5f10da906da85e96ac356b7af0

[684] http://www.ifinance.ne.jp/glossary/global/glo184.html

[685] http://www.isdb.org

[686] 同上

[687] 預言者ムハンマドがメッカからメディナへ聖遷した年（西暦 622 年）を元年とするが、太陰暦であるため 1 年が 354 日とグレゴリオ暦より短い。なおグレゴリオ暦 2012 年 11 月 15 日は、イスラム暦 1434 年 1 月 1 日である。
http://www2s.biglobe.ne.jp/~yoss/tuki/CalendarConverter.html

アフガニスタン	エジプト	マレーシア	シエラ・レオネ
アルバニア	ガボン	モルジブ	ソマリア
アルジェリア	ガンビア	マリ	スーダン
アゼルバイジャン	ギニア	モーリシャス	スリナム
バーレーン	ギニアビザウ	モロッコ	シリア
バングラディッシュ	インドネシア	モザンビーク	タジキスタン
ベニン	イラン	ニジェール	トーゴ
ブルネイ	イラク	ナイジェリア	チュニジア
ブルキナファソ	ヨルダン	オマーン	トルコ
カメルーン	カザフスタン	パキスタン	トルクメニスタン
チャド	クエイト	パレスチナ	ウガンダ
コモロ	キルギス	カタール	アラブ首長国連邦
コートジボワール	レバノン	サウジアラビア	ウズベキスタン
ジブチ	リビア	セネガル	イエメン

出典：IDB, “Member Countries”,
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://750e51a0219adf78e6329e889512714e

IDB は、本部をサウジアラビアのジェッダに設置しており、モロッコのラバト、マレーシアのクアラルンプール、カザフスタンのアルマティ、セネガルのダカールの 4 カ所に支部を置いている。また、アフガニスタン、アゼルバイジャン、バングラディッシュ、ギニア、インドネシア、イラン、ナイジェリア、パキスタン、シエラ・レオネ、ウズベキスタン、スーダン、イエメンの 12 カ国に代表を派遣している。

IDB の最高意思決定機関である総務会（Board of Governors）は、加盟国 56 カ国の蔵相や政府高官が、理事（Governor）及び理事代理（Alternative Governor）として所属する計 112 人で構成されているが、副理事のポストが空席の国も幾つかある[688]。IDB の実際の運営は、常任理事会（Board of Executive Directors：BED）に委任するが、新加盟国の決定、増資・減資の決定、他の国際機関との提携、総裁や常務理事選挙及び報酬額などは、総務会が決定権を持つ。

総務会において、各加盟国は、基本となる 500 票の投票権に加え、出資率に比例した投票権（シェア）を持つ。総務会の意思決定は、多数決の原理に則って行われるため、投票権のシェアが大きな意味合いを持つことになる。IDB の主な株主と、全体票に占めるそれぞれの国の保有投票権数の割合は、2011 年 5 月現在、サウジアラビアが 23.61％、リビアが 9.47％、イランが 8.28％、ナイジェリアが 7.69％、カタールが 7.21％、エジプトが 7.1％、トルコが 6.48％、アラブ首長国連邦が 5.81％、クウェートが 5.48％、アルジェリアが 2.55％、パキスタンが 2.55％、インドネシアが 2.26％となっている[689]。一方、残りの 34 カ国の投票権数は、それぞれ 1％未満である。

2011 年 11 月現在の出資額上位 12 カ国の出資額、投票権数及びそれが全体に占める割合は以下の通り（表 57 参照）。

表 57　出資額上位 12 カ国の出資額と投票権数及びその割合

[688] バングラディッシュ、コートジボワール、リビア、オマーン、パレスチナ、スリナム、チュニジア、トルクメニスタンの副理事は空席である。
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://01f303452ce752bfa0ab874e0296fe2b
[689] Islamic Development Bank Group in Brief 1433H

	国名	出資額（100 万 ID[690]）	投票権数	投票権が全体に占める割合（%）
1	サウジアラビア	4249.600	424,960	23.61
2	リビア	1704.460	170,446	9.47
3	イラン	1491.200	149,120	8.28
4	ナイジェリア	1384.000	138,400	7.69
5	アラブ首長国連邦	1357.200	135,720	7.54
6	カタール	1297.500	129,750	7.21
7	エジプト	1278.670	127,867	7.10
8	トルコ	1165.860	116,586	6.48
9	クウェート	985.880	98,588	5.48
10	アルジェリア	459.220	45,922	2.55
11	パキスタン	459.220	45,922	2.55
12	インドネシア	406.480	40,648	2.26
小計		**17,782.60**	**1,778,260**	**98.79**
非コミット額（Uncommitted）		**217.40**	**21,740**	**1.21**
総計		**18,000.00**	**1,800,000**	**100.00%**

出典：IDB, “Statement of IDB Share Capital Subsctiption”, http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://9c2f799fdba05fd8b547aa0e2027b7c9

総務会は、毎年年次総会を開き、前年の成果と次年度の運営方針などを話し合うことになっている。この年次総会は、総務会が指名した議長がとりまとめることになっており、議長の任期は 1 年で、次回の年次総会で次の議長が選出されるまで務めることになる。なお、2011-12 年度の議長は、スーダンの蔵相であるアリ・マハムンド・モハメド・アブデラソウル氏（Ali Mahmoud Mohammed Abderrasoul）が務めている[691]。

また、総務会の下で事実上の運営を行う常任理事会（BED）は、IDB の通常の運営・管理方針に責任を持ち、総務会から全面的な権限を与えられている[692]。常務理事会は、投票権を多く持つ国を代表する投票権数上位 9 国を代表する 9 名の専務取締役（Executive Directors）と理事会が選出した 9 名の役員の 18 人で構成されており、任期は 3 年間である。理事会が選出した 9 名の役員は、地域毎に数カ国をまとめた一地区を、それぞれ代表する[693]。

常任理事会は、IDB の総裁（President）1 人と、金融（finance）、組織管理（Corporate Services）、運営（Operation）、協力体制・キャパシティ開発（Cooperation and Capacity Development）の 4 分野を束ねる役として、それぞれ IDB の副総裁（Vice President）を 1 人ずつ任命する（図 40 参照）。IDB の総裁は、常任理事会の議長も兼任し[694]、再選も可能である。な

[690] イスラミック・ディナール（Islamic Dinar）。イスラム諸国間の決済通貨単位。
[691] http://www.itfc-idb.org/content/islamic-development-bank-host-%E2%80%98private-sector%E2%80%99s-client-day%E2%80%99-sudan
[692] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://4373c2d181ce8033bf885eea15a0fbdb
[693] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://4373c2d181ce8033bf885eea15a0fbdb
[694] IDB の総裁は常任理事会の議長も兼任することが、国際イスラム貿易金融協会（International Islamic Trade Finance Corporation：ITFC）の合意書（Article of Agreement）25 条に明記されている。なお、理事会において、決選表を投じる以外の投票権は付与されていない。
http://www.itfc-idb.org/files/ITFC_Articles_of_Agreement_English_opt.pdf

お、現総裁（初代総裁）は、サウジアラビア出身のアハマド・モハメド・アリ氏（Ahmad Mohamed Ali）で、1975 年から継続して同職を務めている[695]。

IDB の運営方針は、マレーシアのマハティール元大統領（Mahathir Mohamad）の主導により、IDB 加盟国やイスラム関連機関などからの代表者が参加して、IDB の今後 15 年間の運営方針を定めた 2005 年ビジョン会議で立案され、常任理事会によって承認された「長期運営ビジョン（1440 H （2020）Vision）」に基づいたものとなっている[696]。これに基づき、毎年、年始の会議でアハマド・モハメド・アリ IDB 総裁が、優先すべき事業分野などを盛り込んだ運営指針を発表することとなっている[697]。

図 40　IDB 組織図

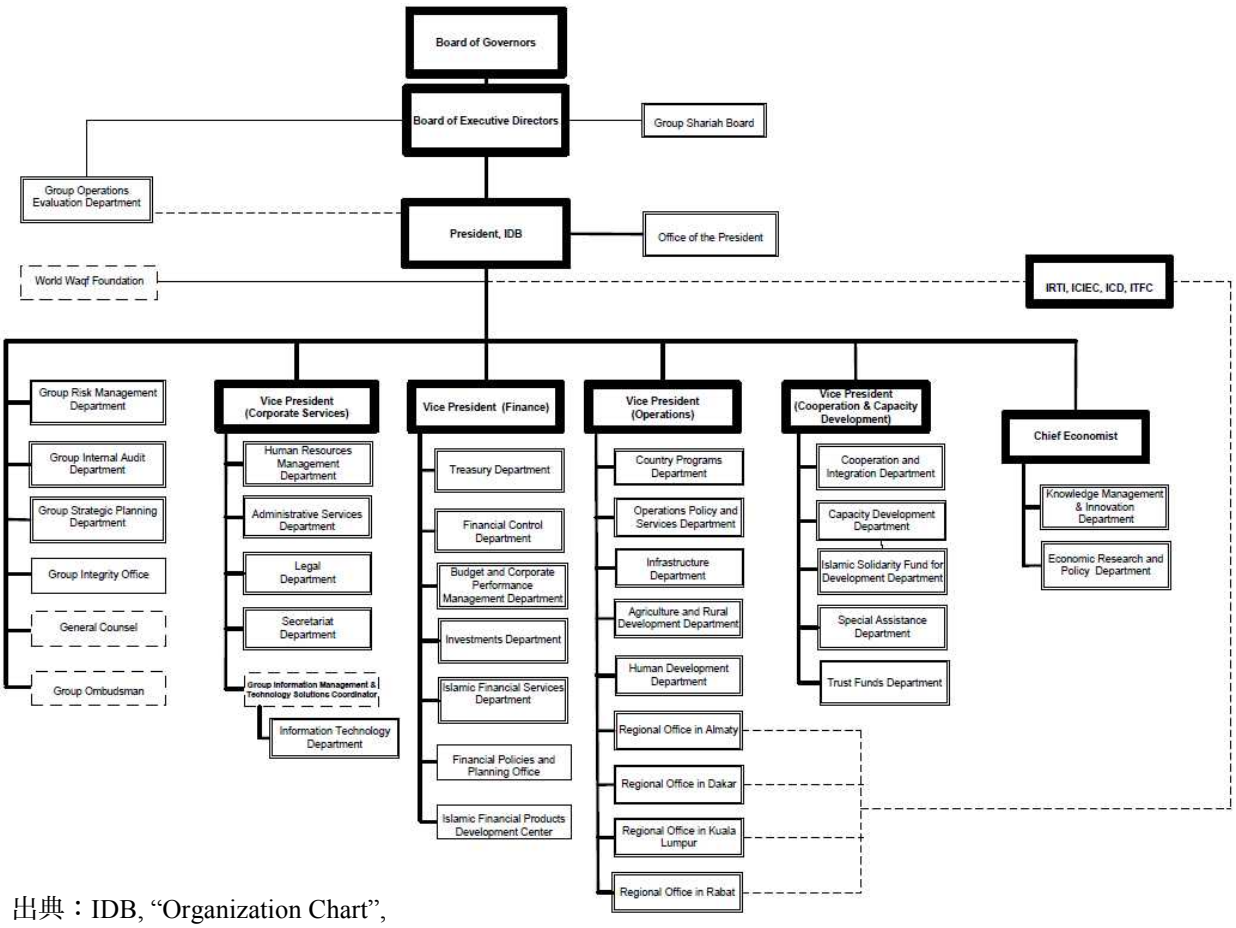

出典：IDB, “Organization Chart”, http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/About%20IDB/Organization/IDB_Organization_Structure.pdf

---

[695] H.E. Dr Ahmad Mohamed Ali IDB 総裁は、1993-95 年に、(Secretary General of the Muslim World League（MWL)イスラム世界同盟の事総長に任命されたが、任期終了後に再び IDB 総裁に就任している。http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://ee19b5b85e13219fd6db543c65be29ac&LightDTNKnobID=-52843096

[696] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous/idb_1440H_en

[697] 2011-12 年度(イスラム暦 1432 年度)に先駆け発表された総裁のビジョンには、貧困救済、識字率拡大、健康福祉施設増設、民間セクター強化、女性の地位向上などが含まれている。“The Vision 1440H Document aims at alleviating poverty, eradicating illiteracy, providing better health facilities to the people, strengthening ties with the private sector, NGOs, and striving for the cause of development of women…” http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://ee19b5b85e13219fd6db543c65be29ac&LightDTNKnobID=-528430961

2.4.1.2 系列組織・団体

IDB は、包括的な運営を目指し、表 58 に示す 5 つの系列組織・団体と共に IDB グループを形成している。

表 58　IDB グループを構成する組織・団体

組織名	概要
投資・輸出クレジット保険・イスラム協会（Islamic Corporation for Insurance of Investments and Export Credits：ICIEC）	1994 年にイスラム教国連盟（OIC）加盟国同士の貿易取引や投資の流れを拡大する目的で設立された。貿易従事者、銀行、投資家などに対し、①外国との商取引で不払いが生じた場合の備えとなる貿易信用保険、②IDB 加盟国間の貿易に限定した国際投資に関する保険、③加盟国内における ECA による活動に対する再保険（Reinsurance）などを主に提供[698]。
イスラム民間開発公社（Islamic Corporation for the Development of the Private Sector：ICD）	1999 年に、加盟国内にある民間セクターの経済開発を促進するため、IDB グループ内の独立した組織として設立された。ICD の目的は、加盟国内の経済発展促進の鍵となる民間セクターにおける投資機会を拡大し、イスラム法原理を順守した金融商品とサービスを提供することで、加盟国内の民間企業がイスラム圏の資本市場に参入する機会を増やすことにある[699]。資本金は、約 10 億ドルで、その半分の 5 億ドルは株式である。加盟国政府と加盟国の公的金融機関が、ICD の資本金の 20～30％を有する[700]。
イスラム・研究・トレーニング協会（Islamic Research and Training Institute：IRTI）	1981 年に、研究・トレーニング分野を IDB から分離して運営するために設立された。IRTI の目的は、イスラム圏の加盟国及び非加盟国にも、調査、情報提供、トレーニングなどのサービスを提供し、それらの国の経済、金融、銀行業務が、イスラム教の原理に則ったものであることを確認しつつ、更なる経済発展と協力を推進することにある[701]。
国際イスラム貿易金融協会（International Islamic Trade Finance Corporation：ITFC）	2005 年に IDB の常務理事会（Board of Governors）に承認され、設立された。貿易金融サービスを提供し、加盟国間の貿易振興に努める[702]。
世界寄進財団（World WAQF Foundation：WWF）	イスラム教に順守した財産寄進や慈善（ワクフ：Waqf）を行う政府組織、非政府組織（NGO）そして民間セクターの慈善事業団体を総合した国際的な組織として 2001 年に設立された。WWF の目的は、①ワクフ活動を推進し、加盟国とイスラム圏の文化、社会、経済発展に貢献し、貧困救済とワクフ団体を支援、②教育、社会福祉、文化活動を支援、③ワクフ関連分野の研究を支援、④ワクフ法を作成する国や組織を支援、となっている[703]。

出典：各種機関ウェブサイトを元にワシントンコア作成

698 http://www.iciec.com/irj/portal/anonymous?guest_user=iciec_en
699 www.icd-idb.com/
700 http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/Publications/Annual_Reports/33rd/Corporate-Profile_IDB_Group_Entities.pdf
http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/Publications/Annual_Reports/30th/chapter5.pdf
701 http://www.irti.org/irj/portal/
702 http://www.itfc-idb.org/
703 http://www.worldwaqf.org/irj/portal/

2.4.1.3 事業内容

IDB は、イスラム圏の貧困を減らし、社会福祉の充実や生活水準向上、人材育成促進、科学技術の発達、イスラム圏の経済振興、銀行や金融機関の強化、及び加盟国間の協力を深めることを目標とし、1975 年の創立から 2011 年 11 月現在に至るまで、IDB グループを総合して、7,260 件のプロジェクトに、累計して 546 億イスラミック・ディナール（Islamic Dinars：ID）[704]（780 億ドル相当）融資している[705]。

IDB の金融業務･事業運営の基礎となるイスラム教では、基本的に「金利」を受けとることが禁止されていることから、IDB は無利子での運営を行っている他、加盟国に対する融資サービスのコストを負担したり、分割払いによる物資供与を行うなど、イスラム教の原則に則ったイスラム金融サービスを提供している[706]。また、IDB の投融資事業は、イスラム教の教義に則り、貧富の差を是正するために富裕層である産油国の石油マネーをイスラム社会への支援に還流させる目的もある[707]。IDB は、イスラム教国での事業が主であるが、金融債権という意味のスクーク（sukuk）の 17％を欧州において販売するなど、近年は、非イスラム地域での事業拡大傾向も見られる[708]。

イスラム地域・コミュニティ開発支援事業を支えるため、IDB は、イスラム法であるシャリアに則った以下のような 9 つの支援ツールを提供している[709]。

① ローン（Loan Financing）：主に政府や公的機関による社会基盤や農業関連の開発事業を支援するため、長期の資金繰りを提供する。

② 技術支援（Technical Assistance）：特定のプロジェクトの開始準備や、遂行時に必要な専門家を雇用する費用を支援するもので、人材育成、トレーニングも含まれる。

③ リース（Leasing）：IDB では製造工場、発電施設や船舶などで一般的に使われる機械や設備などを購入しており、それらを必要とする企業、機関など IDB 開発支援受益者に一定期間貸し出している。

④ 割賦・分割払い販売（Installment Sale）：IDB が、ある開発支援プロジェクトのために購入した機械や設備などを、企業、機関など当該プロジェクトの受益者に、IDB と受益者の合意に基づく利幅を上乗せした額で転売する。

⑤ イスティスナ（Istisna'a）：製品や設備などを製造したり、建設業の際に用いられる金融契約で、何かを製造したり建築物を建造して引き渡す際に、銀行などの金融機関が介在し、売り手と買い手の間に、ローンに相当する資金の流れを作り出す仕組み。イスラム法では「契約時に目的物が存在し、売主が所有し占有していなければならない[710]」という原則があるため、例えば、新規の工場建設など、契約時点で商品となる「目的物」が

[704] イスラム諸国間の決済通貨単位。
[705] Islamic Development Bank: 38 Years in the Service Development
[706]「対価」についてはイスラム教で禁止されていないため、事業融資の際の設備設置や資材購入時に手数料を加算するなどして IDB の利益としている。

[707] http://www.ifinance.ne.jp/glossary/global/glo184.html
[708] http://m-words.jp/w/E382A4E382B9E383A9E383A0E9968BE799BAE98A80E8A18C.html
[709] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://9bb63065f8eff2260ac5751221bbfaeb
[710] http://shoko-hajime.cocolog-nifty.com/blog/2008/07/21_54fc.html

存在しないといった例外を補うためにある売買契約。資金供給者（この場合 IDB）は、その製品や設備など（商品）の売り手に、その商品の代金を先払いし、製品や設備などが完成すると、買い手にその商品が引き渡される際、その対価として、一定の利益を上乗せする。買い手は、商品代金の支払い時に、上乗せした額を支払うので、銀行にとってはこの利益が、イスラム金融以外の一般の金融における「利子」に相当する[711]。

⑥ 多様な金融商品（Lines of Financing）：IDB は、特に工業セクターにおいて、中小企業の成長を助成するため、国家開発金融機関（National Development Financing Institutions：NDFIs）とイスラム銀行（Islamic Banks：IBs）にも融資枠を提供している。

⑦ 資本参加（Equity Participation）：IDB は、経済的に安定しており、生産的と評価された工業や農業関連事業の株式資本を有する。

⑧ ムラバハ（Murabaha）：外国貿易の際に適用されるイスラム金融の原則に基づいた金融システムで、IDB が貿易対象となる商品を購入し、買い手に、仕入れ値に上乗せした額で転売する。買い手は、分割払いで支払ったり、支払いを遅らせたりすることができるが、IDB への支払い額は、仕入れ値に上乗せされた利子に相当する利幅を支払うことになる[712]。輸入の場合の融資期間は 30 日間で、輸出の場合は 120 日間となるムラバハは、一般金融における割賦販売のシステムに相当するもので、イスラム金融において、最も一般的な取引の 1 つである[713]。

⑨ 利益分配（Profit Sharing）：IDB は、プロジェクトに関わる他の金融機関（出資機関）とのパートナーシップを推進するため、他の国際開発銀行や、地元の銀行などのパートナー間で、支援している企業や事業からの利益を分配する。それぞれのパートナーの利潤分配率は、その企業や事業への出資比率に比例する。反対に、損失が生じた場合も、同様の比率で、各パートナーが、その損失を補う。

なお、創立から現在まで（1395H-1432H イスラム暦：西暦 1975-2012 年）の融資・支援プロジェクト分野承認予算の内訳は、比率が大きな順に、エネルギー（24.60%）、交通・運輸（23.20%）、水・衛生・都市環境（12.80%）、農業（11.40%）、鉱工業（8.50%）、教育関連（8.40%）、健康・福祉（5.40%）、金融関連（4.50%）、情報・コミュニケーション（1.20%）、その他（0.40%）となっている[714]（図 41 参照）。

[711] http://islamicfinance.jp/words/isutisuna.html
[712] イスラム金融用語ガイド（http://islamicfinance.jp/words/murabaha.html）によると、ムラバハは、「金融取引の約定時点では購入する対象物が決定しているので、実態を伴う取引とみなされ、シャリア適格とされる。」
[713] http://islamicfinance.jp/words/murabaha.html
[714] これらの数値を合計すると 100.40%となるが、原文のまま転記した。

図 41　IDB によるこれまでの融資・援助分野内訳

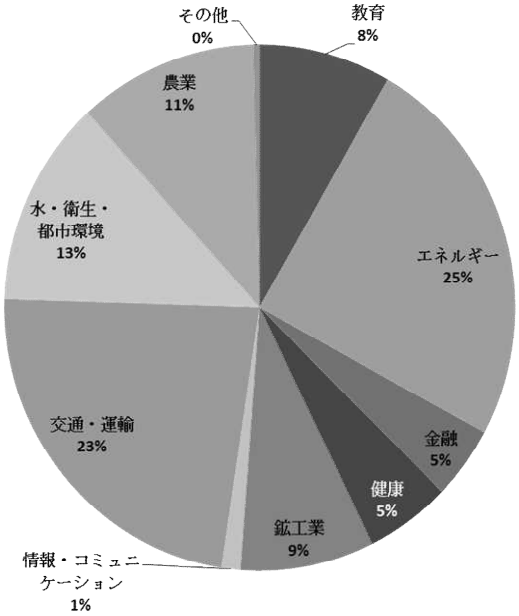

出典：Islamic Development Bank: 38 Years in the Service Development,
http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/Publications/38YearsInDevelopment.pdf

IDB は、採算や生産性の見込まれるプロジェクトや企業に対し、自己資本（equity capital）や融資（grant loans）を提供する形で参加すると共に、加盟国の社会・経済発展に経済的支援を行っている。また、IDB の運営方針では、非加盟国のイスラム教コミュニティに対しても、トラスト・ファンドなど特別な基金を設立することが義務であるとされており、金融機関としてイスラム教に順守した方法での預金受付や資金源を確保することが認められている[715]。さらに、加盟国内での資本財の通商促進や、技術援助、トレーニング施設利用援助なども IDB 業務の一環とされている[716]。

具体的な融資分野としては、加盟国の公益及び民間の両セクターにおける道路、用水路、ダム、学校、病院、住居などの建設や農村開発など、インフラと農業関連事業となっている。また融資プロジェクトの選定基準は、対象となる開発プロジェクトが加盟国の社会経済開発に貢献するもので、政府の優先基準であるものとされている。選定されたプロジェクトへの融資は、イスラム法に順守し、無利息で貸し出されることになり、IDB にかかる管理費は、IDB が提供するサービスへの料金から捻出される[717]。

2.4.1.4　予算等

IDB は、イスラム諸国間の決済通貨単位であるイスラミック・ディナール（ID）を採用しており、イスラム暦 1432 年度（1432H 年度、西暦 2011-12 年）時の授権資本額は、約 300 億イスラム・ディナール（ID）（約 390 億ドル[718]）に上る[719]。この資本金は、加盟国 56 カ国からの出資が主な資金源となっている[720]。授権資本及び IDB 各グループの資本金の内訳は表 59 の通り。

[715] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://24de0d5f10da906da85e96ac356b7af0
[716] 同上
[717] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://91b765e29a0bbf4da579f0c9bbf5f83f
[718] 1 イスラミック・ディナール＝1.3ドル
http://www.oicun.org/6/35/

表 59　IDB グループ機関別 1432H 年度（2011-2012 年）資本金内訳
（単位：100 万イスラム・ディナールもしくはドル）

	IDB (ID)	ICD ($)	ICIEC (ID)	ITFC ($)
授権資本 （Authorized Capital）	30,000.0	2,000.0	150.0	3,000.0
発行済み資本 （Subscribed Capital）	17,782.6	806.6	149.0	750.0
払い込み資本 （Paid-in Capital）	4,031.0	565.8	74.5	671.7

出典：Islamic Development Bank Group in Brief 1433H
http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/Publications/IDBGroupBrief2012.pdf

2011 年度に総務会により承認された 1433H 年度（2012 年）の IDB の主なプロジェクト予算額は、約 7 億 1,670 万ドルで、そのうち主なプロジェクトには、バングラデシュの発電と教育プログラム（1 億 9,800 万ドル）、バーレーンの水処理・貯水施設（1 億 9,100 万ドル）、セネガルの発電施設（9,500 万ドル）、トルコのイスラム銀行金融支援（7,500 万ドル）、シリアの発電施設（6,600 万ドル）、インドネシアのイスラム系銀行の金融支援（2,500 万ドル）などが含まれていた[721]。

2012 年 11 月 11 日に、総務会により承認された 1434H 年度（2013 年）の IDB の新たなプロジェクト予算額は、約 7 億 5,200 万ドル以上で、その内訳は、エジプトのサウス・ヘルワン（South Helwan）[722]発電所拡張プロジェクトの第 2 フェーズに対して 2 億 5,000 万ドル、パキスタンなどにおけるポリオや伝染病撲滅プロジェクトに 2 億 2,700 万ドル、アラブ首長国連邦のエミレーツ・アルミニウム社（Emirates Aluminum）精錬所第 2 フェーズ拡張プロジェクトに 1 億ドル、セネガルのノース・ダカール高速道路（North Dakar Expressway）の拡張工事への 6,100 万ドルとなっている[723]。

その他、IDB の新たなプロジェクト予算額には、シエラ・レオネの小規模農家と市場を提携するプロジェクトに 2,000 万ドル、スーダンにおける雨水を利用した農業技術指導プロジェクトに 2,030 万ドル、コートジボワールの心臓病治療に関する医療向上プロジェクトに 1,680 万ドル、キルギスタンのタラズータラス・スーサミール（Taraz-Talas Suusamyr）道路拡張プロジェクト

---

[719] 2012 年 2 月発行。日本のニュースソースでは、IDB の資本金は 500 億ディナール（約 3 兆 540 億円）に上るとしているが、これは IDB グループを総合した資本金額だと考えられる。
http://news.guideme.jp/kiji/5bbb9cb888f9fcd5ec5e6e1974e940da

[720] 2005 年にサウジアラビアで開催された OIC イスラム・サミットで採択された指針で、IDB の資本力強化の必要性が確認され、2006 年にクウェートで開催された第 31 回 IDB 年次総会では、資本額を 150 億 ID から 300 億 ID に引き上げること、発行済み資本については 150 億 ID まで引き上げられることが決定した。
http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/Annual%20Meetings/31stMeeting/31st_AnnualMeeting.html

[721] http://www.ameinfo.com/269470.html

[722] サウス・ヘルワン発電所建設予定地は、エジプトのナイル河沿いにあり、最寄りのクレイマット村（Kureimat）から約 10 キロ離れたところにある。
http://ebookbrowse.com/egypt-south-helwan-thermal-power-project-esia-summary-august-2011-version-16-august-eng-pdf-d213774451

[723] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous/idb_news_en

第 3 フェーズに 1,000 万ドルを拠出する内容も含まれている[724]。また、これら以外にも、ワクフ・ファンド（WWF）枠や 5,300 億ドル近くの予算が加盟国の教育、人材育成プロジェクト支援費として計上されている[725]。

IDB は、資本を強化するため、IDB 加盟国以外にも資金提供主を拡大する意向で、2012 年 10 月に日本で開かれた国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）の年次総会では、同総会のために来日したアハメド・モハメッド・アリ総裁ら幹部が、東京都内で IDB の説明会を開き、IDB は既に日本の国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA）と地域発展プロジェクトを通して良好な関係にあることなどを挙げ[726]、日本からイスラム圏への出資を呼びかけた[727]。

なお、IDB の信用格付けに関しては、2008 年の世界的金融危機の際に、投機的度合いの低い IDB への影響が少なかったことなどから IDB への信用度が上がり、2012 年度には格付け会社のスタンダード・アンド・プーアズ社（Standard and Poors）から、「安定性がある」という評価のトリプル A（AAA）が付されている[728]。

2.4.2　最近行われた欧米企業との共同事業の概要

IDB の民間企業関連事業は、イスラム民間開発公社（ICD）の管轄であり、民間企業育成事業資本も ICD の予算枠から拠出される[729]。ICD の主な開発支援事業として、エネルギー関連、開発の遅れているコミュニティへの電気供給、水・衛生関連施設、交通輸送インフラ設備など、インフラ関連への融資が含まれるが[730]、これらは IDB 加盟国内の企業との共同プロジェクトが主要となっており、欧米企業との共同事業例情報はほとんどない。その理由としては、イスラム教を国家の礎にしていない欧米の民間企業の運営方式と、イスラム金融を土台とする IDB の運営方式とが異なるため、双方からの積極的な参加につながりにくいということが関係していると言える。また、近年 IDB は、非イスラム国からの出資を募っているとはいえ、それらの資金は IDB 加盟国での事業展開で利用することを前提にしている。

とはいえ、IDB は、中東及びアフリカ地域のインフラ整備事業への投資を増やすため、世界銀行グループと共同で 2011 年 4 月に「インフラストラクチャー整備のためのアラブ融資制度（Arab Financing Facility for Infrastructure：AFFI）」を設立している。これは、国境を越えたインフラ整備事業、特に官民共同事業支援を目的としており、世界銀行は、この制度を通して援助受給国政府側に 2 億ドルの融資枠を設けている[731]。また、欧州開発銀行（EBRD）やアフリカ開発銀行（AfDB）などが、東欧やアフリカにおけるイスラム教国の開発を支援している場合も

[724] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous/idb_news_en
[725] 同上
[726] 石油・ガス・エネルギー関連事業への日本企業参画機会を創出するプロジェクトの一環として、株式会社国際協力銀行（JBIC）も、IDB と、その傘下で民間セクター事業を支援する ICD と 2007 年 9 月に提携している。
http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2007/0925-01/index.html
[727] http://mainichi.jp/select/news/20121014k0000e030116000c.html
[728] http://www.idbgbf.org/portal/detailed.aspx?id=452
[729] http://www.icd-idb.com/irj/portal/anonymous?guest_user=icd_en
[730] http://topics.bloomberg.com/islamic-development-bank/
[731] http://www.isdb.org/irj/go/km/docs/documents/IDBDevelopments/Internet/English/IDB/CM/Publications/IDBGroupBrief2012.pdf

多く、世界銀行を含むこれらの国際開発金融機関を通じたプロジェクトによって欧米企業の参入の門戸がより開かれることもある。

なお、例外的に、欧米に援助の機会があるのは教育・人材開発関連分野で、例えば、欧米諸国の最高学府へのIDB加盟国の人材派遣については、受け入れ先の学術機関の国家・宗旨を問わず協力関係を結ぶことになっている。また、パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアにおける医療・福祉事業には、米国の企業が参加している。

以下に、食糧安保事業と教育関連、そして最近、IDBが欧州の保険会社と締結した契約についての3例を取り上げることとする。

●ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団（Bill & Melinda Gates Foundation）によるポリオ撲滅プログラム（パキスタン・アフガニスタン・ナイジェリア）

ビル・ゲイツ・マイクロソフト会長と妻、メリンダによって、2000年に創設された世界最大規模の慈善基金提供団体であるビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団（Bill & Melinda Gates Foundation）[732]は、2012年10月9日、アラブ首長国連邦のアブダビで開かれた記者会見で、パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアを含むイスラム教諸国における、マラリア、ポリオ及び伝染病対策と食糧安全保障に関するIDBの援助プログラムに協力することを発表した[733]。同財団は、世界のポリオ撲滅を目指して寄付活動を続けており、今回のIDBへの寄付協力も同財団のポリオ撲滅プロジェクトの一環として行われたものである[734]。

同財団は、「全ての命は等しい」という信条の下、世界中の人々が健康で、豊かな生活を送れるようになるため、世界における疾病、貧困対策プロジェクトへの資金提供活動を行っており[735]、特に、同財団の支援事業として、①途上国の飢餓と貧困克服のための国際開発プログラム、②途上国における感染症対策と家族保健プロジェクトを支援するグローバルヘルス・プログラム、③米国の貧困層支援や、パソコン・インターネットを通じた教育の機会拡大を目指す米国プログラム、の3つを掲げている。なお、ポリオ撲滅のための取り組みは、②のグローバルヘルス・プログラムに含まれている[736]。

IDBは、社会福祉・保健・衛生事業にも力を入れており、特にパキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアの3カ国におけるポリオ撲滅プロジェクトに対して、2012年までに合計で約3億5,000万ドルを融資している[737]が、2012年から5年間に亘り、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団は、約2億2,700万ドルをIDBのポリオ及びマラリア対策プログラムに対して援助するとしている[738]。

---

[732] 本部は米国ワシントン州にある。
[733] http://centerforvaccineethicsandpolicy.wordpress.com/2012/10/13/gates-foundation-signed-an-agreement-with-islamic-development-bank/
[734] http://www.arabianbusiness.com/bill-gates-teams-up-with-saudi-bank-for-polio-fight-475620.html
同財団では、中近東の賛同企業・個人からも資金援助を募る予定で、ポリオ撲滅のため、向こう6年間で、10億ドルの資金を集めることを目標にしている。
[735] http://www.gatesfoundation.org/Pages/home.aspx
[736] 同上
[737] Islamic Development Bank: 38 Years in the Service Development
[738] http://www.arabianbusiness.com/bill-gates-teams-up-with-saudi-bank-for-polio-fight-475620.html

なお、IDB の発表によると、2015 年までのパキスタンにおけるポリオ対策プロジェクトには、8 億 5,120 万サウジ・リヤル（約 2 億 2,680 万ドル）の資金を充てるとしている。パキスタン政府は、ポリオ対策プロジェクトにかかった元本を IDB に返済することになるが、その他のプロジェクト運営に係る資金は、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団が全て負担することになっている[739]。また、アフガニスタンにおけるポリオ対策プロジェクトには、IDB が 4,500 万サウジ・リヤル（約 1,200 万ドル）を拠出し、ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団が寄付金を提供する予定である[740]。

●奨学金プログラム

IDB は、人材育成の一環として、加盟国と非加盟国内のイスラム・コミュニティにおける奨学金プログラムに出資しており[741]、具体的には、①非加盟国内のイスラム・コミュニティ奨学金プログラム[742]、②最も開発の遅れている加盟国に対する科学技術奨学金プログラム[743]、③高度技術に関するメリット奨学金プログラム[744]の 3 つがある。

IDB 加盟国 58 カ国には、留学生受け入れ団体（Counterpart Organizations：CPOs）があり、奨学生は自国以外の IDB 加盟国の大学で学ぶことも可能である。

上記①の「非加盟国内のイスラム・コミュニティ奨学金プログラム」は、IDB 加盟国の学生をイスラム教系の受け入れ団体や機関がある欧米の大学で学ぶことを支援するプログラムである。欧米の受け入れ国の例としては、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、ギリシャ、ニュージーランド、米領バージンアイランドなどがある[745]。

同奨学金プログラムでは、奨学生に対して大学授業料・生活・医療費に充当可能な学生ローンを無利子で貸し出しており、学生が学位取得後就職すると、当該学生は受給した奨学金と同額を自身が所属するイスラム・コミュニティに、ワクフとして寄進して返還する仕組みとなっている。こうして返済された学生ローンは、当該コミュニティにおける奨学金資金源として活用される。この奨学金[746]の受給資格は、大学入学前までの教育を修めた金銭的援助が必要な 24 歳以下のイスラム教徒で、医学、エンジニアリング、農業などの学問分野を志す学生となっている。

---

739 http://english.islammessage.com/articledetails.aspx?articleId=2981

740 同上

741 http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://b8353cb1cc8ab99e3f55e23e6ff72ed7&LightDTNKnobID=68550427

742 http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://2e7def656656ac9aede982bd2995a417

743 http://www.arabianbusiness.com/bill-gates-teams-up-with-saudi-bank-for-polio-fight-475620.html
http://www.bloomberg.com/news/2012-10-08/gates-foundation-signs-deal-with-islamic-development-bank.html
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://105371d63ee3ea47be6e781e83916e73

744 http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://c28c70fde436815fcff1257ef5982a08

745 http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://2e7def656656ac9aede982bd2995a417

746 例えば、カナダへの留学の場合、年間 7,000 カナダドルが支給される。この奨学金は大学授業料・生活・医療費などに充当することができるが、実際、年間授業料だけでも留学生の場合 7,000 カナダドル以上が必要というのが現状である。
http://www.isna.ca/Islamic_Development_Bank_Scholarship.php

②の「最も開発の遅れている加盟国に対する科学技術奨学金プログラム」は、開発の遅れる国々の人材育成を目指して、30 歳未満の学術その他の奨学生資格を持つ学生が、科学、工学、テクノロジー、医学、統計、経済、人口学、オペレーション・リサーチの分野に限り、IDB 加盟国内の学府で学ぶのを支援するものである[747]。奨学金は、学費、生活費、渡航費、健康保険費用、コンピューター購入などに充てることができる。

③の「高度技術に関するメリット奨学金プログラム」は、IDB 加盟国内の優秀な人材が、医学、農業、砂漠化抑制、エネルギー、インフラ、ナノテク、特にハイテク科学技術分野、コンピューター分野の博士号取得かポスドク研究への支援を提供するものである。留学国の規制は無く、原則的に奨学生はどの国にでも行くことが可能であり、受給する奨学金は、3 年間の博士号課程か、6～12 カ月間のポスト・ドクター研究費用に充てられる。なお、このプログラムでは、奨学生が希望する国の最高学府を留学先として選ぶことが可能である[748]。

●IDB 投資・輸出クレジット保険・イスラム協会（ICIEC）とガラント（Garant）との貿易借保険業務提携

2012 年 11 月に、欧州のガラント保険社（Garant Versicherungs AG）[749]と、IDB グループの IDB 投資・輸出クレジット保険・イスラム協会（ICIEC）が、アラブ諸国及び、イスラム教国の貿易と投資に関する保険及び再保険業務に関して契約を締結した[750]。

ICIEC は、IDB グループにおいて、欧州の企業がイスラム協力機構（OIC）の国々のビジネスに、信頼をもって投資することを奨励する役割を担っており、1995 年以来（設立は 1994 年末）、石油、石油製品、繊維、食糧、農産物、インフラなどの分野において、累計で約 110 億ドルの貿易保険を扱ってきている[751]。

一方、ガラント社は、アジア諸国などにおいて、地域の政治的危機と事業に関する保険業務に携わってきた実績があり、新興市場や政治的に不安的な地域における貿易保険を専門分野とする企業である[752]。

今回のこの提携は、ICIEC が信用保険のエキスパートであるガラント社に、アラブ及びイスラム教圏の債務者に関する情報を提供し、ガラント社が、ICIEC に被保険者の記録を提供するというもので、債権回収業務、リスク評価、任意再保険の契約評価などの効率化を図ることを目的としている。

---

[747] この奨学金は、対象が、開発が遅れているとみなされる加盟国 20 カ国出身に限られている。それらの国は、アフガニスタン、ベニン、ブルキナファソ、チャド、コモロス、ジブチ、ガンビア、ギニア、ギニア・ビサウ、モルジブ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、パレスチナ、シエラ・レオネ、ソマリア、トーゴ、ウガンダ、イエメンとなっている。
http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://105371d63ee3ea47be6e781e83916e73

[748] http://www.isdb.org/irj/portal/anonymous?NavigationTarget=navurl://c28c70fde436815fcff1257ef5982a08

[749] ガラントは、ベルギーの輸出クレジット機関であるデュクロワ（Office National du Ducroire）が、その 83%を所有している。オーストリアのウィーンとスイスのジュネーブに拠点がある。
http://www.garantinsurance.com/about/focus.php

[750] http://www3.ambest.com/ambv/bestnews/newscontent.aspx?AltSrc=13&RefNum=161408
https://research.zecco.com/research/quotes/stock-news/story.asp?key=100-333u3237-1

[751] http://www.iciec.com/irj/portal/anonymous?guest_user=iciec_en

[752] http://www.garantinsurance.com/about/focus.php

ICIEC の最高責任者であるアブデル・ラハマン・エルタエブ・タハ氏（Abdel Rahman El-Tayeb Taha）は、ガラント社との提携は、特に、中東、北アフリカ、サブ・サハラ地域を対象とした IDB グループの輸出クレジットと投資保険業務分野を強化するものであるとして高く評価している[753]。

[753] https://research.zecco.com/research/quotes/stock-news/story.asp?key=100-333u3237-1

2.5　アフリカ：アフリカ開発銀行（African Development Bank：AfDB）

アフリカ開発銀行（African Development Bank：AfDB または ADB）は、国連アフリカ経済委員会（United Nations Economic Commission for Africa）の提案によりアフリカの経済開発促進を目的として 1964 年に設立され、1966 年から運用が開始された。AfDB は、アフリカ各国の債務救済、統治改善、農村改革、貧困撲滅や、インフラ・運輸・教育・生活環境の改善、エイズ対策などを含む健康・衛生などの分野に寄与するプロジェクトやプログラムの援助を行っており、その他にも、環境に配慮した持続可能な経済成長を運営理念に掲げており、太陽光や風力発電といったクリーン・エネルギーの開発事業支援にも力を入れている[754]。

2.5.1　組織概要

2.5.1.1　組織形態

AfDB は、アフリカ開発基金（African Development Fund：ADF）とナイジェリア信託基金（Nigeria Trust Fund：NTF）の 2 機関と共に、アフリカ開発銀行グループ（African Development Bank Group）を構成しており、AfDB は同グループの親組織としての位置づけとなっている。なお、ADF はアフリカ諸国の貧困の度合いが高い国に対して、より緩やかな条件で資金供与を行う譲許的融資窓口として 1973 年に設立され[755]、ナイジェリア信託基金（NTF）は、ナイジェリア政府によって 1976 年に設立された機関で、貧困国を援助対象とする[756]。AfDB は、本部をコートジボワールのアビジャンに置いていたが、当地の政局不安により 2009 年からチュニジアのチュニスに一時的に本部を移している。

さらに、AfDB グループは、アフリカ大陸内 34 カ所に支部を置く他、2011 年には、ケニアのナイロビと南アフリカのプレトリアに地域リソースセンター（Regional Resource Center）を設立し、2012 年には域外オフィス（external office）を東京に設立している[757]。

2012 年現在、アフリカの独立国[758]54 カ国（表 60 参照）、及び欧州諸国、日本、米国、中国などアフリカ地域外の 24 カ国及び、AfDB には加盟せず ADF だけに加盟しているアラブ首長国連邦（表 61 参照）を合わせて AfDB には 78 カ国が加盟している[759]。現在、南スーダン、トルコ、

[754] http://www.afdb-org.jp/, http://www.afdb.org/en/

[755] 同上
ADF 設立により、アフリカ以外の国々も、資金提供国となれる仕組みが整った。しかし、AfDB は、利子付き融資の窓口を通して、民間企業に直接融資を行い、対象地域の開発に的を絞った民間セクターのプロジェクトに資金を提供する特別なファンド等は設定していない。http://www.fas.org/sgp/crs/row/R41170.pdf

[756] 他に特別基金として、アラブ石油基金、旱魃と飢饉のための特別緊急援助基金、特別救済基金を設立している。

[757] http://www.afdb-org.jp/file/about/About_the_AfDB_202011_PJN.pdf

[758] 2011 年には、南スーダン（Republic of South Sudan）が独立国となった。AfDB への加盟は審議中であるが、AfDB のウエブサイトでは、アフリカの独立国加盟国 54 カ国に含めている。http://www.afdb.org/en/about-us/structure/board-of-directors/

[759] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AfDB%202012%20EN_WEB.pdf
http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/The%20AfDB%20in%2010.pdf

ルクセンブルグ、オーストリアが株主（出資国）として AfDB に加盟する手続き中であり、これらを含めると AfDB 加盟国数は今後 81 カ国になる予定である[760]。

なお、アフリカ諸国の加盟国は、地域メンバー国（Regional Member Countries：RMCs）と呼ばれる。

表 60　AfDB 加盟国（アフリカ地域メンバー国）

アルジェリア	ジブチ	マダガスカル	シエラレオネ
アンゴラ	エジプト	マラウイ	ソマリア
ベナン	エリトリア	マリ	南アフリカ
ボツワナ	赤道ギニア	モーリタニア	スーダン
ブルキナファソ	エチオピア	モーリシャス	スワジランド
ブルンジ	ガボン	モロッコ	タンザニア
カメルーン	ガンビア	モザンビーク	トーゴ
カーボベルデ	ガーナ	ナミビア	チュニジア
中央アフリカ共和国	ギニア	ニジェール	ウガンダ
チャド	ギニアビサウ	ナイジェリア	ザンビア
コモロ	ケニア	ルワンダ	ジンバブエ
コンゴ民主共和国	レソト	サントメ・プリンシペ	コンゴ
リベリア	セネガル	コートジボワール	セイシェル
リビア	南スーダン*		

*南スーダンについては、脚注 758 を参照。

出典：AfDB, “Member countires”, http://www.afdb.org/en/about-us/members/

表 61　アフリカ地域メンバー国以外の AfDB 加盟国

アルゼンチン	フィンランド	クウェート	スイス
オーストリア	フランス	オランダ	イギリス
ベルギー	ドイツ	ノルウェー	米国
ブラジル	インド	ポルトガル	アラブ首長国連邦[761]
カナダ	イタリア	サウジアラビア	中国
日本	スペイン	デンマーク	韓国
スウェーデン			

出典：同上

AfDB の最高意思決定機関は、通常、各加盟国の蔵相や政府高官がなる代表・代表代理（Governors and an alternate）で構成される総務会（Board of Governors）で、各加盟国は、各国に平等に与えられる基本議決票数に加え、AfDB への拠出金に比例した議決票を有している。毎年開催される総務会において、年度ごとの資本市場での借り入れ調達額の範囲などが承認される。また、新規加盟国に対する審査・承認や、増資、AfDB 規約や加盟国同意事項などについての改訂、理事会員の選出なども総務会の管轄である[762]。

AfDB の実際の運営は、総務会において選出される理事（Executive Directors）20 人、理事代理（Alternate Executive Directors）20 人、合計 40 人からなる理事会（Board of Directors）に委ねられている。理事会は、毎年、AfDB の事業方針を協議し、支援するプロジェクトの選定やそれに対する融資額、助成金額の承認を行う[763]。毎年中期に提出される中期戦略（Medium-Term

[760] Moody’s Rating 2012, http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Financial-Information/Moody%27s%20Rating%202012.pdf
[761] アラブ首長国連邦は ADF にのみ加盟。
[762] http://www.afdb.org/en/about-us/structure/board-of-governors/
[763] http://www.afdb.org/en/about-us/structure/board-of-directors/

Strategies：MTS）[764]が、AfDB の定めた基本方針から逸脱していないかどうかを審査・承認することも、理事会の重要な業務の一つとされている[765]。

理事会の下には、①理事会執務委員会（Committee on Administrative Matters Concerning the Boards of Directors：AMBD）、②会計監査・財務委員会（Committee for Audit and Finance：AUFI）、③人事委員会（Committee on Administrative Affairs and Human Resources Policy：CAHR）、④業務能率向上委員会（Committee on Operations and Development Effectiveness：CODE）、⑤業務評価・予算管理委員会（ Committee of the Whole：CoW）、⑥倫理委員会（Ethics Committee）、及び、⑦年次報告書委員会（Committee on the Annual Report：CAR）の 7 つの委員会が設立されている他、金融・開発関連の専門家を集めたチーフ・エコノミスト部門も設立されている。

各国代表の総務が推薦する候補者の中から選挙で選ばれる総裁は、理事会の下に位置する。総裁の任期は 5 年で、再選は 1 度のみ可能である。総裁は、理事会傘下の上記の 7 つの委員会を、理事会と共に監督する他、日々の運営に関わる予算室、事務局、各地域及びセクター別センターなども統括する役割を担う。なお、チーフ・エコノミスト部門は、総裁に助言を与える役割を果たす。現在の総裁は、英国で学位を修めたルワンダ出身のエコノミスト、ドナルド・カベルカ氏（Donald Kaberuka）で、2005 年に選出され、再選を経て現在総裁 2 期目を務めている。図 42 は、2012 年 6 月現在の AfDB 組織図である[766]。

図 42　AfDB 組織図

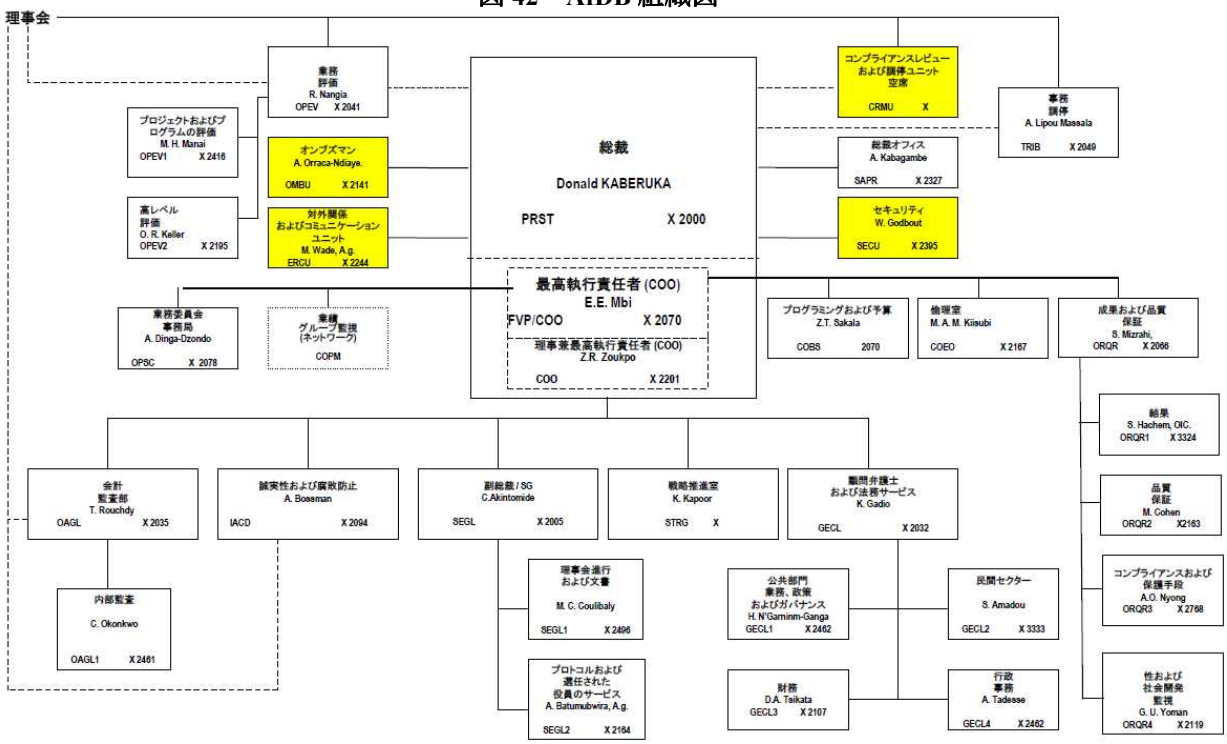

注：本図は出典からそのまま転載したものであるが、図中の黄色部分の意味の説明は出典にはない。
出典：AfDB 組織図
http://www.afdb-org.jp/file/about/AFDB_Organization_Chart_2012_PJN.pdf

[764] http://www.afdb.org/en/about-us/afdb-medium-term-strategy/
[765] http://www.afdb.org/en/about-us/structure/board-of-directors/
[766] AfDB の全組織は、57 の組織と 6 ユニットからなる 30 部門から構成されている。詳細図は、以下のリンクを参照のこと。http://www.afdb.org/en/about-us/structure/

2.5.1.2 事業内容

AfDB の融資・援助対象は、アフリカの加盟国（RMCs）であるが、これらの国々は、融資の際のリスクや国内総生産（GDP）を評価した信用度別（country-creditworthiness and GDP-related）によって、①国民 1 人当たりの年間 GDP が 540 ドル以下の RMCs の中でも最貧国グループ、②国民 1 人当たりの GDP が 540 ドル～1,050 ドルの中所得国（middle-income countries：MICs）と「ブレンド国」[767]と呼ばれるカーボヴェルデ、ナイジェリア、ジンバブエの 3 カ国も加えたグループ、③1 人当たりの GDP が 1,050 ドル以上の諸国[768]グループの 3 グループに大別されている[769]。

なお、①のグループは、アフリカの最貧国を対象にした基金である ADF の譲許的援助しか受けることができず、②のグループに対しては、AfDB は直接借款、信用供与限度額（lines of credit：LOC）、資本参加などの形で資金や援助を提供する非譲許的貸付窓口の役割を担っており、経営的に存続できると評価された民間企業や地域統合を支援する多国間プロジェクトなどに資金提供を行っている[770]。1995 年以来 AfDB の融資対象は、比較的信用度の高い国に限られていることから、③は、AfDB の融資を受けることができる唯一のグループとなっている[771]。

AfDB の融資・援助対象事業分野は、以下の 15 分野に亘る[772]。

- 食糧生産を含む農業・農業関連工業
- 公共施設・設備
- 気候変動対策
- 経済・金融管理経営
- 教育
- エネルギー・環境
- 男女平等
- 健康・福祉
- エイズ対策
- 情報技術
- インフラ
- 民間セクター開発
- 人間・社会開発
- 交通・運輸
- 給水と衛生

上記の中でも、AfDB が最優先分野に挙げるのは、最後の給水と衛生分野であり、農村地区給水・衛生イニシアティブ（AfDB Rural Water Supply and Sanitation：RWSSI）、アフリカ給水施設整備イニシアティブ（African Water Facility ：AWF）などを立ち上げている[773]。また、農業関

[767] これらのブレンド国は、ADF の譲許的援助だけを利用することもできる。
[768] http://www.afdb.org/en/about-us/frequently-asked-questions/#c9551
[769] http://www.afdb.org/en/about-us/frequently-asked-questions/
[770] http://www.afdb-org.jp/file/investor/Investor%20Presentation%20July%202012%20JP.pdf
http://www.afdb.org/en/about-us/african-development-bank-afdb/
[771] http://www.jcr.co.jp/release/pdf/11i038AKG.pdf?PHPSESSID=b1cefa9ba05fef1a924e09cdd2601724
[772] http://www.afdb.org/en/projects-and-operations/
http://www.afdb.org/en/about-us/frequently-asked-questions/#c9551
[773] 同上

連事業も優先分野に挙げており、食糧安保につながる民間主導の農業事業に積極的に融資を行う他、物資供給を支える道路網を含むインフラ整備も重視している[774]。

AfDB のプロジェクトサイクルは、平均して約 3 年間で、そのプロセスとしては、①準備、②プロジェクト選定、③承認、④実施、⑤評価となっている[775]。AfDB の 2008～2012 年の中期戦略（Medium-Term Strategy：MTS）では、「持続可能な開発」を基盤にした、経済援助の優先的分野として、①インフラ整備、②統治、③民間セクター開発、④高等教育・職業訓練推進の 4 つを挙げている他、政局や経済状況が不安定な国や中所得国への融資・援助、農村開発、男女平等、環境、温暖化、地域統合と貿易、知識開発と管理などの分野への援助も拡大することとしている[776]。なお、援助対象となるプログラムの選択は、MTS に記された事業領域の優先度に沿って選択されている。これらに基づき 2011 年度に融資対象となったプロジェクトの例としては、ナイジェリア国内向け小規模融資プロジェクト、モロッコの金融セクター開発プロジェクト、タンザニアの経営管理と経済競争力強化援助プロジェクト、コンゴの農村インフラ開発サポートプロジェクト、南アフリカのエスコム（Eskom）再生エネルギープロジェクトなどがある。

MTS で定められた優先事業領域（インフラ、民間セクター開発、統治、教育、科学技術、職業訓練）への 2011 年度の投資総額は、同年度承認総額の 88.4%を占める。特に、民間セクター開発事業への援助は、2008 年度以降 AfDB が力を入れている分野であることから、低所得国を含め急速に拡大している。

AfDB の民間セクター開発援助は、中小企業や資本参加者を対象にした普通銀行（commercial banks）を含む金融仲介機関へのシニア・ローン（senior loans）、信用供与限度額（LOC）といった形で提供され、MTS の方針に沿って、経済開発を促進するとみなされる事業が援助対象プロジェクトに選抜されることになる。特に中小企業は、アフリカ経済の基幹になると考えられているものの、現在の経済状況下では事業拡大に必要な資金に中小企業がなかなかアクセスできないため、AfDB が援助に力を入れている分野である。

AfDB による民間企業への融資は、直接または商業銀行など民間金融機関経由で供与される。まず、プロジェクトに関わる民間金融機関が AfDB の代理人として、プロジェクトの内容や社会経済開発への貢献度、採算性などを評価する。そしてそのプロジェクトが当該金融機関によって承認された場合、各種手続きなども代行し、プロジェクトを監督、業績の評価、報告書、AfDB への融資返済などの業務も引き受けるという流れになる[777]。

2.5.1.3 予算

AfDB は、通貨単位 UA（Unit of Account）を採用しており[778]、2011 年 12 月 31 日現在の AfDB の授権資本額（Authorized Capital）は、660 億 5,000 万 UA、発行済み資本（Subscribed Capital）は 373 億 2,000 万 UA、払込み済み資本金（Paid-up Capita）は 32 億 9,000 万 UA である[779]。

---

[774] http://www.afdb.org/en/about-us/frequently-asked-questions/#c9551
[775] 大規模で長期にわたるプロジェクトは、第一段階、第二段階などに分けて推進している。
[776] http://www.afdb.org/en/projects-and-operations/
[777] http://www.afdb-org.jp/file/about/About_the_AfDB_202011_PJN.pdf
[778] AfDB は、純資産は特別引出権（Special Drawing Rights：SDR）に相当する計算単位（UA）を採用しており、2012 年現在、米ドル換算で、1UA=1.5 ドルである。
[779] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AfDB%202012%20EN_WEB.pdf
2010 年 5 月にアビジャン市で開かれた AfDB の年次総会で、理事会は、AfDB の資本資源を 240 億 UA（約 350 億米ドル）から 676 億 9,000 万 UA（約 1,000 億米ドル）まで増資することを承認している。これは、200%の増額になる。（AfDB Fact Sheet）

AfDB が創立された 1967 年から 2011 年までのプロジェクトに供与された額である累積承認額は、融資および補助金を合わせて、3,661 件のローン及びグラントに対して 600 億 6,000 万 UA となっている[780]。また 2011 年度には、AfDB グループが実施した 184 件のプロジェクトに対して、57 億 2,000 万 UA の予算が承認されており、その主な内訳は、2011 年の AfDB のプロジェクト（貸出、援助、出資、保証および債務削減など投融資合計承認額）に対して 36 億 9,000 万 UA、ADF に対して 18 億 3,000 万 UA、NTF に対して 1,090 万 UA、特別基金[781]に対して 1 億 8,810 万 UA となっている[782]。

2011 年に予算が承認された AfDB の 184 件の開発援助プロジェクトの融資・援助別内訳は、60 件のオペレーションに対して 35 億 5,000 万 UA の融資、75 件のオペレーションに 5 億 7,870 万の助成金、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries Initiative：HIPC）への債務軽減に関する 7 件の決済に 13 億 5,000 万 UA、7 件の資本参加（equity participations）プロジェクトに 5,340 億 UA、特別基金に属する 35 のプロジェクトに 1 億 8,810 万 UA となっている[783]。

融資と助成金予算の合計約 41 億 3,000 万 UA は、主に国際プロジェクト及び、アフリカ大陸を 5 地域に分けた地域を援助対象として拠出される。援助対象地域と援助割合の内訳は、西アフリカに 24.8%（約 10 億 2,400 万 UA）、北アフリカに 21.9%（約 9 億 447 億 UA）、東アフリカに 14.8%（約 6 億 1,124 万 UA）、中央アフリカに 11%（約 4 億 5,017 万 UA）、南アフリカに 9.8%（約 4 億 474 万 UA）となっている。多国間にまたがるプロジェクトとプログラムには、融資と助成金をあわせて 17.8%（約 7 億 3,514 万 UA）が AfDB 理事会により承認されている[784]（図 43 参照）。

図 43　援助対象地域別助成割合

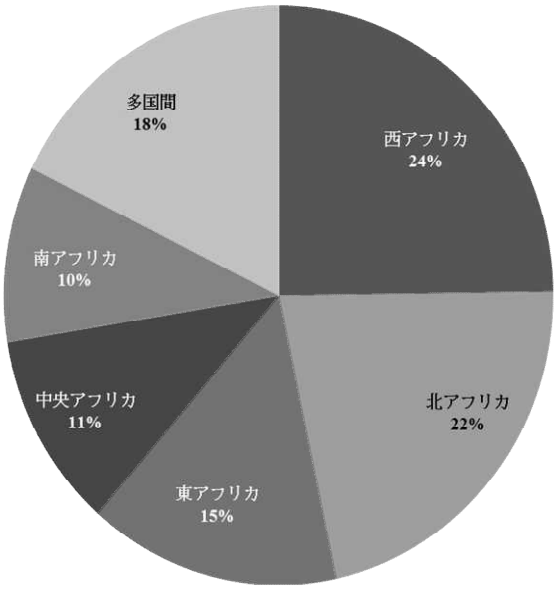

出典：AfDB, “Projects and Operations”, http://www.afdb.org/en/projects-and-operations/

[780] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AfDB%202012%20EN_WEB.pdf
http://www.afdb.org/en/about-us/structure/board-of-directors/
[781] 特別基金には、アフリカ地域の給水設備向け融資枠、農村部における給水および衛生設備の設置イニシアティブ、地球環境融資枠が含まれている。
[782] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AfDB%202012%20EN_WEB.pdf
http://www.jcr.co.jp/release/pdf/11i038AKG.pdf?PHPSESSID=b1cefa9ba05fef1a924e09cdd2601724
[783] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AfDB%202012%20EN_WEB.pdf
[784] これらの数値を合計すると 100.10%となるが、原文をそのまま転記した。

2011 年度の融資及び助成金供与対象プロジェクトをセクター別にみた場合の内訳は、インフラ関連に 15 億 7,000 万 UA（38.1%）、総合セクター（Multisector）に 8 億 5,320 万 UA（20.7%）、金融セクターに 8 億 230 万 UA（19.4%）、社会福祉関連分野に 4 億 5,130 万 UA（10.9%）、産業、鉱工業に 2 億 9,370 万 UA（7.1%）、農業振興・農村開発に 1 億 4,560 万 UA（3.5%）、環境関連に 960 万 UA（0.2%）となっている[785]（図 44 参照）。なお、総合セクターには、公的財産管理及び、産業改革を推進し、財政基盤を整え、不正を防ぐための透明性のある公共機関を育成することを目的としたプロジェクトが含まれている[786]。

図 44　2011 年度融資・グラント拠出のセクター別内訳

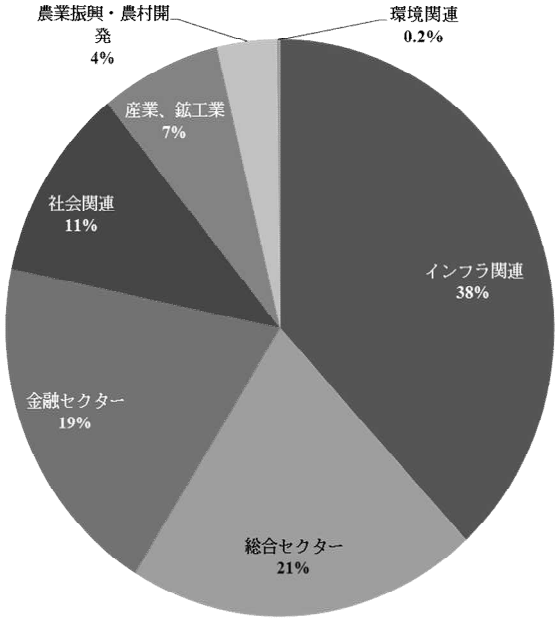

出典：同上

AfDB の授権資本は、主に AfDB の 77 の加盟国[787]による出資金である。授権資本は、通常資金と特別資金から構成され、通常資金には、授権資本の引受株式、AfDB の融資に対する返済金、国際資本市場からの借入資金、AfDB の融資から発生した収入、その他投資からの収入などが含まれる。一方、特別資金には、ナイジェリア信託基金（NTF）の他、アラブ石油基金、アフリカの干ばつと飢饉のための特別緊急援助基金、特別救済基金などが含まれており、この特別基金は、アフリカ地域の給水設備向け融資、農村部における給水および衛生設備の設置、地球環境融資に利用される[788]。

なお、AfDB の資金源は加盟国だけでなく、世界銀行[789]や国連児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）などの世界的機関、アフリカ開発のための新パートナーシップ（New

[785] これらの数値を合計すると、99.9%になるが、原文をそのまま転記した。
[786] http://www.afdb.org/en/projects-and-operations/
http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/AfDB%202012%20EN_WEB.pdf
[787] AfDB グループに加盟しているのは 78 カ国であるが、そのうちアラブ首長国連邦は ADF にのみ参加していることから、ここでは AfDB の加盟国は 77 カ国とした。
[788] http://www.afdb-org.jp/investor/presentation.html
[789] 世界銀行は、水セクター援助のみの参加となっている。

Partnership for Africa's Development：NEPAD）といったアフリカ関連の機関や、アフリカにおけるインフラ開発に関わる民間のパートナー企業等からの投資や援助も含まれる。こうした援助供与国・機関に対し、AfDB は、普通債、仕組債（structured bonds）、コマーシャルペーパー（commercial paper：CP）、公募債（publicly offered bonds）、私募債（private placement bond）、グローバル債、アフリカの通貨建て債券、売出債など、複数の金融商品を提供し資金を調達している。AfDB は、更に多くの投資家からの資金調達を可能にするため、アフリカ通貨連動債の他、米ドル建てグローバル債やユーロ・コマーシャルペーパー・プログラムなど、世界の主要な通貨建てでの取引も可能にしている[790]。

なお、日本格付研究所による 2011 年 8 月の AfDB の信用評価格付では、加盟国からの AfDB への増資、流動性と堅固な財務構造、慎重なリスク管理、AfDB 発行の債券のリスク・ウエイトが 0%であることなどが評価され、最優良となるトリプル・エー（AAA）信用格付け評価が与えられており、資本市場から積極的に資金調達を行っている AfDB が、資本市場における優良借り手として認められたことを示している[791]。

2.5.2　最近行われた欧米企業との共同事業の概要

2011 年度における最大規模のプロジェクトには、ナイジェリアの中小企業融資プログラムとモロッコの国営リン酸会社（Office Chérifien des Phosphates：OCP）への投資プログラムなどがある[792]。

また、融資・援助対象額が大きいインフラ構築関連のプロジェクトには、輸送、エネルギー供給、給水と公衆衛生、通信関連といったものが含まれるが、大規模になりすぎず、信頼性があり、またメンテナンスもあまり複雑でない「手頃な」規模のインフラ・プロジェクトが融資対象として優先される傾向がある[793]。

なお、AfDB の融資・援助事業は、通常プロジェクトが承認される前に、環境へのインパクトや実行可能性及び、採算性についての検証・調査が行われるが、AfDB のインフラ・プロジェクトにおいては、欧州のコンサルタント会社がこれらの調査を請け負う例が多い[794]。

●エジプトにおける 650 メガワット級スエズ火力発電所（Suez 650 MW Steam Cycle Thermal Power Plant）

AfDB は、エジプトにおいて短～中期的エネルギー供給の安定を図るため、エジプトの首都カイロから西方 50 キロに地点にある統合発電システム（Unified Power System：UPS）における火力発電所の発電容量を拡大するプロジェクトの支援を行った[795]。本プロジェクトは AfDB の公共セクターのエネルギー開発支援プロジェクトに分類されるものである[796]。具体的に、このプロ

[790] http://www.afdb-org.jp/investor/presentation.html
[791] http://www.jcr.co.jp/release/pdf/11i038AKG.pdf?PHPSESSID=b1cefa9ba05fef1a924e09cdd2601724
[792] 同プログラムは、2008 年から 2018 年までの期間に実施される。
[793] http://www.afdb-org.jp/file/investor/Investor%20Presentation%20July%202012%20JP.pdf
[794] http://www.afdb.org/en/projects-and-operations/selected-projects/#c50185
[795] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/Annual%20Report%202010%20EN.pdf
[796] 同上

ジェクトでは、発電所関連機器を米国・欧州における発電システムと鉄道システム製造・販売大手のアルストム社（Alstom）社から発電システムを購入する契約が締結されている[797]。

アルストム社は、約 100 年前に米国で創立された企業であるが、現在、アルストム社グループの本社はフランスに置かれている。同社は、世界 70 カ国以上で事業を展開するグローバル企業で、同社従業員数は 1 万人を超えている。なお、米国に所在する発電所の約半分に、同社製の発電機や発電システムが設置されている他、世界各地の地下鉄システムにも、アルストム社製品が導入されていることが多い[798]。

エジプトの国営電力会社であるエジプト電力公社（Egyptian Electricity Holding Company：EEHC）及び、その子会社で直接 UPS を運営するイースト・デルタ電力社（East Delta Electricity Production Co.：EDEPC Inc.）が進める、火力発電所容量拡大プロジェクトは、2015 年の着工後、2017 年までに 650 メガワット（MW）の電力を供給できる発電所を完成させ、最終的には統合発電システム（UPS）全体の発電容量を 2009 年時の 2 万 3,616MW から最低 4 万 1,000MW にまで引き上げることを目標に掲げている[799]。また、電力利用者を 2008～2009 年の 2,470 万人から 3,400 万人に拡大する他、エジプトの電力会社 EEHC 社の成長率を 6.2％にすることなども目標として掲げられている。

本プロジェクトの総額は、6 億 3,764 万 UA と見積もられ、そのうち 2010 年の AfDB 承認融資総額は 3 億 6,047 万 UA であった。また本プロジェクトには、EEHC が 2 億 2,721 万 UA を出資している他、米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）が 3,985 万 UA の融資を提供している[800]。なおエジプト政府は、650MW 発電容量のガス・石油火力発電施設を一基購入するに当たり、物資、労働、サービス、環境への影響などを試算、評価するためのコンサルティング費用として、2008 年度に 5 億 5,000 万ドル相当の融資を AfDB から既に授与している[801]。

●エジプトにおける石油精製会社（Egyptian Refining Company：ERC）の事業拡大支援プロジェクト

このプロジェクトは、エジプトにおける輸入重油精製製品[802]依存率を減らし、重油精製製品の国内生産を増大するため、エジプトの石油精製企業であるエジプト製油社（Egyptian Refining Company：ERC）の事業拡大に融資するもので、AfDB のプロジェクトとしては、民間セクターの鉱工業部門支援プロジェクトとして分類される[803]。ERC 社は、このプロジェクトで建設される石油精製施設に、米国のコノコフィリップス社（ConocoPhilips）、ベクテル社（Bechtel）、フランスのアクセンズ社（Axens）など、欧米大手企業から環境に配慮した最先端の技術及びサ

[797] http://www.alstom.com/press-centre/2012/7/alstom-to-supply-steam-turbine-generator-unit-for-a-650-mw-power-plant-located-near-suez-egypt/
[798] http://www.alstom.com/us/about-us/
[799] http://www.egelec.com/mysite1/eehc/about%20us.htm
[800] 2011 年度の年次報告書には、共同出資者情報を含めたプロジェクト一覧が掲載されていない。
[801] http://www.egelec.com/mysite1/eehc/about%20us.htm
[802] 残滓重油を原料にしたディーゼルなど白油製品他、石油製品のこと。
[803] http://www.afdb.org/en/news-and-events/article/afdb-approves-usd-225-million-loan-for-egypts-refining-company-6460/

ービスを導入する契約を締結している[804]。また、施設建設は、韓国の GS 建設社（GS Engineering & Construction）と日本の三井物産が請け負う契約となっている[805]。

本プロジェクトに携わるコノコフィリップス社は、1875 年に創業された石油会社コノコ社（Conoco）と 1905 年に創業された石油会社フィリップス・ペトロレアム 6 社（Phillips Petroleum Company）が合併して 2002 年に設立された企業で、米国の大手石油会社の 1 社である[806]。同社の本社所在地はテキサス州ヒューストンで、2011 年度の売上は約 2,512 億ドルと報告されており、約 2 万 9,800 人の従業員を擁する[807]。ベクテル社は、カリフォルニア州サンフランシスコに本社を置き、従業員数は 5 万 3,000 人である。日本やオーストラリアなど世界 24 カ国にも支社を持っており、建設・エンジニアリングのマネジメント業界においては世界大手企業で、特に、交通・運輸、石油・鉱工業関連の建設プロジェクト・マネジメントを得意分野としている[808]。アクセンズ社は、石油・ガス関連工場排気物の触媒や吸着剤製造、石油・ガス関連工場排気物の触媒や吸着装置設置及び関連技術のコンサルティング会社である。本社所在地はフランスであるが、同社の製造関連業務は北米で行なっており、日本、中国を始めマレーシア、バーレーン、ロシアなどにも事務所を構えている[809]。

本プロジェクトは、2015 年 7 月までにエジプト・カイロにあるカイロ石油精製所（Cairo Oil Refinery Company：CORC）に隣接する、水素化分解・コークス施設（hydro-cracking/coking facility）を新たに建設することを目指している。新設される施設では、CORC からの工業排ガスが熱源として再利用されることになっており、これを利用して、年間 480 万トンの精製石油製品を生産し、それを国内市場で販売する計画である[810]。精製石油製品の国内供給を 5 メガトンに引き上げ、関連事業における雇用拡大[811]を目指し、また、税収や営利などからの歳入を増やすことでエジプトの公共赤字を減らすことも、本プロジェクトの目標として掲げられている。ERC 社は、この精製所の規模を拡大することで、エジプトの外国産ディーゼルオイルの輸入量を 50%削減できるとしている[812]。また、工場排ガスの再利用を通じた環境負荷の削減も期待されている[813]。

このプロジェクトの総額は、16 億 27 万 UA で、2010 年に AfDB グループは、約 2 億米ドルのシニア・ローンと、約 2,500 万米ドルの劣後転換ローン（Subordinated Convertible Loan）を ERC

---

[804] http://www.afdb.org/en/news-and-events/article/afdb-approves-usd-225-million-loan-for-egypts-refining-company-6460/ それぞれの企業との契約額や、契約総額の詳細は不明。

[805] 同上

[806] http://www.conocophillips.com/EN/about/who_we_are/history/Pages/index.aspx

[807] http://www.conocophillips.com/EN/about/company_reports/annual_report/Documents/ConocoPhillips%202011%20Summary%20Annual%20Report.pdf

[808] http://www.bechtel.com/overview.html

[809] http://www.axens.net/about-us/at-a-glance.html

[810] http://www.afdb.org/en/news-and-events/article/afdb-approves-usd-225-million-loan-for-egypts-refining-company-6460/

[811] プラント設備建設工事に 8,000 人、2015 年からの工場操業後の恒常的なポジションとして 790 人の雇用創出を見込んでいる。

[812] http://www.afdb.org/en/news-and-events/article/afdb-approves-usd-225-million-loan-for-egypts-refining-company-6460/

[813] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/Annual%20Report%202010%20EN.pdf
http://www.mitsui.com/jp/ja/release/2010/1189661_1493.html

社に融資することを承認している。また、AfDB は、ERC 社からの要請があれば、追加で 8,000 億ドルまで融資することも承認している[814]。

本プロジェクトには、AfDB グループの他に、韓国の輸出入銀行（Korea Eximbank）、欧州投資銀行（European Investment Bank）、日本の国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation）、ナイジェリアの輸出入銀行（Nigeria Export-Import Bank）、三井物産からも資金が拠出されている[815]。

●カーボヴェルデにおけるカベオリカ風力発電プロジェクト(Cabeolica Wind Power Project)

本プロジェクトは、輸入石油に依存するカーボヴェルデの発電力を、クリーンで低価格の代替エネルギーでまかなうため、同国内の官民パートナーシップによって実施されるカベオリカ風力発電プロジェクト（Cabeolica Wind Power Project）[816]に融資し、風力発電システムの発電量を増加させると共に、風力発電自体を普及させることを目指すプロジェクトで、AfDB の融資プロジェクトとしては、民間セクターのエネルギー開発支援に分類されるものである。風力発電システムには、デンマークのベスタス社（Vestas）との間に、同社の風力タービン[817]を購入する契約が締結されている[818]。ベスタス社は、デンマークに本社を置く企業で、風力発電システム、特に風力タービンの製造、販売、設置を専門とする事業を行っており、主な事業展開地域は、欧州、米国、中国となっている[819]。

本プロジェクトは、カーボヴェルデのサンチャゴ島、サオ・ビンセンテ島、サル島とボア・ビスタ島の 4 島に、合計 28 メガワットの設備容量を持つ風力発電基地の建設・運用に関するもので[820]、2010 年に AfDB は、風力発電機の設置にかかるコストへの融資を承認している[821]。なお、発電基地の建設着工から終了までは 18 カ月が予定されている。また、本プロジェクトの目標として、2013 年までに 1 時間あたり 92 ギガワット（GWh）の電力を提供できるようにする他、2013 年までに国内電力供給量の 30%を再生可能エネルギーで賄えるようにすること、国営電力

---

[814] http://www.afdb.org/en/news-and-events/article/afdb-approves-usd-225-million-loan-for-egypts-refining-company-6460/
http://citadelcapital.com/current-investments/egyptian-refining-company-petroleum-refining/
http://citadelcapital.com/press-releases/egyptian-refining-company-reaches-financial-close-on-us-3-7-bn-greenfield-petroleum-refining-project/

[815] http://www.afdb.org/en/knowledge/publications/millennium-development-goals-mdgs-report/2010-mdgs-report/
http://www.ebrd.com/pages/project/eia/44487.pdf

[816] カベオリカ風力発電所は、カーボヴェルデ政府と、カーボヴェルデ政府所有の電力会社エレクトラ社（Electra S.A., http://www.electra.cv/）及びアジアとアフリカのエネルギー関連プロジェクト開発金融ブローカーであるインフラコ社（Infraco Limited, http://www.infraco.com）との合弁プロジェクトである。

[817] V52-850 kW OptiSpeed® Wind Turbine モデル

[818] http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/ESIA%20-%20Cabeolica%20Wind%20Farm%20Projectt%20-%2018.03.2010%20EV.pdf

[819] 2012 年 1 月のベスタス社による発表では、米国のオペレーションを縮小する予定であることを明らかにしている。http://www.vestas.com/en/about-vestas/history.aspx

[820] 4 島の風力発電基地には 1 基当たり 850kW の定格出力を持つ風力発電機を合計 30～32 基設置する予定である。すなわち、サンチャゴ島に 11 基（総容量約 10MW）、サオ・ビセンテ島に 7 基（総容量約 6MW）、サル 島に 9 基（総容量約 8MW）、ボア・ビスタ島に 3～5 基（総容量約 2.5～4MW）の風力発電機が設置されるという。
http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Environmental-and-Social-Assessments/ESIA%20-%20Cabeolica%20Wind%20Farm%20Projectt%20-%2018.03.2010%20EV.pdf

[821] 同上

会社のエレクトラ社（Electra）の発電コストに係る不安定性を減少させること、政府とエレクトラ社の歳入を増大させることなども目標として挙げられている[822]。

なお、このプロジェクトの総額は、3,954 万 UA で、2010 年次の AfDB 承認融資総額は、1,318 万 UA であった。また、本プロジェクトには、AfDB の他、欧州投資銀行が 2,636 万 UA を融資している[823]。

822
http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/Annual%20Report%202010%20EN.pdf
823 同上